

イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止
——環大西洋世界のなかで——

目 次

序章 研究史の整理と本書の構成——1

1. イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止——概観……………1
2. 研究史の整理……………4
 - 人道主義的解釈の始原——レジナルド・クーブランド 4
 - 経済的解釈——エリック・ウィリアムズ 6
 - ウィリアムズ批判 10
 - アボリショニズムとイデオロギー的機能
——デイヴィッド・B. デイヴィス 12
 - 奴隷反乱——マイケル・クレイトン 15
3. 本書の構成……………16

第1章 「産業革命」期における
英領西インド植民地の経済——21

1. はじめに……………21
2. エリック・ウィリアムズの「衰退理論」……………22
3. アメリカ独立戦争以降の英領西インドの経済……………24
4. イギリスの奴隷貿易の発展……………30
5. 新植民地の開発……………32
6. 砂糖の過剰生産……………34
7. 同時代の観察……………35
8. 1808年以降……………37
9. おわりに……………39

第2章 奴隷貿易廃止運動の展開と議会での論戦——41

1. はじめに.....41
2. 奴隷貿易廃止運動の先駆者＝クウェイカー教徒.....42
 - クウェイカー教徒の決議 42
 - クウェイカー教徒の宗教的信条 45
 - クウェイカー教徒の宣伝活動 49
3. イギリス国教会福音主義派の目覚め.....54
4. ロンドン奴隷貿易廃止委員会の結成と第1次キャンペーン.....60
5. 砂糖不買運動と第2次キャンペーン.....73
6. 議会ロビー活動と奴隷貿易廃止.....79

第3章 アボリショニズムとシエラ・レオネ植民地——85

1. はじめに.....85
2. 在英黒人問題をめぐって.....86
3. シエラ・レオネへの黒人移送.....89
4. シエラ・レオネ会社の創設とノヴァ・スコシアからの黒人移送.....93
5. マルーン人の到着.....97
6. おわりに.....100

第4章 シエラ・レオネ植民地における解放アフリカ人——101

1. はじめに.....101
2. アフリカ協会の設立と初期の混乱.....102
3. 奴隷貿易廃止と解放アフリカ人.....108
4. 解放アフリカ人の人口分布.....115
5. 直轄植民地の形成.....119
6. 宗教・教育活動.....122
7. マッカーシー総督.....124
8. シエラ・レオネから西インドへ.....127
9. おわりに.....134

第5章	19世紀前半ブラジルの奴隷貿易とその廃止 —————	137
1.	はじめに	137
2.	大西洋奴隷貿易史におけるブラジルの位置	138
3.	バクス・ブリタニカと奴隷貿易廃止	140
4.	奴隷貿易の実態と外国の協力者	146
5.	奴隷制プランテーションの拡大	154
6.	国内奴隷貿易——結びにかえて	160
第6章	反奴隷制協会の結成と奴隷制廃止	
	——漸進的廃止から即時廃止へ——	165
1.	はじめに	165
2.	反奴隷制協会の結成	168
3.	即時廃止へ	177
4.	ジャマイカにおける奴隷反乱	186
5.	議会での妥協	191
6.	おわりに	196
第7章	年季奉公人制の廃止——1834-38年 —————	197
1.	はじめに	197
2.	年季奉公人の概況	199
3.	有給判事の役割	202
4.	反奴隷制協会の報告	207
5.	年季奉公人制廃止運動と議会の動き	210
6.	西インド植民地における年季奉公人制廃止の動き	219
7.	おわりに	222
第8章	西インドの奴隷とイギリスの労働者	
	——アボリショニズムとチャーティズム——	225
1.	奴隷労働と賃労働をめぐる議論	225

2. アボリシヨニズムとチャーティズム.....	229
3. 労働者の誕生.....	234

終章 結 語—————239

あとがき	243
初出一覧	245
索引	247

* 本書では、句点の前（行間）につける注番号と句点のうしろ（行中）につける注番号を区別している。前者は、その文だけにつける注を表すのに対して、後者は、かぎっこ内全体、あるいはその段落（パラグラフ）全体につける注を表している。

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

序 章

研究史の整理と本書の構成

1. イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止——概観

アメリカ独立戦争終結直前の1783年6月、イギリスのクウェイカー教徒は、奴隷貿易にどう対処すべきかを考えるための委員会を立ち上げ、その構成メンバー23名を選出した。その数週間後の7月7日に、その構成メンバーを含む6名のクウェイカー教徒は非公式に会合をもち、西インドの黒人奴隷の救済と解放、およびアフリカ沿岸における奴隷貿易阻止のためにいかなる手段をとるべきかを議論した。こうして開始された一握りの組織的努力は、4年後の1787年にイギリス国教会福音主義派のグループをも糾合して結成されたロンドン奴隷貿易廃止委員会に結実した。ただしこの時点では委員会の構成メンバーは12名であった。

この組織が核となり、奴隷貿易廃止のためのキャンペーンが繰り広げられ、草の根運動として議会請願署名運動がイギリス全土で展開された。こうした大衆運動をバックにして、議会でのロビー活動が行われた。フランス革命などの外的要因によって紆余曲折を経ながらも、1807年には奴隷貿易廃止法が成立した。その後、イギリス政府の外交的・軍事的政策の中心に他のヨーロッパ列強の奴隷貿易の制圧があった。ヨーロッパ列強と奴隷貿易廃止の条約を結び、それを盾にとってイギリス海軍は、武力でもって奴隷船を拿捕した。その行き先の中心はシエラ・レオネであり、ここで合同裁判が開かれ、

奴隷たちは解放された。

しかし、ブラジル（ポルトガル）と、キューバ（スペイン）は19世紀において最後まで執拗に奴隷貿易を続行していた。ブラジルは、「砂糖の時代」「金の時代」を経てこの時期に「コーヒーの時代」を迎えていた。キューバでは、新たな生産技術を備えた大規模な砂糖プランテーションが栄えていた。両者とも奴隷の需要がピークに達していたのである。それでもイギリスの強力な外交的・軍事的圧力によって、ブラジルでは1850年に、キューバでは1866年に、奴隷貿易は廃止された。

奴隷貿易を廃止したイギリスにおける次の課題は、奴隷制の廃止であった。奴隷貿易廃止後のアボリショニスト（廃止論者）の見通しは、新しい奴隷がアフリカから入ってこない条件のもとで、プランターたちは現存する奴隷たちをこれまでよりも慎重に取り扱うことになるので、奴隷の労働条件が徐々に改善されるであろう、ということであった。その積み重ねの結果として奴隷制廃止が達成されることを期待していた。しかし、現実には奴隷の処遇は改善されるどころかむしろ悪化したのである。これを座視するわけにはいかず、1823年にロンドンで反奴隷制協会が結成された。ここでとられた戦術は、漸進的奴隷制廃止であった。これに対し急進的な勢力は、即時廃止を唱え、活発な運動を組織した。この勢力のなかでとくに重要な役割を果たしたのは女性たちであった。

このキャンペーンは、奴隷貿易廃止のときよりもさらに広範になり、議会への請願署名の規模も拡大した。それは、議会改革運動など他の改革運動とも連動して、国民的大運動に発展した。また、1831年のクリスマスにはジャマイカで大規模な奴隷反乱が起こった。こうして1833年に奴隷制廃止法が成立した。しかし、これで奴隷が完全に解放されたわけではなく、一定期間、解散奴隷たちは元のプランターのもとで週45時間働かなくてはならなかった。いわゆる年季奉公人制である。また、プランターには総額2,000万ポンドの補償金が支払われることになった。年季奉公人制が廃止されるのは1838年のことであった。

この約50年のあいだに、イギリスは大きな歴史的転換を遂げた。経済的

側面としては、「産業革命」（工業化）の時代である。綿工業部門や鉄工業部門を中心に工業化が進展し、各地に工業都市が形成された。また、「リフォームの時代」といわれるように、日曜学校の開設や監獄と精神病院の改革、審査法廃止や議会改革など旧制度の見直しとその改革がはかられた。さらに、「第一次帝国」から「第二次帝国」への移行がなされ、重商主義帝国から自由貿易主義帝国への構造的転換がなされた。こうした歴史の変革期にあった時代に、奴隷貿易廃止と奴隷制廃止への転換はどのように位置づけられるのか。これが本書の課題である。

ここであらためて注意しなければならないのは、その出発点となったのがアメリカ独立戦争であったということである。アメリカ植民地を失ったことが、イギリス国民全体に精神的トラウマを与え、深い反省の機会を与えたのである。リンダ・コリーは次のように述べている。

「かつての植民地の手にかかって敗北することの屈辱感、階層秩序についての厳格な観念と大いなる自尊心をもつ支配エリートには、かなりこたえた。……。しかし、逆説的なことに、この敗北は、長期的に言えば、七年戦争で勝ち取った見栄えのする勝利よりも建設的であることははっきりしていた。」¹

また彼女は言う。

「アメリカ独立戦争のあと半世紀のあいだに、イギリスでははるかに意識的かつ公的なかたちでつくりあげられた愛国心が登場する。それは、君主制との密接なつながりや帝国の重要性に力点を置き、陸・海軍の功績を高く評価し、さらには、高潔で有能な真のイギリス人エリートによる、強力で安定した政府こそが望ましいものであることを強調していた。」²

アメリカ独立戦争は、アメリカ合衆国に新しい国民をつくりだしただけで

1 Colley, L. (1992) *Britons: Forging the Nation, 1707-1837*, Yale Univ. Press. (川北稔訳『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会, 2000年, 151ページ。)

2 同上, 153ページ。

はなかったのだ。

2. 研究史の整理

イギリスの奴隷貿易と奴隷制の廃止に関する研究はこれまでイギリスやアメリカ、西インドなどにおける多くの論者によって蓄積されてきた。議論をわかりやすくするために、ふたつの対立する解釈について述べておく。ひとつは「人道主義的解釈」で、奴隷貿易と奴隷制の廃止を可能にしたのは、キリスト教を基盤とする一群の人道主義者たちが運動を導き、良心をもつ多くのイギリス国民がそれに応えたためである、とするものである。もうひとつは「経済的解釈」で、指導者や国民の意識を規定するイギリス帝国の経済的変化をより根本的な原因だとするもので、具体的にはイギリス帝国内での西インド経済の重要性が減退したために奴隷貿易と奴隷制が廃止されたとするものである。両者の立場を折衷する、あるいは架橋する議論や別の要因を指摘する議論もあるが、以下に本書の課題設定を行うのに必要不可欠な議論を取りあげ、研究史を整理したい。

人道主義的解釈の始原——レジナルド・クーブランド

最初に取りあげる研究者は、オックスフォード大学の植民地史の教授であったレジナルド・クーブランドである。彼は早くからイギリス帝国統治の人道主義的側面について関心をもっていた。彼は、何度もアフリカを訪れており、西インドやインドにも行っている。彼は、王任委員会のメンバーであり、パレスティナやインドの自治問題にもコミットしていた。

彼の著作には、『小ピットの戦争演説集』（1915年）や『アメリカ革命とイギリス帝国』（1930年）などがあり、また、東アフリカの歴史に関する著作もあり、帝国の現状と課題から歴史的過去の問題にアプローチしていったと考えられる。この間、1923年に、ウィリアム・ウィルバーフォースの伝記、1926年にはラッフルズの伝記も書いている。前者は、イギリスのアボリションistに対する研究の第一歩だったといえる。³

さて、ここでとりあげなければならない彼の著作は、『イギリスにおける反奴隷制運動』⁴ (1933年)である。J. D. フェイジによれば、この著作は、イギリスの奴隷制廃止100周年を記念して刊行されたもので、クープランドの研究のなかではマイナーなものであったという。しかし他方で、その内容は多くの点で彼の真髓を表現しているともフェイジは指摘している。

クープランドは、この本で、イギリス旧帝国内の巨大な不正をただし、浄化された新帝国の理想を拡張することによってアフリカの苦難を取り払った歴史的物語を綴ったのである。その中心にウィリアム・ウィルバーフォース (William Wilberforce) をはじめとする人道主義的なアポリシヨニストたちがいた。クープランドの研究は、イギリスの奴隷貿易廃止および奴隷制廃止においてキリスト教に基礎をおく人道主義者たちの果たした役割を強調するものであったといえる。

とくに第2章「イギリス諸島における奴隷制廃止 (Abolition of Slavery in British Isles)」および第3章「解放者たち (The Emancipators)」においては、人道主義者たちの群像がまとめられている。そこでクープランドは、ジョン・ロック (John Locke) やダニエル・デフォー (Daniel Defoe) らが個人的に奴隷制や奴隷貿易を非難したことを示しながら、集団的にあるいは宗派としてそれらをはじめて非難し、かつ実践したのは、クウェイカー教徒であった、と指摘している。しかし、人道主義者の本流をなしたのはイギリス国教会の福音主義派で、のちにクラパム派 (Clapham Sect) と呼ばれる一団であったとしている。

さらに、サマーセット事件などの在英黒人問題に取り組んだグランヴィ

3 *The War Speeches of William Pitt the Younger* (1915), *The American Revolution and the British Empire* (1930), *Wilberforce* (1923), *Raffles* (1926).

4 Coupland, R. (1964, first published 1933) *The British Anti-Slavery Movement*, Frank Cass.

5 Fage, J. D. (1964) "Introduction to the Second Edition," Coupland, *ibid.*, p. xvi.

ル・シャープ (Granville Sharp) やのちにメソジスト派と呼ばれる宗派の創始者、ジョン・ウェズリー (John Wesley) の経歴をたどりながら、福音主義者の流れが広範になり、加速していく経緯が描かれている。また、アメリカ独立戦争とその結果が奴隷貿易廃止の動きに大きなインパクトを与えたことが強調されている。戦争終了以降、福音主義者たちはイギリス国民の犯罪や罪の意識に強くとりつかれるようになったとされる。クープランドはこれを、戦後ルネッサンス、帝国再建、国家の道徳的責任などという言葉で表現している。こうした言説と奴隷貿易廃止が結びつくのである。

「反省と改革」の1780年代に登場するのがケンブリッジ大学出身のトマス・クラークソン (Thomas Clarkson) とウィルバーフォースである。前者は自身の人生を奴隷貿易・奴隷制廃止に捧げるという決意を示し、後者は最初は多少の躊躇を示しながらも、ヨークシャー出身の下院議員として奴隷貿易・奴隷制廃止法成立のために精力を注ぐことになるのである。ウィルバーフォースは、1792年から97年まで、ウェストミンスターから近いクラバム教区のソーントン (Thornton) 家に居住しており、ここはアポリシヨニストのある種のたまり場、活動拠点になっていた。一世代ほど若いジェームズ・ステイーブン (James Stephen) やザカリー・マコーリー (Zachary Macaulay) などこのグループに含まれる。毎週日曜日には教区の教会に集まり、ジョン・ヴェン (John Venn) 牧師の説教を聞いたという。クラバム派の中心にはソーントン家があったが、クープランドはその活動の中心にはウィルバーフォースがいたことを強調した。

経済的解釈——エリック・ウィリアムズ

クープランドのこの著作に対して、挑戦的な姿勢で臨んだのは、エリック・ウィリアムズである。彼は、1944年に刊行された『資本主義と奴隷制』のなかで、イギリス資本主義の発展に対する奴隷貿易と奴隷制の寄与の大きさを強調したが、他方で、奴隷貿易と奴隷制の廃止についても考察している。彼の研究は、クープランドと同じ大学で行われただけでなく、彼に近いところで行われた。ウィリアムズは、「人道主義者は西インド諸島体制を打破し、

黒人を自由にする猛攻撃の先頭に立った。」⁶と人道主義者の功績に一定の理解を示したが、一方、それを否定する見解もみられる。「イギリスの人道主義者は、輝かしい集団だった。クラークソンは当時の人道主義の精髓を一身に具現する存在だった。」⁷と各地を転々とし、請願署名活動に力を発揮したクラークソンを高く評価した。

他方、下院議員のウィルバーフォースを酷評し、「人柄にも、生活態度にも、信仰にもどこか鼻につくところがある。指導者の器ではなく、穏健を旨とし、妥協とひきのばしをこととしていた。過激な手段には異をととなえ、大衆運動を恐れていた。貴族層の後援、議会でのかけひき、閣僚にたいする個人的影響力に頼って目的の達成をはかった。」⁸と手厳しい。

クラークソンとウィルバーフォースは、第2章で述べるように、奴隷貿易廃止運動のなかでは相互に必要な車の両輪のような働きをするのであるが、ウィリアムズは大衆運動家としてややラジカルな姿勢を示すクラークソンに好感をもっていたと言える。

ともあれウィリアムズは、奴隷貿易・奴隷制廃止に至る歴史的過程における人道主義者の役割を一定認めるものの、それを資本主義の発展段階論のなかで説明しようとする。『資本主義と奴隷制』のなかで彼は次のように述べている。

「18世紀の商業資本主義は、奴隷制および独占によってヨーロッパの富を築きあげた。こうして19世紀の産業資本主義の形成を促進したのであるが、商業資本主義・奴隷制およびその営為に敵対し、その力を破壊したもののこそ、ほかならぬ19世紀産業資本主義だったのである。」⁹
この言説のなかに彼の基本的な歴史認識が示されている。まず第1に、商

6 Williams, E. (1964, first published 1944) *Capitalism and Slavery*, Andre Deusch. (中山毅訳『資本主義と奴隷制——ニグロ史とイギリス経済史』理論社, 1978年, 202ページ。)

7 同上, 203ページ。

8 同上, 205ページ。

9 同上, 236ページ。

業資本主義の本質は植民地独占であり、その独占を支えたのが奴隷制であると主張している。すなわち、従来の資本主義の発展段階論における商業資本主義の真髄は奴隷制であると喝破したのである。第2に、この商業資本主義によって、したがってまた奴隷制によって、資本蓄積が促進され、それを基盤として産業資本主義が形成されたとされる。のちにウィリアムズ・テーゼとして定式化される、奴隷制によって、あるいは奴隷制を背景にして、イギリス産業革命は成立したとする議論である。

そして第3に、19世紀産業資本主義の成立過程において奴隷制が廃止された、とするもうひとつのウィリアムズ・テーゼがある。一言でいえば、奴隷制によってイギリス産業革命（産業資本主義）が成立し、その成立によって奴隷制が廃止されたとする歴史的なパラドックスをこの言説は示している。

商業資本主義から産業資本主義への移行過程に関しては伝統的なマルクス派の資本主義発展段階論を踏襲しているが、その過程に奴隷制を絡めたということがウィリアムズのユニークな視点である。なぜなら、伝統的なマルクス派の解釈では奴隷制と資本主義は相容れないカテゴリーで、奴隷制が資本主義のもとで存在していたとしても、それは遺制として存在していただけである、とするからである。

ウィリアムズは、「当時の政治・道徳思想は、経済的発展との密接な関連において検討されねばならない。」¹⁰と述べているように、人道主義を経済的発展との関係のなかで捉え、位置づけなければならないとするスタンスをとった。また、クーブランドを批判する言説として、「百年後に筆をとる歴史家はその真の利害関係を曖昧にして覆い隠すようなことは、いかなる意味においても許されないのである。」¹¹とあるように、ウィルバーフォースに代表される人道主義者の貢献を強調するよりも当時の経済的な利害関係を掘り下げる方が重要だとしている。いわゆるマルクス派の史的唯物論的な考えが彼の思考の底流にあったと思われる。

10 同上, 237 ページ。

11 同上, 237 ページ。

それでは、いかなる経済的な利害が奴隷貿易・奴隷制廃止に導いたと彼は考えたのであろうか。たとえば彼は、英領西インド最大の植民地ジャマイカにおいては「1799年から1807年のあいだに、65のプランテーションが放棄され、32のプランテーションが売りたてにあった。1807年に裁判にもちこまれたプランテーションは115に達した。」¹²と指摘する。また、英領西インドのプランターに関して、「1787年、プランターはハンドレッドウェイトあたり19シリング6ペンスの利益を得た。1799年には10シリング9ペンス、1803年には18シリング6ペンス、1805年には12シリングの利益を得たが、1806年には零であった。……1806年度のイングランドにおける余剰砂糖は6,000トンにのぼった。生産の切り下げが必要であった。生産を制限するためには、奴隷貿易を廃止しなければならぬ。」¹³と述べている。同様に、砂糖に関して「1807年における生産過剰から奴隷貿易の廃止が必至となり、1833年の生産過剰から、奴隷の解放は必至となった。」¹⁴と断言している。

ここで指摘されているのは、ジャマイカをはじめとする英領西インドの砂糖生産の絶対量の減少ではなく、キューバやブラジルの相対的に安い砂糖および新たに登場したヨーロッパ大陸産の甜菜糖との競争によって生じた相対的過剰生産による英領西インド経済の衰退である。すなわち、西インドの状況は、生産高が本国の消費量を上まわり、25%にのぼると評価される余剰分についてはヨーロッパ市場に販路を見いだすしかなかったわけであるが、好敵手たちがその販路を妨げたと解釈した。そして西インド経済の衰退が奴隷貿易ならびに奴隷制廃止に導いたと解釈した。

奴隷貿易と奴隷制廃止を経済的側面から説明するウィリアムズのスタンスは、彼だけのものではなく、先駆者が存在する。そのひとりがローウェル・J. ラガッツである。彼は、著書¹⁵のなかで、アメリカ独立革命以降の英領西

12 同上、171ページ。

13 同上、171ページ。

14 同上、174ページ。

15 Ragatz, L. J. (1963, first published 1928) *The Fall of the Planter Class*

ンドの社会経済的な衰退について述べている。18世紀半ばまでは繁栄を極めていた英領西インドのプランター階級の経済的基盤は、土地の疲弊、経営の失敗、帝国関税政策、外国との競争および戦争などによって崩壊したとしている。これを多くの統計的データを駆使して実証しようとしたわけであるが、ウィリアムズはラガッツのこうした理解やデータに依拠したのである。実際、ウィリアムズの著作はラガッツに献呈されている。

ウィリアムズ批判

ウィリアムズの先の過剰生産説に対して、H. テンパリーは以下のように批判している。「もし過剰生産が本当に問題であったとしたら、政府が生産を減少させるための穏便な方法を見いだすことができなかったかどうか。」¹⁶を問うてみる必要がある、その明白な方法は、関税を低くし、それによって価格を下げ、消費を刺激するということであった、としている。実際に英領西インドの砂糖価格を調べると、1807年および1833年に先立つ時期の砂糖価格は、キューバやブラジルのそれと比べて著しく高い¹⁷ことはなく、イギリス人1人当たりの消費量も増加していた、としている。つまり、テンパリーは、ジャマイカをはじめとする西インド経済は、ウィリアムズが断片的な指標で印象づけているほど衰退しているのではなく、たとえば砂糖生産の停滞などは政策的に回避できる程度であったと指摘している。

さて、ウィリアムズの議論に対する批判の急先鋒は、S. ドレッシャーである。ウィリアムズの議論が、英領西インド経済が衰退し、イギリス帝国内におけるその位置が減じることによって、植民地経済の基盤になっていた奴隷貿易・奴隷制が不必要になり、廃止された、とするのに対して、ドレッシ

in the British Caribbean, 1763–1833, Octagon Press.

16 Temperley, H. (1987) “Eric Williams and Abolition: The Birth of a New Orthodoxy,” in B. L. Solow and S. Engerman, ed., *British Capitalism and Caribbean Slavery: The Legacy of Eric Williams*, Cambridge Univ. Press, p. 244.

17 *Ibid.*, p. 253.

ヤーはこの議論を逆立ちさせた。すなわち第1章で詳しく述べるように、様々な経済的指標を使って、西インド経済の衰退は奴隷貿易禁止以降に生じたものであって、1807年に至っても英領西インドの帝国内の経済的重要性は減じるどころか、それ以前よりもむしろ高まっていた、とする。そして、奴隷貿易廃止以降、とくに1820年前後から西インド経済は徐々に衰退していったと主張した。すなわち、ドレッシャーは、西インド経済が衰退したから奴隷貿易が廃止されたのではなく、事實は逆で、奴隷貿易が廃止されて以降、西インド経済が衰退したのだと、ウィリアムズの議論を批判した。

ただし、ドレッシャーは、イギリス産業革命の進行過程で奴隷貿易・奴隷制が廃止されたことについては、ウィリアムズの指摘の重要性を認め、自らイギリス資本主義の発展すなわちイギリス産業革命とアポリショニズムの関係について掘りさげようとした。

産業革命と奴隷貿易廃止運動との関係でドレッシャーがとくに重視しているのは、工業化しつつあるイングランド北部、とりわけマンチェスターでの大衆的な請願運動である。1787年から88年の冬の請願署名運動において主導的な役割を果たしたのは、マンチェスターであったと強調している。しかも、マンチェスターでの運動は、ロンドンでの取り組みとは独立して生じた、としている。まさに産業革命の心臓部においてアポリショニズムの血液の流れが強化されたというのである。¹⁹

もうひとつの議論は、ウィリアムズとクーブランドとの対立、つまり経済か人道主義かという対立は、自由労働イデオロギーが奴隷制を非道徳的かつ非効率的であるとみなすことによって、解消されるとしたことである。簡単に言えば、奴隷貿易と奴隷制を廃止に追い込んだのは経済的動因なのか人道主義的要因なのかではなく両方なのだとする、ある種の折衷的スタンスであり、その両者を架橋するのが自由労働イデオロギーだとするのである。

18 Drescher, S. (1977) *Econocide: British Slavery in the Era of Abolition*, Univ. of Pittsburgh Press.

19 Drescher, S. (1986) *Capitalism and Antislavery: British Mobilization in Comparative Perspective*, Macmillan.

アポリシヨニズムとイデオロギー的機能——デイヴィッド・B. デイヴィス

次に、ドレッシャーと同じくアポリシヨニズムと産業革命との関係に注目しながらも、アポリシヨニズムのイデオロギー的機能に焦点を当てた研究者に D. B. デイヴィスがいる。ドレッシャーの解釈によると、デイヴィスは、アポリシヨニズムの主要な社会的作用が植民地の奴隷主の打倒にあるのではなく、むしろ本国における労働者階級の敵対を逸らすことにあったと主張した、ということになる。²⁰つまり、反奴隷制の運動を間接的に社会的統制の機関にし、本国での見えざる鎖が張り巡らされるのを強化しているのは、アポリシヨニストだと断言したとされる。

しかし、ドレッシャーのこうした解釈に対してデイヴィスは反論している。デイヴィスはドレッシャーが言うような単純な説ではなく、もっと複雑なモデルを提供したとしている。すなわち、植民地のプランテーションシステムは、解放や家長長主義の考えを試すための投影的なスクリーンあるいは実験的劇場として役立ち、また、本国の不安によって促進された社会的変化を統制したとしている。²¹1790年代から1820年代にかけてフランス革命やそれに続くナポレオン戦争、産業革命の進行、ナショナリズムやキリスト教復興運動などによってイギリスの様々な集団や階級が不安を抱えるなかで、それらを統合し、不安を解消するようなイデオロギーが必要であり、それがアポリシヨニズムであったというのである。

ここでデイヴィスは、イデオロギーをある具体的な階級利害を推進するために使われる固定的な観念や教義ではなく、階級、ジェンダー、その他の集団的利害を正当化するものと考えている。こうした柔軟なスタンスを維持しながら、個々の改革者の動機と、彼らのレトリックや影響力に支配的な意味を与えるイデオロギー的文脈とを区別することが重要であるとしている。

20 Drescher, S. (1987) "Paradigms Tossed: Capitalism and the Political Sources of Abolition," in Solow and Engerman, ed., *British Capitalism and Caribbean Slavery*, p. 195.

21 Davis, D. B. (1987) "Capitalism, Abolitionism, and Hegemony," in Solow and Engerman, ed., *British Capitalism and Caribbean Slavery*, p. 217.

もう少し具体的に見てみよう。1786年にクラークソンが、ケンブリッジ大学で賞を得た、奴隷貿易の生々しい恐ろしさを描いたエッセイを出版した際、奴隷制擁護論者であったギルバート・フランクリン (Gilbert Franklin) は、悪臭を放つ工場で働くイギリスの労働者や児童の状態に比べると西インドの奴隷は安全性と快適さは担保されている。そうだとすれば、なぜ大学は、バーミンガム、マンチェスター、あるいは他の工業都市の工場で働く貧しい人々の生命や健康に悪い影響を与えていることを描いている論文に賞を与えないのか、と疑問を呈している²²。

同様の指摘は、基本的にあらゆる形態の政治経済的強制に反対するラジカル派のなかからも提出されている。アボリショニストたちが、海外の抑圧に対して道徳的な怒りを発揮しているのに、それと同等かより強い抑圧状態に置かれている本国の人々の状況に対しては寛容であることを問題にしている。

アボリショニストたちは理論的には、あらゆる形態の社会的抑圧を非難しており、人間性に対する目に余る犯罪として奴隷貿易や奴隷制に優先順位を与えているだけである。これを優先させる戦術あるいはレトリックのなかで自由労働（賃労働）をもちあげる部分が存在した。ほとんどのアボリショニストたちは、自由労働の世界と奴隷労働つまり強制労働の世界を截然と区別する道徳的判断を有していた。彼らのもっとも大きな期待は、アフリカ人のカリブ海諸島を含む南北アメリカへの強制的な連行を終わらせ、黒人奴隷を快活で従順な労働者に転換させることであった。後者は、賃金を得るために自発的に労働することによってのみ実現できるとされている。

しかし、こうして本国と植民地社会とのあいだに引かれた線は、産業革命が新たな形態の搾取や苦痛を導入しようとしていたときには、すなわち賃金労働を労働の普遍のかつ標準的な形態として価値を定めようとしていた時期には、イデオロギー的な意味をもっていた。イギリスの労働者階級は、西インドの奴隷に比べて犠牲の程度は低いものと設定された。前者の労働は自分

22 Davis, D. B. (1975) *The Problem of Slavery in the Age of Revolution 1770-1823*, Cornell Univ. of Press, pp. 462-463.

の意志から発する自発的なものであるのに対して、後者のそれは鞭と暴力の外からの圧力による強制的なものであったからだ。

自由か強制かという区別は、当時のイギリスとその周りの状況にも大いに影響を受けたとされる。1772年のサマーセット判決がイギリス本国では奴隷制を非合法化したと、アボリショニストは繰り返し宣伝してきた。ヨーロッパの人々の多くが、ナポレオンの専制によって奴隷化されたと喧伝された一方で、イギリスは自由の国であると定義されたことは決定的であった。ナポレオン戦争でフランスと対立するなかでイギリス国民をひとつに統合するイデオロギーは「自由」であり、それによって外国の専制に抵抗し、払いのけることができると信じられた。国民的指導者たちが自由の守り手として認識されるにおよんで、国内の様々な抑圧を助長しているとして彼らを非難することは難しくなった。

植民地の労働システムに対する政府の最初の介入の時期は、本国における労働規律や労働管理の差し迫った問題に対処しなければならない時期に一致していた。それは、まだ産業プロレタリアートの問題ではなく、伝統的な制約から切り離された農村の膨大な労働力の問題であった。多くのイギリス人はアボリショニストを含めて初期の産業化に伴う変化に対して両義的な思いをもっていた。奴隷制の問題は、様々なグループの、また多様な有産階級の集合場所を提供した。彼らは、進行中の経済的変化から利益を得ているとともに、安定性を確保したいと強く願っていたのである。

デイヴィスは次のように述べている。奴隷制プランテーションを肉体的拷問に全面的に依存する制度として思い描くことによって、アボリショニストはそれよりも野蛮でない社会的規律の方法には承認を与えた。彼らは、労働者の上方への移動よりも遠く離れた黒人の人間的レベルへの上昇に重点を置いた。イデオロギー的ヘゲモニーの理論についての根本的な問題は、アボリショニズムが労働者階級を統制したかということにあるのではなく、その運動が他の形態の反対運動をどの程度鼓舞したか、あるいは、エリートたちの道徳的権威をどれほど強めたか、ということにある。²³

奴隷反乱——マイケル・クレイトン

次に、植民地における奴隷の抵抗や反乱が奴隷制廃止に至る過程でいかなる役割を果たしたのかを問題にしたのは、マイケル・クレイトンである。とくに、1833年の奴隷制廃止法が議会を通過する直前にジャマイカで起こった奴隷反乱は、特筆すべき性格のものであった。²⁴ ジャマイカの西部を中心にして決起した奴隷の人数は約6万人であったと見積もられている。イギリス植民地の奴隷反乱史上最大規模であった。フランス領サン・ドマング（ハイチ）のように奴隷反乱によって独立を勝ち取ることなく、反乱は数か月のうちに鎮圧され、首謀者は処刑されたけれども、奴隷制廃止をめぐるその後の政治的議論に決定的な影響を与えたことは間違いない。エリック・ウィリアムズも、「経済的変化、独占主義者の凋落、資本主義の発展、イギリスの教会における人道主義者の活動、議会における紛糾をきわめた論議等々はすべて、自由の身たろうとする奴隷自身の決意のなかに収束した。ニグロは、自己の労働の創造した富それ自体の発展に鼓舞されて自由へ向かったのである。」²⁵と述べている。

この反乱は、クリスマス反乱あるいはバプティスト反乱と呼ばれているが、とくに後者の呼称は、この奴隷反乱を主導した人々の多くがバプティストであったことに由来する。したがって、ジャマイカではこの宗派の教会が各地で作られ、バプティスト派の牧師たちが奴隷たちやクレオールたちに強い影響力をもっていたことを物語っている。奴隷反乱が鎮圧される過程で、こうした牧師たちも反乱を唆したとの咎を受け、迫害された。彼らは、それを逃れて、本国に足早に帰還した。本国に戻った彼らは、現地で観察した奴隷反乱の経緯や反乱の原因、また、自分たちが被った被害の状況を生々しく語った。こうしてジャマイカの奴隷反乱は英領西インドの奴隷制を即刻廃止すべきであるという世論を形成するうえで決定的な役割を果たした、とクレイト

23 Davis, D. B. (1987) p. 226.

24 Craton, M. (1982) *Testing the Chains: Resistance to Slavery in the British West Indies*, Cornell Univ. Press, pp. 291–321.

25 ウィリアムズ (1978) 234 ページ。

ンは強調した。

以上のように、イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止をめぐる論点は多岐にわたっているが、イギリスの工業化の過程を背景に廃止運動が進行したことを重視し、英領西インドと本国との経済関係の変化をおさえておく必要がある。また、また、アボリショニストのなかでもその中心となったクウェイカー教徒とイギリス国教会福音主義派（クラパム派）に焦点を当て、どのようにして廃止運動の潮流を形成していったのかを明らかにしたい。これは人道主義の特徴を明らかにすることになるが、他方で、後者のクラパム派がシエラ・レオネに植民地を形成するという帝国主義的側面をもっていたことは重要である。また、奴隷制が廃止される局面で奴隷自身が反乱をおこし、自らの運命を決めようとしたことも重要である。さらに、この運動のなかで植民地の奴隷解放との関係で本国の労働者の状態が問題視されたことにも触れておかなければならない。こうした事象を、環大西洋世界のなかで密接に関連するものとして明らかにする必要がある。

3. 本書の構成

以下に本書の構成を簡単に述べておきたい。

第1章では、英領西インド経済の衰退という条件がイギリスの奴隷貿易廃止および奴隷制廃止をもたらした、とするウィリアムズの主張を取り上げる。S. ドレッシャーは、具体的な数値に基づき西インド経済の衰退が見られるのはイギリスで奴隷貿易が廃止された1807年以降のことであり、西インドに新規の奴隷が輸入できなくなってその経済が衰退に向かっていった、とウィリアムズの議論を逆転させた。西インド経済の衰退が見え始めるのは1820年代からであり、その条件のもとで1833年に奴隷制が廃止されたとするのである。ドレッシャーはウィリアムズの議論を部分的に否定したが、奴隷制廃止に至る全般的傾向については認めていた。

第2章では、奴隷貿易廃止運動を推進したふたつのグループ（宗派）を取

り上げる。ひとつはクウェイカー教徒であり、もうひとつは英国国教会の福音主義派（クラバム派）である。1787年にロンドンでアボリション・コミTEEという委員会が結成されたとき、そのメンバーのうち9人がクウェイカー教徒であり、残りが国教会福音主義派であった。この委員会が中心になり、奴隷貿易廃止のための議会請願運動が繰り返される。また、西インド産の砂糖不買運動は、女性たちも巻き込んで全国的な大衆運動として展開された。これをバックにしてウィルバーフォースらが議会で奴隷貿易廃止法案を提出し、議論が展開される。ヨーロッパ大陸ではフランス革命とそれに続くナポレオン戦争などで奴隷貿易廃止の運動はいったん下火になるが、イギリスでは最終的に1807年に法案が議決される。

第3章では、奴隷貿易廃止運動が展開されると並行して、ロンドンで在英黒人問題が浮上し、彼らを西アフリカのシエラ・レオネに連れていき、自由黒人の理想的な共同体を作ろうとした歴史的過程をたどる。クラバム派のグランヴィル・シャープなどがこの計画に大きな期待をもっていた。1788年にシエラ・レオネに400人余りが到着したが、熱病などで死亡する者が続出し、期待通りにはいかなかった。その後、カナダのノヴァ・スコシアから自由黒人1,000人余りが入植し、さらにジャマイカのマルーン（逃亡奴隷）出身の黒人もここにやってきた。こうして、1808年にシエラ・レオネはイギリスの直轄植民地になった。

第4章では、1807年の奴隷貿易廃止以降、イギリス海軍が外国の奴隷船を拿捕し、シエラ・レオネに連行し、囚われの黒人奴隷を解放したことに焦点をあてる。イギリスは、フランス、ポルトガル（ブラジル）、スペインなどと奴隷貿易禁止の条約を結び、外国の奴隷船に対する監視の目を光らせた。奴隷船を見つけると、主としてシエラ・レオネまで連行し、各国とイギリスとの合同法廷を開き、奴隷を解放したのである。その数は1850年ころまでに6万人を超えると見積もられている。彼らの多くはシエラ・レオネに留まり、植民地社会のマジョリティになっていったのである。

第5章では、イギリスの外交的・軍事的圧力を受けながらも19世紀にもっとも多くの奴隷を輸入したブラジルを取りあげ、奴隷貿易廃止に至る過程

を明らかにする。ブラジルでは19世紀初めからリオ・デ・ジャネイロと、やや遅れてサン・パウロでコーヒープランテーションが栄え、1830年にコーヒーが輸出額のトップに踊り出る。そのための労働力として大量の奴隷が必要になったのである。ブラジルは1820年代にイギリスとのあいだで、奴隷貿易禁止条約を結んだが、まさに「コーヒーの時代」を迎えて、非合法の奴隷貿易が活発になっていった。しかし、イギリス海軍は執拗に奴隷船を追跡し、また、その後の厳しい条約を経て1850年にブラジルの奴隷貿易が廃止されることになる。

第6章では、再びイギリスに話を戻して、奴隷制廃止に至る過程をたどる。1823年にロンドンで反奴隷制協会が結成され、奴隷制を漸進的に廃止する運動を展開する。しかし、運動参加者のなかのラジカル派は即時廃止を要求し、この勢力が大きくなっていく。こうしたなか1831年にはジャマイカで大規模な奴隷反乱が起り、派遣軍によって鎮圧されたものの、イギリス本国の世論は奴隷制廃止に傾いていく。その結果、1833年に奴隷制が廃止される。その際、西インドのプランターには総額2,000万ポンドの補償金が支払われることになった。また、プランテーションを存続させるために年季奉公人制が導入された。

第7章では、この年季奉公人制を廃止する過程を明らかにする。元奴隷たちは奉公人という名のもとで週45時間の労働を強制され、従わない場合には鞭で打たれた。年季があったとはいえ、実質的には奴隷労働と変わりなかった。年季奉公人制の実態が調査され、イギリス本国ではこれに反対する運動が組織された。1838年に年季奉公人制が廃止され、これによって奴隷制は完全に廃止された。

第8章では、植民地における奴隷制が廃止されるのと並行して本国では大量の賃金労働者が形成されたことに注目し、奴隷との対比で賃金労働者の性格を明らかにする。18世紀前半までサーヴァントという言葉には、召使いや奴隷、それに労働者も含まれていた。しかしその後、労働者は奴隷と違って、自由で意欲をもって働くという属性をもつとされた。これはイデオロギーで、労働者の実態は奴隷よりも厳しく、1日に15時間以上も働いていた。

序 章 研究史の整理と本書の構成

この実態を是正すべくチャーティスト運動などが繰り広げられたのである。つまり、奴隷を踏み台にして近代労働者が形成されたことを明らかにする。

終章では、これまでの議論を踏まえ、イギリスのアボリショニズムがその体制に与えた影響を総括する。

第 1 章

「産業革命」期における 英領西インド植民地の経済

1. はじめに

エリック・ウィリアムズの『資本主義と奴隷制』（1944年）の論点に立ち戻るならば、以下のようなになる。

19世紀前半における奴隷貿易廃止（1807年）と奴隷制廃止（1833年）に導いた要因を探ろうとしたウィリアムズは、奴隷制に支えられた英領西インド経済の衰退にその解答を見出した。すなわち、アメリカ独立戦争以降、イギリス帝国経済における西インドの重みが減退し、こうした経済的土台の変化が奴隷貿易・奴隷制廃止に導いたと主張した。ウィリアムズ以前には経済的要因を重視する、すでに触れたラガッツらの主張があるが、この問題をめぐる主流派は、クーブランドに代表されるように、イギリス人のキリスト教的な人道主義あるいはそれを背景とする奴隷貿易・奴隷制廃止運動（アボリショニズム）にその答えを求めていた。序章で述べた「経済的解釈」か「人道主義的解釈」かの対立である。

しかし冷静に考えてみれば、ふたつの解釈は二律背反的な議論ではなく、相補的な議論だともいえる。実際にシーモア・ドレッシャーはふたつの解釈を架橋しようとした。彼は、アボリショニズムが「産業革命」と並走したことを重視し、アボリショニズムのイデオロギー的側面と経済的側面を一体のものとして捉えようとしている¹。

本章では、ウィリアムズの「衰退理論」の特徴を明らかにし、それに批判的論点を展開したドレッシャーに依拠しながら、英領西インド経済の重みを具体的なデータに基づき検討したい。そのうえで「産業革命」とアボリショニズムとの関係を考察したい。

2. エリック・ウィリアムズの「衰退理論」

ウィリアムズは『資本主義と奴隷制』のなかで、次のように述べている。

「新たな時代は、すでに始まっていた。1776年は、独立革命の、同時にまた『諸国民の富』刊行の年である。……。アメリカの独立は、砂糖島嶼のとどまるところを知らぬ転落の開始を告げる合図だった。」²

アメリカの独立は、イギリスの重商主義体制を破壊し、植民地体制に対する嫌悪感を煽りたてることになった。アメリカ独立がもたらした最大の災厄は、英領砂糖プランターがフランスの競争相手と直面することになったことだと、ウィリアムズはいう。仏領産砂糖の原価は英領産のそれより2割程度下回り、また、仏領最大の砂糖植民地サン・ドマング（ハイチ）の砂糖生産高は1780年代にジャマイカの5倍に達していたとされる。

ジャマイカの惨状の描写はさらに続く。この島では1780年から87年までのあいだに1万5千人の奴隷が餓死した。また、1775年にジャマイカには775のプランテーションが存在したが、1791年までにその約23%が負債のために売却され、7%が放棄された。³さらに、1799年から1807年までのあいだに65のプランテーションが放棄され、32のプランテーションが売却された。⁴こうして、アメリカの独立は、英領砂糖植民地の凋落の第一歩をしるしたとされる。

1 Drescher, S. (1986) *Capitalism and Antislavery: British Mobilization in Comparative Perspective*, Macmillan.

2 ウィリアムズ (1978) 138 ページ。

3 同上, 141 ページ。

4 同上, 171 ページ。

ウィリアムズはまた、上の議論とは多少齟齬をきたす議論を展開している。それは、奴隷貿易と奴隷制の廃止に導いた短期的要因として砂糖の過剰生産をあげているからである。たとえば、1806年のイングランドにおける余剰砂糖は6千トンにのぼり、生産を制限する必要から奴隷貿易が廃止された、また、同じく1833年の過剰生産から奴隷制廃止が必至のものとなったとして⁵いる。ここから、過剰生産を引き起こすくらいの砂糖の生産量をあげているなら、英領西インド経済は衰退したといえるのかという疑問が生じる。

ウィリアムズの議論のもうひとつのポイントは、イギリス帝国内における経済的重心の移動である。彼は、「アメリカの諸植民地が独立をかちとったとき、カリブ海はイギリスの内海ではなくなった。英帝国の重心は、カリブ海からインド洋に、西インド諸島からインドに移動した。」⁶と述べている。奴隷貿易・奴隷制廃止運動（アボリショニズム）のなかで英領西インドに対する攻撃は、奴隷貿易や奴隷制に対してだけでなく、砂糖独占つまり砂糖特恵関税に対してもなされた。英領西インドの砂糖は保護関税によって守られていたからである。また、奴隷労働によって生産された西インドの砂糖ではなく、「自由労働」によって生産された東インドの砂糖を輸入すべきであるというスローガンはこの運動のなかで頻繁に繰り返された。ただし、東インドの砂糖生産は少なくとも1820年代までは取るに足りなかった。

これに関連してアボリショニズムの指導者の一部に東インドの利害を代表する人物がいた。ソーントン家は東インド公債を所有し、西インドの砂糖独占に反対した。ザカリー・マコーリーは、東インド会社の株式を所有し、1823年に東インド会社本社における砂糖関係の討論会で奴隷制に対して痛烈な批判を加えたことで知られている。また、ジェームズ・クロッパー（James Cropper）は、リヴァプール最大の東インド産砂糖の輸入業者であり、議会における東インド利害の指導者トマス・ウィットモア（Thomas Whitmore）は奴隷制廃止協会の副会長であった。彼らは、西インドの奴隷

5 同上、171ページ。

6 同上、142ページ。

制に反対しただけでなく、西インドの砂糖独占を痛烈に批判した。

最後に、18世紀の商業資本主義から19世紀の産業資本主義に移行したとするウィリアムズの歴史認識について述べておきたい。奴隷制の発展はそのまま重商主義の興隆と軌を一にしていたが、奴隷制によって築きあげられてきた富によって形成された既得権勢力がいまや逆に奴隷制そのものを破壊するに至ったというパラドックスについてである。ここでの既得権勢力とはいったい誰のことを指すのであろうか。彼は、「有力な既得権勢力——綿織物業者、海運業者、製糖業者——，有力な商工業都市——ロンドン、マンチェスター、リヴァプール、バーミンガム、シェフィールド、ヨークシャーのウェスト・ライディング——は一致団結して西インドの奴隷制と独占を攻撃した。」⁷と述べている。しかし、こうした勢力の一部は奴隷貿易や奴隷制に利害を有していたことも付け加えておかなければならない。

ところで、この重商資本主義から産業資本主義へという資本主義の段階論は、これまでマルクス派の通説として信じられてきたけれども、これに疑問を呈する議論も出てきている。とくに、イギリス産業革命と産業資本主義の成立についてはそれを否定し、あるいは、それほどではなくてもその議論に再考を促す議論が活発になされている。たとえば、「ジェントルマン資本主義」論者のケインとホプキンスは、イギリスの支配階級は一貫して地主ジェントルマンであったとして、産業資本家のヘゲモニーを否定している⁸。ウィリアムズ・テーゼ再考の射程は、その歴史認識だけでなく、その資本主義像にまで押し広げる必要があるだろう。

3. アメリカ独立戦争以降の英領西インドの経済

すでに触れたように、ウィリアムズの議論の展開としてはアメリカ合衆国

7 同上，176 ページ。

8 Cain, P. J. and A. G. Hopkins (1993) *British Imperialism: Innovation and Expansion 1688-1914*, Longman. (竹内幸雄・秋田茂／木畑洋一・旦祐介 訳『ジェントルマン資本主義の帝国』I/II, 名古屋大学出版会, 1997年。)

第1章 「産業革命」期における英領西インド植民地の経済

表 1-1 イギリスと英領西インド間の輸出入額 (1710-1819年)

(単位：1,000 ポンド)

年	輸入額	輸出額	年	輸入額	輸出額
1710-14	3,624	1,383	1765-69	13,907	6,042
1715-19	3,986	1,648	1770-74	16,081	6,748
1720-24	5,252	1,387	1775-79	15,563	6,897
1725-29	6,551	1,598	1780-84	12,268	7,215
1730-34	6,961	1,291	1785-89	19,574	7,835
1735-39	6,877	1,296	1790-94	20,940	13,885
1740-44	6,360	2,059	1795-99	23,856	19,983
1745-49	6,210	2,162	1800-04	38,177	19,063
1750-54	7,767	3,401	1805-09	39,996	25,049
1755-59	9,166	4,018	1810-14	n.a.	n.a.
1760-64	10,593	5,419	1815-19	40,330	28,561

〔備考〕 輸入額については1755年まで、輸出額については1759年まではイングランドとウェールズの数値であり、それ以降はスコットランドを含めた数値を示す。

〔出所〕 Mitchell, B. R. and P. Deane (1962) *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge Univ. Press, pp. 309-311.

の独立がひとつの大きな分水嶺になっている。それ以前は、西インドの経済は順調に成長したが、それ以降は衰退していったというのである。この点について具体的なデータを検討しながら、批判を展開したい。

表 1-1 をみると、イギリスと英領西インドとの貿易額は、輸出入とも 18 世紀の前半まではやや高まってはいるもののそれほど大きな伸びはなく、むしろ大きな伸びを示すのは 18 世紀半ば以降である。この世紀の後半をみると、たしかにアメリカ独立戦争期間中、輸入額は減退しているが、1780 年代後半以降はウィリアムズが考えているイメージとは逆にイギリスと西インド間の貿易額は輸出入とも飛躍的に増大しているのである。アメリカ独立戦争直前の 1770-74 年の額を基準とした場合、1795-99 年のイギリスの輸入額、輸出額はそれぞれ 1.48 倍、2.96 倍になっており、また、1805-09 年には同じく順に 2.49 倍、3.71 倍に増大している。

18 世紀中にイギリスの貿易総額も増えているので、それを考慮して次にイギリスの貿易総額のなかでの英領西インドのシェアを示した表 1-2 をみて

表 1-2 イギリスの貿易総額に占める英領西インドのシェア (1713-1822 年)

(単位：%)

年	輸 入	輸 出	輸出入	年	輸 入	輸 出	輸出入
1713-17	17.9	5.0	10.7	1768-72	27.2	9.7	17.7
1718-22	16.7	3.9	9.9	1773-77	28.7	11.6	19.7
1723-27	18.3	4.4	10.9	1778-82	29.3	13.4	21.0
1728-32	20.4	3.9	11.7	1783-87	26.8	11.3	19.1
1733-37	18.6	3.0	10.1	1788-92	24.3	12.0	17.8
1738-42	19.9	4.1	11.6	1793-97	24.3	13.2	18.0
1743-47	19.4	4.3	10.3	1798-1802	27.6	14.3	20.2
1748-52	20.9	5.3	11.5	1803-07	30.5	13.1	20.8
1753-57	23.5	7.1	14.0	1808-12	30.3	14.0	20.9
1758-62	23.7	8.2	14.3	1813-17	27.6	11.9	17.6
1763-67	24.0	8.4	15.3	1818-22	25.8	9.7	15.9

〔備考〕 表 1-1 に同じ。

〔出所〕 Mitchell and Deane (1962) pp. 309-311.

表 1-3 イギリスの砂糖輸入額 (1715-1829 年)

(単位：1,000 ポンド)

年	砂糖輸入額	指 数	年	砂糖輸入額	指 数
1715-19	4,390	100	1775-79	10,715	244
1720-24	4,460	102	1780-84	9,445	215
1725-29	5,735	131	1785-89	12,509	285
1730-34	6,070	138	1790-94	13,730	313
1735-39	5,759	131	1795-99	17,143	391
1740-44	5,581	127	1800-04	24,411	556
1745-49	5,988	136	1805-09	25,093	572
1750-54	6,307	144	1810-14	n.a.	n.a.
1755-59	7,379	168	1815-19	26,756	610
1760-64	10,321	235	1820-24	27,479	626
1765-69	10,035	229	1825-29	28,579	651
1770-74	11,509	262			

〔備考〕 1791 年までの数値はイングランドとウェールズ、1792 年以降の数値はスコットランドも含む。

〔出所〕 Mitchell and Deane (1962) pp. 285-292.

みよう。1713-17年にはそのシェアは10.7%であり、世紀半ばまではあまり変わらず、その後増加に転じ、1768-72年には17.7%になっている。その後20%前後を推移しているが、そのシェアが減少しはじめるのは1810年代後半からである。といっても、その減少幅はたかだか5%であり、急減したというわけではない。

ところで、英領西インドのもっとも重要な生産物は砂糖であった。表1-3はイギリスの砂糖輸入額の推移を示したものであるが、これは英領西インドの砂糖生産額の推移とほぼ同等であると考えられる。これをみると、砂糖の輸入額は1715-19年を基準としたとき、1745-49年の時期に1.36倍になり、1770-74年の時期に2.62倍になっている。この間輸入額を順調に伸ばしているといえる。1780-84年のアメリカ独立戦争の終盤期に輸入額が一時的に減退しているものの、それ以降はまた上昇に転じている。1800-04年の時期にその前の5年間と比べて1.42倍になっているのは、トリニダードやガイアナなどの新しい植民地が開発されたことが大きく寄与している。このように英領西インドの砂糖生産がアメリカ独立戦争を契機として減少したとはいえない。

砂糖以外の植民地物産についてはどうであったのか、補足的に述べておきたい。ランカシャーの綿工業は1780年代とくにその後半以降に急速な成長をみせるのであるが、その原料となる綿花生産でも英領西インドは重要な役割を担った。1786-87年のデータをみると、イギリスに輸入された原綿の4分の1が英領西インドからであった。ちなみに、英領以外の西インドから3割強、レバントから3割、ブラジルから1割強を輸入していた。この時点ではまだアメリカ合衆国からの輸入は無視できる。

1798年になると、英領西インドには新たな植民地が加わり、それも含めて4割弱、レバントからの輸入は激減するもののアジアや南アフリカを含む東半球から2割弱、ブラジルから同じく2割弱、またアメリカ合衆国から2割弱に変化している。1803年になると、英領西インドから3割、東半球から約7%、ブラジルから約16%、アメリカ合衆国から4割を輸入している。この時点でアメリカ合衆国が第1位になっている。この間原綿輸入量は、

1786-87年を基準にした場合、重量で1798年に約1.9倍、1803年に2.9倍に増加している。

一方イギリスのコーヒー輸入については、その大部分が国内消費ではなく再輸出にまわされていたために砂糖や綿花と同列に扱うことはできないが、英領西インド経済にとっては重要な生産物であった。英領西インドからのコーヒー輸入量をみると、1771-75年の年平均量は5万2,015ハンドレッドウェイト⁹（アイルランド以外の再輸出率は90.3%）で、1781-85年には約半分の2万6,144ハンドレッドウェイトに減少するが、1791-95年には11万4,774ハンドレッドウェイト（同再輸出率は91.1%）に急増し、1801-05年には36万3,905ハンドレッドウェイト（同再輸出率は91.8%）に増えている。この間輸入量は約7倍に達している。

1790年代以降の英領西インドの砂糖、綿花、コーヒーの生産高の増加には仏領サン・ドマング（ハイチ）における大規模な奴隷反乱が直接、間接に影響している。フランス革命に呼応してハイチで奴隷反乱が勃発するのは1791年のことであるが、その後10年あまりにもわたってハイチのプランテーション経済は混乱に陥る。ハイチは1783年にフランス植民地全体の砂糖生産量の3分の2を占め、また、ハイチだけで英領植民地全体の砂糖生産に匹敵していたが、奴隷反乱によってプランテーション経営が麻痺したのである。¹⁰

仏領西インド諸島で生産された砂糖の大部分は大陸ヨーロッパに再輸出されていたが、ハイチの砂糖生産が急減したために需給ギャップが生じた。この穴を埋めたのがイギリス領のジャマイカとスペイン領のキューバ、ポルトガル領のブラジルであった。たとえば、英領西インド産の砂糖の再輸出率は、1771-75年および1781-85年の時期に、順に4.5%、10.0%であったが、1791-95年および1801-05年の時期には順に24.5%、33.3%に急増している。

9 1ハンドレッドウェイトは約50.8kg。

10 ハイチ革命については、浜忠雄（2003）『カリブからの問い——ハイチ革命と近代世界』岩波書店。

綿花やコーヒーについても同様の事態が生じた。1789年のハイチの奴隷人口は約43万人であったが、1796年4月には6万人の奴隷しかプランテーションで働いていない、と報告されている。この時点で砂糖生産は少なくとも80%減少し、綿花は90%以上、コーヒーは約40%低下したとされている。1797年にイギリス政府は、この島の輸出は全体で75~80%ダウンしたと見積もっている。実はハイチだけでなく他の英領西インドでも、ハイチほど激しいものではなかったものの、同様の混乱が生じていたのである。フランス領全体の生産の落ち込みに逆比例して、英領西インドとりわけジャマイカの生産が上昇した。実のところ、ジャマイカにはキューバとともに、ハイチから逃れてきたプランターが住みつき、新しいプランテーションが開発されたのである。

ところで、イギリスから英領西インドへの輸出額がアメリカ独立戦争以降伸びていったことはすでに確認したが、イギリスで製造された個々の品目について英領西インドのシェアがどれくらいあったのかを、1805-06年についてみておきたい。真鍮および銅製品は37%、鉄製品も同じく37%、リンネル製品は60%、綿製品は18%などとなっている。これらの製品はいずれも18世紀後半に急成長した輸出品目で、「旧工業製品」としての毛織物に対比して「新工業製品」と呼ばれているものである。いまこれにアフリカ市場を加えてアフロ-西インド・システムとして考えた場合、このシェアはさらに高くなる。こうして、「新工業製品」の市場としてアフロ-西インド・システムの重要性が高かったといえる。

以上のことから、奴隷貿易廃止運動が行われていた1787~1807年の時期や、またそれ以降少なくとも1810年代において、英領西インドはイギリス帝国経済のなかで絶対的にも相対的にも価値が減ることなく、むしろその価値は高まったといえる。すなわち、英領西インドは、18世紀初頭から19世紀の10年代までは、イギリスにとってもっとも重要な経済領域のひとつであった。その衰退が目立ってくるのは1820年代、30年代であり、その意味ではウィリアムズが言うように英領西インドの経済的衰退という条件があって奴隷貿易が廃止されたのではなく、時間的経緯からすれば、逆に、その

経済的衰退は奴隷貿易廃止の後しばらくしてから生じたのである。

4. イギリスの奴隷貿易の発展

ウィリアムズは、アメリカ独立戦争以降イギリスの奴隷貿易の規模が小さくなったと明確に述べているわけではないが、奴隷貿易は西インドの奴隷制とは密接不可分の関係にあり、その規模や収益性について検討しておくことが必要である。18世紀はヨーロッパの奴隷貿易業者がもっとも活発に活動した時代であったが、そのなかでもイギリスの奴隷貿易業者は他国のそれを圧倒していた。彼らは、自国の植民地に奴隷を供給しただけでなく、フランス領西インドやスペイン領アメリカなどにも多数の奴隷を送りこんでいた。

イギリスの奴隷貿易業者が関与した奴隷輸出数の推移を示した表1-4をみると、奴隷貿易の規模は18世紀から19世紀初頭にかけて傾向的に上昇している。1740年代、1770年代、80年代に戦争の影響を受けて減少しているが、1790年代にその規模はピークを迎えていることがわかる。1791-1807年の時期にイギリスの奴隷貿易への投資額は1761-80年の時期の約2倍になっており、この間の英領西インドとの貿易規模の傾向と平行になっている。また、イギリスの奴隷貿易の規模は、ヨーロッパの奴隷貿易国全体のなかで平均4割近いシェアを占めている。さらに、1791-1806年の期間に英領西インドの奴隷人口は4分の1以上増加し、1806年にはそれはヨーロッパ諸国の西インド植民地全体の約半分を占めた。

また別の角度からイギリスのアフリカへの輸出額の指標をみると、1763-74年を基準にした場合、1775-83年は戦争の時期のため63%に低下しているが、1784-92年の時期には133%に上昇している。また、1798-1802年と1803-1807年の時期は順に207%、171%となっている。ちなみに、奴隷貿易廃止直後の1808-12年の時期には、予想されるとおり、81%に低下している。

奴隷貿易の収益性に関してはこれまで「奴隷貿易利潤論争」として議論が行われてきたが、ここでのポイントは、奴隷貿易廃止運動の時期にその収益

表 1-4 イギリス籍船舶による年平均奴隷輸出数とシェア (1701-1810 年)

(単位：人，%)

年	イギリスの 年平均奴隷輸出数	ヨーロッパの 年平均奴隷輸出総数	イギリスのシェア
1701-10	15,190	39,420	38.5
1711-20	16,740	45,340	36.9
1721-30	22,620	54,840	41.2
1731-40	24,390	59,800	40.8
1741-50	17,520	56,660	30.9
1751-60	25,530	64,300	39.7
1761-70	36,080	81,900	44.1
1771-80	30,130	75,570	39.9
1781-90	27,730	86,800	31.9
1791-1800	38,590	84,840	45.5
1801-10	28,400	82,360	34.5
1701-1810	28,290	73,180	38.7

〔備考〕 輸出数は1の位を四捨五入。

〔出所〕 Eltis, D. and D. Richardson, ed. (2008) *Extending the Frontiers: Essays on the New Transatlantic Slave Trade Database*, Yale Univ. Press, pp. 40-41.

性が減退したかどうかということである。奴隷貿易の利潤率に関してもっとも控えめな推算値をだしているアンステイ¹¹によれば、1761-1807年の期間におけるその利潤率は平均して9.5%である。もう少し細かくみると、1781-90年の時期の利潤率は13.4%であり、1791-1800年の時期は同じく13.0%である。また、1801-1807年には3.3%に下がっている。ただし、ここで注意しなければならないことは、1802年以降イギリスの奴隷貿易業者の一部は、国内法による運搬制限を避けるために、また戦争に巻きこまれないために、中立的な立場で活動を行っていたことである。これを斟酌すれば、最後の数値は実際の利潤率よりも低いと考えられる。

以上の点から、アメリカ独立戦争以降にイギリスの奴隷貿易および奴隷制

11 Anstey, R. (1975) *The Atrantic Slave Trade and British Abolition 1760-1810*, Macmillan Press, pp. 38-57.

が衰退したとは到底いえない。

5. 新植民地の開発

すでに述べたように、フランス革命とそれに続くナポレオン戦争のなかで、イギリスとフランスは交戦状態となり、その過程でイギリスは新たな植民地としてトリニダードとガイアナを獲得した。1763年のパリ条約でイギリス領に組み入れられたセント・ヴィンセントとともに、これらの植民地では世紀転換期に奴隷制プランテーションが拡大した。この3つの植民地を新植民地として、それ以外の旧植民地と区別しておきたい。

そのなかでもガイアナはこの時期に急速に発展した。アポリショニストのジェームズ・スティーブンは、この植民地をイギリス拡張主義の象徴であると述べている。1783年にトバゴがフランス領になった際に、この島にいた多数のイギリス人の綿花プランターがガイアナに移り住んだといわれている。フランス革命勃発後ガイアナの経済は急速に発展し、1794年までに英領植民地のなかで最大の綿花生産地となった。多くのイギリス資本が投下され、多くの奴隷を輸入し、綿花その他のプランテーション作物を生産した。

ガイアナからイギリスへの輸出額（1803-04年）をみると、綿花が86.5万ポンド、コーヒーが37.5万ポンド、砂糖が20万ポンド弱であった。ちなみに、砂糖生産量のうち4割以上がアメリカ合衆国に輸出されていた。イギリスからの投下資本額については断片的な資料しか残っていないが、1797年からの10年間に1,500万～1,800万ポンドがガイアナに投下されたという。投資家のなかで目立つのはドーソン、ボールトン、タールトンなどのリヴァプール貿易業者である。その主な投資目的は奴隷購入であった。新旧の英領西インドのなかで最大の奴隷輸入数を誇っていたのはガイアナである。

トリニダードは、1797年にイギリス植民地になる以前から帝国経済に統合されていた。アメリカ独立戦争以降、イギリスはこの島に奴隷、食糧、工業製品を供給し、逆にトリニダードは主として綿花をイギリスに輸出していた。この島がイギリスの支配下に入る時点ですでにプランテーション経済が

図 1-1 西インド諸島



発展していた。プランテーションの数は、砂糖 160, コーヒー 130, 綿花 103, カカオ 60 であった。しかし、その時点では、耕作に適する土地の 5% 程度しか開発されていないだったので、プランテーションを拡大する余地が十分に残されていた。

1797 年から 1802 年のあいだにトリニダドの奴隷数は 2 倍になった。奴隷輸入数はジャマイカ、ガイアナに次いで多かった。この島は、イギリス領になる前はスペイン領であったが、スペイン人の最後の総督は毎年 4 千人から 5 千人くらいの奴隷を吸収できるほど潜在的可能性に富んだ島だと評価していた。また、イギリス人の一部も、この島をサン・ドマング（ハイチ）の砂糖生産に取って代われるほどの豊饒な島だと述べている。

最後のセント・ヴィンセントは、イギリス領になるのは早かったけれども、1797 年までは奴隷制植民地としての開発が遅れていた。それは、ブラック・カリブといわれる非ヨーロッパ系のコミュニティの力が強く、白人の勢

力に対抗していたからである。彼らはこの島のなかでもっとも豊かな土地の3分の1を支配していたといわれている。1795年には彼らとフランス人住民の一部はグアドループの革命的アピールに呼応して蜂起したが、イギリス軍が介入し、翌年制圧された。この戦争で土地は一時的に荒廃したが、その後回復し、砂糖、綿花、コーヒーなどを生産した。

6. 砂糖の過剰生産

ウィリアムズは、英領西インドの砂糖の過剰生産がイギリスを直接に奴隷貿易廃止に導いたとした。ここではこの点について考えてみたい。

北大西洋の3国——アメリカ合衆国、ポルトガル、イギリス——への砂糖の総輸入量（粗糖換算）をみると、1787年に28万9千トンであったが、1800-01年には1年につき28万7千トン、1802年に30万7千トン、1805-06年には1年につき31万7千トンになっている。ここでポルトガルへの輸入はブラジルからであるが、合衆国とイギリスへの輸入は、1805-06年の合衆国への輸入には一部ルイジアナ産が含まれるものの、大部分が英領西インドからであった。1787年と1805-06年の3国の輸入量を比べると、9.5%増加しているだけである。この間の砂糖の輸入量は、18世紀半ばから19世紀末までの期間のなかで、もっとも平坦な時期であった。

もうひとつの大きな砂糖市場は大陸ヨーロッパであり、その総輸入量は、1787年に18万6千トン、1800-01年に年平均15万6千トン、1802年に17万7千トン、1805-06年に年平均15万8千トンであった。1787年の時点で大陸ヨーロッパ市場へイギリスから再輸出された砂糖のシェアはわずか2%であったが、1800-01年には38%、1802年には53%、1805-06年には29%になっている。すなわち、仏領西インドの砂糖生産が大打撃を受けた穴埋めの役割を英領西インドが引き受けたことがわかる。

それでも大陸ヨーロッパは砂糖に飢えていた。1787年から1805-06年のあいだにその消費量は5分の1以上減少した。逆に、イギリスの砂糖消費量は同時期に3分の1以上増加した。この間にヨーロッパの人口が少なくとも

9% 増加し、1787年の1人当たりの砂糖消費量が1805-06年にも維持されていると仮定すれば、大陸ヨーロッパへの輸入量は20万3千トンとなり、実際の輸入量はこれよりも22%少なかったことになる。ヨーロッパで甜菜糖が生産され始めるのは、西インド産の砂糖が手に入りにくかったからである。ちなみに、最初の甜菜糖の工場がドイツで稼働するのは1799年のことである。

ウィリアムズの議論は、砂糖の過剰生産をあまりにも過大視しすぎたと思われる。1805-06年のイギリスへの砂糖輸入量は17万5千トンで、「6千トンの余剰砂糖」はこれの約3%にすぎなかった。大陸ヨーロッパの砂糖需要の一部を英領西インドは満たしていたし、さらに潜在的需要が存在したのである。

7. 同時代の観察

ここまでいくつかのデータを示すことによって、アメリカ独立から1807年の奴隷貿易廃止までの期間に英領西インドの経済が衰退したことはなかったし、逆にこの期間にその経済は活況を呈していた、ということがわかった。ここでこれを再度確認するために、同時代人の観察をふたつ示したいと思う。

ひとつは、J. J. オディの『ヨーロッパの商業』¹²であり、1805年に発表された。オディは奴隷制や奴隷貿易廃止については一切意見を述べていない。また彼は、外国貿易には賛成ではなく、国内の原材料や労働を使う産業の方に好感をもっていた。彼の主要な論点は、1688年の名誉革命であり、そのころまでにイングランドの商業的製造業と植民地の重要性が明確に現れたとしている。1800年前後の時点で、彼にとって何が古くて、何が新しく映ったのか。アメリカ、西インド、ロシアとの通商は200年前にはほとんどなかったし、60年前でさえも幼児的な段階にあったとみている。しかし今では

12 Oddy, J. J. (1805) *European Commerce: Showing New and Secure Channels of Trade with the Continent of Europe*.

その全体量は巨大になり、アメリカ独立戦争末期の貿易量全体よりもはるかにまさっているとしている。

彼はさらに論を進めて、1787-1804年の時期における主要なイギリスの産業分野を、発展の程度によって分類している。31の輸出産業を調査した結果、発展しているのは5つの産業分野だけであり、残りの11分野は停滞しており、15分野は衰退していると述べている。急速に発展している5つの分野とは、綿織物業、紡績業、精糖業、錬鉄業、鑄鉄業である。前の3業種は奴隷制と直接関連しているし、あとの2業種も奴隷地域を主要な市場としている。こうして、オディは西インドの経済的な勢いに強烈な印象をもった。

もうひとつは、同じく1805年に発行されたウィリアム・プレイフェアの『強く富める諸国の衰亡と凋落の永続的原因についての探究』¹³である。プレイフェアの基本的スタンスは、イギリスの貿易の強固な基礎は外国植民地にあるのではなく、国内の生産や発明にある、ということである。彼の立場は、英領西インドの経済を過大に評価することはないということで、オーソドックスなものである。

まず、プレイフェアが当時の西インド貿易をどのようにみていたかということであるが、イギリスにとっての西インドの重要性は最近生じたものであり、この10年間がもっとも活況を呈した時期であると認識している。オディと同じく彼は、西インドを将来性のある地域として広大なアメリカ大陸やロシアと同列においている。そして、西インド貿易におけるイギリスの優越性は永久的性格をもち、フランスは決して再びイギリスのライバルにはならないとしている。すなわち、サン・ドマングは失われただけでなく、おそらく永久に失われることになろうと予想している。また、過去50年間に大部分の英領植民地の状況は改善され、多くの収益を生みだしてきたとしている。こうして、英領西インドはイギリスの貿易相手として無限で、不老で、衰えることがないと断言している。

13 Playfair, W. (1805) *An Inquiry into the Permanent Causes of the Decline and Fall of Powerful and Wealthy Nations.*

以上みたように、ふたりの論者はあくまでもイギリスの国内経済を重視し、外国との貿易や外国経済との関係を軽視する立場にあったにもかかわらず、まさにその国内経済の繁栄をもたらしているのが西インドであったことを、事実として認めているのである。彼らは西インド経済を支えていた奴隷制の存在意義については直接言及していないけれども、奴隷制が朽ち果てるべき制度ではなく、勢いのある制度であると暗に示していたことになる。こうした同時代人の観察は、ウィリアムズの衰退理論の言説とはまったく逆のものである。

8. 1808年以降

1807年の奴隷貿易廃止は、文字通り奴隷貿易が廃止されただけでなく、新しい血が入ってこなければ奴隷制も早晩衰退するものと予想された。しかしながら、すでにみたように、少なくとも1810年代までは英領西インド貿易のシェアはそれほど下降することはなかった。1807年前後のイギリス製品の輸出先の変化をみると、北アメリカやアフリカのシェアは落ちているが、英領西インドのそれはやや上昇している。また、ラテンアメリカのシェアが高まっている。

イギリスへの植民地からの輸入に関する報告が議会に提出されている。表1-5をみると、砂糖とラム酒、コーヒー、綿花を合わせた植民地物産の総輸入額は西インド全体で1805-07年の時期から1810-12年の時期に832万5千ポンドから1,018万9千ポンドへと22.4%増加している。物産ごとの変化をみると、砂糖とラム酒は19.9%増加し、コーヒーは32.9%増加し、綿花は2.4%減少している。砂糖とラム酒の輸入額が増加しているのは新たに獲得された新植民地からの輸出額がこの間2.5倍になったからである。コーヒーの場合は、旧英領西インドが減っているにもかかわらず、新植民地からの輸入額が1.7倍に増え、また、イギリス以外の西インド植民地からの輸入額が4.2倍に増えたからである。一方、綿花の場合は、各植民地で多少の増減があるものの総じてこの間の変化は少ない。

表 1-5 西インドからイギリスへの物産ごとの輸出額

(単位：1,000 ポンド)

物産	年	英領西インド (旧)	英領西インド (新)	外国領西インド	全西インド
砂糖とラム酒	1806	4,328	619	32	4,979
	1811	4,344	1,564	61	5,969
コーヒー	1806	1,605	930	141	2,676
	1811	1,351	1,606	599	3,556
綿花	1806	240	411	27	678
	1811	205	442	15	662
計	1806	6,172	1,960	193	8,325
	1811	5,900	3,613	676	10,189

〔備考〕 1806年の数値は1805-07年の平均であり、1811年の数値は1810-12年の平均である。

〔出所〕 *British, Parliamentary Papers 1813-1814* (xII), pp. 199-200.

砂糖生産に関する変化をみると、英領西インド最大の生産地であったジャマイカは1807年前後から1830年までその生産は傾向的に低下しているが、急激に低下したということではない。一方、英領ガイアナは砂糖生産地としてジャマイカに続いて第2位の地位を占めるようになった。これにトリニダードとインド洋のモーリシャスを加えた3つの新植民地の砂糖生産がジャマイカのそれを上まわるのは1825年前後である。ちなみに、東インド産砂糖とヨーロッパ大陸の甜菜糖は、1814年に時点ではまだ影のような存在であった。

確かに奴隷貿易廃止以降、新たな奴隷を導入しなければ、早晚奴隷制が衰退し、生産が落ち込むことは目に見えていた。これに対応するために植民地間やプランテーション間で奴隷を移動させ、また、奴隷を効率的に使役することが試みられた。あるいは、奴隷を生み育てることも一部で行われた。しかし、ジェームズ・ステイブーンが述べているように、奴隷を生み育てる方が奴隷を買うよりも安上がりだとはとてもいえなかった。彼の見解はプランターとまったく同じであった。イギリス植民地における奴隷のコストは上昇

し、フランス植民地やスペイン植民地での奴隷のコストは下がるだろうと予想された。しかし、このボディブローの効き方が問題であった。すでにみたように、1820年代まではそれほど効いていなかったといえる。

9. おわりに

エリック・ウィリアムズの著作が世に出て以来、イギリスの奴隷貿易と奴隷制の廃止について研究してきたほとんどの歴史家は、次のふたつの論点をめぐってそれぞれの見解を明らかにしてきた。第1に、繰り返しになるが、アメリカ独立戦争以降英領西インドの経済が衰退し、それを基盤にして奴隷貿易と奴隷制が廃止された、ということである。第2に、奴隷貿易と奴隷制の廃止は、商業資本主義から産業資本主義への歴史的転換のなかで起こった、ということである。

第1の論点については、これまで明らかにしてきたように、奴隷貿易が廃止される1807年まで、英領西インド経済は衰退しつつあるどころか、まだ生命力に富み、生産力を伸ばしていたのである。英領西インドは帝国の貿易ネットワークの重要な構成要素であったが、次章で述べるように、アボリショニストたちは、まだ勢いのあるチャンネルを封鎖し、イギリス資本の方向を転換したのである。

後者の論点については、産業資本家が自らの経済的利害から奴隷貿易や奴隷制に反対したとはとても言えない。綿工業関連の資本家は、綿花の生産と輸入の面で英領西インドの奴隷制に深く依存していた。加工された綿製品の市場としてアフリカと西インドは重要であった。綿工業部門の利害を代表するひとりであったロバート・ピール (Robert Peel) は、奴隷貿易と綿工業の結合を意識し、英領西インドや外国植民地への奴隷貿易を強く支持していた。彼は、アボリショニストたちのプランは何ら経済的基礎をもっていないと主張した。

奴隷貿易廃止に導いた歴史的背景として、英領西インド経済の衰退や産業資本家の台頭という説明では片付けられないとすれば、奴隷貿易廃止運動そ

のものに立ち返ってストーリーを再構成する必要がある。その際、議会請願運動や砂糖不買運動などの大衆運動と議会でのロビー活動との関係を明確にしていかなければならない。

次章で詳しく述べていきたい。

第2章

奴隷貿易廃止運動の展開と 議会での論戦

1. はじめに

本章では、18世紀の終わりから本格的に開始された奴隷貿易廃止運動を、ロンドン奴隷貿易廃止委員会（London Abolition Committee）の活動を中心に、分析していきたい。

すなわち、最初に、この運動の先導役をつとめた非イギリス国教会系のクウェイカー教徒（フレンズ派）およびイギリス国教会福音主義派の宗教的理念や活動形態、組織形態について分析する。次に、なぜ彼らは奴隷貿易廃止や反奴隷制の運動で主導的役割を果たすようになったのかを明らかにする。さらに、彼らが共同して1787年に立ち上げたロンドン奴隷貿易廃止委員会の活動について触れる。そこでは、この委員会が中心になって奴隷貿易廃止のために繰り返された第1次の全国的キャンペーンの実態とその結末について、さらにつづいて1791年からその翌年にかけて展開された西インド産砂糖不買運動や第2次の全国的キャンペーンの実態やその性格について触れたい。

2次にわたるこうした大衆運動やそれを背景にした議会活動にも拘らず、この運動は具体的な成果を勝ち取ることができず、1790年代後半以降急速に衰微していく。しかし、世紀転換後の1804年頃から組織が立て直され、議会活動が活発に展開されるようになる。こうして1807年に議会で奴隷貿

易廃止法案が可決されるが、その経緯について述べる。

2. 奴隷貿易廃止運動の先駆者＝クウェイカー教徒

クウェイカー教徒の決議

1787年5月22日にロンドンで結成された奴隷貿易廃止委員会のメンバー構成とこの組織の当初の課題から述べていこう。

この記念すべき組織に参加したのは12名であり、特筆すべきことは、このうち9名がクウェイカー教徒であったということである。参加メンバーのうちクウェイカー教徒をあげると、ジョウゼフ・ウッズ (Joseph Woods), ジェームズ・フィリップス (James Philips), ジョージ・ハリソン (George Harrison), ウィリアム・デイルウイン (William Dillwyn), サミュエル・ホア・ジュニア (Samuel Hoare Jr.), ジョン・ロイド (John Lloyd), リチャード・フィリップス (Richard Phillips), ジョウゼフ・フーパー (Joseph Hooper), ジョン・バートン (John Barton) であった。ほか3名は、イギリス国教会の福音主義派に属する人々であり、グランヴィル・シャープ (Granville Sharp), トマス・クラークソン (Thomas Clarkson), フィリップ・サンソム (Philip Sansom), であった。この3人は、J.ウッズの友人であった。このメンバー構成からみてロンドン奴隷貿易廃止委員会は当初からクウェイカー教徒の存在が顕著な組織であったことがわかる。¹

この委員会ではまず、G.シャープを議長に、S.ホア・ジュニアを会計に選出した。また、この組織の当面の運動目標を奴隷貿易廃止に設定することを明確にした。ただし、シャープはこの戦略に当初反対した。彼はすでに1760年代から「サマーセット事件」をはじめとする在英黒人問題に深く関わっていて、奴隷解放を自らの固い道徳的信条としてきたからである。しかし、会議では近代の私有財産権に抵触する奴隷制廃止を即座に実現すること

1 Add. MSS 21, 254; 21, 255; 21, 256. *Abolition Committee Minutes* (以下 ACM. と略す) 22/5/1787.

の困難さが指摘され、当面の目標を奴隷貿易廃止に設定したのである。その他、具体的活動として、奴隷貿易の実態に関する情報の収集、T. クラークソンをはじめとする人々のエッセイの発行、活動資金の収集、またこの会議の決議事項を100部印刷し、部外者に配布することなどを決定した。²

ところで、この組織結成にはロンドンのクウェイカー教徒が決定的な役割を果たしたのであるが、この節ではここに至るまでの前史について述べたい。すなわち、クウェイカー教徒たちはどのような状況のなかで何故に自らの宗教的信条と奴隷貿易・奴隷制廃止の課題を結びつけたのであろうか。

この教団の創始者ジョージ・フォックス (George Fox, 1624-1691) は、黒人奴隷について次のように説いている。すなわち、主人は、もし自分の金で買った黒人が忠実に仕えたのなら、相当の年月を経て彼らを自由にすべきだし、その際に手ぶらで解放してはならない (いくばくかのお金を持たせるべきだ)、と説いた。ここで彼は、奴隷所有そのものを否定しているわけではないが、一生彼らを奴隷身分に留めておくことに批判を加えた。奴隷状態の改善に強い関心を示したといえる。³

また、イギリス生まれのクウェイカー教徒で、のちにペンシルヴァニアに渡ったラルフ・サンディフォード (Ralph Sandiford, 1693-1733) は、人間からその自由を奪うことが最大の不正であると説いた。彼は、人を生まれた場所や肉親から引き離し、慣れない気候条件のもとで知らない言葉が話されている場所に連行する奴隷貿易をやめるよう主張した。

さらに世代的に後になるジョン・ウルマン (John Woolman, 1720-1772) は、奴隷所有がキリスト教の信仰とは相容れないと固く信じていた。彼は、奴隷取引に従事していた多くのクウェイカー教徒を非難した。そして、白人がインディアンや黒人を抑圧し、あるいは、金持ちが貧乏人を自らの利益のために利用することがみられるが、クウェイカー教徒はこうした搾取から自由で

2 ACM. 22/5/1787.

3 Alexander, S. (1958) *Quaker Testimony against Slavery and Racial Discrimination*, Friends Home Service Committee.

なくてはならないと強調した。さらに彼は、奴隷労働によって生産された染料を使った衣服や、砂糖、ラム酒、銀製品を使用するのを断固として拒否した。⁴

しかし、奴隷所有や奴隷取引に明確な反対の意思表示をした人々はクウェイカー教徒のなかでも、全体からみれば、18世紀半ばに至るまで少数派であった。事実、奴隷を所有し、また奴隷貿易に従事していたクウェイカー教徒は北米植民地に多数存在した。

しかし、18世紀半ば以降、大西洋を挟む北米植民地（のちのアメリカ合衆国）とイギリスのクウェイカー教徒とのあいだで奴隷問題が自らの宗教観、倫理観、あるいはアイデンティティの境界を決する重大な問題に浮上した。1758年にロンドンで開かれたクウェイカー教徒の年次会（総会）は、会員は努めて奴隷貿易に手を染めないように勧告した。この決定は各地のフレンズ会に送付され、フィラデルフィア、ニューヨーク、メリーランド、エジンバラの各教団がこれに呼応し、共同歩調をとった。⁵

さらに1760年のフィラデルフィア年次会では、奴隷制に反対する感情がこの町の会員のあいだだけでなく、他のアメリカ植民地でも広がっていると報告がなされ、翌年フィラデルフィアは奴隷輸入に対して高関税を課した。同年5月のロンドン年次会は、奴隷貿易に従事するイギリス会員は、フレンズ会から除名される、との決定を下した。この決定は、フレンズ会の精巧な組織網を通じてイギリス各地の会合だけでなく、北米植民地各地の会合にも流れていった。すなわち、ノースカロライナからアイルランドまで、この決定は遅滞なく各会合で読み上げられ、会員の個人的な日常生活に大きな影響を与えた。そのほか、1760年のニューイングランドの年次会では、奴隷輸入業者は懲戒処分を受けるとの決定がなされ、また、1774年のフィラデルフィア年次会は、ロンドンと同様に奴隷売買に従事した者を除名処分にする

4 Allot, S. (1963) *Quaker Pioneer*, Bannisdale Press, pp. 48-59.

5 Jennings, J. (1977) "Mid-Eighteenth Century British Quakerism and the Response to the Problem of Slavery," *The Quaker History*, Vol. 66, No. 1, p. 24.

ことを決定した。⁶

クウェイカー教徒の宗教的信条

こうした一連の宣告や決定が18世紀半ば以降公式になされた背景には、どのような事情が潜んでいたのか、この宗派の教義の特徴を踏まえて考えよう。

D. B. デイヴィスは、クウェイカー教徒の反奴隷制感情は彼らの宗派的な罪の意識に基づいていた、と説明しているが、J. ジェニングスはこれに対して、原罪の考えはもともとキリスト教の教義のなかでは奴隷制の合理化や正当化のための根拠になっており、これに対してクウェイカー教徒の中心的教義は、原罪を否定することにあり、それに代わって人間の自由への深い信念にあった、と反論している。⁷ また、クウェイカー教徒の神の概念やとりわけ「内なる光」(Inner Light)の教義は、奴隷制についての見解を形成するうえで重要な役割を果たしたとしている。すなわち、神=聖霊は、ヘブライ的伝統の復讐心に富む怒りの神ではなく、平和と愛の神、すべての善きものの泉、慈悲の父であった。それはエリート=選民の神ではなく、すべての人に愛を広げる神であり、人々の救済を願う神であったとしている。

この愛の充満する慈悲深い神は、かの息子イエス・キリストを介して全人類に救済を施した。全人類は十字架のうえのイエスの肉体の死によって救われただけでなく、人間の心のなかにあるイエスの精神の永久的な存在によって救われた。ここでこの宗派の中心的な教義である「内なる光」とはすべての人間の心のなかにあるイエス・キリストの精神であることがわかる。この教義は、明確に「万人平等主義」を含んでいたし、これを現実に適用すれば、革命的な含意を持っていたといえる。

ところが、この「万人平等主義」は、すべての人間の地上における完全な平等よりも精神上の平等の信念に修正された。すなわち、個人間の境遇の不

6 *Ibid.*, p. 25.

7 *Ibid.*, pp. 28-29.

平等や富の分配の不平等の是正を希求する姿勢は、クウェイカーの教義から捨象された。1759年のロンドン年次会の報告には、すべての人間はひとつの血から生まれた兄弟であるけれども、サーヴァントはそれぞれの主人を尊び、彼につき従うべきである、とある。「内なる光」の教義に内包されていた「万人平等主義」は、この教派の中央組織によって18世紀イギリスの現実すなわち階層的な構造をもつ社会にプラグマティックに適応させられた。これに代わって「人道主義」がこの教派の道徳律になった。⁸

この人道主義の核心は、「他人が我々にしてくれるのを期待するのと同じことを他人にしてあげなさい」とする他者の立場に対する同感意識と他者の立場からする自己反省の姿勢である。これを主人とサーヴァントとの関係におくと、主人は自分の持ち物の半分をサーヴァントに与える必要はないが、彼は立場が逆であった場合に彼自身がそうしてもらいたいと思うことをサーヴァントにしてあげなさい、ということになる。また、奴隷貿易はアフリカに居住する多くの家族から父や母や子供を奪う悲惨極まりない取引であり、その家族の立場に立てば、まったく許すべからざる所業であると弾劾された。こうして、奴隷取引や奴隷所有がこの人道主義を侵犯しているとする意識がメンバーのあいだに広がり、公式の会合のなかで、すでに述べた一連の宣告や決定が下されたのである。

クウェイカー教徒のこうした決定にはしかし、同時代のメンバーの教団に対する危機意識が反映していた。この教派は、17世紀半ばに成立して以来、イギリス国教会に反旗を翻したがゆえに厳しい迫害にあいながらも、逆にそれによってメンバーのあいだに強固な結束が形成され、誇り高き宗派に成長した。⁹ 彼らは自分たちを同じ宗教的信条をもつ個々人の集まりというだけでなく、ある種の特別なアイデンティティをもつ集団だと意識していた。会員

8 *Ibid.*, p. 30.

9 チャールズ2世治下の1670年代の初めに非国教会の信者に対する厳しい弾圧が加えられ、1400人にのぼるクウェイカー教徒が監獄に送り込まれた。Marable, M. (1979) "Death of the Quaker Slave Trade," *The Quaker History*, Vol. 63, No.1, p. 17.

家族に子供が生まれたり、結婚したり、死亡したりすれば、それを正確に記録した。もし、ある会員が偶発的な事件に巻き込まれ、生活が困れば、会員同士が共同して金銭面での援助をした。しかし、生活は苦しいが会員間の絆が強かった初期の「英雄時代」は17世紀末までに終了し、18世紀に入るとその勢力拡大の傾向にも翳りが出てきた。いわば「惰性的時代」に入っていたのである。

この時代に会員のなかには事業に成功して、富を蓄積する人々が数多く出てきた。しかし、クウェイカー教徒にとって、富は本来それ自体としては意味をもたず、その宗教的倫理の枠内でのみ意味をもった。富は「リスペクタブルな」善き仕事に対する神からの報酬であり、これを善き目的のために使うべきであるとする新約聖書の指示が強調された。したがって、クウェイカー教徒の宗教的倫理からすれば、富めば富むほど慈善や善き行為に対する義務も多くなるはずであったが、こうした道徳律から逸脱する人々も出始めていた。また、質素な身なりや持ち物が彼らの生活信条であったが、裕福になるにしたがってこの信条を捨て去る人々が現れてきた。居酒屋やエールハウスに出入りする若者もしばしばみうけられるようになった。会員の一部にみられたこうした非宗教的、非道徳的行為に直面して、先のウルマンやアンソニー・ベネゼット (Anthony Benezet) などクウェイカーの伝統的価値観に重きをおく指導者たちは、富の腐敗現象に対して危機感をつのらせた。

こうした逸脱行為のなかでも目に余ったのが奴隷取引と奴隷所有であった。1758年のロンドン年次会は、奴隷所有者がしばしば横柄、怠惰、専制的、野蠻であると、論難している¹⁰。こうして、奴隷貿易に従事しないこと、奴隷を所有しないことがクウェイカー教徒の規範であることを再確認することによって、この教派は「悪魔の世界」から切斷され、「善き仕事」に専念する特別の宗派集団であるとする自身のアイデンティティを再構築したといえる。彼らは、自らの腐敗した体内から膿を絞り出すことによって純粋な健康な身体に回復することをめざした。換言すれば、自らの組織内に原則に背く、敵

10 Jennings, op. cit., p. 35.

対する他者を見つけだし、彼らを組織外に排除するなかで自らを浄化しようとした。

さらに付け加えるならば、イギリスのクウェイカー教徒の反奴隷制要素をすべて融合し、フレンズ会を具体的な行動にせきたてたのは、来るべき審判の予兆であった。初期のクウェイカーたちのあいだでは「千年王国主義」への強い志向がみられた。「千年王国主義」の具体的な兆しが18世紀半ばのロンドン年次会の書簡のなかでもしばしば明示されている。たとえば、七年戦争の勃発を神の不満のしるし、人々に正義を教唆する手段とみなした。彼らは、神が慈悲深く、愛に満ち満ちていると信じていたけれども、逆に人々にふりかかる苦難や難儀を天罰の一形態であると信じていた。七年戦争時の苦難は、会員のあいだでの連帯感を強め、自らのアイデンティティを再確認する契機となった¹¹。つまり、奴隷取引や奴隷所有から足を洗い、善き仕事に従事することによって卓越した特別な宗派として、いわば稊殻のなかの「純粋の小麦」として会員が生きることを誓わせた。一連の事件がこの教団に差し迫っている神の審判の予兆となった。

こうしたクウェイカー教徒内部の宗教的信条をめぐる危機感が奴隷取引や奴隷所有に反対する1750年代後半からの宣告や決定を促したといえる。ちなみに、1760年から75年のあいだにペンシルヴァニアの会員のほぼ4分の1がその宗教的倫理に違反し、奴隷制に対する公式の非難を無視したために教団から追放されたといわれている¹²。しかし他方で、黒人奴隷やインディアンなどの被抑圧者の境遇に対する同情心が、ジョージ・フォックス以来、会員たちのあいだに脈々と息づいていたことも確かである。それは、彼ら自身が非国教徒（ディセンター）としてイギリス国教会から敵視、迫害され、自

11 1758年にルイスバークが陥落したというニュースを聞き、ロンドン市民の一部が勝利の興奮のあまり、クウェイカー教徒の家に石を投げ込むという事件が起った。実は、勝利を祝うために各家庭の窓に明かりをともし習慣があったのだが、クウェイカー教徒は宗教的信条から絶対平和主義を守り、これに従わなかったため熱狂した市民の標的にされたのである。

12 Marable (1979) p. 33.

らの境遇に重ね合わせて被抑圧者に対する共感を深く抱いていたためではないかと思われる。実際彼らは、審査法（Test & Corporation Act）によって、他の非国教会系の宗派と同様、公職に就くことを禁じられ、大学への門も閉ざされていたのである。

すでに述べたように、18世紀半ば以降にクウェイカー教徒の中央組織が発した宣告や決定はあくまでこの教団内部の会員たちに向けられたものであり、その意味ではひとつの小グループ内部の意思表示にすぎなかった。ところが当時、イギリスは、ヨーロッパ全体の奴隷貿易の4割近くを占めており、自身の植民地だけでなく、スペイン、フランスなどの植民地へも奴隷を供給する奴隷貿易大国であった。しかもその植民地には50万人を超える黒人奴隷を抱えていたことを考えると、クウェイカーたちは、その意思表示を自らの組織内に留めておくことを、宗教的信条からしても首肯することはできなかった。

クウェイカー教徒のなかでも、18世紀後半において奴隷制や奴隷貿易の問題をイギリス帝国あるいは環大西洋的な文脈で見解を表明していたのは、アントニー・ベネゼットであった。ユグノーの難民の家系のなかで育った彼は、フィラデルフィアの難民、根無し草のノヴァ・スコシア人、先住インディアン、黒人奴隷の状態に特別の関心があり、こうした人々に対する日常的な慈善の実践を通して真のキリスト教徒としての敬虔さが証明されると強調した。彼は節制を推奨し、学校や病院の設立を進めようとしたが、これのちに環大西洋的な空間で実現される社会改革プログラムを先取りしたことになる。彼は1766年の印紙税危機以前には奴隷制に対するイギリス人の姿勢に関心はなかったが、その後イギリスのクウェイカー教徒やジョン・ウェズリー、カンタベリー大主教などに反奴隷制の手紙を送った。イギリスのクウェイカー教徒がもし奴隷貿易のような非道な所業に対して黙ったままのただの観察者に留まるならば、無罪ではいられないと警告した。

クウェイカー教徒の宣伝活動

イギリスのとくにロンドンのクウェイカー教徒たちは、表面的にはこうし

た要請に従っていたようにみえるが、内部の組織のなかではこれに反対し、反奴隷制の動きを抑え込むこともあった。C. L. ブラウンによれば、ロンドンのクウェイカーたちは、すでに述べた決議にもかかわらず、アメリカ独立革命の際には奴隷制や奴隷貿易の問題にはあいまいな態度で臨んでおり、ベネゼットの呼びかけにはほとんど反応をしなかったという¹³。しかし、独立戦争終了直前その姿勢が一挙に変化した。すでに触れたように、1783年6月にイギリスのクウェイカー教徒の組織は、23人からなる委員会を創設し、これに奴隷貿易の実態を調査するよう委託した¹⁴。また、273人のクウェイカー教徒たちは、下院に対して奴隷貿易廃止を訴える請願に署名した。この請願によって下院議員の何人かは奴隷貿易廃止を支持した。

このメンバーのうちの5人にジェームズ・ウッズを加えた6人が同年7月7日に非公式に集まり、奴隷を解放するために、またアフリカ沿岸での奴隷貿易をやめさせるために、どのような手段を講ずるべきかを話し合った。ちなみにこの非公式の会のメンバーは、トマス・ノールズ (Thomas Knowles) を除いて、他の5人 (J. ウッズ, W. デイルウィン, G. ハリソン, S. ホア・ジュニア, J. ロイド) がすでに触れた1787年5月のロンドン委員会のメンバーとなった。この会が母体となって4年後にロンドン奴隷貿易廃止委員会が結成されることになる。彼らは、クウェイカーの公式の委員会とは独自に活動を展開した。

このグループは、奴隷貿易問題についての大衆的啓蒙活動の必要性を強く意識し、各地の新聞にこの問題に関する短評を掲載した。1783年11月までにノーウィッチ、パース、ヨーク、リヴァプール、ロンドン、ブリストル、コーク、ダブリン、ケント、シャーボーン、ニューキャッスルの各地方新聞に記事が掲載された。記事は、広範な資料から抜粋、選択された。たとえば、

13 Brown, C. L. (2006) *Moral Capital: Foundations of British Abolitionism*, Univ. of North Carolina Press, pp. 404-405.

14 Jennings, J. (1993) "Joseph Woods, 'Merchant and Philosopher': The Making of the British Anti-Slave Trade Ethic," *Slavery and Abolition*, Vol. 14, No. 3, p. 163.

アベ・レイナル (Abbe Raynal) の北アメリカ、東インド、アフリカの旅行記や歴史、モンテスキューからの抜粋などである。10種類の記事が12の地方紙に掲載された。¹⁵

他方、公式の委員会の方でも奴隷貿易問題に関して彼らの基本的な姿勢を盛り込んだ声明を公表する必要があると決議し、ディルウィンとロイドにその作成を委託した。1783年10月にその原稿が完成し、11月28日にクウェイカー教徒の上部組織の承認を得てすぐに印刷にまわされた。フレンズ会公認の印刷業者であったジェームズ・フィリップスはこのとき即座に2千部を印刷し、のちにさらに1万部を増刷した。これは内外のクウェイカーの組織をはじめ、議員や有力閣僚、さらにロイヤル・ファミリーにも配布された。

この16ページの¹⁶小冊子のなかで、まず、イギリス国家の承認のもとで長期にわたってアフリカ住民に加えられてきた抑圧がまさに「専制」にまで発展し、この国の貿易のなかで不幸にも奴隷貿易がかなり大きな部門になっている事態に反対する姿勢を明確にしている。この抑圧は、その起源において不正であり、その程度はもっとも野蛮な時代と比較してもひけをとらないぐらいである、とされている。そして、地上の絶対的審判者＝神が国民をその罪ゆえに罰するであろうと断言している。この極悪非道の貿易の廃止は正義と人道の名において要請されているだけでなく、国の健全な政策とも一致する。したがって、今や多くの人々が期待していることは、奴隷貿易廃止の立法措置を講ずることである、と明確に主張している。

またアフリカ人奴隷の悲惨な境遇についても力説している。奴隷船のなかで彼らの健康や品位をまったく考慮せずにぎゅうぎゅう詰めに入れ、多くの命が犠牲にされていること、植民地に上陸してからも死亡する奴隷が多いこと、オークションで奴隷が売られてから焼き印が押されること、奴隷主が適

15 Jennings, J. (1997) *The Business of Abolishing: the British Slave Trade 1783-1807*, Frank Cass, pp. 24-25.

16 *The Case of our Fellow-Creatures, the Oppressed Africans, Respectfully Recommended to the Serious Consideration of the Legislature of Great-Britain, by the People called Quakers* (1783).

切な食事や衣類を与えることなく過度の労働を強制することなどが述べられている。イギリスおよび北アメリカのクウェイカー教徒は長年にわたってこの不幸な人々に心から同情してきた。アフリカは奴隷獲得の取引場所とされてきたが、野菜や鉱物資源が豊富であることにもっと留意すべきだとも説いている。最後に、奴隷貿易廃止は、すでに奴隷制のなかに囚われている人々の解放にまで拡張すべきだと述べている。

翌年さらに、J. ウッズによって書かれた32ページの小冊子が匿名で出版された。¹⁷ 初版は2千部であった。匿名にしたのは、奴隷貿易廃止運動の範囲をクウェイカー教徒以外にも広げたいとする戦略のためであった。事実この小冊子のなかでは、宗教的言説を極力避け、人道主義的倫理やそこから派生する理性的論理を武器に奴隷貿易を冷静に弾劾している。この小冊子は、当時奴隷貿易で繁栄していたリヴァプールやブリストルをはじめ国の内外の奴隷貿易反対者や有力者に配布された。このなかには、のちにロンドン奴隷貿易廃止委員会の議長になるグランヴィル・シャープやジェームズ・ラムジー (James Ramsay)、ヴァージニアのクウェイカー指導者エドワード・ステイブラー (Edward Stabler) などが含まれる。

このエッセイのなかでウッズがもっとも強調しているのは、この時代の言葉＝「人道主義」である。この道徳的規律あるいは価値意識は、人々の日常生活の場面でも経済活動や議会活動においても徐々に形成されつつあるが、まだ不十分であり全面的に発展させる必要があるとされている。病人、盲人、歩行困難者などの不幸に見舞われた人々の救済のために種々の施設が建てられたけれども、遠く離れたところにいる不幸で罪のない人々＝「ニグロ」にはまだ「人道主義」は届いていない。なぜなら、奴隷の苦難は、イギリスにおける社会全体の収益や個人の富の源泉になっているからだと説く。

彼は、大西洋を股に掛ける毛織物の貿易商であったので、奴隷貿易や奴隷

17 *Thoughts on the Slavery of the Negroes* (1784). この冊子は、匿名で出版されたために、当初その著者がジェームズ・ラムジーだと誤解されることがあった。

制のイギリスにとっての経済的価値を熟知していた。しかし彼は、市場経済では何でも無制限に売買してもよいのではなく、超えてはならない道徳的＝人道主義的境界があると信じていた。奴隷貿易は、まさにこの境界を越えてしまった不正で不名誉な取引である、と批判したのである。

しかし断っておかねばならないのは、彼の人道主義の概念が平等の考えと何らつながりをもたないということである。彼は、この貿易を生み出し、発展させてきた社会のヒエラルキー構造や政治的不平等に対する批判を一切手控えている。彼は穏健な改革論者であったといえる。彼は、「アフリカ人が人間であることは否定できない」としながらも、一般的に知的能力の程度やその発揮については人種間に開きがあり、彼らはこの点でヨーロッパ人よりも劣っていると認識している。ただし彼の言説の特徴は、アフリカ人の劣等性が生来の欠陥から生じたというよりもむしろ奴隷の境遇に付随する精神的抑圧から後天的に生じたのではないかとしている点である。このエッセイを通じて、彼は理由はともあれ、アフリカ人を「劣った」人間、「貧しく」「罪のない」「無力な」存在であるとみなした。

彼は、他方で、人々の消費主義についても議論の矛先を向ける。奴隷貿易や奴隷制を廃止する政策に対して消費主義の動機から生じる異議は次の通りになるとしている。

「宗教や道徳の要求は欲望や贅沢のそれに従属すべきである。そして、ヨーロッパの住民がラム酒や米や砂糖に対して現在よりも高い価格を負担するよりも、何千もの貧しく罪のない人々が貶められ、破滅に追いやられる方がましである。」

ここで彼はジョン・ウルマンと同様に消費主義の道徳的陥穽に注意を喚起している。人々の多くはこの落とし穴にまだ気づいていないのであるから、彼の言説は人道主義的価値観からの消費主義に対する警告として読みとれる。

こうした経済的利害や日常生活上の利便に深く関わっているために、人々が自ら進んで奴隷貿易や奴隷制をやめるようになると期待するのは難しい。そこで前の小冊子 (*The Case of our Fellow-Creatures*) の主張と同様に、議会による立法的介入の必要性を説く。その第一段階は、イギリス領のどの地域

対しても奴隷の輸出を完全に禁じることである。次に、すでに奴隷身分にある人々の解放は、「賢明で経験豊富な人々の最大限慎重な熟慮」を要するとしている。彼ら自身の同意を得て、アフリカに帰還させることは実行可能なことではないし、西インド諸島で自由サーヴァントとして留まらせることも可能であろう。また、他の諸国から自発的労働者を供給することができるかもしれない、と想定している。

この小冊子発行の歴史的意義は、何よりも、宗派的な議論を極力避けることによって、クウェイカー教徒以外の人々に対して奴隷貿易や奴隷制の問題について注意を喚起したことである。

このようにクウェイカー教徒の一部が開始した反奴隷制・奴隷貿易廃止の運動は、1783年から85年前半まで宣伝活動を中心に精力的に行われたが、これ以降その活動は沈滞気味になる。彼らだけで行うことができる活動には限界があったことがわかる。そして1785年の終わり以降、ウッズをはじめ上記の非公式委員会の各メンバーがクウェイカー教徒以外のアポリショニストと接触する機会を見出していった。このなかにはのちに奴隷貿易・奴隷制廃止運動において中心的な役割を担うふたりの若いアングリカン（イギリス国教会教徒）がいた。ひとりには議会活動のなかで中心的な役割を担うウィリアム・ウィルバーフォースであり、もうひとり各地域の草の根運動を組織し、統合をはかることになるトマス・クラークソンであった。ともにケンブリッジ大学出身であった。このふたりを含むもうひとつの大きな潮流が形成されつつあった。

3. イギリス国教会福音主義派の日覚め

イギリス国教会福音主義派のアポリショニストは、従来クラバム派と同一視されてきたが、C. L. ブラウンによれば、クラバム派は反奴隷制の歴史的起源ではなかったという。ロンドン奴隷貿易廃止委員会が結成された1787年には、クラバム派は存在しなかった。ジェームズ・ステイーブンやザカリー・マコーリーは西インドにいたし、チャールズ・グラント（Charles

Grant) やジョン・ショア (John Shore) はベンガルにいた。ジョン・ソーントン (John Thornton) は1787年にクラバムに住んでいたが、その息子ヘンリーはのちにクラバム派の本部となる所領バターシー・ライズを購入してはいなかった。¹⁸

とすれば、初期の国教会のアポリショニストのなかで重要な役割を果たしたのは誰なのか。ブラウンによれば、それはクラバム地域から24マイルほど南東にあったバーラム・コート (Barham Court, Teston 村の所領) に集まったアングリカンのグループであったという。以下ブラウンにしたがってその歴史的経緯を探っていく。

バーラム・コートは、エリザベス・ブーブリ (Elizabeth Bouverie) という慈善家の所領であり、彼女の幼馴染のマーガレット・ミドルトン (Margaret Middleton) やその夫のチャールズと一緒に住んでいた。この所領には病気の貧困者や浮浪者などを収容する施設が備わっていた。マーガレットは動物愛護の運動に参加しており、海軍監査官であった夫のチャールズは強制徴募された水兵のモラル向上のための計画を立案していた。有名な詩人で劇作家であったハナ・モア (Hanna More) やチェスターの主教バイルビー・ポータウス (Beilby Porteus) もしばしばここを訪れて、いわゆるテストン・サークルあるいはテストン・クランを構成していた。

1781年にこのテストン教区の司祭としてやってきたのが、ジェームズ・ラムジーである。テストン・サークルの人々は、ラムジーから西インド諸島の支配者・奴隷主たちが独裁者のように贅沢にくらし、奴隷たちの人間としての品位をおとしめ、彼らを精神的な闇に閉じこめているということを聞かされた。ラムジーには20年近くにわたるセント・キッツなどの英領西インドでの布教経験があり、彼の話は生々しく、説得力があった。ラムジーの元々の意図は、西インド諸島における国教会の位置を高め、強化することであった。あるいは、アングリカ人が主導して、西インド諸島の改革を成し遂げることであった。その中心に奴隷の状態の改善があった。テストン・サー

18 Brown (2006) p. 341.

クルはこうした意図に共鳴した。

ラムジーは、テストン・サークルの勧めもあって、1784年にある冊子¹⁹を出版した。この著作は、300ページを超える大作であり、奴隷制の歴史が古典古代の時代からアメリカ独立戦争までの時代を通観するかたちで語られていた。そのうえで、英領西インド諸島の奴隷を文明化することの必要性を説き、その基礎として奴隷をキリスト教化すること、またそうすることがイギリスの利益になると主張した。アフリカ人の知的能力にも注目している。この著作の特徴は、彼が長らく西インド諸島に在住していたことに裏打ちされて、奴隷がどのような厳しい条件の下で生活しているか、砂糖プランテーションがどのように機能しているか、西インド諸島の社会構成はどのようなものであるか、奴隷主がいかに専制的に君臨しているかが、具体的に叙述されていることであった。

彼の著作は、すでに触れたクウェイカー教徒たちのグループが奴隷貿易廃止の請願を行ったことに影響を受けたといわれている。ラムジーは、奴隷貿易廃止が西インドの奴隷制の残酷さを軽減すると考えた。彼の著作はすぐさま反論も含めて様々な評論で取りあげられ、大衆的にもこれまでに例のないような注目を集めた。それは、奴隷制の性格に関する長期の論争に火をつけ、砂糖植民地に対する本国の責任を問題にし、奴隷制の恐怖をなくすための方策について議論を呼びおこすものであった。

奴隷制擁護の陣営、いわゆる西インド・インタレストは、アメリカ独立戦争中あるいはその後に出版された数多くの反奴隷制の言説をほとんど無視してきたが、ラムジーの著作に対しては無関心を装うことはできなかった。1784～87年に出版された奴隷制擁護の9つの小冊子はすべて、彼の小冊子に対抗するものであった。ラムジーはこれらに反論を展開した。奴隷制擁護の言説は、「奴隷制が悪であることは誰も否定しない」、あるいは、「奴隷制度廃止に対して私以上に賛同する者は誰もいない」というように、ラムジー

19 Ramsay, J. (1784) *Essay on the Treatment and Conversion of African Slaves in the British Sugar Colonies*.

の主張を一部認めながら、現実には奴隷制を諦めることはできないし、奴隷貿易を続けることは必要である、と強弁した²⁰。

そしてこれを補強するために、奴隷制擁護の言説のなかにイギリス貧民の苦難を強調することによって西インドの奴隷の状態をよりましにみせる戦術が含まれるようになった。イギリス貧民は、名目上の自由を手に入れているが、彼らは働かなければ飢死するしかない。他方、西インドのまじめで勤勉な黒人は、良い服をもっているばかりか、ポケットには数ドルを忍ばせていることもある。このように西インドの奴隷と本国の労働者を比較することは、これ以降も続くことになる。

話を元に戻そう。イギリス国教会の福音主義者は最初から奴隷制や奴隷貿易に反対であったわけではない。サムエル・ウォーカー (Samuel Walker) やトマス・アダム (Thomas Adam) などの18世紀半ばの先駆者たちは、奴隷制や奴隷貿易に対しては無関心であったといわれている。あるいは、奴隷に言及した場合でも、奴隷に隷従を促すために、彼らの魂を改善する方向性を示しただけである。しかし彼らは、イギリス国教会の沈滞や硬直化を座視することができず、活力のある国教会をめざしたのである。したがって、彼らは国教会の改革派ともいわれる。福音主義派の決定的な要素は、第1にそれぞれが個人的な罪に深く気づくこと、第2に神によって与えられた救済の慈悲のなかで信仰を新たにすること、であった。文脈を先取りすれば、こうして覚醒し再生した人々は、奴隷制や奴隷貿易のような罪悪の恐怖を鋭く感じることができたのである。なぜなら、彼ら自身のなかに大きな罪の意識が横たわっていたからである。

そして、こうした宗教的覚醒と反奴隷制とを結びつけた最初の中核になった場所が、すでに述べたバーラム・コートであった。そこの住人のひとり、マーガレット・ミドルトン (Margaret Middleton) は、イギリス社会の道徳改革やとくに動物愛護の運動に関心があったが、ラムジーの西インドでの生々しい経験を聞いて、奴隷制の道徳的・宗教的改革に興味を示した。すな

20 Brown (2006) p. 366.

わち、西インドの奴隷主が奴隷に対して宗教的義務を果たしていないことを批判し、奴隷の魂の幸福のために奴隷主がもっと注意を払うべきだと考えた。彼女は、奴隷がキリスト教の信仰をもつことによって勤勉になり、奴隷主に対しても忠実になり、これは奴隷主にとっても利益になるとした。一言でいえば、奴隷制をキリスト教の信仰によって正常化すべきであると説いた。奴隷制の状態を改善していくという方策は、これ以降もクラパム・セクトも含めてアングリカンの福音主義派のひとつの大きな基調となっていく。

テストン・サークルのなかでラムジーの考えを誰よりも実行に移そうとした人物は、チェスターの主教（のちにロンドン主教に昇進）であったバイルビー・ポーティウスであった。彼は、植民地では奴隷は働くためのたんなる機械や道具であると考えられていることを批判し、彼らをキリスト教徒に改心させることが必要であると説いた。しかし、奴隷主は総じてキリスト教の教えはプランテーション社会の秩序を破壊する恐れがあると信じていた。これに対してポーティウスは、キリスト教の教えが黒人に義務を守らせ、主人に対して忠実で、正直で、勤勉に仕えさせるためのもっとも有効な手段であると説いた。²¹

彼は、18世紀初めに結成された福音伝道協会（Society for Propagation of Gospel: SPG）に西インドでの伝道活動を強化するように要請した。1784年3月に、彼はバルバドスのコドリントン農園において奴隷に布教する計画を福音伝道協会に持ちこんだ。キリスト教を導入することによって、奴隷の状態を改善し、奴隷の夫婦を意識的に作りだし、奴隷の子供を増やし、奴隷の自給体制を整備することによって奴隷の輸入をしなくてもすむようにできると説いた。彼が1787年にロンドン教区の主教に昇進すると、奴隷のための教化計画を強力に進めようとして、各教区に学校を設立するように働きかけた。これは国内の日曜学校設立運動と連動していた。ただし、彼は1787年以降、奴隷貿易廃止の請願運動が高揚している時期に、これについては何も言及しなかった。

21 *Ibid.*, pp. 352–353.

ラムジーに戻ろう。すでに述べたラムジーの著作は、1780年代前半におけるアボリショニズムのなかでもっとも大きな反響を呼びおこしたものである。彼に対する個人的な人身攻撃があった反面、下院議員のウィリアム・ジョリフ（William Jolliffe）はこの著作を好意的に受けとめ、奴隷貿易の規模や性格を具体的に探るために下院に特別委員会を設けることを提唱した。ラムジーのおかげでテストン・サークルの評判が上がり、のちにアボリショニストとして有名になる人々が、テストン村にやってきた。1786年にはクラークソンがテストンを訪れた。彼は自身のエッセイを出版した直後であり、パーラム・コートに滞在中に自分の人生を反奴隷制と奴隷貿易廃止に捧げると宣言したのである。

ハナ・モアは、すでに触れたように、詩人として劇作家として名をなしていたが、1780年代にテストン・サークルを訪れるようになって、宗教的覚醒の問題に傾斜するようになった。彼女は、アングリカンの既成の制約を取り除き、宗教的感覚を解放することを呼びかけた。キリスト教の教義の真実を認識している人々に対して、心の奥底に潜む誠実さに向きあい、それを外に向けて表明するように促した。

一方、モアと同じような思いを抱いていたウィルバーフォースは、1783年にテストン村でラムジーに会っている。彼は若くしてイングランド最大の選挙区ヨークシャーで下院議員に選出されていたが、彼は政治家としてよりも宗教家としての思いが強かったといわれている。悪徳や不道徳に対していかに立ち向かうのかという問題に執着し、行動も起こしている。クープランドは、「ウィルバーフォースは、もし奴隷貿易の影がその道に立ちほだかなければ、政治の世界に長く留まらなかったであろう。」²²と述べている。

マーガレット・ミドルトン、ハナ・モア、ウィルバーフォースは、テストンで何時間もかけて、それぞれが心に描いている改革の大きな目標を議論した。その改革の目標のなかに反奴隷制、奴隷貿易廃止が含まれていた。しか

22 Coupland, R. (1964, first published 1933) *The British Anti-Slavery Movement*, Frank Cass, p. 73.

し、その基底にはイギリス国教会の宗教的覚醒をいかに進めるかという問題意識が横たわっていた。アボリショニズムは、宗教的覚醒の手段であり、その逆ではない。奴隷貿易に反対するというイギリス国教会の福音主義派の転回は、宗教的な慈善の具体的な実践の爆発であっただけでなく、旧態依然たる国教会に覚醒を促すためのキャンペーンを繰り返す戦略でもあった。

しかし、1780年代の国教会の福音主義者たちは、19世紀の初めに及ぼすことになる大きな社会的・政治的影響力を予測していたわけではない。ブラウンは、「アボリショニズムはモラルを政治に持ちこむ手段を提供した。」と述べている。²³

4. ロンドン奴隷貿易廃止委員会の結成と第1次キャンペーン

クウェイカー教徒の非公式グループの活動の記録は1784年で終わっているが、彼らの活動はその後3年間続いた。その間メンバーのひとりトマス・ノールズ(Thomas Knowls)が熱病で亡くなっているが、その活動力は低下しなかった。すでに触れた通り、クウェイカー以外の活動家との交流が多くなり、その過程で彼らの活動形態の見直しが迫られた。奴隷貿易廃止の実現のためにはクウェイカー教徒だけの組織ではあまりにも狭すぎ、彼ら以外の人々の協力を得ることが不可避の課題となった。しかも、このための人材も出そろってきた感があった。こうして、先に述べたように1787年5月22日にロンドンで12名からなる奴隷貿易廃止委員会が結成される運びとなった。

まず結成当時のメンバーについて簡単に紹介しておこう。クウェイカー教徒の方から始めると、ウィリアム・ディルウィンはすでに触れた *The Case of our Fellow-Creature* の著者のひとりである。彼は1738年にフィラデルフィアに生まれ、アントニー・ベネゼットに強い影響を受けた商人であった。1774年にイギリスを訪問し、ロンドン、マンチェスター、リヴァプール、バーミンガムなどで有力なアボリショニストに出会った。このなかには、後

23 Brown (2006) p. 389.

の6人委員会のメンバーや、富裕なクウェイカー経営者デイヴィド・パークレー (David Barclay), あるいはグランヴィル・シャープなどが含まれていた。翌年いったんアメリカに帰国したが、1783年に再びイギリスを訪れ、これ以降イギリスに定住した。²⁴

ジョウゼフ・ウッズは1738年にロンドンで生まれ、富裕な毛織物商人となった。仕事柄内外のクウェイカー教徒その他と広い交友関係をもち、とくにフィラデルフィアには、毎年2回、そこの図書組合にイギリスで出版された新刊書を送っていた。アダム・スミスの『国富論』もこのルートによってすぐにアメリカにもたらされたという。したがって、彼自身もイギリスの出版事情には詳しくはなかったと思われる。サミュエル・ホア・ジュニアは、彼の姉マーガレットがウッズのもとに嫁いでいたので、彼の義理の兄弟にあたる。彼は1751年にストック・ニューイントンで生まれた。14歳から21歳までノーウィッチの毛織物業を営むクウェイカー教徒のヘンリー・ガーニー (Henry Gurney) のもとで奉公人として働き、その後ロンドンでブランド&バーネット銀行の共同出資者になった。この銀行はのちにパークレー銀行と合併することになる。彼は委員会の会計に選出された。²⁵

ジェームズ・フィリップスは1745年にコーンウォールで生まれ、1775年にロンドンでクウェイカー公認の出版・印刷業者になった。彼はロンドン委員会が発行する決議、報告、小冊子、ビラその他の出版物の印刷を任された。リチャード・フィリップス (Richard Philips) は彼のいとこで、事務弁護士であった。

ジョージ・ハリソンはジェームズ・フィリップスの親しい友人であった。彼は1747年にケンダルの靴屋の息子として生まれ、その後サムエル・ホア・ジュニアと同じ学校に通っている。国際的に有名なクウェイカー牧師のサムエル・ファザーギル (Samuel Fothergill) が彼の天分を評価し、グラマ

24 Davis, D. B. (1975) *The Problem of Slavery in the Age of Revolution 1770-1823*, Cornell Univ. Press, pp. 219-220.

25 Jennings (1997) pp. 1-21.

ースクールの学費を援助した。卒業後富裕な慈善家リチャード・レイノルズ (Richard Reynolds) の息子の家庭教師をし、また、これもロンドンで有名なクウェイカー教徒であったデイヴィド・パークレーのもとで働いた。彼はブリマスのクウェイカー牧師であり、事業家でもあったウィリアム・クックワージー (William Cookworthy) の娘と結婚することによって、ロンドンで金融業を営むための資金を手に入れた。この事業を発展させるなかで、またクウェイカー教徒の集会で、ウッズやジェームズ・フィリップスらと親密な交友関係を築いた。

ジョン・ロイドはバーミンガムでの鉄・金属の取引を基礎に金融業や製造業にも進出したロイド家の一員であった。彼はすでに触れた *The Case of Fellow-Creature* の共同執筆者のひとりであった。ジョウゼフ・フーパーはロンドンの医師であった。ジョン・バートンは当初この委員会のメンバーであったが、運動路線上の意見対立から脱会した。彼は奴隷貿易の漸進的廃止を主張したが、これは他のメンバーにとっては敗北²⁶の受け入れを意味し、この対立から彼は1787年中に委員会から去っていった。

この9名のクウェイカー教徒のほかにも3名の国教会福音主義派の委員がいた。グランヴィル・シャープはすでに触れた通り、早くから在英黒人問題に取り組んでおり、とくにロンドンに住んでいた貧しい黒人たちの救援活動を指導していた。そのなかでも彼を有名にしたのは「サマーセット事件」であろう。1769年にスチュワートという人物がヴァージニアで奴隷として購入したサマーセットをイギリスに連れてきたが、サマーセットは主人のもとから逃亡してしまう。1771年にサマーセットを捕えたスチュワートが彼をジャマイカに送ろうとして係争事件に発展した。この裁判の中心的争点はイギリスで奴隷の存在を認めるか否かにあったが、マンズフィールド卿の判決はこれに決着をつけるものではなく、ただサマーセットの釈放を決定したにす

26 Oldfield, J. R. (1995) *Popular Politics and British Anti-Slavery: The Mobilization of Public Opinion against the Slave Trade 1787-1807*, The Univ. of Manchester Press, p. 42.

ぎなかった。しかし、この判決の一般的な受け止め方は、イギリスでは奴隷の存在を認めないとするものであった。²⁷この裁判の過程でシャープは奴隷制反対の論陣をはり、サマーセット支援の活動を展開した。この事件を通じてシャープは徹底した奴隷制廃止論者として一目を置かれるようになった。彼はこの委員会の議長に選出された。

トマス・クラークソンは1760年にウイスベックの教師の息子として生まれ、1783年にケンブリッジ大学を卒業した。在学中から副学長ピーター・ベッカード (Peter Peckard) の影響で奴隷貿易問題に深い関心をもち、この問題をまとめたケンブリッジ大学のラテン語懸賞論文で見事に優勝した。卒業後2、3年のうちにジェームズ・フィリップスをはじめロンドン在住のクウェイカー教徒のアポリショニストと意気投合し、すでに触れたように奴隷貿易・奴隷制廃止のためにこの身を捧げようと決心した。彼はこの委員会のなかでは、各地の組織と連絡をつけ、委員会の活動方針を宣伝するオーガナイザーであった。また、奴隷貿易の実態調査を小冊子にまとめる著述家であり、これをもとに議会活動家ウィルバーフォースらと委員会との調整を果たすコーディネーターでもあった。²⁸

フィリップ・サンソム (Phillip Sansom) はウッズの親しい友人で、梳毛業者から貿易商人になった。

ロンドン委員会結成の時点でウィルバーフォースはまだメンバーになっていなかったが、彼はそれ以前クラークソンに下院で奴隷貿易問題を取り上げることを表明していた。委員会のメンバーの数はその活動領域が広がるにしたがって増えていった。1787年8月から92年12月までの期間に延べ36人の人々がメンバーに加わった。メンバーの数はもっとも多きときで43名であった。クウェイカーの陶器製造業者で、この運動を大衆化するうえで決定

27 森健資 (1988) 『雇用関係の生成——イギリス労働政策史序説』木鐸社、323-332 ページ。

28 Clarkson, T. (1968, first edition 1808) *The History of the Rise, Progress, and Accomplishment of the Abolition of the African Slave Trade*, Vol.1, Frank Cass.

的な役割を演じたジョサイア・ウェッジウッド (Josiah Wedgwood) は 1787 年 8 月に参加し、動物愛護運動で名を馳せたベンジャミン・M. フォスター (Benjamin M. Forster) は 1792 年 3 月に、ウィルバーフォースは他の議員チャールズ・J. フォックス (Charles James Fox) やウィリアム・バーク (William Burgh) らとともに 1791 年に参加した。

この委員会の当初の中心的な任務は、奴隷貿易反対のための情報・証拠の収集およびそれに基づいた大衆的な宣伝活動であった。そのために各地で委員会の活動を支援してくれる人物のリストを作成し、連絡をつけることから仕事を開始した。1787 年 7 月の時点でリストアップされた人の数は 116 名で、ジェニングによるとこのうち少なくとも 43 人は明らかにクウェイカー教徒であったという。²⁹ ロンドン委員会の当初のメンバー構成と同様に各地の支援者もかなりクウェイカー教徒に依存していたことがわかる。1787 年末までに、マンチェスター、ブリストル、シェフィールド、リーズをはじめ 30 以上の町で通信員のネットワークが形成された。³⁰

結成から 15 か月のあいだに、ロンドン委員会は、各種の小冊子、報告書、手紙などを合計約 8 万 5 千部印刷し、各地に送った。この出版と配布の仕事は、J. フィリップスに任された。このなかで発行部数のとくに多かったのは、クラークソンの *Summary View* (15,050 部)、この委員会の報告書 *Reports of the Committee* (15,026 部)、*Dean of Middleham's Letter* (14,000 部)、ファルコンブリッジ (Alexander Falconbridge) の *Accounts* (6,025 部)、ラムジエの *Objections* (4,000 部) などであった。³¹

委員会の活動資金は寄付金によってまかなわれていた。委員会発足当初から篤志家に呼びかけて寄付金を募っていたが、1788 年 8 月 12 日付けの収支報告書を見ると、この間 2,760 ポンド 2 シリング 7 ペンスを領収していた。寄付金リストには約 2 千人の名前があがっている。支出額をみると 2,131 ポ

29 *ACM*. 20/7/1787; Jennings (1997) p. 38.

30 Oldfield (1995) p. 43.

31 *ACM*. 12/8/1788.

ンド13シリングである。最大の支出項目は、小冊子、報告書などの印刷費で、約1,107ポンドであった。これに郵送費、文房具費、広告費を加算すると、約1,340ポンド（支出額の約63%）になっている。次に多いのが、奴隷貿易に関する情報や証拠の収集、そのための旅費を含む費目で、約618ポンドになっている。その他、事務所の家賃、光熱費、秘書や助手の賃金などがあがっている。³²

この組織の最終目標は、言うまでもなく、議会で奴隷貿易廃止法を議決させ、奴隷貿易を廃止に追い込むことであった。これはすでに委員会発足以前にウィルバーフォースやクラークソンを含む何人かのメンバーのあいだで了解されていた。そして委員会発足後の1787年6月の段階で、奴隷貿易問題を議会の審議事項に盛り込むために議会請願運動に着手する必要があることを確認した。委員会はクラークソンに対して、ブリストルとリヴァプールに赴いて、奴隷貿易に関する具体的な情報を収集することを要請した。彼は同年6月から11月までの約半年間この2大奴隷貿易港だけでなく国内の数多くの町を駆けめぐった。彼は各地の情報を手紙で委員会に知らせた。9月には、リヴァプールに行く途中で、ロンドン委員会が議会請願にとって最適の時機を知らせれば、ブリッジウォーター、モンマス、ブリストル、グロースター、ウースター、スルースベリー、チェスターの町から請願署名が得られるであろうと報告した。さらに彼は10月下旬にマンチェスターを訪れたときに、この町はすでに奴隷貿易廃止の請願のための機が熟していると報告している。³³

全国的な議会請願キャンペーン開始の合図は、1788年1月初旬ロンドン委員会から発せられた。前年のクリスマスの直後、ウィルバーフォースは次の会期の初めに奴隷貿易廃止法案提出の許可を得る旨をロンドン委員会に知らせた。これを受けて委員会は、各地域の通信員に行動を起こすように呼びかけた。マンチェスターの署名が届いたのは、2月11日のことであった。

³² *Ibid.*

³³ *ACM*. 16/10/1787; Clarkson (1968) Vol. 1, pp. 415–416.

このときまでにすでにヨーク、ベドフォード、ハル、ノーフォーク、ロンドン、リボン、メイドストーン、サザンプトン、バーミンガムなどから署名簿が届いていた。2月1日から3月9日までのあいだに100件以上の請願署名簿が下院に提出された。その半分以上が会期中に受け取られた。

このなかでマンチェスターの署名者数は1万639人であり、署名数の点で他の町を圧倒していた。これはこの町の人口の2割に達し、あるいは選挙資格のある男性人口の3分の2にあっていた。ドレッシャーはこの点を重視し、奴隷貿易廃止運動のなかで中心的役割を担ったのはマンチェスターであったと主張した。すなわち、マンチェスターがロンドン委員会とは独立に大衆的な署名活動を展開し、先導者の位置を確保したと述べている。彼の意図するところは、単純化していえば、新しい資本主義の中心（産業革命の中心）＝マンチェスターと新しい国民運動＝奴隷貿易廃止運動を結びつけようとすることにあった。

この見方に対してJ. R. オールドフィールドが反論を展開している³⁴。彼はマンチェスターよりもロンドン（委員会）の役割を強調している。当時発行されていた地域新聞の記事から判断して、マンチェスターが独自に奴隷貿易問題で議会に請願するという噂は早くも10月頃から起こっていたことは確かである。しかし、この町の運動指導者であったトマス・ウォーカー、トマス・クーパーやその仲間たちが、クラークソンがここを訪れた際に、彼とこの問題で意見を交換したことも分かっている。その結果、マンチェスターでの請願運動は他の地域での運動と歩調を合やすことで合意したと思われる。

その後マンチェスター・グループは12月にロンドン委員会宛てに手紙を送っている（12月3日、11日、29日付け³⁵）。それに対してロンドン委員会の方からも逐一返事を送っている。このやりとりのなかで問題にされたのは、議会請願の時期ならびにマンチェスターの組織的な取り組みであったと思われる

34 Drescher, S. (1986) *Capitalism and Antislavery: British Mobilization in Comparative Perspective*, The Macmillan Press.

35 Oldfield (1995) p. 47.

36 *ACM*. 11, 18/12/1787; 1/1/1788.

る。後者の点で確認しておきたいのは、マンチェスターの奴隷貿易廃止委員会が結成されたのが同年12月27日のことであり、その2日後の29日に議会請願運動を展開することが正式に決定されたのである。³⁷ ロンドン委員会はマンチェスターの積極的な取り組みを歓迎した。

たしかにマンチェスターは署名数の点で重要な役割を果たしたが、このキャンペーンのなかで配布された数多くの印刷物の作成、議会とのアクセス、各地域との連絡などの点で全体の運動を統制していたのはロンドン委員会であったといえる。

この第1次キャンペーンがこれほどまでに大衆的な広がりを見せたことには、ロンドン委員会自身が驚いた。しかし他方で、このキャンペーンにはいくつかの限界もあった。

まず第1に、請願要求が地域や団体によって異なっていた。すなわち、ロンドン委員会が掲げていた「奴隷貿易即時廃止」以外の要求、たとえば奴隷制廃止や奴隷貿易の規制あるいは奴隷貿易の実態調査、を請願する署名も混じっていた。これはロンドン委員会の全国的規模での影響力の未熟さを示すと同時に、逆に各地の自然発生的な運動の盛り上がりを示すともいえる。

第2に、運動の盛り上がり方に地域によってばらつきがあったことがあげられる。この第1次キャンペーンでイングランド北部工業地域（ランカシャー、ヨークシャー）が全署名数の約3分の1を占め、最大の貢献をした。イースト・アングリアと南西部がこれに続いた。他方、コーンウォールやスコットランドでのキャンペーンは弱かったし、さらに悩みであったのはロンドン近郊のホーム・カウンティでの盛り上がりは欠けたことである。メイドストーンを除いてケント、サセックス、サリーなどの人口の多い地域からの署名がなかった。この第1次キャンペーンの結果をみるかぎり、北部工業地域を中心に運動は大きな盛り上がりを見せたものの、ロンドン委員会の指導力、影響力の未熟さもあって、全国的規模の運動に達することはできなかったといえる。

37 Oldfield (1995) p. 47.

しかし、こうした請願運動の高揚を背景に、議会ではまず1788年2月11日に奴隷貿易の状況を検討するための委員会が設置された。これを受けてその5日後にロンドン委員会は特別会議を開き、上記の委員会に提出する報告書を作成するために、奴隷貿易の非人道性の証拠を収集する仕事をクラークソンに託した。そして彼の仕事を助ける委員として、ディルウィン、ホア・ジュニア、両フィリップス、ジョウゼフ・スミスを選んだ。これと並行してロンドン委員会は、ウィルバーフォースが下院に奴隷貿易廃止法案の動議を提出することを期待していた。しかしながら、このとき運悪く彼の健康が悪化し、危機的状況にまで達した。委員会は彼に代わってウィリアム・ピット(William Pitt)に接触した。ピットは奴隷貿易廃止問題に理解を示し、1788年5月9日の議会で奴隷貿易問題を次の会期中(翌年)に取り上げる動議を提出し、この動議は可決された。³⁸

一方、この会期中の5月21日に下院議員ウィリアム・ドルベン(William Dolben)が、人道的見地から「中間航路」で運ばれる奴隷の人数を船舶トン数に応じて制限する法案を提出した。彼は、現段階で奴隷貿易廃止論議に加わるつもりはないが、奴隷船の惨状を見かねてこの法案を提出したとの趣旨を述べている。³⁹両院の審議過程でリヴァプール商人の利害を代表する議員の引き延ばし工作がみられたが、この法案は全体的には好意的に受けとめられ、成立した。これによって積載量200トン未満の船舶は5人/3トンまで、またそれ以上の船舶では1人/1トンまでに制限された。ロンドン委員会は、このドルベン法をめぐる下院での議論を宣伝することが運動の前進につながると判断して、それを出版することに決めた。⁴⁰

1788年8月12日に開かれたロンドン委員会に提出されたレポートのなかで、同年1月以降の活動を総括していくつかのポイントを指摘している。それによるとまず、ロンドン以外の各地域で結成された奴隷貿易廃止を目指す

38 ACM. 22/4/1788; 29/4/1788; 13/5/1788.

39 Donnan, E., ed. (1965) *Documents Illustrative of the History of the Slave Trade to America*, Vol. 2, pp. 582-589.

40 ACM. 24/6/1788.

委員会や数多くの尊敬すべき（リスペクタブルな）個人の支援を受けたことに大いに満足したことが率直に述べられている。また、「我々の努力」がまったくの無駄ではなかったこと、奴隷貿易の悲惨さを暴露し、大衆的意志としてまとめあげたこと、その結果100件以上の請願が下院に提出されたこと、また奴隷貿易の実態調査が進展したことが、この間の運動の成果としてあげられている。さらに、ウィルバーフォースの健康悪化のためにこの問題が議会で取り上げられなかったことは残念であるが、次の会期中に取り上げられることを期待するとしている。⁴¹

これと並行して委員会は、1788年、奴隷貿易の実態をよりわかりやすく大衆に知らせるため、奴隷船の図面を作成することに着手した。これはリヴァプールの奴隷船ブルックス号（The Brooks）の図面を模写したもので、奴隷の詰め込み状態がリアルに描かれていた（図2-1）。この図面は翌年春に出版され、各地の通信員だけでなく、両院の議員にも送付された。これを受けて1789年5月11日にウィルバーフォースが下院に奴隷貿易の早期廃止の動議を提出する予定であったが、下院はこの貿易に関する証拠を集めることが先決である、との決定を下した。ロンドン委員会にとっては「危険な待ちゲーム」に入っていくことになる。

これと相前後してロンドン委員会は、ヨーロッパ各国やアメリカ合衆国において奴隷貿易や奴隷制に反対する組織や個人と連携しようと模索しはじめていた。これは、イギリスが奴隷貿易を率先して廃止した場合、競争相手はその空隙を埋めてしまい、彼らを利するだけで奴隷貿易そのものはなくなるとする議論を牽制するためであった。すなわち、奴隷貿易廃止問題に関して関係各国が支持を表明することがイギリスでこの運動が成功をおさめる鍵になると考えたわけである。

アメリカのアボリショニストとの連携は、クウェイカー教徒を中心に植民地時代から行われていたが、独立後、ロンドン委員会はフィラデルフィアやニューヨークなどの奴隷制廃止協会に働きかけて連邦レベルでの奴隷貿易廃

41 ACM. 12/8/1788.

(IN THE MANNER OF GALLERIES IN A CHURCH) THE SLAVES STOWED ON THE SHELVES AND BELOW THEM HAVE ONLY A HEIGHT OF 2 FEET 7 INCHES BETWEEN THE BEAMS AND FAR LESS UNDER THE BEAMS. See Fig. 1.

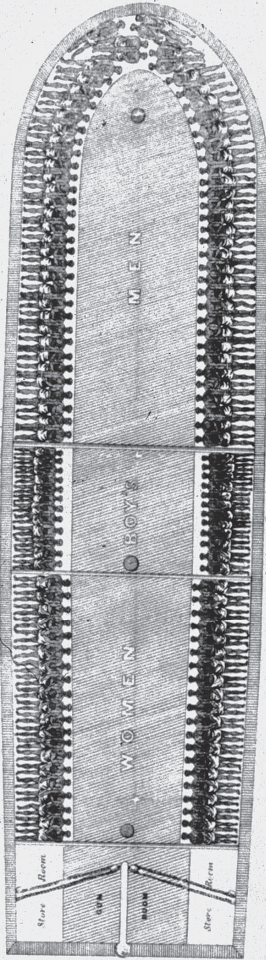


Fig. 1

Fig. 4
Cross Section
at the Deck



Fig. 5
Cross Section
at the Deck

Fig. 6
Lower part of Stowage under the Deck

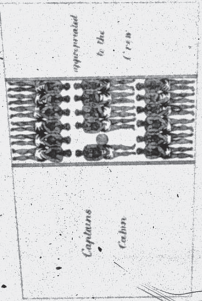
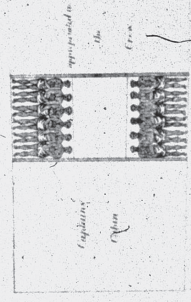


Fig. 7
Upper part of Stowage under the Deck



[出所] Archive Photos / ゲッチェイメージス。

止に力を発揮するように呼びかけた。その結果、1788年までにペンシルヴァニアをはじめ6つの州で奴隷貿易即時廃止の法律が成立した。これを受けて連邦政府は、1808年までに奴隷貿易を廃止することを決定した。一方ヨーロッパ大陸ではとりわけフランスの「黒人友の会」との連携に委員会は心を砕いた。クラークソンは1787年7月に自分のエッセイを携えてパリを訪れた際、この組織のメンバーとの接触をはかった。ただしこの組織のメンバーの多くは、たとえばコンドルセやミラボーなどは、フランス革命の勃発とともに捕らえられ、その活動は途中で頓挫した。

委員会はまた、これまで出版してきたいくつかの小冊子をフランス語、スペイン語、ポルトガル語、オランダ語、デンマーク語に翻訳し、各国に持ち込もうとした。⁴² ロンドン委員会は、こうした国際的連携をはかる活動を通じて、奴隷貿易に反対する国際的気運が芽生えつつあることを確認しながらも、結局イギリスがその手本を示さなければならないことも痛感した。

委員会による奴隷貿易に関する証拠収集は、1790年4月半ばに一応終了した。ピットは同年6月に議会を解散し、全国で選挙が行われた。一抹の不安はあったものの、選挙の結果は彼にとって満足のいくものであった。ロンドン委員会は9月、新しく選出された議員に、クラークソンの小冊子 *Essay on the Impolicy of the African Slave Trade* (1788) と *Essay on the Comparative Efficiency of Regulation or Abolition, as Applied to the Slave Trade* (1789) を配布する準備を進めるように指令した。⁴³ 翌年(1791年)3月にはウィルバーフォースとその他のメンバーが奴隷貿易の非人道性を立証する証拠の要約を準備し、下院議員に配布した。これは4月18日に予定されていたウィルバーフォースの動議に間に合わせるためであった。

1791年4月18日午後5時にウィルバーフォースの演説が始まった。彼はこのために何か月にもわたる準備をしてきた。4時間以上におよぶ彼の演説は、数多くの証拠に基づいた公明正大なものであり、彼の背後には数多くの

42 ACM. 29/1, 24/2/1789.

43 ACM. 28/9/1790.

国民の支持があることを強く確信しながら話を終えた。

その後、議長であるウィリアム・ドルベンのもとで議事が進行した。奴隷貿易廃止の提案に対して最初に反対意見を述べたのは、コロネル・タールトン (Colonel Tarleton) であった。彼はリヴァプールの奴隷貿易商人であった。彼の議論は、この貿易はこれまで議会によって承認されてきたものであり、それを廃止すれば必ずや信用を失い、その貿易の価値を破壊することになるとするものであった。彼は、明らかにリヴァプール奴隷商人の利害を代表していた。また、ウィリアム・ヤング (William Young) は、この貿易をやがては廃止しなければならないとしても、現在のところそれを廃止すれば諸外国がイギリスのシェアを奪うだけである、と主張した。⁴⁴

フィリップ・フランシス (Philip Francis) は西インド貿易に利害をもっていたが、ウィルバーフォースを支持して、奴隷貿易が犯罪であることをこれまで誰ひとりとして否定してこなかったと述べた。議事の終わりころになって、ピットが発言を求め、奴隷貿易の不正と不利益を改めて強調した。ウィルバーフォース支持の発言のなかで議長ドルベンにとくに感銘を与えたのはチャールズ・J. フォックスであった。彼は、もし下院がこれを否決すれば、略奪、強盗、殺人を議会が承認したことになる、と廃止反対派を強く非難した。こうして議会での論戦は4月20日の早朝3時30分まで続き、最後にウィルバーフォースが議論に対する簡単な答弁をして幕を閉じた。投票するために出席していた議員は全体の半分以下であった。ウィルバーフォースの提案した動議は88対163で否決された。⁴⁵

5. 砂糖不買運動と第2次キャンペーン

この結果に対するロンドン委員会の失望が大きかったことは想像するに難くないが、彼らの立ち直りは意外と早かった。1791年4月26日の委員会で

44 Pollock, J. (1977) *Wilberforce*, Lion Publishing plc., pp. 105–108.

45 *Ibid.*, pp. 105–108.

奴隷貿易反対派の議員としてウィルバーフォースをはじめとして、フォックス、ウィリアム・スミス (William Smith)、ウィリアム・バークラを新たにメンバーに加えた。これは先の動議否決の結果を反省して、議会活動を強化するための措置であった。マンチェスター、エジンバラ、プリマスでは新たな草の根運動が開始され、7月に入ってクラークソンは各地の運動家と連絡をつけるための旅に出た。

ところが、思わぬところから奴隷貿易廃止運動が盛り上がることになる。西インド産砂糖の不買運動である。そのきっかけになったのは、ウィリアム・フォックス (William Fox) という人物の⁴⁶小冊子であった。この1部半ペニーの小冊子は、発行後4か月間に5万部が売れたという。その後少なくとも25版まで版を重ねているので、出版部数は総計で10万部を下らないであろう。なぜこの12ページの小冊子がこれほどまでに人々の心を引きつけたのであろうか。

この小冊子の最大の特徴は、奴隷貿易廃止問題を砂糖消費という人々の日常生活と直接関連づけ、彼らに具体的な行動をとることを迫ったことである。言うまでもなく当時のイギリス社会では砂糖は、紅茶をはじめコーヒー、ココア、ワインなどの飲料に入れられ、また菓子類にもふんだんに使われていた。18世紀中にとくに中産層のあいだでその消費は急速に高まり、イギリスはヨーロッパ最大の砂糖消費国になっていた。この砂糖は、第1章で述べたようにジャマイカ、バルバドス、リーワード諸島などの奴隷制砂糖プランテーションで生産されていた。英領西インド諸島で奴隷労働によって生産された砂糖が毎日人々の口に入っている、この事実を小冊子が突いたのである。

たとえば次のような箇所がある。毎週5ポンド(重量)の砂糖を使う家庭は、21か月間その使用をやめれば、アフリカ人奴隷1人の「殺人」を防ぐことができる。あるいは、アフリカから輸入された奴隷の生産物である砂糖を1ポンド消費すれば、2オンスの人肉を消費したことになる。すなわち、

46 Fox, W. (1791) *Address to the People of Great Britain, on the Propriety of Abstaining from West India Sugar and Rum.*

日常的に西インド産の砂糖を消費する人は、知らず知らずのうちに殺人を犯しているか、人肉を食っていることになる。もし人々が砂糖の消費を完全にやめるか、部分的に制限したならば、西インドの砂糖プランテーションが減少し、逆に糧食のための生産が増え、その結果、奴隷の仕事量が減り、食糧供給が好転し、数年のうちに現地生まれのクレオールの数が増えるであろう、と予測している。換言すれば、イギリス人が砂糖の消費をたとえ数年間でも控えれば、西インドへの奴隷輸入を崩壊に追い込むことができるし、奴隷たちの状況も改善し、クレ奥ールの自然増加をはかることができるであろうと。

ここではまた、ある種の歴史認識についても語られている。われわれは今「啓蒙の時代」に生きており、野獣性や不正が飛びかう無知蒙昧で野蛮な時代をのりこえてきたという。しかし、古き昔の野蛮性をいまだ十分に克服していない。なぜなら、われわれは、もっとも洗練された人道主義的な感性をもちあわせていることを装いながら、奴隷貿易という先例のない残虐行為を働いているからである。小冊子の筆者はここで二者択一の選択を迫っている。西インド産の砂糖の消費をやめて、「啓蒙の時代」にふさわしい生き方をするのか、それとも、現在の贅沢な生活を続けて、「野蛮な時代」のモラルに回帰しようとするのか、である。こうした言説は、人々の胸に鋭く突き刺さったのではなかろうか。

バーミンガムでは1,000以上の世帯が砂糖の消費をやめた。ロンドンでも2万5千人の人々がこの不買運動に参加した。ジョージ3世やシャーロット妃もこれに参加したといわれている。当時ウェールズとイングランドの各地を駆けめぐっていたクラークソンによれば、彼が通過したどの町でも人々はこの運動に参加していたという。小さな町では10人から50人くらい、大きな町では200人から500人くらいであったと報告されている。また、あらゆる階層、あらゆるグループ、国教会の人々も非国教会の人々もこれに参加している。ある場所では食料雑貨商ですら砂糖の売買をやめたという。イギリス全体で約30万人がこの不買運動に参加したと見積もられている。⁴⁷

47 Clarkson (1968) Vol. II, pp. 349-350.

特筆すべきこととして、この運動には数多くの女性たちが引き入れられたことである。家庭内の消費生活の主導権は大抵女性が握っていたわけであるから、砂糖の消費問題は奴隷の境遇を自分たちに直接関わる問題として考える契機となった。本当にあったかどうかは別にして、ありそうな話として次のようなエピソードが残っている。ある男性がしばらく家を留守にしてある晩遅く帰宅してみると、妻と娘が砂糖の使用を完全にやめてしまっていて、ティーテーブルから片付けられていたという。当時のイギリスでは政治問題はもっぱら男性の領域であったが、砂糖不買運動を通じて女性たちが奴隷貿易廃止という政治的な問題に関与したことは注目に値する。そして、この運動の重要性は、女性であれ男性であれ、多くの人々に奴隷貿易や奴隷制に対する個々人の責任の意識を作り上げた点にある。⁴⁸

クラークソンの友人の一部には、この自然発生的な砂糖不買運動が奴隷貿易廃止の目標を阻害するのではないかと危惧する向きもあった。彼らは廃止運動が大衆的アジテーションや暴徒の恥知らずの行為と同一視されるのを恐れたからである。しかしクラークソンをはじめロンドン委員会の多くは、この運動が新たな請願運動への道を切り開くものとして高く評価した。すでに述べた通り、クラークソンは1791年7月から年末までウェールズとイングランドの各地を訪れ、現地の代表者や通信員と接触した。その際、4月にウィルバーフォースに代って議会に提出された奴隷貿易問題の証拠資料の要約を彼らに配布した。彼は当初スコットランドにも足を延ばすつもりであったが、健康状態が悪化し、年明けの1月には彼の代わりにウィリアム・ディクソン (William Dickson) がそこに赴いた。⁴⁹

新たな請願運動を開始する時期が近づいていた。もし請願運動を開始するというニュースが奴隷商人やプランターたちの耳に入ったら、彼らはそれに反対して請願することを予測して、ロンドン委員会にはしばらくのあいだタイ

48 Midgley, C. (1992) *Women against Slavery: The British Campaigns, 1780-1870*, Routledge, p. 40.

49 Clarkson (1968) Vol. II, pp. 350-351.

ミングを推しはかっていた。ウィルバーフォースが2月6日頃に奴隷貿易廃止法案を下院に持ちこむ予定であることを、委員会は各地の通信員たちに連絡し、請願署名を準備するように指令した。ウィルバーフォースの予定は結局2か月先になったが、各地の請願署名運動は2月に開始された。ロンドン委員会は前回のキャンペーンの反省から請願署名の内容やフォームをできるだけ統一しようとした。つまり、請願は奴隷貿易廃止に限定すること、同一場所では同一フォームの署名を採用すること、多重署名を極力避けることであった。⁵⁰

2月7日までに、マンチェスターから請願署名の写しがロンドン委員会に届いた。14日まではケンブリッジ、リンその他から届き、28日までにニューキャッスルその他から続々と同様の写しが届いた。3月に入るとさらに多くの地域から署名簿が届いた。ウォーリック、チェスターフィールド、ハル、シェフィールド、サンダーランド、コヴェントリー、ノーサンプトン、ハダースフィールド、グラスゴーなどからである。結局3月末までに519件の計約40万人分の請願署名が下院に提出された。単一の問題で同一の会期中にこれほどの署名が提出されたのはこれが初めてであった。これは当時の成人男性人口の13%と見積もられている。⁵¹

1788年の請願署名の場合と比べると、奴隷貿易廃止の要求に絞りこみ、スコットランドを含めてまさに全国規模で署名が収集されたのである。ただし今回も第1次キャンペーンのときと同様に北部工業地帯が署名数の点で最大の貢献をした。とりわけマンチェスターは2万人もの署名を集め、これはマンチェスターの成人男性人口の半数にあっていた。まさに驚異的な数字であったといわねばなるまい。

このキャンペーンをバックにしてウィルバーフォースは、1792年4月2日に下院に奴隷貿易廃止法の動議を提出した。しかしこれには時期尚早であ

50 Oldfield (1995) pp. 59-60.

51 *ACM*. 7/2/1792; 14/2/1792; 28/2/1792; 13/3/1792; 20/3/1792; 27/5/1792; Drescher (1986) pp. 80-82.

るとして反対する向きもあった。フランスでは革命が進行中であったし、また1791年には仏領サン・ドマング（ハイチ）で大規模な奴隷反乱が勃発していた。ある地域では請願運動がフランス革命に呼応したイギリスのジャコバン派の仕業であるとみなされた。つまり、「奴隷貿易廃止」と「革命」が同一視されたのである。ロンドン委員会は、奴隷貿易廃止が西インドにおける所有権の破壊に導くものではないとの論陣をはった。しかし、多くの人々にとってハイチはアボリションと同じで、暴力、騒乱のシンボルとみなされた。

ウィルバーフォースの演説は同日（1792年4月2日）午後6時過ぎから始められ、それに続く議論は夜を徹して行われた。ピットの発言中、窓に日の出を知らせる太陽の光が差し込んだとき、彼は当意即妙に「アフリカに幸福の日の出がもたらされんことを！」と述べた。しかし、この時の議論のなかでもっとも注目を集めたのはヘンリー・ダンダス（Henry Dundas）であった。彼は下院の雰囲気を的確に把握し、ウィルバーフォースの奴隷貿易即時廃止に漸進的廃止を対置した。ヘンリー・アディントン（Henry Addington）はすぐさまこれに支持を表明し、西インドの急速な崩壊という痛手を被ることなく奴隷貿易の犯罪性を非難できるこの中庸の道を高く評価した。こうして、ダンダスの漸進的奴隷貿易廃止法案は、230対85という圧倒的多数の支持を得て下院を通過した。⁵²

ウィルバーフォースや他のロンドン委員会のメンバーは、1787年以来めざしてきた奴隷貿易の即時廃止が勝ちとれなかったに対して屈辱感を感じていた。しかし、すぐに気を取り戻して、漸進的という言葉は多義的であり、できるだけその期限を縮める方向で議会に働きかけようとした。こうして4月27日にダンダスは、奴隷貿易の廃止の期限を1800年にすることを下院に提案した。これに対してモーニングトン卿（Lord Mornington）は、それは遅すぎるとして1793年1月1日を対案として出した。ウィルバーフォースはこれを支持したが、長い議論の末議会はその期日を1796年1月1日とする

52 Pollock (1977) pp. 114-115.

こと決議した。けれども、上院はこの決議に反対し、この件に対するさらなる証拠を要求した。結局、下院の決議は反故にされた。

翌年、下院は奴隷貿易問題をこれ以上取りあげること自体に反対した。ロンドン委員会は1793年6月20日に緊急会議を開き、再度砂糖の不買運動を展開することを決議したが、ほとんど支持を得ることができず、8月13日にこの決定を撤回せざるをえなかった。こうして、これ以降ロンドン委員会あるいは奴隷貿易廃止運動は長い冬の時代を迎えることになる。ちなみに、委員会の年間の会議の回数は、1793年には33回であったが、94年には9回、95年、96年、97年には各2回へと激減している。⁵³

6. 議会ロビー活動と奴隷貿易廃止

ロンドン委員会が再び活動を開始するのは1804年になってからである。この10年のあいだに奴隷貿易問題を取り巻く状況が変化した。まずフランスでは人々の熱気によって支えられてきた民主主義がいまではナポレオンによる専制政治に道を譲ったために、奴隷貿易廃止がフランスの民主主義原則に基づいているとする見方が影を潜めた。また、1801年のアイルランド併合によって新たにウェストミンスターに着任したアイルランド出身の議員のほとんどが奴隷貿易廃止を支持した。他方で、西インド関係の議員のなかに廃止問題を慎重に検討しようとする部分が現れたので、彼らのあいだで以前のように堅い結束をとりつづけることができなくなっていた。⁵⁴

こうした状況の変化を感じとったロンドン委員会の旧メンバーは、1804年5月23日に再結集し、運動の立て直し策を検討した。委員会の実質的解散以降も議会のなかで孤軍奮闘していたウィルバーフォース、健康を害して湖水地方で長期間転地療養を行なって健康が回復しロンドンに戻ってきたクラクソンをはじめ、シャープ、ハリソン、リチャード・フィリップスなど

53 Oldfield (1995) pp. 62-63.

54 Clarkson (1968) Vol. II, p. 490.

の旧メンバーが仕事を再開した。これに新しいメンバーが加わった。ジェームズ・ステープン、ザカリー・マコーリー、ヘンリー・ソートン、トマス・バビントン (Thomas Babington)、ヘンリー・ブルーム (Henry Brougham)、ロバート・グラント (Robert Grant) らである。

このいわゆるロンドン奴隷貿易廃止再建委員会は以前の活動形態とは異なり、その努力のほとんどを議会でのロビー活動に傾注した。すなわち、上下院の議員に奴隷貿易廃止の側につくよう執拗に働きかけた。ウィルバーフォースは同年5月30日に奴隷貿易廃止法案を提案する許可を下院に申請した。これは124対49で可決された。6月7日の第2読会では西インド・インタレストの反対にもかかわらず100対42で通過し、さらに6月27日の第3読会でも69対36で可決された。1796年から99年の時期に奴隷貿易廃止に反対する投票数が平均すると82であったことと比べると1804年の投票数はその半分程度に減少した。ウィルバーフォースとロンドン委員会はこの結果に手応えを感じていた。しかし、その法案が上院にまわされたとき、ホークスベリー卿 (Lord Hawkesbury) の動議⁵⁵によってその議論は翌年に延期されることになった。

1805年2月19日に再度ウィルバーフォースによって前年と同じ動議が提出された。しかし、その第2読会において審議を半年延期するという修正動議が提出され、77対70で可決された。これは、ウィルバーフォースやロンドン委員会にとって意外かつ沈痛な結果であった。その原因を調べてみると、まず奴隷貿易廃止法案の審議の際には必ず出席して、賛成してきた議員9人が何らかの所用で欠席したことがあげられた。また、アイルランド出身の議員のうち9人しか修正動議に反対しなかった。他の議員は、奴隷貿易廃止は所有権に対する脅威になると西インド派の議員に説得されていたことが明らかになった。廃止法案賛成派のあいだで少なからず気のゆるみがあったのに対して、反対派の方は風向きを変えるためにかなり強力にロビー活動を展開していたのである。

55 *Ibid.*, pp. 490-494.

この失敗に直面して奴隷貿易廃止派は軌道を修正した。すなわち、新たに征服されたオランダ領ギアナ向けのイギリス商人による奴隷輸出を停止させることを試みた。彼らは国民的利益を擁護するという立場からこれを進めようとした。この旧オランダ領ギアナには砂糖プランテーションに適した土地が広がっており、もし十分な奴隷がここに導入されたならば、かなりの量の砂糖生産が見込まれた。しかし当時、イギリス国内への砂糖供給がすでに過剰であり、再輸出市場もブラジル、キューバ、東インド産の砂糖が競合し、供給過剰の状態にあった。したがって、ここに奴隷を輸出することは、砂糖の過剰生産をさらに進めることになり、国民的利益に反するとされたのである。

ウィルバーフォースがピットに執拗に迫った結果、1805年8月15日に旧オランダ領ギアナに対する奴隷輸出が禁止された。ウィルバーフォースは、これは部分的勝利であり、年間1万2千から1万5千人の奴隷輸出をやめさせることができる、と考えた。そしてさらにその年の末までに、このギアナと同様に、イギリス軍が戦争中に征服した植民地への奴隷輸出が王室布告によって禁止された。

1806年1月にピットが急死したあと首相に就いたグレンヴィル (William W. Grenville) は、廃止派のフォックスと協力関係を結んだばかりでなく、奴隷貿易廃止に関してはウィルバーフォースと頻繁に連絡をとった。同年3月31日にアーサー・ピゴット (Arthur Pigott) は、イギリス臣民が外国植民地に奴隷を輸出するのを禁ずる法案を提出した。これに対して、この法案は西アフリカへの輸出を減少させるためにイギリスの産業と貿易に損害を与える、あるいは、イギリスが手を引いたあとにはアメリカの奴隷商人が入ってくるだけだ、とする反論が出されたけれども、逆にこれは西インド商人にとっては利益になるとする意見も出された。ほとんどの議論がイギリスの国民的利益あるいは政治経済的利益に集中したが、フォックスだけは人道主義の立場からこの法案を支持した。結局この法案は、1806年5月1日の第3読会において35対13で下院を通過した。⁵⁶

この法案はすぐさま上院に持ちこまれた。第2読会の際にホークスベリー

は、必要ならば次の第3読会のときにいくつかの修正動議を提出する意図を表明したが、結局これは封じられた。5月16日の第3読会の際に、ここで提案されている手段はただ奴隷貿易の一部を外国人に移転するだけで、とする下院でも出された反論に対して、グレンヴィルが反対した。すなわち、イギリス海軍がアフリカの海岸から大西洋の西の端まで支配権を握っているので、われわれの許可なしにどの国の奴隷商人も当該地域に奴隷を運ぶことはできない、と断言した。さらに彼は、この法案は「見せかけの廃止」であり、正義と人道主義に基づいた全般的な奴隷貿易廃止が求められている、と熱っぽく説いた。こうして上院でもこれは43対18で通過した。

これによってイギリスの奴隷商人がこれまで運んでいた奴隷数の半分以上が削減されたと見込まれている。グレンヴィルは、フォックスやウィルバーフォースと相談して次にとるべき方策を模索していたが、フォックスの提案によって奴隷貿易全面禁止の決議をまず下院で採択することになった。その趣旨は、奴隷貿易が正義、人道主義、健全なる政策に反していることを考慮して、下院が適切な方式で、しかるべき時期に当該貿易の廃止のために効果的な手段をとることにあつた。この決議は下院で同年6月10日に114対15で、続いて上院でも6月24日に41対20で可決された。⁵⁷

下院でこの決議に賛成した議員のほとんどは、奴隷貿易の即時廃止に賛成であつたと考えられるが、上院で賛成投票した議員のなかにはまだ漸進的廃止の方に傾いている人も含んでいた。ウィルバーフォースやロンドン委員会のメンバーは、運動の最終段階が近づいていることを予感していた。

1806年9月にフォックスがなくなったあとすぐにグレンヴィルは総選挙を行うことに決めた。この総選挙の結果、グレンヴィル政権の基盤が全体的に強化されただけでなく、これまで即時廃止に執拗に反対してきたダングスに従ってきた議員立候補者約30人が落選したため、彼の議会での影響力が

56 *Ibid.*, pp. 507–513.

57 Anstey, R. (1975) *The Atlantic Slave Trade and British Abolition, 1760–1810*, Macmillan, pp. 379–382.

一気に落ちこんだ。こうしてグレンヴィルは彼の動向に以前ほど気を使う必要はなくなった。

しかし、これで奴隷貿易廃止反対派の勢力が一掃されたわけではなかった。西インドのプランターや商人は、同年6月初めに奴隷貿易の全面廃止の問題がまさに復活しようとしていることを知り、これに反対することを確認した。そして、この宣伝のために500ポンドを使うことに決めた。1807年1月21日には奴隷貿易廃止反対のために上院への請願運動を行うことを決議した。この運動にはリヴァプールの商人、市会議員、港湾理事、またジャマイカやトリニダードの商人やプランターなども参加した。彼らは最後の防波堤を築こうとしていた。⁵⁸

1807年1月2日にグレンヴィルは上院に奴隷貿易全面廃止の法案を提出した。しかし、上院で実質的に議論が開始されたのは2月5日のことであった。この日グレンヴィルは3時間に及ぶ大演説をし、人々の注目を集め、大いに称賛された。この演説のなかで彼はとくに4つの「正義」を力説した。まず第1に、貴族議員としての権利を奴隷貿易廃止のために厳かに行使することを求める正義である。第2に、プランター自身に対して正義が決してその真の利益を阻害しないことを強調した。第3に、アフリカの住民に対して当然配慮されるべき正義が存すること、最後に、こうした正義に基づく行使が外国の競争相手によって脅かされないことを主張した。⁵⁹

クラレンス公 (Duke of Clarence) やエルドン卿 (Lord Eldon) など何人かの反対意見があったものの、この法案は委任状も含め100対34で上院を通過した。これは地滑り的大勝利であった。

次に、この法案は2月10日に下院に持ちこまれ、第2読会の日が同23日に設定された。ロンドン委員会は、奴隷貿易廃止賛成派と反対派の議員リストを作成し、前者には当日の出席を確約させ、後者には意見の変更を執拗に迫った。当日の主演説はチャールズ・グレイ (Charles Grey, or Lord Howick)

58 *Ibid.*, pp. 394–395.

59 *Ibid.*, p. 395.

によってなされた。彼は、西インド商人やプランター、奴隷商人ですらこの法案によって損害を受けることはなく、むしろ利益が得られることを強調した。しかし、彼の演説は議会の雰囲気をとらえそこねていた。それは、サミュエル・ロミリー（Samuel Romilly）が演説中ウィルバーフォースに賛辞を表したとき、多くの議員たちが席に着いていたウィルバーフォースに拍手喝采をしたことでわかった。正義と人道主義に基づいて奴隷貿易を廃止すべきことを出席していた多くの議員は感じていたからである。

採決の結果は283対16で、廃止派の予想もはるかに上回るような大勝利であった。その後これに罰則規定が追加され、王室の同意が得られたのが3月25日のことであった。これによって、1807年5月1日以降、イギリスの港から奴隷船を出航させてはならず、また1808年3月1日以降、植民地に奴隷を荷揚げしてはならないことになった。

ロンドン奴隷貿易廃止委員会結成から20年を経てようやくここにその目的が達成された。

第3章

アボリショニズムと シエラ・レオネ植民地

1. はじめに

イギリスの奴隷貿易廃止運動については、第2章で詳しく論じた。この国内的な運動と連動して、西アフリカ西南部のシエラ・レオネに植民地が形成された。それは、あとで詳しく述べるように、在英黒人問題に端を発し、その問題の解決をはかるために立案されたシエラ・レオネ入植計画に基づくものであった。それが実行に移されていく過程の主導者が、まさに奴隷貿易廃止運動を指導していた国教会福音主義派（クラバム派）のグランヴィル・シャープ、ウィリアム・ウィルバーフォース、ヘンリー・ソントンらであった。

イギリス国内を舞台に展開された奴隷貿易廃止運動とアフリカにおけるシエラ・レオネ植民地の形成とをどのように結びつけることができるのか。これが本章の主題である。その際、これをイギリス本国やアフリカだけでなく、大英帝国全体の構造のなかに位置づける必要がある。なぜなら、シエラ・レオネ植民地形成にはイギリスの帝国構造の多様な要素が入りこむことになるからである。

シエラ・レオネ植民地形成史からアボリショニストの活動形態やその意識をみるならば、第2章で述べたのとは異なった像が焦点を結ぶのである。すなわち、忌まわしき奴隷貿易に果敢に挑戦し、キリスト教の旗の下に慈善に

あふれる献身的な活動を展開した人道主義者という像から、イギリスおよびヨーロッパの文明をアフリカ黒人に押しつけ、植民地形成をはかる帝国主義者としての像である。じつは、人道主義者と帝国主義者とはコインの表裏の関係にあったのだ。

さて、これに関して、先駆的な業績をあげてきたのが平田雅博氏である。平田氏は、少なくとも十数年前から在英黒人問題に関心をもち、彼らにとっての「擬似故郷」としてのシエラ・レオネ植民地の形成史ならびにその帝国主義的性格について数々の論考を¹発表され、それらをまとめて『内なる帝国・内なる他者』として刊行された。そこで開陳されている問題意識は筆者のそれに近似しており、かつまたその内容も本稿のそれと重なり合う部分も少なからずある。

しかしなお筆者なりの独自の視点をあげるならば、奴隷貿易廃止運動および奴隷制廃止運動、いわゆるアボリショニズムとシエラ・レオネ植民地形成を同時代的なものとして、あるいはむしろ車の両輪のように相即不離の関係にあるものとして捉えることである。ここであらかじめ強調したいことは、アボリショニズムが帝国形成には一見何ら関係のない、あるいはむしろ帝国に反抗する傾向をもちながら、じつは19世紀の新たな帝国形成にとって非常に重要な役割を果たした²ことである。以下にこの点を具体的に明らかにしたい。

2. 在英黒人問題をめぐって

イギリスは、17世紀初めから北米植民地や西インド植民地を開発し、本国とのあいだに独占的な通商体制を築くいわゆる重商主義帝国を形成した。こうした植民地の枢要な地域には多くの黒人奴隷が導入され、砂糖、タバコ、

1 平田雅博（2004）『内なる帝国・内なる他者——在英黒人の歴史』晃洋書房。

2 この主題に関するイギリスの研究史については、平田氏の前掲書の「序章」に詳しく触れられているので、それを参照されたい。

米、藍、コーヒー、綿花などを主要産物とするプランテーション経済体制が形成された。また、その派生的な形態として家内奴隷も広範に存在した。黒人奴隷の大部分は、植民地における基幹的労働力として使役され、そのため当然のことながら植民地に留まっていた。しかし、例外的な存在として、主人の従者として本国に渡ってくる黒人奴隷もいたのである。

この点に関して、平田氏は、17世紀後半から18世紀初頭の『ロンドン・ガゼット』紙の広告欄に掲載された逃亡奴隷探索の記事を材料に、在英黒人のプロフィールの断面を明らかにしている。これには逃亡黒人の身体的特徴・性別・年齢・英語の上達度、主人の職業・住所、報奨金額などが記載されている。ここで注意しておきたいことは、「黒人 (blacks)」の範疇には、いわゆるアフリカから連行された黒人あるいは植民地生まれのクレオールの人ばかりでなく、「ムーア人」や「ベンガル人」などが含まれるということである。したがって、環大西洋地域だけでなく、インドを含むアジア地域の住民にも「黒人」という言葉が使われたことに留意したい。すなわち、多様な非白人を一括りに「黒人」と呼んでいたのである。一方、主人の職業は、記載がない場合が多いのではあるが、明記されている場合は、船長や将校、貴族、商人、また医師や薬剤師などの専門職など多様である。こうした人々は、直接・間接に海外との関係を密に持っていたと考えられる。³

ところで、18世紀においてイギリスあるいはとくにロンドンにはどれほどの黒人が存在していたのか。N.マイヤーズは、在英黒人人口をめぐる研究史をふりかえりながら、次のようにまとめている。⁴

まず、ドロシー・ジョージ (Drothy George) が⁵、マンズフィールド判決が出た1772年における在英黒人の数を1万4,000~1万5,000人としているのに対して、スコビー (E. Scobie) は、それよりもかなり多く、18世紀末の在英黒人の人口を4万5,000~5万人と推算している。⁵ また、ブレイドウ

3 平田 (2004) 26-53 ページ。

4 Myers, N. (1996) *Reconstructing the Black Past: Blacks in Britain 1780-1830*, Frank Cass.

5 *Ibid.*, pp. 7-8.

ッド (S. Braidwood) は、18 世紀末の在英黒人の人口を 1 万 5,000 人以下と見積もり、とくにロンドンの同人口が最大でも 7,500 人であると推算した。マイヤーズは、最後のブレイドウッドの推算が、ロンドンの教区資料に部分的に依拠して見積もった点を評価して、それに自身の推量を加えて、18 世紀終わりころのロンドンの黒人人口を 5,000 人以上とする結論に達した。⁶ この結論は、いまのところ最も信頼できる数値であると思われるが、まだ推量の域をでないものであることを断っておきたい。後述するように、このなかにシエラ・レオネに行く黒人が含まれていたわけである。

つぎに、在英黒人の形成にとって直接的な歴史的背景について述べておかななくてはならない。それは、アメリカ独立戦争との関係である。この戦争においてイギリス軍の側で戦った多数の逃亡奴隷たちがいた。たとえば、1775 年にヴァージニア総督ダンモア卿 (ジョン・マレー) が国王派 (ロイヤリスト) に参加する奴隷には自由を与えるとする「ダンモア宣言」を発表したことは有名である。また、1778 年後半以降にイギリス軍が南部諸地域、ジョージア・南北カロライナ、ヴァージニアへと平定作戦を展開した際、数万規模の逃亡奴隷が発生した。イギリス軍は彼らを戦時捕獲物とみなし、さまざまな労働に使役した。その一部がイギリス軍に組み入れられたわけである。

黒人たちにとって自分の将来の運命は定かではなかったが、少なくとも自身の解放の可能性を切り拓くために、生命を賭して軍隊に身を投じたのである。ちなみに、独立軍側に参加した黒人もいたが、数としては少なかった。⁷

アメリカ独立戦争が終わったとき、少なくとも 1 万 4,000 人の黒人がイギリス軍と行動をとともにしていたといわれている。⁸ その一部が、サヴァンナ、チャールストン、ニューヨークなどからイギリス軍とともに撤退し、イギリスに行くことになったのである。⁹ これ以外に、後の叙述とも関係するが、カ

6 *Ibid.*, p. 27.

7 以上の叙述は、池本幸三氏の未刊の著作『アメリカ独立革命の時代』(仮題)の一部を著者の許可を得て参照させていただいた。

8 Fryer, P. (1984) *Staying Power: The History of Black People in Britain*, Plute Press, p. 192.

ナダのノヴァ・スコシア植民地に逃げのびた黒人たちが数千人いたといわれる。

こうして、1784年ころからロンドンで黒人の存在が目立ちはじめた。そして、その多くは仕事のない黒人貧民であった。

こうした黒人貧民に対して何らかの対応策が施されなければならなかった。1786年初めに「黒人貧民救済委員会」(Committee for the Relief of the Black Poor)が組織され、慈善活動が展開された。その年の1月24日よりスープ、パン、肉を毎日140人の黒人貧民に配給しはじめた。2月5日には人数が210人に増加した。このころには食糧配給と並んで重病人にはパンを送り届け、また、病院も開設した。食事だけでなく、衣服も与えた。4月になるとさらに人数は増加し、460人になっている。

食事の配給が煩雑になってきたので、4月半ばより現金6ペンスが毎日支給されはじめた。この変更で、施しを受け取りにくる黒人貧民の数はいったん減少するが、6月には364人、8月には736人、9月末には1,000人近くに増加している。黒人貧民救済委員会は、半官半民の非営利の組織であったが、10月に活動が停止するまでに、コストは2万ポンドにのぼった。民間の寄付もあったが、それは890ポンドだけで、残りは政府から出費されていた。¹⁰

3. シエラ・レオネへの黒人移送

黒人貧民を「救済」する活動と並行して、あるいはそれに対応して、黒人をシエラ・レオネに入植させる計画が浮上した。この計画を立案したのが、ヘンリー・スミースマン (Henry Smeathman) である。アマチュアの生物学

9 これらの黒人ロイヤリストのうち47人はイギリス政府に、戦争での損失に対して補償請求を行なったが、財産の損失に対して相応の補償が与えられた者が1人、わずかの年金を受け取った者が3人、5~20ポンドの補償が与えられた者が20名で、同じ境遇の白人ロイヤリストに比べて補償対象はきわめて狭く、補償額も低かったとされる。(平田, 2004, 62-65 ページ。)

10 Fryer (1984) pp. 194-195.

者であった彼はすでに、1771年から74年にかけてシエラ・レオネとその周辺の入江や川を横断し、近くの島に居住していた。彼の目的は、キュー・ガーデンのジョゼフ・バンクス卿のために、現地で植物の標本を集めることであつた。彼は、こうした目的以外にも現地のさまざまな情報を得ることができた。¹¹

スミースマンは、イギリスに帰る途中で西インドに立ち寄り、その後、別の仕事でフランスに行った。アメリカ独立戦争が終わつたあとすぐに、ロンドンでは奴隷貿易に批判的なクウェイカー教徒を中心とする活動が芽生えていた。そのような空気に敏感であつたスミースマンは1783年に、西アフリカの地に、西インドのように奴隷労働に基づくプランテーションではなく、自由労働に基づく農業プランテーションを建設する構想を明らかにした。それはまた、黒人と白人が同等な、民主主義的・自由主義の原則に基づく自由共同体であつた。1786年5月に、この構想とロンドンの黒人貧民の存在とが結びつけられた。

黒人貧民救済委員会がこの計画にとびついたのはいうまでもない。委員会は、アフリカの穀物海岸（シエラ・レオネ）ほど黒人が生活するのに適した場所はないとする宣伝用のチラシを作成し、黒人たちに配つた。この計画に参加する黒人移住者には1人あたり14ポンドを支払うという呼び水まで用意した。しかし、当の黒人自身がそのように思い込むのは難しかった。なぜなら、その地は、奴隷狩りで有名な地域であつたからである。

この計画には、アボリショニストも積極的な支持を表明した。そのなかで当初もっとも強い支持を表明した人物は、グランヴィル・シャープである。彼はすでに1772年のサマーセット事件の公判において黒人サマーセット支援の活動を展開したことで、在英黒人と密接な関係をもつていた。スミースマンの計画を知ったとき、彼はそれを黒人にとっては理想的な社会を形成するための青写真であるとみなした。黒人たちが文明化された条件のもとで生

11 Peterson, J. (1969) *Province of Freedom: A History of Sierra Leone 1787-1870*, Faber & Faber, pp. 17-18.

産的な生活をおくることができるとして、高く評価したのである。¹²

この計画に懐疑的な黒人がいる一方で、多少のリスクはあっても自分の将来を保証するものとして、この計画に乗り気の黒人もいた。救済委員会としては、移住候補者を増やすために強硬な手段に訴えた。すなわち、毎日の施しを受ける代わりに移住契約に署名することを要請した。また、救済委員会議長のジョナス・ハンウェイ (Jonas Hanway) は、この事業をスムーズに行なうために、署名した黒人のなかから8人のリクルーターを選んだ。このうち4名が北米植民地生まれ、2名がアフリカ生まれ、その他バルバドス生まれ、ベンガル生まれが1人ずつであった。

しかし、7月に当のスミスマンが不慮の死をとげたことから、シエラ・レオネ計画はいったん棚上げされた。救済委員会は、移住地をシエラ・レオネからバハマに変更しようとしたが、ここは奴隷制が支配的であり、黒人たちはこの変更にも強く抗議した。救済委員会は今度はカナダのニュー・ブランズウィックに変えようとしたが、寒冷の地であり、黒人たちはこれにも強く反対した。結局、8月半ばに財務省は、シエラ・レオネ計画を復活させ、その責任者としてジョゼフ・アーウィン (Joseph Irwin) を当てる¹³。

計画を実行に移す時が迫っていた。救済委員会は10月、シエラ・レオネ計画の契約書に署名しない者にはもうこれ以上施しをしないことを決定した。署名した黒人たちは、西アフリカの奴隷貿易業者の餌食にならないために、イギリス臣民であることを示す証明書と武器を要求した。その他、警察官、駐留軍、鍛冶場、テント、食糧、ティーと砂糖なども併せて要求した。この計画は、黒人以外に海外で幸運をつかもうとする一部の白人にとっても魅力のあるものにみえた。こうして、黒人、白人含めて約700人の入植希望者が署名した。

しかしその後、オーストラリアの囚人植民地に送られるのではないかと恐

12 Lascelles, E.C.P. (1928) *Granville Sharp and the Freedom of Slaves in England*, Oxford Univ. Press, p. 82.

13 Fryer (1984) pp. 197-198.

れて離脱するものも続出した。1787年2月にポーツマス港から出帆したときには、3隻の輸送船に456人しか乗りこんでいなかった¹⁴。このうちの100人余りが白人の入植希望者であった。

出航後しばらくして、激しい嵐に襲われ、船団がばらばらになったので、急遽プリマス港で船団をたてなおさなければならなくなった。この過程で死亡者や再び離脱者が出たので、入植希望者を補充して、4月に再出港したときの人数は411人であった。

船団がシエラ・レオネに到着したのは5月であった。航海中に34人が死亡し、入植者は377人に減っていた。

この一行の団長を務めていたトムソン船長は20平方マイルの入植地を現地のテムネ人の首長から購入した。じつはこの地は、何世紀にもわたって奴隷貿易業者が給水するために使用してきた湾の近くにあった。この最初の入植地をシャープに因んでグランヴィル・タウンと名づけた。ここに居住するための住まいを建てる前に雨季が始まった。長い航海のために身体が弱っていた入植者は病気の犠牲になった。9月までに86人が死亡し、15人がここから立ち去った。次の年の初めまでにさらにその数は130人にまで減少した。1788年8月にシャープによってイギリスから物資が届けられたが、入植地を破滅から救うことはできなかった。¹⁵

現地では奴隷狩りの犠牲になることもあった。たとえば、1788年にテムネ人の副首長トム王は入植者2人を奴隷として売りとばした、という記録がある。あるいは逆に、入植者が奴隷貿易業者になるということもあった。すでに触れたように、この地域は以前から奴隷貿易業者の拠点のひとつであったからである。こういうこともあって、入植地では周囲の現地人とのあいだで紛争がしばしば発生した。1789年末には最初のグランヴィル・タウンがトム王の後継者であるジミー王によって焼き払われている¹⁶。

14 Peterson (1969) p. 23.

15 *Ibid.*, pp. 23-26.

16 *Ibid.*, p. 26.

4. シエラ・レオネ会社の創設とノヴァ・スコシアからの黒人移送

入植して4年後には最初の入植地に残っていた人々の人数はたったの60人であったという。しかし、シエラ・レオネは、自由植民地としての理想をいまだ保持していた。アフリカを文明化し、奴隷貿易という贖罪を償い、それに代わって合法貿易を推進するモデル・ケースとして位置づけられていた。

1790年に、グランヴィル・シャープ、ヘンリー・ソントン、ウィリアム・ウィルバーフォースらが中心になって、セント・ジョージ湾協会 (St. George's Bay Association) がアフリカでの合法貿易を遂行するために結成された。これには、1791年6月にイギリス政府から特許状が与えられ、シエラ・レオネ会社 (Sierra Leone Company) として再組織された。この会社は13人の取締役の下で組織され、会長にはシャープではなく、銀行家のソントンが就任した。出資金は2万ポンドを超えた。会社の役割は、現地においてキリスト教とヨーロッパ文明を浸透させることによって奴隷貿易を制圧し、それに代わって合法貿易を推進することであった。

ところで、シエラ・レオネ会社の取締役会の構成メンバーの多くは、のちにクラバム派と呼ばれる英国国教会の福音主義者であった。クラバム派の中心にはソントン家があった。ソントン家はヨークシャーのハル (Hull) の出身で、ヘンリーの祖父ロバートはバルト海貿易の商人であった。彼はイングランド銀行の取締役にもなり、クラバムに所領を購入した。ヘンリーの兄たち、サミュエルとロバートは父の死後もその所領に住んでいたが、ヘンリーはその近くにバターシー・ライズを購入し、そこに住んだ。ウィルバーフォースは、ヘンリー兄弟の従兄弟にあたり、彼自身もハル出身であった。彼は、ヘンリーの誘いで、4年間ヘンリーの邸宅に住んでいた。チャールズ・グラントもこの所領に住んでいた。シャープは、サミュエルとロバートらとともに住んでいた。¹⁷

17 Furneaux, R. (1974) *William Wilberforce*, Hamish Hamilton, pp. 116–119.

一方、クラバム派の精神的支柱ジョン・ヴェンは、18世紀半ばの福音主義の復活で、ジョン・ウェスリー（John Wesley）やジョージ・ホウィットフィールド（George Whitfield）などととも大きな足跡を残したヘンリー・ヴェン（Henry Venn）の息子であった。彼は、ヘンリー・ソントン（Henry Thornton）の友人で、父と同じくクラバム地区の牧師であった。その他、シエラ・レオネ植民地問題や奴隷貿易・奴隷制廃止運動で積極的な役割を果たしたジェームズ・ステイブンやザカリー・マコーリーなどもクラバムに住んでいた。ちなみに、ヘンリー・ソントンの邸宅には図書館が備え付けられており、会議はもっぱらこの図書館で行なわれた。

ところで、セント・ジョージ湾協会の代理人としてアレクサンダー・ファルコンブリッジ（Alexander Falconbridge）¹⁸は、若い妻と兄弟を連れて、1791年1月にシエラ・レオネに派遣された。現地に着くとすぐに彼は、まだ残っていた入植者から現地の状況について情報を得た。グランヴィル・タウンの再建のためにはまず現地の支配者と接触し、その許可を得ることが先決であると考え、彼はナイムバナ王の家を訪ねた。

ファルコンブリッジは、ナイムバナ王に、ラム酒、ワイン、チーズ、金のレースの帽子などの贈物を差し出した。王は彼の話に耳を傾け、前向きの姿勢を示した。ただし、近隣のほかの王たちと話し合うために会議を開くことが必要であった。王は会議を召集し、合意をとりつけた。こうして、入植地の再建の許可を得ることができた。¹⁹

ファルコンブリッジは時を移さず、住民を集め、衣服や道具を与え、入植地を再建するよう促した。乾季の3か月のあいだに家を建て、畑を整地し、種を蒔いた。こうして、グランヴィル・タウンが再建された。また、町を防

18 ファルコンブリッジは以前、外科医として奴隷船に乗りこんでいた経験もっていた。（Lascelles, *op. cit.*, p. 85.）

19 Mackenzie-Grieve A. (1968) *The Last Years of the English Slave Trade: Liverpool 1750-1807*, Frank Cass, pp. 215-219. ファルコンブリッジがイギリスに帰還する際、ナイムバナ王の息子、ジョン・フレデリックをイギリスで勉強させるために一緒に連れていくことになった。

衛するために監視所も建設された。

ファルコンブリッジは、この年の6月にいったん帰国することになった。イギリスでは、クラークソンやシャープ、ソーントンらに会い、現地の様子を報告した。新生のシエラ・レオネ会社の取締役会は彼を会社の貿易代理人に任命した。ファルコンブリッジ夫妻は、1792年2月に、8人の会社の評議員のほかにも牧師、会計士、医師、事務員などを含む59人のイギリス人とともにシエラ・レオネに到着した。

このとき新たな入植者がノヴァ・スコシアからシエラ・レオネに向かいつつあった。

すでに述べたようにノヴァ・スコシアにはアメリカ独立戦争の際にイギリス軍側についた黒人ロイヤリストの一部が戦争後逃げのびた植民地であった。黒人たちにはノヴァ・スコシアで土地保有が約束されていた。しかし、この約束は反故にされていた。この黒人ロイヤリストの一人トマス・ピーターズ(Thomas Peters)は、1790年にノヴァ・スコシアからイギリスに渡り、政府にこのための補償を求めようとした。

ピーターズは翌年ロンドンに着き、このときシャープやソーントンと接触した。ここでシエラ・レオネへの入植の話が持ち出され、彼は、この話をノヴァ・スコシアに持ちかえった。これに興味を示した黒人たちが結集し、1792年1月に1,131人の黒人が16隻の船に乗り、3月にシエラ・レオネに到着した。航海中65人が死亡した。この船団を指揮していたのは、トマス・クラークソンの弟ジョン・クラークソンであった。彼は、シエラ・レオネの総督に任命されていた。²⁰

しかし、これだけ大量の入植者が送りこまれても、現地ではその準備ができていなかった。彼らは、グランヴィル・タウンに住み、町を新たに改造しようとした。その町はフリータウンと改称された。食糧が不足していたので、

20 ファルコンブリッジは、自分がシエラ・レオネ植民地での最高責任者であると考えていたため、ジョン・クラークソンとのあいだに確執が生じた。
(*Ibid.*, pp. 224-225)

シエラ・レオネ会社は食糧船ヨーク号を派遣したが、不慮の事態が発生し、現地に着かなかった。こうして、この年の6月にはすでに雨季に入っていて、入植者の700人以上が熱病に悩まされていた。とくにイギリス出身の白人住民の4分の3がその後死亡した。

ファルコンブリッジ夫人は、多くの同胞の命がもてあそばれているとして、シエラ・レオネ会社の取締役会を非難した。ファルコンブリッジ自身も病気になり、その後死亡したけれども、ノヴァ・スコシアからの入植者たちはフリータウンに踏みとどまり、困難な事態を切り抜けた。

ジョン・クラークソンは、1793年1月にイギリスに帰国し、彼の代わりに新しい総督としてウィリアム・ドーズ (William Dawes) が現地に着任した。この新しい総督に対してノヴァ・スコシア人は土地所有の問題をめぐって不満の声をあげた。彼らはこの年の11月に2人の代表をイギリスに送り、クラークソンを探し、彼を通じてシエラ・レオネ会社の取締役に要望を申し入れた。すなわち、各家族に20エーカーの土地を与え、耕作用の道具を提供し、生活必需品を安い価格で供給するように、また、白人と同等の権利を与えるように要望した。会社側はこうした要望を一応聴き入れ、2か月後2人はシエラ・レオネに帰った。²¹

ドーズは、1年数か月間、総督の職をつとめて、その後ザカリー・マコーリーがあとを継いだ。彼が総督の時期にシエラ・レオネがフランス艦隊の攻撃と略奪を受ける事件が発生した。²² 1794年9月末に、7~8隻の船がシエラ・レオネに現れた。すでにイギリスとフランスは交戦状態に入っていたからである。艦隊を先導していたのがアメリカの奴隷船の船長であった。彼らは、総督の邸宅をはじめフリータウンや奴隷貿易の拠点バンス (Bance) 島

21 *Ibid.*, pp. 228-230. ただし、20エーカーの土地の要求は拒否された。その後、1794年8月にまたノヴァ・スコシア人の2人の代表がイギリスに派遣されている。

22 この事件の詳細は、1795年2月26日付けの会社の報告書で描かれている。
(*Substance of the Report of the Court of Directors of the Sierra Leone Company.*)

などを略奪した。

住民は近くの森や現地人の村などに逃げ込んだ。イギリスからシエラ・レオネに戻ってきた会社の船ハーピー号 (The Harpy) も攻撃され、略奪された。捕えられ、ハーピー号に収容されていたヨーロッパ系の船員の数は120名近くであったが、フランス艦隊が立ち去ったあとしばらくして、そのうちの3分の2が病気その他の原因で死亡した。会社が被った金銭上の損失は約4万ポンド、建物の損害が1万5,000ポンドであったと見積もられている。

このニュースがイギリスに届くとすぐに、会社の取締役会は2隻の船に物資と人員を積んでシエラ・レオネに派遣した。取締役会は、こうした攻撃と損失にもかかわらず、イギリスの名誉と人道の目標のために、また会社の利益のために、真の貿易 (Real Commerce) と文明化を推進する決意を改めて表明した。その後、短期間に住居、学校、教会、病院が再建されている。

シエラ・レオネ会社はクラパム派を中心に組織され、シエラ・レオネにおける植民地開発と文明化、奴隷貿易の制圧と合法貿易の推進を図ることを目的にしていた。ノヴァ・スコシアから新たな入植者を導入したが、1790年代にはまだ植民地の安定化への道は遠かった。問題点としては、まず、植民地管理上の混乱があり、とくにシエラ・レオネ会社と政府との関係が明確ではなかった。政府は会社に特許状を与えただけで、植民地開発に直接関与することに躊躇していた。また、植民地と周囲の現地人とのあいだはまだぎくしゃくしていた。土壌の質が悪く、米の自給ができないで、慢性的な食糧不足に陥っていた。植民地政府の権威が不安定で、奴隷貿易はまだ非合法にはなっておらず、その活動を制圧することはできなかった。

5. マルーン人の到着

ノヴァ・スコシアからの入植者がフリータウンに住みついたことはすでに述べた。1796年ころまでにはこの町には300~400の家が立ち並んでいた。グランヴィル・シャープは当初から入植者を十戸組に組織し、互助的かつ防衛的な自治組織にしようと考えていたが、実際にノヴァ・スコシア人はそれ

を実践していた。しかし、彼らは、シエラ・レオネ会社に対して土地所有権をめぐって不満を抱いていた。それに追い討ちをかけるように、シエラ・レオネ会社は、フランス艦隊の略奪のあと、その損失を補填するために植民地に免役地代の制度を導入した。これがノヴァ・スコシア人と会社とのあいだの新たな火種となった。²³

1 エーカー当たり1 シリングの地代は、同時期のニューサウスウェールズにおけるその50倍で、極めて高いレートであった。以前から不満をつのらせていたノヴァ・スコシア人は、地代の支払いを拒否した。マコーリー総督は、1人当たり20 エーカーの土地を与えると行って、懐柔しようとしたが、彼らはこの申し入れが免役地代と結びついているかぎり受け入れられないとして、これを拒否した。この対立関係は数年にわたって続いた。

会社の取締役会は、このままでは収拾がつかないとして、自らの権威を高めるために政府に対して新たな特許状を要請した。1799年7月に新特許状が承認された。その内容は、フリータウンの統治に関してその総裁と評議員を任命する権限は会社にあること、評議員会は行政権と裁判権を保有すること、また、入植者には陪審員による裁判を受ける権利があること、である。重要なのは、総裁や評議員に影響力をもっていた十戸組長や百戸組長を選ぶことのできる時代を終わらせたということである。新特許状はシャープが構想した住民自治の基本単位をも許さなかったわけである。²⁴

こうした強圧的な姿勢に対抗して不穏な動きをみせていたノヴァ・スコシア人に不安をもっていた会社は、王立アフリカ連隊の分遣隊をフリータウンに派遣してくれるように政府に要請した。しかし、新特許状と分遣隊が現地に着く前に、ノヴァ・スコシア人は反乱を企てた。分遣隊は到着したが、反乱軍の方が数で優っていた。分遣隊が敗走しはじめるまさにそのときに、西インドの第24連隊の兵士45人とともに550人のマルーン（逃亡奴隷）たちがノヴァ・スコシアから到着し、会社側に与した。その結果、反乱はすぐに

23 Peterson (1969) p. 31.

24 *Ibid.*, pp. 33-34.

鎮圧された。捕えられた反乱者 35 人のうち 2 人は死刑に処せられ、残りは追放された。²⁵

ところで、マルーンとは、プランテーションなどから逃げのびた逃亡奴隷あるいはその共同体のことを指す。シエラ・レオネにやってきたマルーンの出身地はジャマイカであった。ジャマイカでは、すでに 1730 年代に、東部にウィンドワード・マルーンと西部にリーワード・マルーンがあったといわれる。10 か所ほどの村に 1,000 人以上の人口を抱え、自給自足の生活をおくっていた。ところが、ジャマイカでは 1730～39 年に第 1 次マルーン戦争が起こっている。戦争の終結にあたって植民地政府とマルーン側とのあいだで和平協定が結ばれた。その内容は、マルーンに自治権を認め、土地を付与する代わりに、島外からの侵略や奴隷反乱に対しては植民地政府と共同してその防衛にあたり、また、逃亡奴隷がマルーンに逃げこんだ場合には即座に送還することであった。²⁶

その後 1795 年には第 2 次マルーン戦争が起こった。これは、2 人のマルーンが盗みの罪で公開鞭打ち刑に処せられたのがきっかけになって、約 700 人の勢力を持つ西部のトレローニー・マルーンが決起したのである。マルーンの反徒はゲリラ戦を展開し、略奪を行ない、優勢であったが、植民地軍はキューバから戦争用猛犬を導入し、それを使ってマルーン兵を鎮圧した。約 600 人のマルーンが投降し、このうち約 500 人がノヴァ・スコシアに追放された。しかし、このマルーン人たちはノヴァ・スコシアの環境に耐えられず、自ら進んでシエラ・レオネに送ってくれるように要請した。こうして彼らは 1799 年にシエラ・レオネに送られてきたわけである。

25 *Ibid.*, p. 34.

26 西出敬一 (1997) 「プランテーション奴隷の生と死」川北稔編『世界歴史
17 環大西洋革命——18 世紀後半—1830 年代』岩波書店、297-301 ページ。

6. おわりに

イギリス本国の奴隷貿易・奴隷制廃止運動と密接なつながりを持ちながら、西アフリカのシエラ・レオネは、黒人にとっての「自由の国」となるはずであったが、その理想からは程遠く、黒人たちの移送の地となった。1807年までは、在英黒人（その多くは死亡し、あるいは他の場所に移っていった）、ノヴァ・スコシアに渡ったロイヤリストの黒人、ジャマイカのマルーン出身の黒人が、シエラ・レオネのフリータウンに居住するようになった。まだ少数ではあったが、彼らが中心になりシエラ・レオネ植民地が形成されつつあった。

イギリス国教会福音主義派のクラパム派は、アボリショニズムの中核部隊としての役割を果たし、人道主義の誉れ高い人々のグループとして賞賛されてきた。事実、彼らは、自らの情熱と生命と財産をかけて、大衆的キャンペーンを指導し、議会での論戦を繰り広げ、奴隷貿易廃止法を成立させた。これは世界史的にみても重要な成果であり、歴史的なターニングポイントとなったことは事実である。しかし、シエラ・レオネに身をおいて、そこから彼らを見ると、大英帝国の植民地主義者としての像が大きく浮かび上がってくるのである。

次章では、1807年以降イギリスの他国に対する奴隷貿易鎮圧政策の結果として、シエラ・レオネに流入してくる解放アフリカ人に焦点をあて、この植民地の変容過程を詳しく見ていくことにする。

第4章

シエラ・レオネ植民地における 解放アフリカ人

1. はじめに

第2章で述べたように、イギリス議会での激しい論戦の末、奴隷貿易廃止法は1807年3月までに両院ともを通過し、同年5月1日以降、イギリスの港から奴隷船を出航させてはならないし、1808年3月1日以降は英領植民地に奴隷を荷揚げしてはならないことになった。また、同時期、すなわち、1807年8月にシエラ・レオネをイギリスの直轄植民地にする法案が議会を通過した。このふたつの法律は密接に関連していた。すなわちこれ以降、イギリス海軍は大西洋とりわけ西アフリカ沿岸における奴隷船の監視と取り締まりにあたり、拿捕した奴隷船を主としてシエラ・レオネのフリータウンに連行した。奴隷船はここに設けられた海事裁判所（合同法廷）で処理されることになった。

イギリスは1807年以降、オランダ、フランス、ポルトガル（ブラジル）、スペインなど奴隷貿易を続けている諸外国に対して、外交的・軍事的圧力をかけ、奴隷貿易を廃止するよう働きかけた。イギリスは各国と奴隷貿易廃止条約を結び、それを楯にとって奴隷船に対する監視網を張り巡らし、イギリス海軍は奴隷船の疑いのある船を見つけては臨検した。

海事裁判所では、奴隷船の船長や乗組員は法律にしたがって処罰され、それに乗せられていた黒人たちは解放された。そして、彼らのほとんどはシエ

ラ・レオネに留まり、その住民になった。こうした事態を捉えて、すでに触れたクラバム派のザカリー・マコーリーとヘンリー・ソーントンは、アフリカ史の新時代の到来を準備する必要性を強調した。彼らは、奴隷貿易廃止の利益を効果的に確保し、効率的な雇用システムをシエラ・レオネに確立しなければならないと考えた。また、イギリスと現地の首長との同盟関係を強固にし、そのためには熱意のある適切な人物がシエラ・レオネの責任ある地位に就かなければならないと考えた。

本章では、1807年から1850年までの時期にシエラ・レオネに送られ解放されたアフリカ人の処遇と運命を歴史的に分析し、彼らにとって大英帝国とは何であったのかを考えたい。また、これを主導したアポリショニストの果たした役割についても考察する。

2. アフリカ協会の設立と初期の混乱

「はじめに」で整理した経過と展望のなかで新たに組織されたのがアフリカ協会 (African Institution) である。最初の会合は、1807年4月14日に開かれ、この協会の目的、手段、会員の資格が決められている。その条文の内容は以下の通りである。

第1条では、アフリカの現地人がヨーロッパとの交流のなかで被ってきた大いなる誤謬 (奴隷貿易) を正し、慈悲の心でもってアフリカ人の文明化を推進し、福利を向上させなければならない、と宣言されている。第2条では、イギリス、アメリカ、デンマークにおける奴隷貿易廃止によって、アフリカの社会的進歩を長年阻害してきた障害が取り除かれることになろう、と述べている。第3条では、アフリカの人々のあいだに有用な知識を広め、産業を導入することによって、農業や商業の本来の能力が広まり、奴隷貿易がなくなったあとに合法貿易の確立が期待される、と述べられている。第4条では、奴隷貿易がまだ続いているフランス、スペイン、オランダなどにおいてもそれが廃止されたならば、アフリカの産業と商業に特別に好ましい機会を与えることになろう、とされている。第5条では、こうした目的のためにアフリ

カ協会が即刻結成されなければならない、と結ばれている。¹

アフリカ協会は、ロイヤル・プリンスのグロスター卿を名誉総裁にいただいた。その他の委員のなかで目立っているのは、シエラ・レオネ会社の取締役たちがこの組織の中核になったことである。取締役14人のうち8人がこの協会の委員になっていた。すなわち、ジョン・ショア (John Shore, Lord Teignmouth), トマス・バビントン (Thomas Babington, MP), トマス・クラークソン, チャールズ・グラント (Charles Grant, MP), ジョゼフ・ハードカスル (Joseph Hardcastle), グランヴィル・シャープ, ヘンリー・ソートン, ウィリアム・ウィルバーフォースであった。また、ザカリー・マコーリーは事務局長に就任した。すなわち、この組織もクラパム派の主導する組織であった。

「新たな時代」のシエラ・レオネで最初の総督になったのは若きトマス・ペロネット・トムソン (Thomas Perronet Thompson) であった。彼は、ケンブリッジ大学を卒業後、家族の反対を押しきってイギリス海軍に入り、その後陸軍に移り、プエノス・アイレスでの戦闘を経験していた。この人物を推薦したのはウィルバーフォースであった。トムソンの父親は、ハルにおける有力な金融業者で、のちに下院議員にもなるのであるが、ウィルバーフォースの親しい友人であった。ただし、ウィルバーフォースと違って、メソジストであった。こうした縁で彼はトムソンを多少とも知っていたと思われる。

ポートランド (Portland) 政権は、1808年3月にトムソンを総督に任命した。彼はシエラ・レオネに関する情報をマコーリーから得た。また、イギリスからシエラ・レオネに行く航海途上で同行したウィリアム・ドーズからも現地の事情に関する説明があった。ドーズは、延べ数年にわたってシエラ・レオネの総督を務めた経験をもっていた。トムソンは同年7月に現地に到着した。

彼はすぐに現地の情報を集めはじめた。そのなかで分かったのは、彼がシ

1 *Report of the Committee of the African Institution, Read to the General Meeting on the 15th July 1807.*

エラ・レオネに到着する4か月前に、いわゆるダーウエント号事件が起こっていたということだ。アメリカ船2隻から保護された奴隷が奉公人 (apprentice) として1人当たり20ドルで売却され、その一部が現地の公的サービスの管理者によって留保されていた事実である。奴隷貿易および奴隷制の撲滅を自らの最大の任務であると考えていたトムソンにとって、これは衝撃的な事件であった。このまま放置すれば、シエラ・レオネは奴隷収容所²となら変わらなくなるだろうと考えた。

トムソンは、シエラ・レオネの総督まで務めたラドラム (Thomas Ludlam) やドーズらがこの事件の張本人であると考えた。ラドラムは解放アフリカ人を奴隷として売却し、ドーズも奴隷貿易業者の手助けをしていたといわれている。これに対してトムソンは、奉公人として働き、逃亡したが捕まり、監獄に入れられていた解放アフリカ人を釈放した。こうして、現地ではトムソンとラドラム、ドーズが対立した。現地での状況が本国のアフリカ協会の主だった人々に伝わった。

マコーリーは、不自由労働制はシエラ・レオネでは適切な制度だとして、トムソンの行動を批判した。つまり、文明化を推進する手段として、7年を超えない範囲で奉公人になることを是認し、ラドラム、ドーズ側についた。ウィルバーフォースも自分が推薦したトムソンに反対して、彼のこれまでの行為は異常に敵対的で、現地での混乱は信頼に値する人々に対して彼が異議を申し立てたことによって引き起こされたと考えた。また、奴隷貿易廃止法は奉公人条項を含んでおり、これを入れることによって議会を通過したのだと強調した。事実、奴隷貿易廃止法の第16条には黒人奴隷が解放されたあとの処遇として年季奉公人になることが規定されている。ソーントンも同じく、トムソンはラドラムとドーズの良好な性格について気づくべきだし、そもそも奴隷制と奉公人制は異なると主張した。³

2 Turner, M. J. (1997) "The Limits of Abolition: Government, Saints and the 'African Question', c. 1780-1820," *English Historical Review*, Vol. 112, No. 446, pp. 332-333.

3 *Ibid.*, pp. 336-337.

こうした反対意見にもかかわらずトムソンは引き下がらなかった。彼は、アフリカ協会のメンバーであり、協会の趣旨を理解していると考えていた。奴隷貿易を制圧し、その代わりに合法貿易を推進し、アフリカを文明化することに、この組織の存在意義があると考えていた。もちろん、これはイギリス政府の基本的な政策でもあった。そのためにシエラ・レオネでは自由労働者による耕作が必要であると痛感していた。トムソンは、自分の努力に対するイギリス政府およびアフリカ協会の支持を期待していた。しかし、1808年12月末に彼がシエラ・レオネに関する年次報告を仕上げたころ、イギリスでは彼を解任し、本国に召還する決定が下されていた⁴。ただし、トムソンがイギリスに帰還したのは、1810年5月のことである。

トムソンは、次の総督コランバイン (Edward Henry Columbine) が到着するまで活動を継続した。彼の権限で海事裁判を召集して、拿捕された奴隷船に乗せられていた奴隷の処遇に積極的に関与し、現地における奴隷売買の証拠を収集しようとした。また、現地代理人のラドラム、ドーズに対する批判を強めた。すなわち、彼らは奴隷制を制圧するつもりはないし、解放アフリカ人に耕作を奨励する意思もない、彼らは、奴隷制の存続を黙認し、そればかりか奴隷の売買に直接関与している、と非難した。また、彼らを支持しているアフリカ協会の主だった連中についても、口では奴隷貿易・奴隷制の制圧といいながら、それを実践しなかったとして、非難した。

1811年、新総督コランバインのもとで主任判事としてシエラ・レオネにやってきたソープ (Dr. Robert Thorp) もトムソンが見たものと同じ状況を見た。ソープは数年前トムソンが行なった非難と同じ非難を繰り返した。ソープは、トムソンの経験を利用し、またシャープを引き合いにだし、シエラ・レオネにおける奴隷制の問題をめぐってシエラ・レオネ会社の取締役のなかに意見の違いがあることを証明しようとした。

すなわち、奴隷を購入し、シエラ・レオネで定住させるというマコーリーの計画が是認されることになれば、会社は正真正銘の奴隷取引業者になって

4 *Ibid.*, pp. 342-343.

しまうであろう。マコーリーは、これをシエラ・レオネの人口を増加させるための方法と考えているが、シャープやクラークソンらは、人口を増加させる目標を認めるもののその方法を認めなかった。彼らは、マコーリーの計画を頓挫させようとした。しかし、それにもかかわらず植民地における奴隷取引は続いたという。

ソープは、多くの関係者がシエラ・レオネにおける真の事態を見誤っていると主張した。しかし、アフリカ協会の指導者たちは、トムソンの異常な、ばかげた主張を繰り返しているとして、ソープを批判した。マコーリーは、奴隷制や奴隷貿易に関する批判を拒否し、奉公人制に関する見解を明らかにした。すなわち、アフリカの状況を認識している人はだれでも、解放アフリカ人に7年の年季を課すことがアフリカの文明化を推進するための有効な手段であることを知っている⁵と表明した。ソープは、自分の立場を明確にするためにシエラ・レオネの状況とそれに対する見解をまとめた冊子を公刊した。

以上のように、解放アフリカ人という新たな入植者がシエラ・レオネに継続的に導入されることは、現地ではその処遇をめぐる多くの混乱をもたらしたのである。最初の大きな争点はすでに述べたように、彼らを奉公人という身分で定住させるかそれとも最初から自由人として処遇するかという問題であった。トムソンは、彼らを自由農民として処遇し、フリータウンの周囲に土地を確保し、植民地に必要な農産物を生産させ、供給してもらおうと考えていた。また、現地人の内陸部からの攻撃に対して防衛線としての役割も期待していた。

しかし、現地の代理人ラドラム、ドーズらの活動によって、トムソンおよびソープらの批判にもかかわらずシエラ・レオネでは解放アフリカ人を奉公人として使役することが一般的な現象となった。トムソンの次の総督コランバインのもとでも、さらに次の総督マクスウェル (Charles William Maxwell, 1811年7月就任)のもとでもこの傾向が強まった。じつは、ノヴァ・スコシア人やマルーン出身者らの先行入植者が資金を用意して解放アフリカ人を雇

5 Thorp, R. (1815) *A Letter to William Wilberforce Esq.*

表 4-1 シエラ・レオネにおける解放アフリカ人の人数 (1808~1859年)

年	人数	年	人数	年	人数	年	人数
1808	78	1821	1,134	1834	7,097	1847	6,012
1809	280	1822	2,034	1835	n.a.	1848	6,154
1810	1,087	1823	199	1836	6,904	1849	n.a.
1811	545	1824	1,245	1837	6,083	1850	n.a.
1812	2,330	1825	1,565	1838	5,341	1851	n.a.
1813	446	1826	2,567	1839	3,232	1852	n.a.
1814	1,876	1827	2,861	1840	2,298	1853	n.a.
1815	1,298	1828	n.a.	1841	4,207	1854	n.a.
1816	2,545	1829	4,617	1842	2,470	1855	0
1817	603	1830	3,273	1843	2,684	1856	0
1818	292	1831	1,701	1844	2,992	1857	947
1819	94	1832	1,701	1845	3,970	1858	115
1820	455	1833	1,838	1846	2,001	1859	568

[出所] *British Parliamentary Papers, Slave Trade*, Vol. 76, pp. 413-416; Vol. 89, pp. 291-294; Vol. 90, pp. 61-81; Vol. 91, pp. 117-120.

ったのである。彼らは、奉公人として農業労働、港湾労働、ポーター、家事労働などを行なった。

マクスウェル総督は、解放アフリカ人が増えることを見越して、もっとも健康な解放アフリカ人を選んで、セネガルのゴレー島に送り、兵士としての訓練を受けさせている。こうした試みがアフリカ人の軍隊を創設する契機となった。イギリス海軍のもとにアフリカ艦隊と西インド連隊に所属する解放アフリカ人が増加した。前者は、主として西アフリカ沿岸で奴隷船の監視と拿捕を目的にしており、後者は、英領西インドの防衛と奴隷反乱の鎮圧を任務としていた。

1814年までに約6,600人が解放されているが、そのうち約3,500人がシエラ・レオネに留まり、2,000人が軍隊に入り、残りは故郷に帰ったり死亡したりしている。シエラ・レオネに留まった人のほとんどはすでに触れたように奉公人になったが、一部は自らの意思で奉公人にもならず、軍隊にも入らず、自由人として自給自足の生活をおくる者もいた。ちなみに、1814年までに植民地人口のうち解放アフリカ人が5分の3以上を占めるようになり、

これ以降、彼らの比重はさらに急速に高まっていく。

表4-1は、1808～1859年にイギリス海軍によって拿捕された奴隷船がシエラ・レオネに曳航され、そこで解放されたアフリカ人の人数をフローで示したものである。これをみると、解放アフリカ人の人数は1820年代まで年々傾向的に上昇していることがわかる。1830年代前半にいったん減少するが、1834年からまた急増している。また、1838年から減少傾向にあるが、1840年代終わりから急増し、1850年代には収束傾向にある。こうした人数の増減は、奴隷貿易活動の規模と相関関係にあると考えられる。この点については第5章で詳しく述べることにしたい。

3. 奴隷貿易廃止と解放アフリカ人

イギリスで奴隷貿易が廃止されて以降、奴隷貿易廃止の波はまずラテンアメリカのいくつかの地域に、また、ヨーロッパの周辺地域に及んだ。1811年にはベネズエラで、次にチリで奴隷貿易が廃止された。アルゼンチンではその翌年に廃止された。スウェーデンは1813年にイギリスと同盟関係になったあとで奴隷貿易を廃止した。しかし、これらの国・地域は奴隷貿易の中心ではなく、廃止に至る過程での抵抗はほとんどなかった。他方で、フランス、ポルトガル（ブラジル）、スペイン、オランダは、イギリスの奴隷貿易廃止以降も盛んに奴隷貿易活動を展開していた。これらの国々に奴隷貿易廃止を迫ることがイギリスの外交政策の重要な柱となった。

西ヨーロッパのなかでまずオランダが1814年に奴隷貿易を廃止することに同意した。1815年にフランスがそれに続いた。同年、ポルトガルは赤道以北の奴隷貿易を廃止した。1817年には、スペインも赤道以北の奴隷貿易を廃止し、1820年には、赤道以南の奴隷貿易についても非合法にした。また、1822年にポルトガルからの独立を宣言したブラジルが奴隷貿易の全面禁止に踏み切ったのは1830年である。これらはすべてイギリスとの2国間協定によって実現された。しかし、公式の協定による廃止は、直ちに実際上の廃止を意味しなかったのである。奴隷貿易は3世紀にわたって続けられて

きた経済活動であり、国内的・国際的な利害が絡んでいた。

それでも1820年代半ばまでには、英領・仏領・蘭領西インド、旧スペイン領ラテンアメリカ、アメリカ合衆国南部にはほとんど奴隷は輸入されなくなった。一方、これ以降も奴隷の輸入を続けたのは、ブラジルとキューバ、それにこれらよりも重要度は落ちるが、プエルトリコであった。ブラジルは1830年代から「コーヒーの時代」を迎え、奴隷需要が増加しており、またキューバは新しい技術に基づく大規模な砂糖プランテーションの最盛期を迎えていたからである。奴隷貿易は非合法になったにもかかわらず大量の奴隷がアフリカからこれらの地域にもたらされた。ブラジルの奴隷貿易廃止については第5章で詳しく述べることにする。

こうした非合法の奴隷貿易活動を取り締まるうえで、実際に重要な役割を果たしたのはイギリス海軍である。彼らはアフリカ沿岸を拠点にして非合法の奴隷貿易活動を監視していた。怪しい船を発見するとそれに近づき、奴隷貿易活動の証拠を見つけ、拿捕し、連行した。しかし、違反が分かってもそれに対して行動を起こすには力不足であることがしばしばあった。すなわち、奴隷貿易用の装備をしていることが確認できたとしても、実際に奴隷を積んでいなければ、拿捕することはできなかった。けれども、イギリス海軍は次第に経験を積み、非合法貿易の取り締まりに能力を発揮するようになっていった。

奴隷船が拿捕されたケースの95%以上はイギリス海軍によるものであった。その監視地域は西アフリカ沿岸に集中していたが、カリブ海域やブラジル沿岸にまで広がっていた。イギリス海軍以外では、ブラジル艦隊が小規模ながらブラジル南東部のサントスからカンボスまでの沿岸を巡回したり、ポルトガル艦隊がアンゴラ沿岸に配置されたりした。

次に、拿捕された奴隷船は裁判にかけられた。このために「合同委員会」(The Mixed Commissions)が設置された。これはイギリスと他の関係諸国とのあいだで取り交わされた奴隷貿易禁止条約のなかに含まれていた制度で、1819年から1871年の期間に次のような港湾都市に置かれた。シエラ・レオネのフリータウン、アンゴラのルアンダ、南アフリカの喜望峰、カーポ・ヴ

エルデ諸島のボア・ヴィスタ，リオ・デ・ジャネイロ，ジャマイカのスパニッシュ・タウン，ハバナ，ニューヨークなどである。L. ベセルによると，この期間中に合同委員会の下に置かれた「合同法廷」(The Mixed Courts)で有罪の判決を受けた奴隷船の数は600以上にのぼり，約8万人の奴隷が解放されたという。⁶

拿捕された奴隷船の大部分はフリータウンに連行され，その合同法廷で判決を受けた。1819～45年の期間に判決を受けた奴隷船は，623隻にのぼり，そのうち528隻がフリータウンで判決を受けた(約85%)。その他，ハバナが50隻(8%)，リオ・デ・ジャネイロが44隻(7%)であった。フリータウンで裁判されたケースのうち，241隻がイギリス・スペイン合同法廷で，155隻がイギリス・ポルトガル合同法廷で，111隻がイギリス・ブラジル合同法廷で，また21隻がイギリス・オランダ合同法廷で判決が下された。フリータウンでは1836年に51ケースが判決を受け，1839年にはさらに多く62ケースが判決を受けている。いずれにしても，合同委員会も合同法廷もイギリス主導のもとで行われた。⁷

各々の合同委員会は，国から派遣された判事および仲裁委員，委員会が置かれていた地域の政府が任命した書記官から構成されていた。法廷では連行された船が非合法に奴隷貿易を行い，合法的に拿捕された船であるかを裁定し，もしそうであるならば，運んでいた奴隷は解放された。それ以外の場合には，無罪を宣告し，船と奴隷を持ち主に返還した。合同委員会には有罪と宣告された船の持ち主や乗組員に対する裁判権が与えられていなかった。その裁決はそれぞれの国の当局に委ねられた。イギリスでは，合同委員会は外務省の管轄下にあった。⁸

6 Bethell, L. (1966) "The Mixed Commissions for the Suppression of the Transatlantic Slave Trade in the Nineteenth Century," *Journal of African History*, Vol. 7, No. 1, p. 79.

7 *Ibid.*, p. 84.

8 シエラ・レオネの判事，仲裁委員，書記官にはそれぞれ順に3,000, 2,000, 1,000ポンドの高額の年収が保証された。また，これ以外に支度金と6年間

シエラ・レオネには、1819年以前すでに、イギリスの奴隷船あるいは外国の奴隷船の裁判のための海軍法廷が置かれており、解放された奴隷が居住することになっていた。この点では、1819年にここに合同法廷が設置されたとしても十分に適格的だと考えられた。しかし、当地にはふたつの点で重大な欠点があることがわかった。ひとつは、そこが白人にとって悪名高い墓場であったことである。1865年までに、4人のイギリス人判事をはじめ多くの関係者が当地で死亡している。もうひとつは、奴隷貿易活動の中心地からかなり離れており、連行するまでにかなりの日数がかかったことである。ベニン湾やビアフラ湾までは1,000マイルもあり、また、1830年代終わりからは、さらに南のコンゴやアンゴラなどで奴隷貿易活動が活発に展開されるようになっていた。

1820年代に、後者の問題点を解決するために合同委員会をフリータウンからビアフラ湾のフェルナンド・ポー島（現ビオコ島）に移すことが、イギリス議会の特別委員会で推奨された。1827年にオーウェン船長がこの島に派遣され、合同法廷のための建物を建設しようとしたが、この島の宗主国スペインがその主権をイギリスに譲り渡すことを拒否したために、この計画は頓挫した。したがって、合同委員会はその後もフリータウンに据え置かれることになった。

表4-2は、1834年にフリータウンの合同法廷で判決を受けた奴隷船10隻に関する情報をまとめたものである。まず、合同法廷はイギリス・スペインのものとイギリス・ポルトガルのものに限られている。これは、奴隷の輸出先がスペイン領のキューバ、プエルト・リコとブラジルに集中していたことを物語っている。また、拿捕された場所から、イギリス海軍の監視地域が西アフリカに概ね集中していたことがわかる。ただし、別の史料をみると、時にはブラジル沿岸やカリブ海にも及んでいたことがわかる。

西アフリカで拿捕された場合、シエラ・レオネに到着するまでの時間は大

勤めたあとの年金も与えられた。ちなみに、当時のシエラ・レオネ総督の年収は2,000ポンドであった。

表 4-2 シエラ・レオネの合同法廷で判決を受けた奴隷船 (1834 年)

船名	合同法廷名	拿捕された日付	拿捕された場所	フリータウンに着くまでの日数	拿捕奴隷数	判決を受けた奴隷数
ベンガドール	スペイン	1月8日	カラバール沖合	36	405	376 ¹⁾
カロリーナ	スペイン	2月16日	ラゴス沖合	25	350	323
ラ・パンテイカ	スペイン	4月27日	カラバール沖合	29	317	269 ²⁾
マリア・イサベル	スペイン	8月5日		26	146	130 ³⁾
アロガンテ・マヤゲサーナ	スペイン	9月17日	モンロピア南約900 km	3	336	288 ⁴⁾
ベピタ	スペイン	6月30日	カメルーン川	36	179	153
インダゴドラ	スペイン	10月31日	アクラ南約650 km	13	375	361
エル・クレメンテ	スペイン	11月3日	ラゴス南約600 km	16	415	401 ⁵⁾
マリア・ダ・グロリア	ポルトガル	1833年11月25日	リオ・デ・ジャネイロ沖合	97	423	0 ⁶⁾
タメガ	ポルトガル	6月14日	ラゴス沖合	20	442	434 ⁷⁾

〔備考〕 1) 377人が上陸し、内1人が判決前に死亡。2) 274人が上陸し、内5人が判決前に死亡。3) 134人が上陸し、内4人が判決前に死亡。4) 309人が上陸し、内21人が判決前に死亡。5) 403人が上陸し、内2人が判決前に死亡。6) 423人中10人がリオで誘拐され、78人がシエラ・レオネへの航海途上で死亡、26人が判決前に死亡、残りの309人は船長にその船とともに引き渡された。彼は、64人の病人をイギリス政府に引き渡し、残りの245人を連れて行った。これは、非合法に拿捕されたとして、返還された例である。7) 436人が上陸し、内2人が判決前に死亡。

〔出所〕 “Returns of Vessels Brought before the Courts of Mixed Commission 1830–34,” *British Parliamentary Papers: Slave Trade*, Vol. 89, pp. 9–22.

体2週間から1か月くらいであった。1隻あたりの積み込み奴隷数は平均すると277人である。このうちマリア・ダ・グロリアはリオ・デ・ジャネイロ沖合で拿捕され、シエラ・レオネに連行されたが、具体的な理由は定かではないが、合法的な手段で拿捕されたものではないとして、船と生き残った奴隷は船長に返還されている。

表4-3 西アフリカを拠点とするイギリス海軍船（1834年）

船名	船の種類	砲数	乗組員数
アイシス	5等級船	50	330
ペロラス	スループ船	18	117
トリンクロ	スループ船	16	117
カーラー	ブリグ船	10	72
プリトマート	ブリグ船	10	56
バザード	ブリグ船	10	52
フォレスター	ブリグ船	3	52
グリフォン	ブリグ船	3	52
プリスタ	ブリグ船	3	52
リンクス	ブリグ船	3	49
フェア・ロザモンド	ブリグ船	3	44
カリブデイス	ブリグ船	3	52
プルート	汽船	3	53

〔出所〕 “Number of Vessels Employed in the Suppression of the Slave Trade and the Number of Ships Captured,” *British Parliamentary Papers: Slave Trade*, Vol. 89, pp. 27-31.

他方、表4-3は、同年のイギリス海軍監視船13隻の情報をまとめたものである。船の型および乗組員数に注目すると、上の3隻が大型船あるいは中型船である。これらがこの職務を遂行していた期間は短い。たとえば、アイシスは1833年と34年の2年間この職務に就いていた。ペロラスは1832-35年に、トリンクロは1833-35年にこの職務に就いていた。これに対して、次のカーラーからカリブデイスまでは、比較的長くこの職務に就いている。たとえば、フォレスターは1834-41年に、リンクスも同じく1834-41年にこの職務に就いている。プルートという汽船は、1832-34年にこの職務に就いているだけである。したがって、奴隷貿易監視船には乗組員が50人前後の2本マストのブリグ船が多く使われるようになったと考えられる。

1819年から20年間、イギリス海軍に拿捕された外国籍の奴隷船は、いくつかの例外はあったもののその大部分は合同法廷で判決を下された。しかし、1839年以降、奴隷船は次第にイギリス単独の海事法廷で裁決されるようになった。この法廷は、シエラ・レオネ、セント・ヘレナ、喜望峰に置かれて

いた。

イギリスは、ポルトガル国旗を掲げてブラジルおよびキューバに奴隷を輸出する奴隷船を抑止するために、イギリス海軍に強制力を与えたいと考えていた。1839年8月24日にパーマストン法が成立し、ポルトガル国旗を掲げた奴隷船を即座に海賊行為とみなし、イギリス海事法廷で裁決する権限を与えた。なぜなら、イギリス・ポルトガル合同法廷ではポルトガル側の判事が、奴隷船が赤道以南で活動している場合や奴隷をまだ積んでいない場合には無罪にする傾向があったからである。ちなみに、1838年にフリータウンに連行された奴隷船は30隻あり、そのうちイギリス・スペイン合同法廷で判決を受けた船は11隻で、イギリス・ポルトガル合同法廷での船は19隻であった。⁹

さらに、1845年8月8日にはアバディーン法が成立し、ブラジル国旗を掲げた奴隷船に対してイギリス海軍が捜査権を保有するようになった。イギリス・ブラジル合同委員会の機能が同年3月に期限切れとなり、イギリス側がその更新を迫ったが、ブラジル側が拒否した。そのためにイギリス政府は強硬手段をとった。1839年以降ポルトガル国旗に代わってブラジル国旗を掲げた奴隷船が増加していたからである。拿捕された奴隷船は、合同法廷ではなく、イギリス海軍法廷で裁決された。1846-50年のあいだに350隻が拿捕された。¹⁰ 1隻を除くすべての船がイギリス海軍法廷で裁かれた。

ブラジルへの奴隷輸入は、1850-52年のあいだに実質的に禁止されたが、キューバへの奴隷輸入は、これ以降もつばらアメリカ国旗を掲げて続けられた。しかし、1862年4月、リンカーン政権のもとで、拿捕された奴隷船はフリータウン、喜望峰、ニューヨークのいずれかのイギリス・アメリカ合同法廷で裁決されるとの条約が英米間で結ばれた。こうして、1865年までに残りの奴隷貿易も最終的に禁止された。フリータウンの合同法廷は1871年

9 *British Parliamentary Papers: Slave Trade*, Irish Univ. Press, Vol. 89, pp. 1-7.

10 Bethell (1966) p. 92.

表 4-4 シエラ・レオネの人口センサス (1844年 12月 31日)

地域	ヨーロッパ人	ノヴァ・スコシア人	マルーン人	解放アフリカ人		近隣地域からの流入者	除隊兵士	その他	計
				奉公人	自由人				
フリータウン	150	596	454	163	10,934	1,950	102	181	14,530
山岳地域	9	0	0	167	9,338	41	54	0	9,609
東部第1地域	8	1	8	71	4,905	56	67	2	5,118
東部第2地域	2	0	1	53	5,982	378	50	3	6,469
西部地域	4	0	7	138	5,199	1,262	109	2	6,721
計	173	597	470	592	36,358	3,687	382	188	42,447

〔備考〕 数字の誤記については訂正した。

〔出所〕 “The Report Made in 1844 and 1845, by Mr. R. G. Butts and Mr. Robert Guppy, as Commissioners of Inquiry into the Subject of Emigration from Sierra Leone to the West Indies,” *British Parliamentary Papers*, Vol. 44 (1847-48), pp. 60-63.

に閉鎖された。

4. 解放アフリカ人の人口分布

1844年に英領ガイアナからシエラ・レオネに派遣されたバッツ (R. G. Butts) は、この植民地の状況を調査し、この年の末の日付でセンサスをまとめた。それを示したのが表 4-4 である。これによると、シエラ・レオネ植民地の人口は約 4 万 2,500 人である。このうち非白人が 3 万 8,600 人、白人 170 人、それにシエラ・レオネ以外の地域からここに移り住んでいる者が 3,700 人である。

ところで、フリータウンに合同法廷が開設された 1819 年から 1844 年までに解放されたアフリカ人は累計で 6 万 8,278 人にのぼっている。これ以前に解放されたアフリカ人は 1 万 1,278 人であるので、合計 7 万 9,556 人となる。1844 年 12 月末現在この植民地に居住している解放アフリカ人と除隊兵士の合計は、3 万 7,332 人である。単純に計算すると 4 万 2,224 人の減少となる。この原因の大部分は、解放アフリカ人の死亡数が出生数を大きく上回っていたということであろう。生活が不安定でしかも熱病の発生が頻繁に起こっている環境のもとでは、十分に納得できる結果である。たとえば、フリータウ

ンの近くにあったキシー病院 (Kissy Hospital) は 1838 年に病人 2,744 人を受け入れているが、そのうち 1,509 人が死亡している (死亡率 55%)。

それ以外に何らかの理由でこの植民地から去っていった人々がいた。自分の意思で植民地をあとにした人のなかには、故郷の村に帰還した人々がいるであろう。近隣の村から奴隷船に乗せられて当地に来た人々は、帰ろうとする意思が強かったと思われる。また生活上・経済上の理由から当地から出ていった人もいた。奴隷船に乗せられてやってきたのにもかかわらず、自らが奴隷貿易活動に手を染めるようになった人々の例が多く報告されている。

自らの意思に反して強制的・半強制的に別の場所に移動させられた人もいた。奴隷として再び連れ去られた人々が少なからずいた。また、1830 年代に北方のガンビアに強制移動させられた人々もいた。さらに、英領植民地における奴隷制廃止以降、そこでの労働力需要に応えるべく移動していった解放アフリカ人は、形式上は任意の契約移民であったが、実態上は半強制的な労働者であったと考えられる。

ところで、もう一度表 4-4 に戻って、植民地の状況を詳しくみていきたい。

まずヨーロッパ人であるが、そのほとんどはイギリス出身者であった。教会関係者や学校関係者には、イギリス以外の出身者も少数ながら存在した。ヨーロッパ人は、植民地統治・管理・防衛などの職務に就く人々によって構成されていた。植民地総督や合同法廷の判事は植民地統治のトップであった。それらを補佐する秘書官、登録官、主計官、書記官、会計士などの官僚がいた。それ以外に医師、薬剤師、印刷業者、検査官、牧師、教師、看守、技師、レンガ工、大工などがヨーロッパから派遣された。そのほとんどはフリータウンに住んでいた。ただし、その死亡率は非常に高かったことが知られている。たとえば、1804 年～1825 年にイギリス国教会からシエラ・レオネに派遣された牧師 89 人のうち 54 人が死亡し、14 人は健康状態が悪いためイギリスに帰国している。

ノヴァ・スコシア人とマルーン人とそれぞれの子孫は、フリータウンのそれぞれの集住地域で比較的安定した生活を送っている。その人数は両者合わせて 1,000 人余りである。

第4章 シエラ・レオネ植民地における解放アフリカ人

図 4-1 19世紀前半のシエラ・レオネ



〔出所〕 Peterson, J. (1969) *Province of Freedom: A History of Sierra Leone 1787-1890*, Faber & Faber, pp. 192-193.

次に解放アフリカ人は、もちろん最大数を誇っている。このうち 600 人弱が奉公人であり、各地域に振り分けられている。彼らは通常 3~7 年の年季で雇主の下で強制労働に服す存在である。奴隷貿易廃止後最初のシエラ・レオネの総督になった若きトマス・ペロネット・トムソンがこの奉公人制を実質的に奴隷制と同じだとして弾劾したことはすでに述べた。

ガイアナ総督に送ったバッツ (R. G. Butts) の現地報告のなかでも、奉公人は主人に対して何ら防御できない奴隷と同じであり、この制度の存続は植民地統治にとって何の利点もないと断言している。また、シエラ・レオネの奉公人は西インドの労働者よりもかなり悪い状態にあるとも述べている。¹¹

解放アフリカ人のなかの自由人は 3 万 6,000 人強で、フリータウンから西部地域まで比較的満遍なく分布している。それぞれの地域の形成過程については、あとで詳しく述べることにするが、解放アフリカ人の増加とともにフリータウンから南方に植民地域が拡大していったと考えられる。山岳地域は、フリータウンから南方と西方に形成された居留地で、レスター、グロースター、レジェンド、バサースト、シャーロット、ウィルパーフォースなどの村が含まれている。

東部第 1 地域は、山岳地域の東方にあり、シエラ・レオネ川の西側である。キシー、ウェリントン、アレントウンなどが含まれている。東部第 2 地域は、第 1 地域よりもさらに南方にあり、ヘイスティングス、ウォータールー、キャンベルタウンなどが含まれている。西部地域は、フリータウンの南方であるが、大西洋に面した地域である。ヨーク、ケント、トムボなどの村を含んでいる。

それぞれの地域の男女比はやや男性の方が多い。フリータウンの解放アフリカ人 (自由人) のうち男性は 5,644 人 (51.6%)、女性は 5,290 人 (48.4%)

11 “Report from R.G. Butts, Esq., to the Governor of British Guiana (Georgetown, Demerara, 13/31845)” *British Parliamentary Papers*, Vol. 44 (1847–48) p. 27. ただし、この叙述は注意して解釈しなければならない。なぜなら、バッツは、奉公人をできるだけ多く西インドに送りたいと考えており、そのための方便としてこうした言説を使っている可能性があるからである。

である。また、西部地域では同じく男性が2,857人(55.0%)に対し女性は2,342人(45.0%)であった。

近隣地域からの流入者としては、フリータウンを例にとると、北方からはジョロフ(Joloff)人が150人、同じく北方からシエラ・レオネにより近いマンディング(Mandingo)人が354人、東方からフラー(Foulah)人が61人、南のプロム(Bullom)人が51人、さらに南のシェルブロ(Sherbro)人が339人、ごく近くのティマニー(Timmanee)人が364人、スス(Soosoo)人が181人、クルー(Kru)人が448人となっている。それぞれフリータウンで仕事をし、お金を得るためにやってきたわけである。たとえば、クルー人はシエラ・レオネでは評価の高い労働者であった。月額3~4ドルくらいの賃金を得ていた。彼らはヨーロッパ人と長いあいだ交流があり、知識も豊富で、白人を信頼していた。なお、西部地域にも多くの流入者があったことがわかる。

除隊兵士は全体で400人弱であるが、フリータウンをはじめ各地域に満遍なく居住している。彼らはアフリカ艦隊あるいは西インド連隊の元兵士で、除隊後も植民地防衛のために何らかの役割を与えられていたものと推察される。

その他には、近接するリベリアから移動してきた人々と1810年代以降に西インドから渡ってきた人々が含まれている。いずれもそのほとんどはフリータウンに居住している。フリータウンに前者は82人、後者は99人が住んでいる。

5. 直轄植民地の形成

1808年にシエラ・レオネがイギリスの直轄植民地になった最初の総督はすでに述べたように、若きトマス・ペロネット・トムソンであった。トムソンがフリータウンに着いて最初に目についた植民地の問題点は、植民者たちの規律のない姿勢と、外的攻撃に対する軍事的脆弱さであった。彼は、組織的規律を重んじる軍人的気質とアボリショニズムに共感する情熱を併せ持つ

ていた。着任後すぐに彼は、これまでシエラ・レオネ会社の要請で組織されてきた志願兵による民兵組織を解散し、15歳から60歳までのすべての男子を徴兵し、訓練された軍隊に仕立てあげようとした。彼はまたフリータウンという名称が不服従や反乱の意味に曲解されるのを危惧して、町の名称を「もっと威厳のある」ジョージタウンに改称しようとした。¹²

トムソンは、シエラ・レオネ会社がこれまで植民地管理の細かいところまで、すなわち住民の規制にまで注意を払わず、それが居住地に混乱をもたらしていると考えた。彼は、住民に綿花の種を植えるように指導したり、新聞を発行したり、シエラ・レオネとイギリス、西インド、アメリカ、スペイン、ポルトガルとのあいだの郵便業務を始めさせたりした。彼はまた本国政府に、裁判所、兵舎、教会、病院を建設してくれるように要請した。このようにして彼は、居住地の混乱や無秩序を解決するために、全精力を傾けたのである。

彼が着任した前後から、植民地には解放アフリカ人が増えはじめていた。その処遇をめぐる彼は頭を痛めた。彼の前任者のラDRAMは、この新参者たちを年季奉公人として使役していた。それはすでに触れたように、イギリスの奴隷貿易廃止法のなかで合法化されていた。しかし、トムソンはその実態をつぶさに見て、アポリシヨニズムの本質的精神とのずれを感じた。たとえば、解放アフリカ人を奉公人として使役する植民者は、金で彼らを獲得していた。植民者のあいだで奉公人を譲り渡す場合にも金が支払われていた。ラDRAM自身が解放アフリカ人を奴隷として売却したことを、トムソンは知った。

彼のプランは、解放アフリカ人を田舎に住まわせて、独立農民として仕立てあげることであった。これによって食物供給が自前で達成されることを期待した。また、彼らの存在が奥地からのたとえばテムネ人の攻撃に対する防壁になることも想定されていた。彼にとって解放アフリカ人こそはアフリカ人の文明化の波を奥地まで浸透させる希望の星であったわけである。

12 Peterson, J. (1969) pp. 50-54.

しかし、彼の構想には重大な抵抗勢力がいた。先住植民者として、ノヴァ・スコシア人は解放アフリカ人を奉公人として使役することに利便性を感じていたので、トムソンの構想や行動に批判的であった。また、トムソンの前任者であり、シエラ・レオネ会社の代理人であったラドラムはすでに述べたようにトムソンと対立した。そして最後に、ロンドンのアフリカ協会の主要なメンバーがトムソンの姿勢に反対した。

次の総督、コランバイン (E. H. Columbine) は、1810年2月に家族とともにシエラ・レオネに着任した。彼の統治期間は16か月であった。彼は、前任者と異なり、新しい解放アフリカ人を年季奉公人にするか兵籍に入るように仕向けた。しかし、解放アフリカ人のなかには、これに従わずフリータウンのまわりの山岳地帯に移動し、現地人に混じってコミュニティを形成するものもいた。彼らは政府から独立して生活した。コランバインはこの状況を完全に無視するわけにはいかなかったが、彼の関心は現地政府の制度改革にあった。彼は政府の出費を減らし、インフレを抑えようとした。彼は農業生産を増加させるための施策の重要性を認識していた。¹³

コランバインが直面した重大な問題は、シエラ・レオネの不健康な環境であった。一緒に連れてきた妻と娘は1810年末になくなり、彼自身もマラリアに悩まされた。本国への帰還を政府に要請したが、聞き入れられなかった。彼は自分の判断で帰還することにしたが、その航海途上で死亡した。

1811年7月に着任した次の総督、マクスウェル (C. W. Maxwell) も前任者と同様、海軍大佐であった。植民地に到着したときの印象は次のようであった。糧食が豊富で、適切な値段で売られており、キャッサバや他の野菜が育てられている。コーヒー栽培は、シエラ・レオネ会社の時代の輸出品のひとつであったが、再び推奨されている。解放アフリカ人たちは、新しい農業地域に通じる道路を造っている、と。マクスウェルは当初フリータウンの平穏さに安堵していた。しかし、それは表面的なもので現実とは違っていた。

奥地との交易で得られたのはカムウッド (赤色染料) と象牙、食料品くら

13 *Ibid.*, pp. 54-57.

いのものであった。フリータウンに入ってくる品物の量が、イギリスからのものよりアメリカ合衆国からのものの方が多かったのも、問題視された。もっとも大きな問題は、フリータウンにますます多く入ってくる解放アフリカ人をどのように扱うかということであった。マクスウェルは実際に西アフリカの沿岸を偵察し、奴隷貿易廃止法の制定によって奴隷貿易が簡単に霧のように消えてしまうわけではないことを確信した。したがって、これからも解放アフリカ人は増加するであろうと考えた。彼は本国政府にこの問題の重要性について認識させるようにロンドンに使者を派遣した¹⁴。

解放アフリカ人が増えることに伴うもうひとつの問題は、フリータウンの後背地に形成されたコミュニティが植民地政府の管理下にはなかったことである。コランバインの時期と同様に奉公人になる者と兵籍に入る者はその管理下にあったが、それ以外はほとんど自然発生的にフリータウンのまわりの山岳地帯に住むようになった。マクスウェルはこの状況を本国政府に知らせたが、植民地大臣のバサースト卿は政府の焦眉の課題はナポレオンとの戦争であり、また北アメリカにおけるイギリスに対する新たな敵意に対処することであり、シエラ・レオネに対して財政的支援を増やすことはできない、と1812年10月に回答した。

6. 宗教・教育活動

ここで簡単にシエラ・レオネにおける宗教活動とそれに付随する教育活動をみておきたい。オールドカマーとしてのノヴァ・スコシア人は、北アメリカ在住以来、非国教会系メソジスト派の伝統を維持してきた。1811年に彼らの要請を受けて、ウォーレン尊師 (G. Warren) と3人のメソジスト派の牧師がイギリスからフリータウンに着いた。不幸にもウォーレンは7か月後に亡くなったが、3人の牧師はノヴァ・スコシア人の居住地域で活動を展開した。ウォーレンの後を受けて着任したデイヴィス尊師 (W. Davies) も同

14 *Ibid.*, pp. 57-61.

じ居住地域で活動をしていたが、1年もたたないうちにノヴァ・スコシア人の信任を失った。しばらくして彼は解放アフリカ人と接触し、メソジスト派の活動はニューカマーの精神面での必要を満たしはじめたのである。¹⁵

1816年にはフリータウンの近くの解放アフリカ人の村、コンゴタウンでメソジスト派の礼拝が開始されている。同派の教会の建設も着手されていた。解放アフリカ人のあいだにメソジスト派の布教が浸透するにつれて、彼らのノヴァ・スコシア人の宗教的価値観への同化が開始された。

一方、イギリス国教会の伝道協会 (The Church Missionary Society: CMS) は、1804年からシエラ・レオネで活動を展開してきたが、元々は、シエラ・レオネから北方100マイルの地域に住んでいたスス人のあいだで、伝道活動を行っていた。初期の伝道師のひとりにはメルキオル・レンナー尊師 (Melchior Renner) で、植民地で17年間伝道を続けた。特筆すべきなのはこの植民地における死亡率の高さである。1826年までの22年間にシエラ・レオネには79人のCMSの伝道師、妻、教師が派遣されたが、同年に伝道を続けていたのは14人だけであった。その他の人々はほとんど死亡したのである。

1806年にレンナーは、スス人のあいだでの伝道のために、シエラ・レオネを離れた。彼の後釜に座ったのはナイレンデル尊師 (G. Nylander) であった。彼はシエラ・レオネ会社の教会で説教をし、洗礼、結婚、埋葬などの儀式に携わった。彼はまた政府後援の学校の教師でもあった。植民地では教会と学校は一体のものであった。ナイレンデルは教育活動においてその能力を十分に発揮した。彼が着任したときに登録されていた生徒の数は20人であったが、1808年にその数は2倍に増加した。1810年に彼が直接教えていたのは60人の少年であり、残りの40人余りは彼のノヴァ・スコシア人の妻が指導していた。その年のうちに、彼はマルーン人のために夜間クラスも開いている。

ナイレンデルは翌年妻を失ったために、彼女の担当していた生徒の指導

15 *Ibid.*, pp. 61-71.

も引き受けなければならなかった。アフリカ協会に頼んで3人の牧師が派遣されてきたが、そのうちのひとりに着任早々奴隷貿易活動に手を染め、もう一人は合法貿易に手を出し、最後のひとりだけが牧師の仕事を行った。彼はノヴァ・スコシア人の女教師と再婚し、伝道と教育の仕事を精力的にこなしていたが、1812年にはメソジスト派が学校を開校し、生徒の数が減少しはじめた。ちょうどそのころ天然痘が流行し、シエラ・レオネ会社の教会を閉鎖せざるをえなくなった。その後ナイレンデルはフリータウンを離れ、ブラム・シャーブロ (Bulom Sherbro) に移った。

ナイレンデルがフリータウンで活動している時期に、植民地政府とCMSとの協力関係ができた。政府は彼に給料を支払ったし、1810年には彼の学校を建設した。ナイレンデルと会社の代理人、総督のあいだの協力関係は、個人的な関係を基礎にして発展した。こうした関係は、これ以降さらに多くの解放アフリカ人が植民地に入ってくる際の雛形となった。ナイレンデルの後任にはブッシャー尊師 (L. Butscher) が選ばれた。彼はベルリン神学校で教育を受け、1806年にすでにナイレンデルとともにシエラ・レオネに来ていた。

7. マッカーシー総督

ところで、話をもう一度植民地統治に戻そう。マクスウェルのあとを受けて1815年に総督の地位に就いたのは、マッカーシー (C. MacCarthy) であった。10年に及んだ彼の総督時代に、シエラ・レオネ植民地の安定的な基礎が築かれたといえる。彼が前任地のセネガルからシエラ・レオネに赴任したとき、彼の頭にはふたつの大きなプランがあった。ひとつは、解放アフリカ人を文明化するための特別の実験を植民地に導入することであった。もうひとつは、ますます増加する解放アフリカ人を、彼ら自身にとっても、植民地にとっても有用にするための方策を採ることであった。マッカーシーは、

16 *Ibid.*, p. 71.

自分のプランを本国政府に認めさせ、そのための財政的支援を要請した。

彼は植民地の現状を直視し、その問題点を探り、それを解決しようと努力した。第1の問題点は、それぞれの村がその機能を達成していなかったことである。キリスト教が普及していなかったし、さらに重要なのは、住民の生活上必要な米やキャッサバなどの作物が十分に栽培されていないことであった。彼は、解放アフリカ人自身がこうした問題点を認識し、その改善のために努力することが必要だと考えた。

1816年にマッカーシーはバサーストに手紙を書き、そのなかで解放アフリカ人を文明化するために、また農業に従事させるために、シエラ・レオネ植民地を教区に分け、それぞれの教区に牧師をおくことが望ましい、と述べている。それぞれの牧師が住む住居を建て、そのなかには礼拝所を設け、また学校の教室としての用途をも満たすことが必要であると提案した。彼はまた牧師の年収は200ポンドか250ポンド程度で、今すぐに少なくとも6人の牧師が必要であり、これからさらにその人数は増やしていかなければならないと述べている。

教育的訓練を施すことによって、大工、石工、木挽き、屋根葺きなどを養成し、その技術を受け継ぐことによって、解放アフリカ人自身がフリータウンに新たに到着する者たちの統合を指導するようになるであろうと期待している。本国政府は彼の提案を承認し、CMSは新たな教区管理に牧師を派遣することに同意した。

これまでの総督と異なり、マッカーシーは本国政府の大きな財政的支援を勝ちとった。1815年の植民地管理のための支出額は約2万9,000ポンドであったが、翌年にはその額は4万1,000ポンドに上昇した。もちろんこうした出費はロンドンの財務省の通常予算からまかなわれた。ウィーン会議以降の戦費支出の減少がその背景にあった。これ以降もその支出額は年とともに増加し、1823年にはその額は9万5,000ポンドに達している。植民地の支出拡大におけるマッカーシーの個人的な役割は明らかである。彼が総督の地位を降りた1824年の支出額が7万7,000ポンドであったのに対して、翌年にはその額は3万9,000ポンドに落ちたからだ。

この支出額の半分以上は、解放アフリカ人に関わる諸事業に使われた。この事業を専門的に遂行する解放アフリカ人局という部局が彼の総督時代に作られた。新たにフリータウンに入ってくるアフリカ人のための支出は、1815年の1万849ポンドから1823年の5万9,629ポンドに約5.5倍に増加している。ちなみに、その額は1825年には1万9,091ポンドに落ちている。1816年から24年までの解放アフリカ人のための年平均支出額は4万482ポンドであった。¹⁷

こうした支出の多くは教区の建設のために使われた。土地の入手、教会、学校そして村の監督者の家の建設などである。1815年以前には次の3つの村しかなかった。レスター (Leicester) は1809年に、ウィルバーフォース (Wilberforce) は1810年に、またレジェント (Regent) は1812年に、政府にその存在が認められた。マッカーシーの時代にレジェントには教会、学校、監督者の家が建設された。レスターでは学校と病院が建設された。さらに1820年までに10の村が建設された。グロースター (Gloucester) とキシー (Kissy) は1816年に建設された。また東部や内陸部のウェリントン (Wellington) やヘイスティングス (Hastings), ウォータールー (Waterloo) は1819年に建設された。また、CMSの施設が1819年にレスターからレジェントに移ったときは、新しく学校も建てられた。マッカーシーの時代はまさに建設ラッシュであり、ある牧師は、総督は建造物が好きだ、と述べている。

ここでこの時代にマッカーシーの教区プランに従い、グロースター村の建設に主導的に携わったデューリング (Henry During) 尊師の活動を紹介しておきたい。¹⁸ 彼は1816年初めにCMSからシエラ・レオネに派遣され、最初レスター村で教師をしていた。彼はハノーヴァー出身で、ロンドンでCMSから訓練を受け、植民地にやってきた。その年の末にグロースターに移り、監督官としての活動を開始した。

彼は最初130人くらいの解放アフリカ人の活動を指導した。活動の中心は

17 *Ibid.*, p. 83.

18 *Ibid.*, pp. 100-103.

教育・宗教活動であった。彼の報告によると、1817年終わりころまでに学校教育を受けている人数は99人であったのが、その1年余りあとには345人に増加したとしている。約100人の少年が昼間に彼の教えを受け、夜間には20~30人が同じく教育を受けていた。また、彼の妻は昼夜合わせて100人以上の少女の教育を受けもっていた。それと同時にデューリング夫妻は優秀な解放アフリカ人にはアドバンスト教育を施し、彼らを助手として採用した。

他方、教会での礼拝は定期的に行われた。デューリングの報告では、礼拝は参加者のすすり泣きでしばしば中断されたという。解放アフリカ人たちは魂の救済を求めている。デューリングは参加者のなかから会員を選び、村のなかにエリートグループを形成した。彼らは村のなかで同じ地区の石の家に住み、解放アフリカ人を文明化させるためにさまざまな点で指導した。エリートのメンバーは30人以下に限定され、1819年までに450人の村人を統制した。1821年にこの村を訪れたイギリスのクウェイカー教徒のシングルトン(William Singleton)は、ここの解放アフリカ人は勤勉ですばらしいと感銘を受けている。農地にはカカオ、メイズ、サトウキビ、キャッサバなどを栽培していた。事業の成功はとりわけデューリングの効果的な監督の賜物であると述べている。

8. シエラ・レオネから西インドへ

第6章、第7章で述べるように、イギリス政府は1833年に奴隷制を廃止し、移行的な措置として年季奉公人制を導入した。すなわち、英領西インドでは6歳以上の元奴隷は4~6年の年季を課され、元のプランター(奴隷主)のもとで週に45時間無償で働くこととされた。これによってプランターはとりあえずしばらくのあいだは労働力を確保できた。プランターの多くは、この移行措置の期限が切れたときには深刻な労働力不足に陥る危険性を予測していた。

たとえばジャマイカでは解放奴隷たちが小規模な農業を営むための土地が

豊富にあったし、事実彼らは年季を課されていたにもかかわらず自分たちの土地を確保しようとした。解放奴隷は農地で穀物を栽培し、また家畜を飼育することによって自らの必要を満たすだけでなく、生産物の余剰分を交換するための地域市場も創りだしていた。彼らは明らかに、プランテーションで輸出産品を生産するよりも自らの土地で食糧を生産する方を好んでいた。プランターはこうした状況をつぶさに見て、完全な自由が与えられたときには解放奴隷の多くはプランテーションから去っていくのではないかと考えた。実際、1838年に年季奉公人制が廃止され、奴隷が完全に解放されたとき、彼らの多くはプランテーションでの労働を嫌い、自給的農民をめざした。プランターたちは無料の住居や高い賃金などによってプランテーションに引きとめようとしたが、ほとんど効果はなかった。¹⁹

こうして、1830年代半ばより西インドにおいて、奴隷に代わる労働力をどこからどのように調達するのかという深刻な問題が一挙に浮上した。イギリス植民地省はしかし、西インドに導入する労働移民源となる地域を注意深く制限した。初めは、合同委員会がおかれていたハバナとリオ・デ・ジャネイロから労働移民を運んでくるのが考えられたが、どちらもその数は取るに足りないものであった。1835年にジャマイカは、植民地政府の資金から助成金を出し、ヨーロッパと北アメリカから移民を導入しようとした。両地域からの出身者は自己管理が十分にできると考えられたので、植民地省はこれに賛成した。

1840年までに約2,400人のヨーロッパ出身者がジャマイカに入ったが、彼らは概して農業労働には適していなかった。彼らの多くは現地で死亡し、あるいは現地での生活に耐えられなくなり、ヨーロッパに帰った。他方、北アメリカでは働き盛りの約3万5,000人の自由黒人が、ジャマイカ、トリニダード、ガイアナのエージェントの精力的なリクルート活動によって各植民地

19 Green, W. A. (1984) "The West Indies and Indentured Labour Migration: The Jamaican Experience," K. Saunders, ed., *Indentured Labour in the British Empire 1834-1920*, Croom Helm, pp. 3-6.

に導入された。しかし、彼らもサトウキビ栽培の過酷さに耐えられなくなり、1840年代半ばまでには北アメリカからの労働供給は途絶えてしまった。²⁰

西インドは、すでに1830年代から、本国植民地省に西アフリカから労働移民を導入するための許可を嘆願していたが、植民地省はこの嘆願を固く拒否していた。なぜなら、これまで大西洋奴隷貿易をやめさせるために奮闘してきたイギリス政府は、イギリス船にアフリカ人を乗せ中間航路を渡って熱帯プランテーションに運んでくる様子を、他国に見せたくなかったからである。こうした行為は、大陸ヨーロッパ諸国から偽善行為だと非難される可能性があった。また、各国に対して移民の外観をよそに奴隷貿易を合法化する先例を与えることになりかねなかった。イギリス政府の建前は、解放された人々の意味のある自由の確立であった。

奴隷の完全解放後3年以内に砂糖輸出量は3分の1減少し、他方その価格は同じくらい上昇した。同時にイギリスにおける1人当たりの砂糖消費量もこの間4分の1だけ減少した。砂糖植民地のプランターたちは重大な危機に直面し、不吉な予感を抱き始めていた。本国政府はこうした状況を認識し、1840年代に入ってからアフリカからの移民についての政策を転換した。すなわち、シエラ・レオネから西インドへの労働移民の輸送を推進しようとしたのである。ちなみに、この政策転換は、インドから西インドへの労働移民の開始(1845年)を直接に導いた。結局、英領西インドへの年季契約移民の形態やその正当化は1840年代の初めに決定づけられた。²¹

この事情をもう少し詳しくみておこう。1841年に成立した第2次ピール政権のもとで、カリブ海植民地に関する特別委員会と西アフリカ海岸に関する特別委員会は相呼応して、シエラ・レオネから西インドへの移民の必要性和有効性を認め、それを推進する報告書を提出した。

前者においては、西インドのプランターの利害を代表して、プランテーシ

20 *Ibid.*, p. 5.

21 奴隷制廃止運動の指導者のひとりであったジェームズ・ステイーブンは、この政策転換に反対であった。アフリカおよび大西洋世界におけるイギリスの道徳的優位がこれによって損なわれると考えたからである。(*Ibid.*, p. 7.)

ジョンでの不規則かつ非効率な労働、不当に高い賃金法、また解放奴隷たちの空き地への不法占拠を阻止できない植民地政府の無能ぶりなどを非難し、労働市場における力関係の優位性が労働者側にあることを問題にしている。これを打開するための唯一の方策は移民であると説いている。これに対してアポリショニストは、「野蛮な」アフリカ人の導入は、たんに犯罪を増加させ、社会的道徳性を減じるだけであると反論した。この委員会は最終的な結論として、移民を拡大すべきであること、それは帝国政府の管理のもとで遂行されるべきことを推奨した。²²

後者においては、上の西インドに関する特別委員会での結論を支持して、シエラ・レオネには移民できる人口が十分に存在し、西インドに移民することはシエラ・レオネの住民にとってもまた帝国にとっても利益になると結論している。²³大蔵省は、毎年約1万4,000ポンドにのぼるシエラ・レオネの解放アフリカ人に対する支出を抑制したいと考えていた。また、西インドは、シエラ・レオネより進んでいて、学校が多く、賃金が高く、土地も良好なので、アフリカ人にとってずっと暮らし向きがよくなるであろうと予想している。

こうして1841年半ばころまでにジャマイカ、トリニダード、英領ガイアナから派遣された代理人が、フリータウンで移民を募集する活動を展開していた。植民地法は、移民希望者に対して出帆10日前までに届出をし、パスポートの費用として2シリング6ペンスを払わなければならないとしていたが、これは出発の障害になった。また、本国政府は移民船に乗る性別の比率を男性が3分の2以上にならなければならないと規定していた。さらに、労働契約は移民が西インドに到着したあとで交わすことになっており、しかも、その期間はたったの1年であった。

ジャマイカの移民弁務官は、最初の移民船への乗客に応募した人々の半分

22 “Select Committee on the West India Colonies,” *British Parliamentary Papers*, 1842, XIII (479).

23 “Report from the Select Committee on the West Coast of Africa,” *British Parliamentary Papers*, 1842, XII (551).

しか乗せることができなかつたと報告している。この船は265人の移民をジャマイカに運んだ。しかし、1841年末になると移民船の乗客はその収容人数をかなり下回った。トリニダードは最初の移民船に乗り込んだ代表団をシエラ・レオネに帰すことができなくなった。同様にジャマイカに行った代表団が乗った輸送船が海上で浸水沈没したために帰還するのが遅れた。こうして西インドへの移民は「奴隷制」への航海を意味するとのうわさが広まった。シエラ・レオネの雇用主たちは、法外に安い労働を保持するためにこうした恐怖を利用した。伝道教会もまた改宗した住民を失うのを恐れて、西インドへの移民に反対した。結局、シエラ・レオネからジャマイカへの移民数は1841年には526人、翌年もたったの510人²⁴であった。

ここで、1840年代半ばに西インドからシエラ・レオネに現地の情報を得るために、また移民を集めるために派遣されたふたりの人物がまとめた報告書を紹介しておこう。これによって当時のシエラ・レオネの状況が分かるとともに移民をどのようにして集めようとしていたのかが理解できる。ひとりには、トリニダードから1844年8月8日にフリータウンに着いたガピー (R. Guppy, Esq.) で、もうひとりには、ガイアナから1844年7月23日に着いたバツツ (R. G. Butts, Esq.) である。後者は、翌年2月17日にもシエラ・レオネ²⁵に来ている。

まずガピーは、輸送船セナター号 (The Senator) に乗ってフリータウンに着いた。この船はシエラ・レオネから移民を乗せるために派遣された。到着後数日のうちに約220人が集まってきた。しかし、実際に移民の手続きをしたのはこのうち154人であった。これ以外に、19人の代表と、以前トリニダードにいてシエラ・レオネに帰っていた5人が渡航費を払って乗船した。結局、乗客の人数は178人であった。この輸送船は9月7日に出帆している。

ガピーは、この船には乗らずに現地に留まり、移民の情報を集めるために、各地を訪れている。グロースター、レジェント、バサースト、シャーロット、

24 Green (1984) pp. 11-12.

25 *British Parliamentary Papers*, 1847-8, IVIV.

キシー、ウィルバーフォース、ラムリー、アバディーンに行ったことを明らかにしている。その結果、移民の数を予測することは軽はずみなことではあるが、現状を考えれば、その数はクルー人を別にして、8,000~9,000人を超えることはまずなからうとしている。内訳はフリータウンから4,000~5,000人くらいで、それ以外の村から5,000人くらいがせいぜいであろうと予測している。

これ以外の可能性として、解放されたばかりのアフリカ人と年季奉公人に注目している。フリータウンのアフリカン・ヤード（広場）に集まっている解放されたばかりのアフリカ人を直接移民させるという方法があるとしている。また、年季奉公人は現地では最底辺の階級で、様々な公共的な仕事をしており、彼らのなかから移民を得るのは容易であろうとしている。もうひとつはクルー人への言及である。彼らは、他のアフリカの民族とは異なった人種であり、むしろヨーロッパ人に近い存在であると評価している。彼らは決して奴隷制を許してこなかったし、他の民族の奴隷になることもなかった。また、彼らは民主的に首長を選んでおり、怠けるよりもお金を得るために働く方を好むとしている。クルー人のなかから何千人もの移民が得られるかもしれないと期待している。²⁶

他方バッツは、デメララから輸送船アラビアン号（The Arabian）に乗ってシエラ・レオネに着いている。この船には、37人の乗員が乗っていた。その大部分はガイアナに移民として働きにいき、しばらくして帰還しようとした人々であった。ただし、このうち3名はガイアナ生まれのクレオールであった。男女の人数は、男性32名、女性5名であった。このなかで11人がクルー人で、全体の3割を占めていた。また、現地の情報を得るために7人

26 M. シュラーによると、1840年代から50年代のあいだに英・仏領西インドに移民したクルー人の人数は計2,421人だと推計している。その大部分は英領ガイアナ、仏領ギアナに入ったとされている。（Schuler, M. (1986) "Kru Emigration to British and French Guiana, 1841-1867," P. E. Lovejoy, ed., *Africans in Bondage: Studies in Slavery and the Slave Trade*, The Univ. of Wisconsin Press.

の通訳者が含まれていた。ちなみに、その報酬はそれぞれ毎月5ポンドであった。

バッツの観察によれば、移民事業は3、4年前から行われてきたが、これまで何ら計画や見通しもなく、ただやみくもに行われてきたという。彼の計画によれば、移民事業を遂行する実戦部隊を17人で構成し、この事業を持続的に推進する必要性を認識していた。

ところで、彼が到着した翌日に、拿捕されたスペインの奴隷船ベテラノ号がフリータウンに曳航され、それには339人の奴隷が乗っているという情報が入ってきた。ジャマイカの移民船グレン・ハントリー号（The Glen Huntly）がこのうち117人を乗せ、他の移民も含めて計225人の移民を積み込み、出帆したとしている。残りはアフリカン・ヤードに留めおかれた。バッツはこのうち32人の若い女性と36人の男子（14歳以下）、4人の成人男性を確保したとしている。彼はさらに移民の候補者を探したが、実際にどれだけ獲得したかは定かではない。彼は、この機会にシエラ・レオネ植民地の5つの地区の情報を集め、1844年の年末には各地区の詳しい人口センサスをまとめている。これがすでに触れた表4-4である。

バッツはシエラ・レオネからガイアナに帰り、1845年2月に同じ輸送船アラビアン号に乗って再びシエラ・レオネに戻ってきている。この船には217人のアフリカ人移民が乗っていたが、途中で2人死亡している。彼は、到着するとすぐにすでに述べた5つの地区をすべてまわり、教区長に西インドに移民する利点を説いた。しかし、彼らは、移民を促進したくない理由を直截に返答している。ただし同時に、若い人々や新しく解放された人々にとっては移民は利益になるかもしれないと付言している。

バッツの報告書にはさらにいくつかの言及がある。1839年にシエラ・レオネから西インドへの移民が始まっており、関税局で確認された資料によると、1844年までに2,306人を送り出している。また、1845年の時点においても年季奉公人制度が存在し、3～7年の年季で合計582人の存在が確認できるとしている。クルー人に関しては、ヨーロッパ人と長い間交流があったので、知識があり、白人を信頼しているとしている。また、彼らはイギリス

の旗のもとに何のためらいもなく世界の端まで行くだろうとも述べている。さらに、奴隷貿易はまだ盛んで、彼の滞在中も拿捕された奴隷船が続々とシエラ・レオネに曳航されてきていることも報告している。

9. おわりに

以上みてきたように、イギリスで奴隷貿易が廃止された1807年以降、奴隷船から解放されたアフリカ人たちがシエラ・レオネにおいて新たな生活を営むことになった。シエラ・レオネはもともとヨーロッパ各国の奴隷商人の貿易拠点のひとつであったが、18世紀末からイギリスにとってはまず「在英黒人」を処理する場所になった。この最初の居住者の多くは熱病あるいは食料不足のために死亡した。その後、恒常的な植民地にするためにノヴァ・スコシアから、またジャマイカのマルーン出身者が導入された。彼らは様々な困難に遭遇しながらもシエラ・レオネにおける定住者になった。

この事業にはしかし、初めからイギリスのアポリショニストが深く関与していた。在英黒人をシエラ・レオネに移す事業にはグランヴィル・シャープが主導的な役割を果たした。在英黒人をアフリカに帰還させ、そこに自由の地（フリータウン）を築くことによって彼らの福利を増進させるという彼の高い理想は、現実の前に無残に崩れ去った。その後ソートンやウィルバーフォースらは、アフリカを文明化するためにシエラ・レオネ会社を設立し、奴隷貿易に代わる合法貿易を目指した。しかし、現地ではチーク材以外は目立った輸出商品はなかった。

1807年の奴隷貿易廃止後に設立されたアフリカ協会にはシエラ・レオネ会社の取締役たちが名を連ね、ザカリー・マコーリーが事務局長になった。アフリカ協会は、政府と一体になってアフリカの文明化を推進し、奴隷貿易を絶滅させるためにシエラ・レオネを解放アフリカ人の定住地にしようとした。解放アフリカ人の処遇や運命についてはすでに述べたところである。イギリス軍の下級兵士になる者、故郷に帰る者、ガンビアに送られる者以外は、シエラ・レオネ植民地で、年季奉公人になるか「自由人」になるかは別にし

第4章 シエラ・レオネ植民地における解放アフリカ人

て、定住者になった。また、1840年代になるとその一部が年季契約労働者として西インドに送られた。

シエラ・レオネはアフリカでイギリス最初の直轄植民地となった。「アフリカの文明化」と「奴隷貿易廃止」は、イギリスおよび他のヨーロッパ列強がその後アフリカの各地に介入・侵入する際に広く使用されたスローガンとなった。

19世紀前半ブラジルの 奴隷貿易とその廃止

1. はじめに

ブラジルでは本格的な植民地開発が始まった16世紀半ばから19世紀末までの約350年間、黒人奴隷制が社会経済の骨格を成していた。世界市場向けの主要な輸出品は、時代とともに砂糖から金へ、さらにコーヒーへと変化していったが、これらの生産を担った主要な労働力は黒人奴隷であった。

しかし19世紀になると、イギリスをはじめ欧米各国で奴隷貿易廃止、ついで奴隷制廃止の機運が一気に高まり、ブラジルもこの世界的な潮流の外に留まることができなかった。ただしブラジルはキューバと並んで最後までこうした動きに抵抗した。ブラジルで奴隷貿易が廃止されたのが1850年、奴隷制が廃止されたのが1888年であった。

本章では、まず近代奴隷制の血管であった大西洋奴隷貿易の歴史のなかで、ブラジルがどれほどの重みをもっていたのかを推しはかる。そのうえで、19世紀前半におけるブラジルの奴隷貿易の実態を把握し、イギリスの外交的・軍事的圧力にもかかわらず、多数の奴隷を輸入しなければならなかった、あるいは、そうすることができた条件は何であったのかを探りたい。しかし結局のところ、この圧力に屈して奴隷貿易廃止を余儀なくされたのであるが、それ以降活発になった国内奴隷取引の過度的性格をも考察する。

2. 大西洋奴隷貿易史におけるブラジルの位置

ポルトガル船長ペドロ・アルヴァレス・カブラル (Pedro Alvares Cabral) が1500年にブラジルを「発見」して以降、植民地開発が始まったのであるが、当初その労働力として使われたのは先住民 (インディオ) であった。しかし、16世紀半ばよりアフリカから黒人奴隷が本格的に導入され、すでに稼働していたエンジェーニョと呼ばれる砂糖プランテーションで使役された。16世紀中にはインディオ奴隷と黒人奴隷がともに用いられたが、17世紀半ばまでに後者が支配的な労働力になっていった。

こうして植民地時代のブラジルを特徴づける黒人奴隷制が形成されたが、社会経済的支柱たるこの制度を維持・拡大するためには、アフリカから絶えず新たな奴隷を導入しなければならなかった。このことは、ブラジルでは黒人奴隷を浪費的に使い捨てていて、奴隷人口の自然的再生を許さなかったことを意味している。アフリカでの奴隷購入費やブラジルまでの輸送費が安価であったために、使い捨てられた奴隷は、その奴隷たちが生みだした富によって容易に新たな奴隷に代替されたのである。

北米植民地 (アメリカ合衆国) は別にして、新世界の奴隷人口が自然に再生できなかったことについて、C. F. S. カルドーゾは次のように説明している。まず、輸入された奴隷の男女比が不均衡であったばかりでなく、成人に対する子どもの比率も低かったために、人口上の再生産を阻害する初期条件が与えられた。しかも、この条件が持続し構造化したのである。また、奴隷制プランテーションでは奴隷どうしの結婚が奨励されなかったし、むしろ家族形成が阻害されていた。たとえ子どもができたとしても、妊婦あるいは新生児に対する配慮がほとんどなく、乳児死亡率がきわめて高かった。これは、

1 布留川正博 (1986) 「ブラジルにおける奴隷制の起源——インディオ奴隷制から黒人奴隷制へ」『経済学論叢』(同志社大学) 第37巻第3・4号、129-166ページ。

表5-1 南北アメリカへの地域別奴隷輸入数（1501～1867年）

（単位1,000人）

地域あるいは国	1501- 1600年	1601- 1700年	1701- 1810年	1811- 1867年	計
イギリス領北アメリカ	—	15.0	367.1	4.8	386.9
スペイン領アメリカ	50.1	198.9	215.6	675.6	1,140.2
イギリス領西インド	—	306.3	1,931.2	8.6	2,246.0
フランス領西インド	—	29.4	1,002.6	61.9	1,093.9
オランダ領西インド	—	124.2	316.2	4.3	444.7
ブラジル	29.0	782.2	2,302.1	1,697.0	4,810.3
旧世界	0.6	5.9	13.8	143.9	164.2
その他	119.5	60.7	188.6	47.2	416.0
計	199.2	1,522.6	6,337.2	2,643.3	10,702.3

〔備考〕 一部旧世界を含む。

〔出所〕 Eltis, D. and D. Richardson, eds. (2008) *Extending the Frontiers : Essays on the New Transatlantic Slave Trade Database*, Yale Univ. Press, pp. 48-51.

一般に奴隷労働の過酷さや処遇の悪さに起因しているとはいえ、全体的にみれば奴隷貿易による新たな奴隷補充と表裏一体の関係にある。つまり、奴隷貿易は奴隷人口の再生産を許さない過酷な奴隷制を支えていたと同時に、この奴隷制は奴隷貿易を持続的な収益をもたらす重要な事業に仕立てあげたのである²。

また、黒人奴隷制は大西洋奴隷貿易のみに依存していたのではない。プランテーションの生産物は、砂糖であれ、綿花であれ、コーヒーであれ、世界市場向けに輸出されていたわけであるから、奴隷制は多かれ少なかれ常に外部の世界市場との結びつきを保持していたのである。世界市場の動向を反映して奴隷制プランテーションは、拡大したり、縮小したりした。たとえば19世紀のブラジルでは、アメリカ合衆国やヨーロッパのコーヒー需要が急速に高まったために、その生産増大を支える奴隷制の拡大が進展した。したがって、奴隷制、奴隷貿易、世界市場は、このうちのひとつが欠けても他

2 Cardoso, C. F. S. (1982) *A Afro-America: A Escravidão no Novo Mundo*, Editora Brasiliense, pp. 36-38.

が存立しえない、いわば三位一体的構造を形成していたのである。

ブラジルへの奴隷輸入の規模については近年、D.エルティスやD.リチャードソンらが中心になって収集・整理した奴隷船の航海データベース(Transatlantic Slave Trade Database)に基づく推算値が明らかにされ、信頼に足るものとなっている³。その成果を示したのが表5-1である。

それによると、カリブ海諸島を含む南北アメリカ(一部旧世界を含む)に生きて上陸した黒人奴隷の数は全体で1,070万人にのぼり、そのうちブラジルには481万人が上陸したことがわかる(44.9%)。また、1811~67年に264万人が上陸し、そのうちブラジルが170万人を輸入している(64.2%)。大西洋奴隷貿易の全期間および19世紀においてブラジルは最大の奴隷輸入地域(国)であったことがわかる。

3. パクス・ブリタニカと奴隷貿易廃止

19世紀のブラジルへの奴隷輸入がその前半に集中したことに注目すれば、その数が空前の規模にのぼったことは明らかである。そして、この活発な奴隷貿易活動は国内の奴隷制プランテーションの拡大と密接不可分であった。ところが、同時期にブラジルの奴隷貿易がイギリスの外交的・軍事的圧力によって廃止に追いこまれてゆくのである。ブラジル内にアボリショニズムの社会的意識や運動がまったく存在しなかったわけではない。しかし、ブラジルが19世紀半ばに奴隷貿易廃止に踏み切らざるをえなかったのは、つまるところイギリスの外交的・軍事的圧力に屈服したからである。

イギリスが欧米諸国のなかでどのようにして奴隷貿易廃止に踏み切ったのかについては、すでに第2章でみたとおりである。その後イギリスは他国に対して奴隷貿易を廃止するように外交的圧力をかけた。オランダ、フランス、ポルトガル(ブラジル)、スペインなどに対してである。その画期となった

3 布留川正博(2015)「大西洋奴隷貿易の新データベースの歴史的意義」『同志社商学』第66巻第6号、69-86ページ。

のが1815年のウィーン会議である。イギリス代表団が提出した「奴隷貿易に関する宣言」に参加各国が署名し、あらゆる可能な手段を講じて奴隷貿易を終結させることで合意した。ただし、これは単なる宣言で、実際の効力は薄かった。当該国とイギリスとの条約によって奴隷貿易は禁止されていくことになった。

1817年7月、ポルトガルはイギリスとのあいだで、赤道以北で奴隷貿易を行うことを禁じる条約を結んだ。奴隷貿易の活動地域は赤道以南のポルトガル領域に限定されること、貿易は自国籍の船で行われること、奴隷船は両政府の認可を受けたパスポートを携行することなどが決められた。また、両国の海軍は、疑わしい船を見つけた場合、非合法の奴隷を積んでいないかを臨検することができた。第4章で述べたように、非合法活動を行っている船だとわかれば、その船は拘束され、シエラ・レオネやリオ・デ・ジャネイロに連行され、合同法廷で裁かれることになっていた。

かなり具体的な罰則規定が盛り込まれていたにもかかわらず、奴隷貿易活動は衰えるどころかむしろ増勢に転じていった。1817年の暮れに、リオ駐在のイギリス代理大使であったチェンバレン(H. Chambaerlain)は、この港では奴隷貿易が非常に活発化しており、ごく短期間に27隻の奴隷船が9,450人の奴隷をここに運んできた、と報告している。こうした状況は、奴隷貿易が部分的にしか非合法とされなかったこと、またあとで詳しく述べるように、砂糖やコーヒーなどのプランテーションでの需要が高まっていたこと、イギリス海軍の力がまだ弱かったことなどによって生じた。実際、ポルトガルとブラジルの奴隷貿易業者は赤道の南北で活動を展開していたのである。

1822年のブラジル独立に際して、イギリスは新政府を認める代わりに、奴隷貿易を全面的に廃止するように迫った。ブラジル側の執拗な抵抗があったにもかかわらず、1826年11月に英伯両国は、奴隷貿易完全廃止の条約を批准してから3年後に奴隷輸入を非合法とする条約を締結した。ブラジルで

4 Manchester, A. K. (1972) *British Preeminence in Brazil: Its Rise and Decline*, Octagon Books, pp. 171-172.

この条約が批准されたのは、1827年10月であった。しかし、この条約によって奴隷貿易は逆に刺激された。なぜなら、プランターの駆け込み需要が急増し、奴隷価格が高騰したからである。1人当たりの奴隷価格は、1825年に200～250ミルレイス（210～260USドル）であったが、1830年には700～800ミルレイスまで上昇したのである。

とはいえ、イギリス海軍はただ黙ってこうした事態を傍観していたわけではない。1826年6月から1828年末までの2年半のあいだに25隻の奴隷船が、また、1829年8月から1831年7月までのあいだに29隻の奴隷船が、イギリス海軍に拿捕され、シエラ・レオネのフリータウンに連行された⁵。活動していた奴隷船全体からみれば微々たるものであったが、この頃より、イギリス海軍の臨検姿勢が厳しくなっていった。

こうして1830年3月にブラジルの奴隷貿易は全面的に禁止された。さらに翌年11月には、これ以降ブラジルに連行された奴隷はすべて解放される、とする法律がブラジル議会で可決された。この法律では、アフリカからの奴隷輸入に関係したすべての人物、奴隷商人や奴隷船の船長、奴隷購入者などを犯罪者と規定し、彼らに9年の禁固刑と奴隷1人当たり200ミルレイスの罰金とアフリカへの帰還費用を課すことが明記されていた。ただし、奴隷制が合法的に認められている国の船舶に登録された奴隷および外国船や外国地域に逃亡した奴隷については除外されていた。

奴隷貿易の全面禁止と罰則規定はむろんイギリスの外交的・軍事的圧力の結果であったけれども、ブラジル国内に目を移せば、1831年4月にペドロ（Pedro）1世が退位し、それに代わって自由主義的な摂政政府が成立したことも考慮に入れなければならない。この政府は種々の反対を押し切って、上に述べた法律を可決させ、1832年4月に発布した。ブラジル政府のこの積極的な行動は、イギリス政府の称賛を呼び起こした。同年5月にリオ駐在イギリス領事は、最近この港の近くに40人の奴隷が運ばれてきて、そのうち

5 Conrad, R. E. (1986) *World of Sorrow: The African Slave Trade to Brazil*, Louisiana State Univ. Press, p. 68.

23人が荷揚げされたものの、全員ブラジル当局によって取り押さえられた、と報告している。⁶

ところで、こうした政府が成立したこと自体は、ブラジルのなかで奴隷貿易廃止を求める潮流が多少とも存在していたことを窺わせる。時期は少しさかのぼるが、ブラジル独立後最初の首相に就任したジョゼ・ボンファシオ (Jose Bonifacio de Andrada e Silva) は、奴隷貿易廃止と奴隷制そのものの廃止を擁護する姿勢を公然と表明していた。⁷ また、下院議員であったフランサ (Antonio Ferreira França) は、1830年に政府所有の奴隷を解放する法案を提出した。むろん法案審議の動議は即刻否決されたのではあるが。有名なアポリシヨニストであったアンドレ・レボウサス (Andre Rebouças) の父親であったアントニオ・ペレイラ・レボウサス (Antonio Pereira Rebouças) は、ムラートの政治家であったが、自分の「価値」よりも5分の1だけ多くお金を貯金した奴隷についてはその奴隷主が即座に解放しなければならないことを提案した。

こうした動きがあって、実際に1830年代とくにその前半にはブラジルへの奴隷輸入数は激減した (後掲、表5-2)。けれども、奴隷制プランテーションを所有する大地主のオリガーキー構造にはほとんど変化がなかった。ブラジル政府の奴隷貿易廃止を擁護する強固な姿勢は、1830年代後半に、この大地主を政治的基盤とする保守派によって一挙に覆された。しかも、この30年代には奴隷労働によるコーヒー生産並びに輸出が飛躍的に拡大し、プランター勢力は衰えるどころか逆に伸長していったのである。奴隷労働力に対する需要はかつてなく高まった。

この間の事情はリオ・デ・ジャネイロにおける奴隷価格に反映している。1831年の最初の半年間に1人当たりの奴隷価格は350ドルからその半額に低下した。しかし、1830年代後半には価格が急騰し、500ドルにもなった。

6 *Ibid.*, p. 81.

7 Conrad, R. E. (1983) *Children of God's Fire: A Documentary History of Black Slavery in Brazil*, Princeton Univ. Press, pp. 418-427.

一方アフリカでは奴隷購入価格が下がったので、アフリカとブラジルとの価格ギャップ広がったのである。

ここに一攫千金を夢見る冒険的な奴隷貿易業者が生まれる素地があった。ベルナルディーノ・デ・サ (Jose Bernardino de Sa) とピント・ダ・フォンセカ (Manoel Pinto da Fonseca) は、こうした時期にリオの奴隷貿易業者として頭角を現わし、19世紀半ばまでにかなりの財力を蓄え、ブラジルの支配階級の一員に加わった者の代表格である。

ベルナルディーノ・デ・サは、おそらくポルトガルで生まれ、リオで小売商を営んでいたが、1830年ころにはすでに自分の奴隷船でブラジルに奴隷を輸入していた。3、4年後には赤道以南のアフリカ沿岸に奴隷貿易の拠点を開設し、イギリス製の綿織物と交換に奴隷を獲得していた。イギリス海軍の拿捕から逃れるため、彼の船はポルトガル国旗を掲揚していた。彼は急速に財力を蓄え、リオでは資産家および政治的影響力の強い人物としてあまねく知られるようになった。彼はリオのサン・ペドロ劇場の会長であり、さらに、ポルトガルのマリア・ダ・グロリア (Maria da Gloria) 女王から男爵の称号を授けられ、名実ともにブラジルの名士の仲間入りを果たしたのである。

一方、ピント・ダ・フォンセカは、最初ある商社の下級事務員として働いていたが、1837年に彼の兄弟や友人らとともに奴隷貿易業に参画することになった。そして、7、8年後にはブラジルでもっとも裕福な資産家のひとりとなった。1846年、彼はリオにいる約50人の奴隷商人の頭目であると記されている。同年、この人物はアフリカ沿岸で4、5千人の奴隷をかき集め、これを輸送するために12隻の奴隷船を派遣したことを認めた。彼にもまたブラジルのばら騎士団よりナイトの称号が与えられた。

彼らのほかに大小さまざまな奴隷貿易業者がこの時期に大西洋の両岸で積極的な活動を展開していた。こうした冒険の商人は、一方では国内のコーヒーを中心とする奴隷制プランテーションの拡大とその労働力需要の高まりを基礎に、他方でイギリスの外交的・軍事的圧力による奴隷貿易活動に対する

8 Conrad (1986) pp. 108-110.

取り締まり強化を国際的背景として、両者の対立と均衡をうまく利用して利鞘を稼ぐ投機的事業者であった。すなわち、彼らにとって両者の対立が一定の範囲内で深まれば深まるほど、この事業に見込むことのできる利鞘が大きくなり、それがこの活動を活性化したのである。

1830年代後半になると、奴隷商人の活発な活動を反映して、ブラジル議会では1831年の法律を骨抜きにしようとする動きが目立ってきた。1837年8月に議会を通過した「バルバセーナ法」はその帰結であった。1831年法では、ブラジルに入った奴隷はすべて解放されると規定していたが、「バルバセーナ法」では奴隷の輸入だけを禁じた。つまり、奴隷貿易の禁止は海上と港湾だけに限定され、奴隷はいったんブラジルの土を踏めば売買の対象とされると改められたのである。また、奴隷購入者の無実が保障され、事実上すべてのアフリカ人の奴隷化が合法とみなされた。この法律はその後13年間、英伯対立の原因となった。

この法律を楯にして、またベルナルディーノ・デ・サのようにポルトガル国旗をカムフラージュ用に掲げて、奴隷船は赤道以南で半ば合法的に活動を展開していた。これに対してイギリス議会は、1839年8月に「パーマストーン法」を可決し、ポルトガル船籍として登録されている奴隷船あるいはその国旗を掲げている奴隷船⁹拿捕する権限をイギリス海軍に与えた。この法律によって一時的にブラジルの奴隷輸入が減少したが、1844年になるとその輸入量が急増した。

これに対して1845年8月にイギリス議会で「アバディーン法」が可決され、奴隷貿易を営むすべてのブラジル船舶をイギリス海軍が拿捕できることを再確認し、その関係者を公開法廷にかけると明記した。この法律は、イギリス政府が引き続きこの国際的貿易を撲滅するために強硬な姿勢で挑むことを改めて内外に明らかにしたものであった。けれども、1840年代後半にはイギリスの監視網をかいくぐって、多数の奴隷がブラジルに輸入された。コ

9 Conrad, R. E. (1969) "The Contraband Slave Trade to Brazil, 1831-1845," *The Hispanic American Historical Review*, Vol. 49, No. 4, pp. 631-632.

ーヒープランテーションはサン・パウロ州に広がり、その外港であったサントスへの奴隷輸入が急増した。また、1846年には、リオとその北にあるエスピリト・サントへ4万人以上の奴隷が輸入された。北東部バイア州のサルヴァドル港にも砂糖プランテーションの拡大を反映して、多数の奴隷が輸入された。

しかし結局、1850年、51年にイギリスは決定的な外交的・軍事的戦術を行使し、ブラジルの奴隷貿易を実質的な全面禁止に追い込んだ。すなわち、イギリスの巡洋艦がブラジル領海内に入り、非合法活動をしている疑いのあるすべての奴隷船を拿捕する強い意志を表明した。これに対してブラジル政府も「ケイロス法」を制定し、奴隷貿易活動を海賊行為と規定し、リオその他の港湾都市にあった奴隷貿易のための荷揚げ場や事務所を強制的に閉鎖した。また、奴隷貿易業者を逮捕し、国外追放処分にした。その後数年間は断続的に非合法活動が試みられ、成功することも多少はあったが、大規模な奴隷輸入はなくなった。こうして、約300年間にわたって続いてきたブラジルの奴隷貿易は終焉を迎えた。

4. 奴隷貿易の実態と外国の協力者

ところで、19世紀前半のブラジルの奴隷貿易活動の実像をどのように描くことができるであろうか。ここでは環大西洋地域を眺望しながら、奴隷貿易活動の実態とその活動が成立するための諸条件を考察する。

まず、この時期にブラジルに輸入された奴隷数については、エルティス、リチャードソンらが収集・整理した奴隷船の航海データベースに基づく推算に依拠して、以下に述べてみる。

表5-2は、19世紀ブラジル各地に輸入された奴隷数を示したものである。ここではブラジルを4地域に区分している。奴隷受入数の多い順からみると、ブラジル南東部がある。この地域で最大の奴隷受け入れ港はもちろんリオ・デ・ジャネイロであるが、その他サン・パウロの外港サントスやその南のサンタ・カタリーナなどにも奴隷市場は存在した。バイアの受け入れ港

表5-2 ポルトガル・ブラジル船でアフリカからブラジル向けに積み出された奴隷数 (1801-60年)

(単位：人)

年	アマゾニア	ペルナンブコ	バイア	南東部	計
1801-10	35,674	57,628	112,272	157,259	362,833
1811-20	23,822	83,336	126,371	246,297	479,826
1821-30	13,399	58,620	104,577	377,153	553,749
1831-40	2,534	42,670	39,896	329,837	414,937
1841-50	2,443	24,345	72,240	382,387	481,415
1851-60	0	1,642	1,146	7,228	10,016
計	77,872	268,241	456,502	1,500,161	2,302,776

〔出所〕 Eltis and Richardson, eds. (2008) pp. 16-17.

はサルヴァドルである。植民地時代初期に総督府がおかれていた。ペルナンブコの受け入れ港はレシフェやフォルタレザなどで、アマゾニアの奴隷受け入れ港はベレンが中心であった。

輸入奴隷数の時期的な変動に注目すると、1810年代から1820年代にかけて増加傾向にあったことがわかる。砂糖やコーヒーのプランテーションの労働力需要が高まったことを直接反映している。1830年代にはすでに触れたように、1830年にブラジルの奴隷貿易が全面的に禁止され、それを是認するブラジル政府の下で、1820年代よりも奴隷輸入は減退している。しかし、1840年代には盛り返していることがわかる。これは明らかにリオ・デ・ジャネイロ州のコーヒープランテーションの拡大と軌を一にしている。そして、1850年の奴隷貿易廃止法の成立によって1850年代以降、奴隷輸入は収束している。

地域的にみると、南東部への奴隷輸入が急速に増大していることがわかる。これはこの地域におけるコーヒーを中心とするプランテーションの拡大と直接関係している。バイアやペルナンブコ、アマゾニアへの奴隷輸入は多少の変動があったものの南東部と比べると低めに落ち着いている。ちなみに、19世紀前半における輸入奴隷数の地域ごとの比率は、南東部が63.3%、バイアが20.5%、ペルナンブコが12.8%、アマゾニアが3.4%であった。「コーヒ

一の時代」の中心地、南東部への奴隷輸入が圧倒的であったことがわかる。

こうした大量の奴隷はアフリカのどの地域から連行されてきたのであろうか。P. D. カーティンによれば、セネガル川からニジュール川にかけてのいわゆる西アフリカからの奴隷積み出し数は、ブラジルのどの地域をとってもほぼ皆無で、コンゴ北部とアンゴラ地域からの積み出し数が大部分を占めている。ブラジルの各地域をみると、バイアはビアフラ湾岸とコンゴ北部からの積み出し数が全体の8割以上を占め、ペルナンブコやアマゾニアはアンゴラ地域が7割以上を占め、南東部ではアンゴラ地域が半分近くを占め、コンゴ北部と南東アフリカがそれぞれ4分の1程度を占めていたことがわかっている。¹⁰

ところで、アフリカでは人々はいくつかの方法で奴隷にされた。まず伝統的な方法として、姦通や盗みなどを働いたいわゆる犯罪者、あるいは部族間戦争で獲得した捕虜が奴隷にされた。また非合法な方法として、誘拐してきた者を奴隷にし、家長が近親関係にある者を奴隷にした。こうした奴隷はアフリカ社会のなかでは「家内奴隷」としてその社会的構成員の一部であった。この種の奴隷をヨーロッパ的伝統のなかで存続してきた家内奴隷やその延長線上にある新世界の奴隷と同一視してはならない。なぜなら、アフリカ社会における家内奴隷は、通常、拡大家族集団のあるいはそれが寄り集まった血縁的共同体のなかの成員の一部であり、彼らの地位は生涯にわたって固定化されるのではなく、一時的なものであったからである。社会的身分の流動性が富んでいたといえる。¹¹

奴隷船がアフリカにやってきて、金、象牙、胡椒などとともにも奴隷を求めたとき、アフリカ側にこれに応えることのできる社会的基盤が存在したことは確かである。しかし、ヨーロッパの、あるいは、新世界の急激に拡大する

10 Curtin, P. D. (1969) *The Atlantic Slave Trade: A Census*, Univ. of Wisconsin Press, p. 240.

11 Rawick, G. P. (1972) *From Sundown to Sunup: The Making of the Black Community*, Greenwood Pub. Co. (西川進訳 (1986) 『日没から夜明けまで——アメリカ黒人奴隷制の社会史』 刀水書房, 29-48 ページ。)

奴隷需要に応えるためには、社会に沈殿するこの伝統的な奴隷だけではまかないきれなかったのである。こうして、伝統的な社会構造の骨格を残しながら、大西洋奴隷貿易に組み入れられ、それに適合する国家が形成された。西アフリカのアシャンテ、ダホメ、オヨ、ベニンなどの中央集権的な国家は、部分的には奴隷貿易を基盤に発展し、奴隷貿易という外交的チャンネルを自らの体内に包摂した社会であった。奴隷狩りはこうした社会の年間行事の一つとして組み入れられるようになった。¹²

大西洋奴隷貿易に積極的に関与することは、すでに奴隷が存在していた社会にあっては奴隷身分層を増大させ、また、奴隷が存在しなかった社会にあっては新たに奴隷身分層を作り出すことを意味した。奴隷を調達するうえで重要な役割を担ったのは現地の支配者層ばかりではない。ギニアやカーボ・ヴェルデの沿岸では「タンゴス・マンス」という現地の奴隷商人が奴隷狩りをしていた。彼らは大西洋奴隷貿易の先駆者ポルトガル人と現地女性との混血によって形成された集団である。

アフリカの現地社会に留保されていた奴隷は、種々の品物と交換にヨーロッパ商人に引き渡された。この品物のなかには、綿織物、銃、火薬、宝貝、金物、酒類、ビーズなどが含まれていた。奴隷商人に売却された時点でこのアフリカ人たちは、新世界の特殊な奴隷制に組み込まれる運命が定められたわけである。その運命さえも全うできないままに途中で死亡する奴隷たちもかなり多かったのである。J. C. ミラーによると、18世紀にアンゴラからブラジルまでの奴隷輸送において、まずアンゴラの内陸部からルアンダの海岸部まで連行するまでに全体の4割が死亡したとされている。¹³ さらにその奴隷収容所で1割が亡くなり、大西洋航海途上のいわゆる中間航路で1割が亡

12 Polanyi, K. (1966) *Dahomey and the Slave Trade*, Univ. of Washington Press. (栗本慎一郎・端信行訳『経済と文明——〈ダホメと奴隷貿易〉の経済人類学的分析』サイマル出版会、1975年、34-50、129-161ページ。)

13 Miller, J. C. (1981) "Mortality in the Atlantic Slave Trade: Statistical Evidence on Causality," *Journal of Interdisciplinary History*, Vol. 11, No. 3, pp. 413-414.

くなった。最後にブラジルに到着してから4年以内にその半数が亡くなったので、全体としては1,000人中800人が死亡したことになる。

奴隷船に詰め込まれた奴隷たちの状態が、とくに1830年代以降非常に悪化し、中間航路での死亡率が上昇したといわれている。これは奴隷の詰め込みすぎと食料や水の欠乏が原因であったとみられている。途中で死亡した者や重い病気にかかった者は容赦なく海に打ち捨てられた。この詰め込みすぎは、イギリス海軍の奴隷船に対する監視が強化され、アフリカでの奴隷購入価格とブラジルでの売却価格との差が広がり、一航海でできるだけ多くの利益をあげようとする奴隷商人の冒険的試みの結果であった。エルティスとリチャードソンによると、1801～60年、アフリカからブラジルへの航海における奴隷の死亡率は、全体で12.0%であるが、南東部への航海では14.6%¹⁴になっている。リオ・デ・ジャネイロ港などへの奴隷船の航海が苛酷さを極めていたことを示している。

ところで、19世紀前半におけるブラジルの奴隷貿易に関与していたのは、ポルトガルやブラジルだけではない。イギリスの製造業者や商人、アメリカの造船業者や商人がこれに直接・間接に関与していた。

1807年の奴隷貿易廃止以前、イギリスはヨーロッパ諸国のなかでもっとも活発な奴隷貿易活動を展開していた。したがって、奴隷貿易業のノウハウについて熟知していた。1830年代、40年代にはキューバのハバナ、ブラジルのリオ、バイア、レシフェにイギリス人の在外商館がおかれ、奴隷貿易業者にアフリカ沿岸での奴隷取引に用いる各種の商品を売り捌いた。このなかでもっとも重要であったのがイギリス産綿織物であった。イギリス商人はまた、コーヒーをアメリカ合衆国やヨーロッパに輸出する業務を行い、保険業も営んでいた。

イギリス商人が1807年以降、いつ、どのようにして、こうした非合法の奴隷貿易に参画するようになったのかは明らかではないが、遅くとも1816年までにはイギリス資本が在外商館を通じてこの貿易に参画したことは確か

14 Eltis and Richardson, eds. (2008) pp. 16-17, 48-51.

である。この商人たちは、イギリスの製造業者とポルトガル、ブラジルの奴隷貿易業者の接続点にいた。イギリスのブラジル駐在大使であったジョージ・ゴードン (George Gordon) は、イギリス資本がブラジルの奴隷貿易に直接投資されており、ブラジル人はイギリスの公式の姿勢には反発しているものの、イギリス人のこうした協力には感謝している、と報告している¹⁵。

実際、19世紀前半におけるラテンアメリカ市場とりわけブラジル市場は、イギリス綿工業にとって死活的な重要性をもっていた。1829年のイギリス綿布の輸出市場をみると、ラテンアメリカ全体で全輸出額の23.8%を占め、ブラジルはその半分の11.5%を占めた。この時点でブラジルは国別レベルでイギリス綿布にとって世界最大の輸出市場であった。また、1835年のブラジルの対英輸入品目のなかで綿製品は全輸入額の58.8%を占めていた¹⁶。ブラジルに輸入されたイギリス綿製品のうち、どれくらいが奴隷貿易に使われたかは不明であるが、かなりの比重を占めていたのではなかろうか。

いずれにしても、奴隷貿易の取引にイギリス製品が大量に使われたことは明白である。D. エルティスは、1821-43年の時期にリオに輸入された奴隷貿易用商品のうち8割以上がイギリス製品であった、と述べている¹⁷。イギリスとブラジルとのこうした利害関係が、1810年以降イギリスがブラジルの奴隷貿易に対して表面上は強硬な姿勢で挑みながらも、40年間にわたって決定的な手段をとらなかった理由のひとつであったかもしれない。「イギリスは、黄金の卵を産む鷲鳥を殺すことはできなかったのである。」とエリック・ウィリアムズも述べている¹⁸。すなわち、イギリス綿製品の輸出を拡大し、

15 Conrad (1986) p. 129.

16 Manchester (1972) p. 314.

17 Eltis, D. (1979) "The British Contribution to the Nineteenth-Century Transatlantic Slave Trade," *The Economic History Review*, Second Series, Vol. 32, No. 2, p. 219.

18 Williams, E. (1970) *From Columbus to Castro: The History of the Caribbean 1492-1969*, Harper & Row. (川北稔訳『コロンブスからカストロまで——カリブ海域史, 1492-1969』II, 岩波現代選書, 1978年, 41ページ。)

ブラジル産の砂糖や綿花、コーヒーの輸出をイギリス船が請け負い、それらの生産に必要な不可欠な奴隷の輸入を一挙に阻止するなどできるはずはなかった。

他方、アメリカ合衆国はイギリスに続いて1808年に奴隷貿易を廃止し、1820年には奴隷貿易活動に厳しい罰則を規定したにもかかわらず、アメリカ人が他国の奴隷貿易活動に関与することを妨げることはできなかった。アメリカの奴隷商人は1830年代末までキューバ向けの奴隷貿易活動に参加していた。ブラジルについては早くも1810年に、アメリカ人は奴隷貿易活動に直接参画するというよりも、奴隷船を供給することで間接的に関与していた。とくにバイアではほとんどの奴隷船をアメリカから輸入していた。

しかし、1839年にパーマストン法がイギリス議会で可決されて以降、一挙に状況が変化した。イギリス海軍の拿捕から逃れるために、ブラジルの奴隷貿易業者は先を争うように星条旗を掲げたアメリカ製の奴隷船を使用しはじめた。当時の合衆国は国際関係においてイギリスに抵抗していた唯一の勢力であった。イギリス海軍は星条旗を掲げた船に容易に手出しができなかった。こうして星条旗はブラジル奴隷貿易業者の救いの神となった。1850年の初めに合衆国のブラジル駐在大使であったデイヴィッド・トッド (David Todd) は、過去数年間ブラジルに運ばれてきた奴隷の約半数はアメリカ国旗¹⁹を掲げた船によって運ばれた、と報告している。

合衆国連邦政府も基本的には国際奴隷貿易を禁圧する姿勢をとっていたけれども、この問題は彼らにとってはイギリス政府の立場と異なり、対外政策上の主な立脚点ではなかった。むしろ、自国の主権および経済的利害を守ることが基本にすえられていた。実際、1843～61年の期間にアメリカの艦隊は奴隷船を34隻拿捕しているが、1840～48年の期間に625隻の奴隷船を拿捕したイギリス海軍とは比べるべくもない。アメリカ政府はいかなる国であっても自国の船が拘留されることに強い拒否反応を示した。アメリカの艦隊がアフリカの海域に派遣されていたが、その主な目的は国際奴隷貿易を制圧

19 Conrad (1986) p. 144.

するというよりも、自国籍の船をイギリス海軍が検問するのを牽制することにあった。つまり、アメリカ艦隊の存在は、ブラジルの奴隷貿易業者にとって妨害物になったというよりむしろ恵みの種となった。

さらに当時、合衆国の深南部において奴隷労働による綿花プランテーションが拡大しつつあったことを考慮にいれておく必要がある。もとより、この綿花の大部分はイギリスに輸出され、19世紀前半のイギリス綿工業発展にとって必要不可欠な要素であった。イギリスに輸入された綿花のうちアメリカ産のものは、1830年代、40年代には8割にもものぼった。ここで使役された奴隷は旧南部で育てられ、深南部に輸送されてきたもので、植民地時代から存続してきた奴隷制は、19世紀に入ってから急速に拡大した。こうした事情が、合衆国市民の奴隷貿易への寄与に対する抵抗を減少させたと思われる。

リオ駐在アメリカ大使ヘンリー・ワイズ (Henry Wise) は1844年、当地の奴隷貿易活動に合衆国市民が胸くそが悪くなるほどあけすけに参加しており、彼らはもはや自身の活動を隠そうともしていない、と報告している。翌年にもこの人物は、「わが市民と星条旗の助けがなければ、この事業は成功裏に遂行されえないだろう」と述べている。実際、ピルグリムやヤンキーといった名前の奴隷船が、エスペランサやマリア・ダ・グロリアといった名前のそれと並んで、ブラジルやアフリカの港で錨を揚げ降ろししていた。²⁰

クラップ (J. M. Clapp) は、ブラジルの奴隷貿易に深く関与していた合衆国市民の代表例である。彼はもともとニューヨークの船員であったが、のちに船長として奴隷貿易業に参画した。彼は、1844年に初めてアフリカに赴き、その後すぐにジェンキンス商会、マクスウェル社、ライト商会など、ブラジルの貿易とりわけ奴隷貿易にコミットしていた会社の社友となった。クラップはまた、バルボザ・イ・カストロ (Barboza e Castro) や前述のフォンセカといったブラジルの名うでの奴隷貿易業者と用船契約を結び、彼自身もアフリカに向けて出帆した。1845年にパンサー号 (The Panther) を指揮

20 *Ibid.*, pp. 144–145.

していたとき、合衆国当局に捕まり、サウス・カロライナのチャールストンに送られ、裁判にかけられた。しかし、彼は他の多くの奴隷貿易業者と同じく赦免され、すぐにブラジルに舞い戻った。1840年代末になっても彼は、アフリカ貿易に携わっていたとされる7隻の船のオーナーとして登記されていた。²¹

このように1840年代にブラジルの奴隷船として使われた船の大部分はアメリカ製であった。なかでもボルティモアの造船業者は「風に乗って飛ぶように走ることができる」クリッパー船をブラジルに輸出した。ブラジルの奴隷商人はこの船を買ってから、クラップの例で示したように所有登記を遅らせ、用船契約をしているように見せかけた。さらに、その船にアメリカ人の船長や船員を乗り込ませて、カムフラージュを強めた。アメリカ人が船に奴隷と交換するタバコ、マスケット銃、火薬、鉄、織物といった各種の商品を積み込んで、アメリカの港から出帆することもあった。

こうして19世紀ブラジルの奴隷貿易には、イギリスの船主、商人、金融業者、製造業者、また、アメリカの造船業者、商人、船長、船員などが直接、間接を問わず深く関与していた。

5. 奴隷制プランテーションの拡大

奴隷貿易によってブラジルに連行されたアフリカ人は、もちろん植民地時代初期から根付いてきた奴隷制のなかにしっかりビルトインされていたわけであるから、奴隷貿易活動の活殺を決めたのは本来的に奴隷制の盛衰にあったことはいうまでもない。19世紀のブラジルは「コーヒーの時代」にあったと一般にいわれ、基本的にはそのとおりであるけれども、ブラジル全域を見渡してみると、事実はそのほど単純ではないことがわかる。コーヒー以外の生産物のなかには砂糖、綿花、皮革、タバコなどがブラジル各地で奴隷労働によって生産され、輸出されていた。以下に19世紀前半における奴隷制

21 *Ibid.*, pp. 148–149.

プランテーションの概況をみておくことにする。

18世紀末までにミナス・ジェライスを中心とする金、ダイヤモンドの鉱山産業は衰退の一途をたどっていた。金生産に限定すると、世紀末の生産高はその最盛期にあたる世紀半ばのそれと比べると、3分の1以下に減少した。それでも1801年の金輸出額は、ブラジルの輸出額全体の15%を占めていたが、その後の10年のあいだに、輸出品目のなかでとるに足りないものになった。²²

他方、砂糖産業はすでに触れたとおり、植民地時代初期からブラジルの伝統的産業であったが、18世紀においては世界市場で英仏領西インド諸島との競争の波に巻き込まれて、副次的な位置に甘んじていた。しかし、1791年に仏領サン・ドマング（ハイチ）で起こった黒人奴隷革命は、カリブ海だけでなく、南北アメリカ全域に大きな衝撃を与えた。革命前、世界最大の砂糖生産地であったサン・ドマングのプランテーション崩壊によって、ブラジルのこの古い産業は息を吹き返した。18世紀のブラジルの砂糖市場はポルトガル本国と地中海地域に限定されていたが、世紀末までに北部および中部のヨーロッパ、それに北米にも市場が開かれるようになった。1805年頃、ブラジルは世界の砂糖生産量の15%を占めるようになった。²³

この砂糖生産の中心地のひとつが旧来よりその生産地として存続してきたノルデステ（北東部）のバイア、ペルナンブコであった。砂糖製造技術については旧態依然としてほとんど変化はなかったが、サトウキビの新たな栽培農地の開拓が進められた。ブラジル全体の砂糖生産量は、1820年代に年間約4万トンになり、次の1830年代、40年代には順に約7万トン、約10万トンに増加した。バイア州では1790年から1820年までのあいだにエンジェ

22 ミナス・ジェライスの金生産については、布留川正博（1999）「奴隷貿易からみたブラジルとアフリカ——18世紀ブラジルにおける〈ゴールドラッシュ〉と大西洋システム」『岩波講座 世界歴史 15 商人と市場——ネットワークの中の国家』岩波書店、131-153ページ、参照。

23 Klein, H. S. (1986) *African Slavery in Latin America and the Caribbean*, Oxford Univ. Press, p. 115.

ーニョ（砂糖製造工場）の数は倍になり、500を超えていた。バイアだけで約2万トンの砂糖を輸出し、これはブラジルの全輸出量の半分を占めた。この州の奴隷人口は15万人にのぼっていた。他方、ペルナンブコの奴隷人口は1820年までに10万人に増加していた。この州の砂糖生産がバイアを追い越すのは19世紀半ば以降である。

ブラジル南東部においても砂糖生産は1820年代まで奴隷制プランテーションの主流であった。リオ・デ・ジャネイロ州の砂糖生産は、グアナバラ湾周辺および内陸部カンポスの低地地域が中心であった。1820年までにこの州の砂糖生産量は年間1万トンに達し、ブラジル全体の約4分の1を占めた。この時点でこの州の奴隷人口は17万人以上であったが、このうち2万人が400前後のエンジェーニョで働いていた²⁴。サン・パウロ州ではサントス湾周辺やサン・パウロ市近辺で砂糖が生産されていた。1820年代のこの州の砂糖生産量は年間5,000トンから1万トンであった。奴隷人口は約5万人であったが、そのうち1万2,000人が砂糖産業に投入されていた。

コーヒーは18世紀の初めからブラジルの各地で生産されていたが、世界市場向けの商品として本格的な生産が開始されるのは19世紀に入ってからである。これもハイチ革命の影響とってよからう。砂糖の場合と比べてさらに強力なインパクトであった。この革命後、ハイチのコーヒー生産が半減したのとは逆に、北米やヨーロッパの需要が19世紀に入ってから急速に高まったのである。リオのプランターは、ハイチやキューバから商業ベースにのる栽培技術を導入した。

リオのコーヒー産業は、1820年代に劇的な成長を遂げた。しかし、この時期の最大の輸出額を誇っていたのは、ブラジル全体でもリオでも、砂糖であって、コーヒーではなかった。1820年代のブラジルの輸出品構成をみると、砂糖が30.1%、綿花が20.6%、コーヒーが18.4%、皮革が13.6%、となっている²⁵。また、1821年のリオのコーヒー輸出量は7,000トンで、これはキ

24 *Ibid.*, p. 117.

25 Burns, E. B. (1970) *A History of Brazil*, Columbia Univ. Press, p. 140.

図 5-1 ブラジルの標準的地域区分



〔備考〕 -----州境界線、——地域境界線。
 〔出所〕 富野幹雄・住田育法（1990）『ブラジル——その歴史と経済』啓文社、5ページ。

キューバの3分の1でしかなかった。ちなみに、1791年のハイチのコーヒー生産量は4万2,000トンであった。

1831年になって初めてブラジルのコーヒー輸出額は砂糖のそれを追い越すとともに、1791年のハイチの生産量を上回った。また、1830年代半ばにはキューバとプエルト・リコを合わせたものの2倍の生産量をあげ、ここに至って世界最大のコーヒー生産国になった。1830年代のブラジルの輸出品

26 Klein (1986) p. 120.

構成は、コーヒーが43.8%、砂糖が24.0%、綿花が10.8%、皮革が7.9%、であった。この時期のブラジルの世界コーヒー生産に占める比率は約3割であった。この比率は、1840年代には4割に、1850年代には5割を超えた。

19世紀前半におけるブラジルのコーヒー生産の中心地は、リオ・デ・ジャネイロ、ミナス・ジェライス、サン・パウロの3つの州である。

リオ・デ・ジャネイロ州のコーヒー生産の中心地域は、リオ市から少し北西に入った内陸の盆地になるヴァソウラス²⁷であった。19世紀初めの典型的なコーヒープランテーション（ファゼンダ）は、4万本の成木を30人くらいの奴隷が世話をするというものだったが、世紀半ばになると70~100人の奴隷を抱えるプランターが多くなった。ヴァソウラスでももっとも大きなファゼンダでは300~400人の奴隷が40万~50万本の成木の世話をしていた。リオは1870年代までブラジル最大のコーヒー生産量を誇り、1860年代には25万人の奴隷を抱え、そのうち10万人がファゼンダで働いていた。

コーヒーの木は植え付けて3、4年目から約30年間収穫することができたが、生産性が高かったのは最初の15年間であった。土壤の疲弊による生産性の低下を防ぐため、プランターは絶えず新しい土地を求めて移動した。こうしてコーヒーフロンティアはヴァソウラスから西あるいは北へ広がっていた。未耕地を開拓し、整地し、そこに新木を植えつける作業も奴隷がした。鉄道が敷設される以前、すなわち1850年代まではラバを使ってコーヒーを港まで運ぶ仕事も奴隷の仕事であった。この運送費はコーヒーの価格構成のなかで大きな部分を占めた。

ミナス・ジェライス州では、前述のとおり金やダイヤモンドの採掘が18世紀末までに衰退し、それに取って代わったのが最初は砂糖、ついでコーヒーであった。1810年代にこの州の鉱山労働に従事していた奴隷は8,000人にまで減少したが、この州はブラジル最大の奴隷数を抱え、1820年代には全奴隷数は18万人以上であった。砂糖、コーヒー、綿花などの農業労働や牧

27 Stein, S. J. (1970) *Vassouras: A Brazilian Coffee County, 1850-1900*, Harvard Univ. Press.

畜業で奴隷が使役されるようになった。1850年代になって初めてコーヒーがこの州の主要な輸出品となった。しかし、コーヒー産業に使役されていた奴隷数は約1万3,000人にすぎなかった。

サン・パウロ州では初め砂糖を生産していたが、1840年代になってコーヒー生産額が砂糖のそれを上回った。この時期に砂糖プランテーションには2万人の奴隷、コーヒープランテーションには2万5,000人の奴隷が使役されていた。この州のコーヒー生産量はブラジル全体の4分の1を占め、リオに次いで第2位であった。この州のコーヒー生産量がリオのそれを追い越すのは1880年代になってからである。

1872年のブラジル最初のセンサスによると、経済的に活動可能な120万人の奴隷のうち約81万人が農業労働に従事していた。²⁸このうち約3分の1がコーヒーに、6分の1が砂糖に、また5万から10万人の奴隷がカカオや綿花の栽培に使役されていた。37万人の奴隷は、穀物や肉などの食糧生産に従事していた。非農業分野に就いていた奴隷は約34万5,000人と見積もられている。このうちもっとも多いのは家内奴隷で、約17万5,000人、ついで日雇労働者が9万5,000人であった。後者は、奴隷主の言いつけに従って、奴隷労働を必要としている雇主に貸し出されたのである。その他、大工、鍛冶屋、金属細工師、裁縫師などの職人奴隷が約5万人いた。

キューバとプエルト・リコを除く西インド諸島では総じて19世紀前半に奴隷人口が減少したのとは対照的に、ブラジルではこの時期に奴隷人口が増大した。1817~18年のブラジルの奴隷人口は約193万人であったが、1850年には250万人に増加している。²⁹これは前述のように、砂糖やコーヒーなどのプランテーションが拡大し、その労働力として奴隷が大量に輸入されたことによる。とくにブラジル南東部のリオ、ミナス・ジェライス、サン・パウロ3州の奴隷制プランテーションが拡大を遂げたことが大きい。

28 Klein (1986) pp. 126-129.

29 Conrad (1986) pp. 1, 22.

6. 国内奴隷貿易——結びにかえて

歴史において〈もし〉という仮定が成り立たないとしても、もしイギリスの外交的・軍事的圧力がなかったならば、ブラジルの奴隷貿易は19世紀半ばになっても衰退することなく、まだしばらくのあいだは存続したであろう。なぜなら、すでに述べたように、ブラジルの奴隷制はこの時点になっても社会構造の支柱であり、これを維持するためにつねに外部から新たな奴隷を導入しなければならなかったからである。しかし結局のところ、ブラジルの奴隷貿易は1851年に廃止され、これに依存してきた社会構造そのものが瓦解の危機に瀕することになる。

19世紀後半の奴隷人口の減少過程が奴隷制の危機を如実に表している。前述のとおり1850年の奴隷人口は約250万人であったが、1864年には175.5万人に減少し、さらに1872年に151万人、奴隷制廃止前年にあたる1887年には72万人になっている。奴隷人口の減少は、奴隷自身の死亡よるものと、奴隷身分から解放された人の数が増加したことによる。

新たな奴隷が入ってこないという状況に対して、しかし、プランターは手をこまねているわけにはいかなかった。彼らは、ますます減少する奴隷をブラジル国内で再配分しはじめるとともに、外国から移民を導入しようとした。前者はとくに19世紀の第3四半期に盛んになった奴隷の国内移動であり、後者は次の第4四半期に増加したヨーロッパからの労働力移動であった。

奴隷の国内移動について想起されるのは、19世紀前半、いわゆるアンティベラム期のアメリカ合衆国の旧南部から「綿花王国」の深南部への奴隷移動である。しかし、ブラジルでは合衆国南部と比べてはるかに短期間に移動が進展したものの、奴隷の再生産率が極めて低かったために、プランターの需要に見合う労働力を合衆国のように奴隷だけで賄うことことができなかったのである。すなわち、奴隷貿易廃止以降もブラジルのプランターの奴隷に対する姿勢はほとんど変化せず、奴隷のあいだでの低い出生率と高い死亡率という状況は依然として続いていた。

勢力のある富めるプランターにとって、国内奴隷貿易こそ国際奴隷貿易廃止後の労働力問題に対する暫定的ではあるが主要な解決策であった。この新たな強制移住は、以前の国際奴隷貿易にいくつかの点で類似していた。まず、取引された奴隷の大半が男性であったこと、また若者や働き盛りの奴隷が多かったことである。たとえば、1852年にブラジルの各地からリオに到着した奴隷978人の奴隷のうち654人(67%)が男性であった。同様に1879年にリオに入港した8,919人の奴隷のうち5,509人(62%)が男性であった。また、1860年代、70年代にサン・パウロ州のカンピーナスで売却された奴隷の85%が10歳から39歳までの奴隷であった。これは、購入側のプランターが労働生産性の高い奴隷を選別した結果である。³⁰

国内奴隷貿易は陸路と海路とを問わず種々のルートで行われたのであるが、そのなかでブラジルの内陸部を陸路で連行された奴隷は、かつてアフリカで連行された奴隷の姿を彷彿させる。逃亡を防ぐための鎖や、規律を守らせるための鞭などがこの場合にも使用された。家族を形成していた奴隷は家族ごと売られる場合もあったが、これは例外中の例外で、通常家族から切り離されて単独で売却された。実際、奴隷制廃止後に北部から南部へ売られた奴隷の多くが北部に帰還した事実は、このことを部分的に説明している。

さて、19世紀半ば以降のこうした国内奴隷貿易の規模はどれほどであったのか。「サライーヴァ・コテジベ法」によって各州間にわたる奴隷の住所変更が禁止された1885年までの期間を一応とってみても、国内奴隷貿易は各州間だけでなく、各州内部でのそれを含むため、その規模の推定には困難がつきまとう。ここではR. E. コンラドのまとめに従って30万人から40万人³¹としておく。もし35年間に30万人が取引されたとすると、年平均で約8,500人の国内奴隷取引があったことになる。

19世紀前半のブラジルへの年平均の奴隷輸入が4万人強であったことと比べるべくもないが、これがブラジル全域への奴隷輸入数であったのに対し

30 *Ibid.*, pp. 172–176.

31 *Ibid.*, p. 179.

て、国内取引が、ある一定の地域すなわち南東部のコーヒー地帯に重点的に向けられていたことを考慮すれば、これは相当の重みをもっていたことになろう。この点で、国内奴隷貿易は大西洋奴隷貿易の代替品であったばかりでなく、ブラジル人の意識のなかではその継続を意味した。

国内奴隷貿易は大西洋奴隷貿易廃止後のブラジルにおける奴隷制の再編過程であったことをみておく必要がある。表5-3をみると、まずブラジル北東部の多くの奴隷が、また南部のとくにリオ・グランデ・ド・スルの奴隷も、南東部のリオとサン・パウロに導入されたことがわかる。しかも同時に、南東部の各州内における各郡間の奴隷取引もかなりの水準に達していたのである。また、北部や北東部の各州内においてさえ、貧しい地区から富裕な地区への奴隷の移動が顕著であった。

以上より、マクロ的にみれば、ブラジル経済の重心が南東部のコーヒープランテーションに移動し、それにつれて奴隷の移動があったことを確認できると同時に、ミクロ的にみれば、各地区間あるいは各奴隷主間の勢力、資本力などの差によって奴隷が細かく移動させられたことがわかる。

伝統は容易には崩れなかった。プランテーションは、処女地を開拓するために、また、年老いた奴隷や解放された奴隷、逃亡した奴隷の後釜にすえるために、新たな奴隷労働者を必要としていた。奴隷は市場で手に入れることができた。ブラジルの慣習や法律には、まだそれを妨げるようなものはなかった。しかし、ブラジルが変化していることは確かであった。鉄道ができ、蒸気機関車が走っていた。都市は膨らみ、近代的な様相を見せはじめていた。多くの奴隷が自由の身となりはじめていた。奴隷制はあちこちで死滅しつつあり、アボリショニズムの力は日に日に大きくなっていった。国内奴隷貿易は大西洋奴隷貿易の継続であると同時に、それからの断絶でもあった。外部から新たな奴隷が入ってこない以上、従来のやり方で奴隷制を維持することはもはや不可能であった。国内奴隷貿易は、ブラジルが古いシステムから新しいシステムへ移る過渡期的現象を象徴していた。

第5章 19世紀前半ブラジルの奴隷貿易とその廃止

表5-3 ブラジル各州の移出入奴隷数（1873年9月30日-1884年頃）

（単位：人）

州	移入奴隷数	移出奴隷数	純移入	純移出
アマゾナス	602	258	344	
パラ	5,207	4,758	449	
マラニャン	12,155	14,055		1,900
北部計	17,964	19,071		1,107
ピアウイ	3,321	6,270		2,949
セアラ	4,183	11,287		7,104
リオ・グランデ・デ・ノルテ	2,520	5,997		3,477
パライバ	507	3,919		3,412
ペルナンブコ	25,156	29,582		4,426
アラゴアス	7,932	9,801		1,869
セルジペ	8,138	10,647		2,509
バイア	14,766	21,171		6,405
北東部計	66,523	98,674		32,151
マト・グロッソ	705	394	311	
ゴイアス	1,697	1,147	550	
中西部計	2,402	1,541	861	
ミナス・ジェライス	102,626	97,407	5,219	
エスピリト・サント	5,739	2,393	3,346	
リオ・デ・ジャネイロ	90,789	58,774	32,015	
サン・パウロ	75,878	36,794	39,084	
南東部計	275,032	195,368	79,664	
パラナ	1,444	1,922		478
サンタ・カラリナ	1,773	2,765		992
リオ・グランデ・デ・スル	10,573	23,991		13,418
南部計	13,790	28,678		14,888

〔出所〕 Conrad (1986) p. 188.

第6章

反奴隷制協会の結成と奴隷制廃止

——漸進的廃止から即時廃止へ——

1. はじめに

イギリスの奴隷貿易廃止に至る経緯については、すでに第2章で述べた。そこでは、1787年にロンドンで奴隷貿易廃止委員会（London Abolition Committee）が結成されてから1807年3月に奴隷貿易廃止法が成立するまでの経緯を、運動に参加した人々の活動を中心に説明した。そのなかでとくに活動の中心になったのは、非国教会系のクウェイカー教徒と国教会福音主義派（クラバム派）である。彼らは奴隷貿易廃止を求める大衆的なキャンペーンを組織し、全国的な議会請願運動を展開した。それを背景に奴隷貿易廃止をめぐる論戦が議会で活発に行われ、最終的に奴隷貿易廃止法成立に導いたのである。この全国的な運動のなかで先の委員会が中心的役割を果たしたことを強調した。

1807年に奴隷貿易禁止の法案が議会通过して以降、運動を主導してきたアボリショニストたちは、いくつかの新たな課題を抱えていた。まず、この法律が実際に効果的にイギリスの奴隷貿易を禁圧しているかを監視することが必要であった。それに付随して、アフリカとの新たな関係を構築するためにいわゆる「合法貿易」を推進することが必要であった。また、イギリス以外の奴隷貿易国、すなわちフランス、ポルトガル・ブラジル、スペイン、オランダなどに奴隷貿易を廃止するように外交的に圧力をかける必要があっ

た。そのために、イギリス政府に対してこれらの国々との条約を締結するように迫る努力が行われるとともに、国際的に奴隷貿易を鎮圧する具体的な手段・機関を創設することが必要であった。このような目的をもって「アフリカ協会」(African Institute)が結成された。その主要なメンバーは、奴隷貿易廃止運動の指導者たちのなかでも、先に触れた国教会福音主義派の人々であった。

さらに大きな課題は、奴隷制そのものの廃止であった。先の奴隷貿易廃止委員会が結成された当初、すでに奴隷制廃止の課題が提起されていた。しかし、最初から奴隷貿易廃止と奴隷制廃止の両方の課題を追求することは難しく、戦術上奴隷貿易廃止を当面の課題に設定した経緯があった。奴隷制廃止を課題にすることは、奴隷が動産である以上、私有財産権の保証に抵触することが危惧され、そのために奴隷貿易廃止よりも難題であるとされたのである。

けれども、アボリショニストたちは、こうしたことを暗黙のうちに認識しながらも、奴隷貿易が廃止された以上、奴隷制廃止の道程は自然に漸進的に訪れてくるものと期待していたふしがある。それは次のような見通しである。

奴隷貿易が廃止されたために植民地にはアフリカから新たな奴隷が入ってこない。プランテーション経済を継続するためには、現有の奴隷労働力でまかなうしかない。とすればプランターは、奴隷貿易時代のように奴隷を酷使し、その死亡率が出生率より常に上回り、それを新たな奴隷輸入で補うようなやり方を改め、奴隷の労働・生活条件を改善する方策を採らざるをえない。従来 방식을踏襲することは奴隷の人口を減少させ、その結果、プランテーションそのものをも衰退させることになる。プランターはこの点を十分に認識し、新たなやり方で奴隷を処遇し、改善の努力をするであろう。そして、奴隷の処遇改善が積み重ねられることによって最終的には奴隷制そのものも廃棄されるであろう。

このような想定のもとでアボリショニストたちは奴隷貿易廃止後しばらくのあいだ、植民地における奴隷の処遇がどのように改善されていくかを見守っていたが、事態の推移は彼らの予想とは反対の方向に進んだ。経営の合理

化と労働力の再編が行われたからである。奴隷貿易廃止以前よりも奴隷の労働・生活条件は全般的に悪化したのである。このまま座視していたのでは奴隷制廃止の課題は未来永劫に達成されないと思われた。

そこで1823年に、ロンドンで反奴隷制協会（Anti-Slavery Society）¹が結成された。この協会の目標は奴隷の労働・生活条件の改善と奴隷制の漸進的廃止であった。しかし、すでにこの協会結成の直後から、その戦略に反対する勢力が存在した。彼らは漸進的廃止ではなく、即時廃止を要求した。この勢力のなかには数多くの女性が存在した。イギリス各地で草の根の運動が勃興し、反奴隷制協会もこうした大衆的な運動に押されて即時廃止の戦術に切り替えざるをえなかった。

他方、本国の動きに連動するように西インド植民地では奴隷反乱が起こっていた。1816年のバルバドスに始まって、1823年にはガイアナで、1831年にはジャマイカで大きな奴隷反乱が起きた。いずれも軍隊によって暴力的に鎮圧されるが、本国政府はこれを座視するわけにはいかなかった。とくに最後のジャマイカの「クリスマス反乱」は、本国政府のみならず反奴隷制運動の指導者やその参加者に大きな衝撃を与えた。1830年前後から反奴隷制の議会請願運動がいきよに活発になり、広範な民衆の心を捉えることになったのである。

また、議会内では、こうした大衆的な運動をにらみながら奴隷制廃止の方向は不可避であるとして、具体的にどのように廃止するのが探られていた。すなわち、プランターの私有財産権をどのように補償するのかをめぐって議論が行われていた。補償金額と廃止後の奴隷の処遇である。こうして一定の妥協が行われ、1833年に奴隷制廃止法が議会を通過したのである。

本章は、1823年の反奴隷制協会の結成から1833年の奴隷制廃止法の成立までの歴史的経緯を、協会発行のパンフレットや小冊子、報告書ばかりでな

1 この協会の正式名称は、The Society for Mitigating and Gradually Abolishing the State of Slavery throughout the British Dominions（英領植民地の奴隷制の状態改善とその漸進的廃止を求める協会）である。

く、草の根運動の側から発行されたパンフレットや小冊子などの一次資料に依拠し、また、関連する二次資料を参照しながら、具体的に論述しようとするものである。運動に参加した人々の動きが明らかになるように、また、議会での論点が明らかになるように以下に述べていきたい。

2. 反奴隸制協会の結成

まず奴隸貿易廃止から反奴隸制協会結成に至る経緯について触れておきたい。奴隸貿易廃止以降、主要なアボリショニストは、次の課題としての奴隸制廃止に関しては奴隸の即時解放よりも漸進的解放の方を支持していた。彼らは奴隸が自由を得るには準備が必要だと考えていた。たとえば奴隸貿易廃止運動において議会内で法案成立を主導したウィルバーフォースは、奴隸の即時解放は狂気の沙汰だと主張した²。自由が奴隸にとって心的外傷にならないように準備が必要であり、また、奴隸貿易の終結によってプランターは奴隸をより人間らしく処遇せざるをえなくなるであろうし、奴隸もまた、医療ケアが改善され、キリスト教教育や一般の教育が施され、社会的適応能力が向上するであろうと考えた。すなわち、ウィルバーフォースにとって自由とは奴隸主と奴隸双方が努力を積み重ねて得られる結果なのであった。

奴隸貿易廃止のためにイギリス各地で組織されていた委員会のほとんどは、奴隸貿易禁止のゴールが見えてきた1806年までに解散していた。それらを統括していたロンドンの奴隸貿易廃止委員会もまたその目的を遂げた直後にその活動を停止した。それと同時に新たに組織されたのがすでに触れたとおり「アフリカ協会」であった。この組織の活動については第3章で述べた。

非合法の奴隸貿易を監視する手段のひとつがイギリス海軍の監視船団であったことは、すでに触れた。もうひとつの手段は、西インド側で奴隸の人口を監視し、その出入りを調査することであった。そのため西インドの各植民地で奴隸の登録制度を導入した。

2 Wilberforce, W. (1807) *A Letter on the Abolition of the Slave Trade*.

この登録制度を推進した中心人物は、植民省の法律家ジェームズ・スティーブン³である。彼は、奴隷の処遇を改善するようにプランターに仕向けるためにはこの制度がぜひとも必要であると考えていた。これはまた、非合法の奴隷貿易を取り締まるための合理的な手段でもあった。スティーブンをはじめとするアポリショニストたちは、早くも1810年にトリニダードで奴隷登録制を実施する法案を議会に提出する議論を開始したが、政府はスティーブンに植民地議会に対する指令書の概要を示すことを許可した。その結果、1813年に最初の奴隷登録がトリニダードで実施された。セント・ルシアでも1815年に同様の奴隷登録が実施されたが、植民地全体に対する奴隷登録の実施は遅れていた。

スティーブンは、植民地大臣のヘンリー・バサースト (Henry Bathurst) を説得して、1815年に、各植民地の総督にこの計画に協力するよう働きかけた。各植民地議会は、当初、奴隷登録制は内政に対する本国政府の介入であると反対していたが、最終的には受け入れた。ジャマイカとバルバドスでは1816年に法案が通過し、他の主要な植民地でも翌年通過した。本国議会では1817年に正式に奴隷登録法として成立し、1820年1月1日に施行された。

奴隷登録制は、3年ごとに実施されたが、次の4つの目的をもっていた。まず第1に、各植民地のそれぞれのプランテーションにおける奴隷人口を調査し、それぞれの奴隷について年齢、性別、名前、職能などを明記させ、非合法の奴隷輸入が行われていないかを監視することである。第2に、奴隷の出生率と死亡率を算出し、プランターが奴隷の処遇を改善しているか、また、奴隷の出生を促しているかを、政府が正確に評価することである。第3に、この人口調査によって英領西インド全体の奴隷の労働・生活条件が公にされ

3 彼はウィルバーフォースの妹と結婚しており、クラバム派の一員であった。

4 バハマ諸島は1821年に、アンギラは1827年に、英領ホンジュラスとケイマン諸島は1834年に法案が通過した。Higman, B. W. (1995) *Slave Populations of the British Caribbean 1807-1834*, The Press Univ. of the West Indies, p. 7.

ることである。最後に、奴隷登録制は、奴隷制に関連する改革を推進するための基盤であると考えられた。スティーブンは、この登録制によって奴隷のおかれた厳しい状況が白日のもとにさらされ、プランターは奴隷の状況を改善するための努力をせざるをえなくなると期待した。

しかし、奴隷制廃止の動きは1820年ころまで全般的に停滞状況が続いていた。トーリーの政権下では社会改革に対する動きは鈍かったし、とくにウォータールーからピータールーまでの和平の時期（1815-1819年）には経済的不況に陥っていた。しかし、1821年には奴隷制廃止の新たな波が訪れようとしていた。この年にリヴァプールでジェームズ・クラッパーを指導者とする反奴隷制協会が結成された。彼は、クウェイカー教徒で、東インド産の砂糖取引で主導的な役割を果たしていた。クラッパーは、反奴隷制運動のための中央組織の必要性を痛感していた。

一方、ウィルバーフォース、スティーブン、マコーリーらのクラパム派の指導者たちも奴隷の漸進的解放の時期が来たと考え始めていた。こうして、1823年1月31日にロンドンで反奴隷制協会が結成された。ウィルバーフォースやクラークソン、ヘンリー・ブルームらの貿易廃止運動を指導してきたオールド・メンバーも参加したが、実際にこの組織を指導したのは、次世代の人々であった。また、アフリカ協会の多くのメンバーもこれに参加した。会長（patron & president）にはグロースター公（The Duke of Gloucester）を戴き、副会長（vice-presidents）に26名、委員に40名が就任した。副会長のなかに上院議員2名、下院議員15名が含まれている。監獄改革で名を馳せたスティーブン・ルシントン（Stephen Lushington）やクウェイカー教徒の醸造業者トマス・ファウエル・バクストン（Thomas Fowell Buxton）はいずれも下院議員でもあった。上院ではサフィールド卿（Lord Suffield）が指導的なスポークスマンとして活動した。⁵

5 “Report of the Committee of the Society for the Mitigation and Gradual Abolition of Slavery throughout the British Dominions,” Read at the General Meeting of the Society, held on the 25th day of June 1824.

反奴隷制協会の多くのメンバーは、福音主義派の事業家や中産階級のジェントリーで、倫理的争点を内包する社会改革全般に強い関心を示していた。その中心的メンバーは、奴隷貿易廃止運動の場合と同様に、イギリス国教会福音主義派とクウェイカー教徒であった。この協会の目的は漸進的奴隷解放であったが、具体的な課題をみると、日曜労働の禁止、宗教教育の推進、結婚の合法化、奴隷自身の所有権の承認、法廷での奴隷の証言の承認、女奴隷から生まれた子どもの解放など多岐にわたっていた。議会に圧力をかけて奴隷状態の改善に注力する強い意志を示していた。

新組織の下院議員たちが提案した改良的法案は新たな請願運動を生み出した。1824年6月25日に開かれた反奴隷制協会の最初の年次総会では、イギリス各地に220もの地方組織がすでに結成され、現在さらに多くの組織が結成されつつあること、また、奴隷の労働・生活条件の改善および漸進的奴隷制廃止のための議会請願がこれまでに825件も議会に届けられていることが、報告された。⁶

時期は相前後するが、1823年5月15日にバクストンは下院で反奴隷制協会設立の意図を説明している。そのなかで彼は、奴隷制がイギリスの政体およびキリスト教の原則と相容れないこと、新生児奴隷を解放し、関係当事者相互の利害に十分配慮して奴隷制を漸進的に廃止すべきであることを主張した。この発言は、プランターなどの西インドインタレストの不安を多少とも緩和することになった。なぜなら、西インドプランターの利害に対して一定の配慮が必要であるとの文言が含まれていたし、また漸進的な奴隷制廃止の時期についてはあいまいなままであったからである。

バクストンの動議に対してトーリー政権は即座に反応した。外務大臣ジョージ・カニング (George Canning) は、漸進的奴隷廃止よりも奴隷状態の改善に力点を置いたプログラムを明らかにした。それは次のとおりである。①イギリス植民地の奴隷身分の人々の状態を改良するための効果的・決定的な手段をとることが適切である。②こうした手段を断固として、辛抱強く、

6 *Ibid.*, p. 37.

だが、賢明にかつ節度をもって実行することによって、下院は、奴隷身分の人々の品位を持続的に高めることを期待する。それは、彼らが他の階層のイギリス臣民が享受している市民的権利や恩恵に参画する準備をすることにつながるかもしれない。③ 下院は、近い将来この目的が実現されることを切に願うものである。それは奴隷の福利や植民地の安全と一致し、かつまた、関係する当事者すべての利害の公正で公平な考慮とも矛盾しないと思われる。

④ 以上の決議が陛下の御前に提示される。⁷

こうして植民地における奴隷状態の改善に関しては政府がイニシャティブを握った。この点についてはバクストンも反対する理由がなかった。バサーストは1823年5月28日と7月9日にトリニダードやガイアナなどの直轄植民地に向けて奴隷状態の改善を勧告する回状を送った。ジャマイカ、バルバドス、リーワード諸島などの旧植民地に対してはそれぞれの植民地政府の判断に任せた。この回状のなかでバサーストは、奴隷の品位を高めるためにキリスト教の主要な教義を教えることが必要であることを強調し、また、それぞれの植民地議会に、安息日を宗教的儀式のために確保するために日曜市を禁止することを要請した。日曜市とは、奴隷がプランターから与えられた菜園で収穫した穀物などの余剰分を日曜日に売る制度である。その他、裁判所で奴隷が証言する権利の保証、解放に対する障害の除去、プランターの負債を処理する目的で奴隷を売却することの禁止、奴隷のための貯蓄銀行の設立、奴隷監督から鞭を取り上げること、女奴隷に対する肉体的罰の禁止、など多岐にわたっていた。

こうした改善策は、ロンドン在住の西インド商人とプランターの協会の承認を得ていた。また、1820年に成立したセント・ヴィンセントの奴隷法は奴隷の労働生活条件の改善策を含んでいた⁸ので、バサーストの回状の内容を先取りしていたともいえる。この回状は、1824年にトリニダードに改革を実施するように迫った勅令によってさらに重みを増した⁹。しかし、こうした

7 *Ibid.*, p. 3.

8 *Ibid.*, p. 5.

回状や勅令は形式上直轄植民地にのみ適用され、植民地議会をもつ旧植民地に対しては強制力を有していなかった。とはいえ、本国政府の西インドの奴隷制に対する姿勢はあまねく知れわたっていた。

これに対して西インドのプランターたちのあいだには怒りを露わにするものもいた。彼らは奴隷所有者としての権利が侵害されることに真っ向から反対した。ある者は、黒人は劣等な人種であり、したがって、従属的な地位につくように神によって決められている、と昔ながらの見解に固執した。またある者は、プランテーションにおける奴隷に対する人間的な処遇を強調し、彼らの労働・生活条件は本国の工場労働者よりも良好であると主張した。また、西インドの奴隷制度の改変は本国政府ではなく、植民地議会で取り上げられるべき課題であるとする者もいた。こうして、ジャマイカやバルバドスなどの独自の植民地議会をもつ植民地のプランターたちは、パサーストの回状の多くの点に反対した。すなわち、奴隷状態の改善を実施することを妨げるか遅らせようとしたのである。

いくつかの具体例をあげてみよう。バルバドスでは、法廷で奴隷が証言することは、その奴隷が正直者であることを証明する文書を奴隷主および国教会牧師から与えられなければ認められなかった。また、奴隷にキリスト教教育を施すことには多くのプランターが反対した。プランターたちは、奴隷が非国教会系の牧師の影響下におかれることには危惧を抱いていた。1820年代に西インドには多くの非国教会系の牧師が入り込んできていたのである。日曜日を取りやめることに対しても大きな反対があった。なぜなら、別の日に市場を開く時間を奴隷に確保しなくてはならなかったからである。¹⁰

全体的にみると、奴隷の労働・生活条件の改善はほとんど進展をみなかったといえる。1825年6月から反奴隷制協会によって発行された“*Anti-Slav-*

9 *Debate in the House of Commons, on the 16th Day of March, 1824, on the Measures Adopted by His Majesty's Government, for the Amelioration of the Condition of the Slave Population.*

10 Morgan, K. (2007) *Slavery and the British Empire: From Africa to America*, Oxford Univ. Press, p. 180.

ery Monthly Reporter”という機関誌には植民地における奴隷制の実態が報告されている。以下にふたつの例をあげたい。

1825年7月31日発行のVol. 1, No. 2には、“Brief Sketch of Colonial Slavery”という報告が掲載されている。そのなかでジャマイカのキングストーンでの出来事として、ある女性の奴隷のことが話題になっている。その奴隷にはふたりの子どもがいた。奴隷主は金を得るためにまずそのうちのひとりを売却した。母親は苦悶のどん底に突き落とされた。しばらくして奴隷主はもうひとりの子どもも売却した。今度は、母親は前のように泣かず、心にしまいこんだ。しかし、彼女は一種の気狂いになってしまった。

1825年10月31日発行のVol. 1, No. 5では、1820年8月のガイアナのあるプランテーションの状況をサムという名の奴隷に語らせている。仕事が毎日増えてきていて、与えられた仕事を終えることができなくなった。この前の休みの後、仕事を取り戻すために非常にきつい労働をさせられている。彼の妻が女主人の家に6日間監禁され、仕事をさせられた。食事は毎日プランテーション（バナナに似た果物）だけで貧しい。主人はよいのだが、女主人は最悪だ。どこでもいいからほかの所に売ってほしい。

マクロ的なデータをみると、たとえば、英領西インドの砂糖生産量は、1815年の16万8,000トンから1828年の21万3,000トンに上昇している（26.3%¹¹増）。もちろん、各島・地域ごとに増減の幅は異なっている。たとえば、ジャマイカは同時期7万9,600トンから6万8,200トンに14.3%減少しているのに対して、ガイアナは同じく1万6,500トンから5万5,800トンに237%増えている。一方、奴隷人口については、ヒグマンが先ほど触れた登録制のデータに基づき推算した数値がある。表6-1をみると、英領西インド全体で1807年の77万6千人から1833年の66万8千人に減少している（14%減）。しかも、実際に働ける奴隷労働力はこの人口減よりもさらに大きく減少した。出生率が停滞しているうえに年齢構成が全般的に高齢化傾向をみせていたからである。この間、製糖工場で働く奴隷の一部が野外労働に振

11 Deerr, N. (1949) *The History of Sugar*, I, Chapman & Hall, pp. 193-204.

表6-1 英領西インドの人口の推移（1807～1833年）

（単位：人）

植民地	1807年	1813年	1823年	1833年
バルバドス	75,000	72,000	78,815	82,300
セント・キッツ	21,100	20,500	19,715	18,045
ネヴィス	10,700	10,100	9,270	8,940
アンティグア	37,220	34,075	30,115	28,600
モントセラト	6,880	6,720	6,355	6,390
ヴァージン・アイランド	7,715	7,255	6,120	5,125
ジャマイカ	348,825	347,810	336,255	311,900
ドミニカ	19,445	18,555	15,715	14,320
セント・ルシア	19,830	17,170	13,770	13,300
セント・ヴィンセント	28,335	26,465	24,095	22,500
グレナダ	31,045	28,955	25,310	23,535
トバゴ	18,845	17,155	14,075	11,765
トリニダード	26,100	25,695	23,745	21,225
ガイアナ	107,015	105,205	97,035	84,665
英領ホンジュラス	3,200	2,800	2,430	1,830
ケイマン諸島	835	865	950	990
バハマ諸島	9,700	10,300	9,235	9,920
アンギラ	1,600	1,820	2,390	2,430
バーブーダ	335	370	435	500
計	776,105	753,815	716,685	668,280

〔出所〕 Higman (1995) pp. 417-418.

り向けられる場合もあった。奴隷貿易廃止以降、奴隷の労働条件は植民地ごとにその程度は異なっていたものの、全般的に厳しくなっていったものと思われる。

ところで、1823年8月にガイアナのデメララ川東で起った奴隷反乱は、労働条件が厳しくなったことを背景にしていた。当地のプランテーション奴隷約2千人がより良い労働・生活条件を求めて管理人や植民地当局に対して詰め寄ったのである。しかも、この反乱は同年1月の反奴隷制協会の設立に

12 Craton, M. (1982) "Slave Culture, Resistance and the Achievement of

続いて本国政府が奴隷の状態を改善する手段を提案したというニュースが当地に伝わったことによって鼓舞された。決起した奴隷たちの要求は、日曜日以外に自分たちの菜園を耕す追加的な休日を3日設けることに集中していた。これはすでに述べたように、奴隷が日曜日には宗教的儀式に参加するように日曜日市を廃止するとする本国政府の提案を、奴隷側が自らの利害を絡めて要求したものである。

植民地当局は、この要求を受け入れるはずもなく、結局のところ武力でもってこの要求を押しつぶした。この戦闘のなかで100～150人の奴隷が命を落としたといわれている。また、その後4か月にわたって行われた裁判では72名の奴隷が起訴されていた。このうち52人が死刑になり、16人がむち打ち千回の刑を受けた。¹³

デメララの事件において本国でとくに注目を集めたのは、7年前から当地で布教活動を行っていたジョン・スミス (John Smith) であった。ロンドン伝道協会から派遣された組合協会派の宣教師であったスミスは、キリスト教の福音を説くことによって奴隷たちを改宗させようとした。彼は、自分の最初の、主要な仕事は、貧しい奴隷とともにあることだと教えられていた。彼は誠実に自分の仕事を推し進めたが、奴隷たちと接するうちにその貧困、過剰労働、虐待に衝撃を受けた。

彼はデメララの奴隷反乱に巻き込まれた。なぜなら、彼の牧師補のひとり、カミーナ・グラッドストーンが反乱の指導者であったからである。奴隷を反乱に駆り立てたとして、彼は牢獄につながれ、奴隷反乱者と共謀したとして死刑を宣告された。ジョージ4世はスミスの死刑を執行猶予にする書面にサインをしたが、それがデメララに着く前に彼は熱病のために牢獄で死亡した。彼の死は新聞紙上でも大きく取り上げられ、英領西インドの奴隷制の残忍性をもたらしたものとされ、彼はデメララの殉教者として持ち上げられた。皮

Emancipation in the British West Indies 1783-1838,” James Walvin, ed., *Slavery and British Society 1776-1846*, The Macmillan Press, p. 120.

13 Blackburn, R. (1988) *The Overthrow of Colonial Slavery 1776-1848*, Verso, pp. 429-430.

肉にも彼の死は250人の奴隷の死よりも、イギリスの公衆のあいだの怒りを呼び起こした。¹⁴

3. 即時廃止へ

スマスの死および奴隷状態の改善に対する各植民地議会の妨害工作が明らかになることによって、1820年代半ばより反奴隷制運動に大衆的な高揚もたらされた。1780年代や90年代に使われた戦術が再現され、様々な小冊子や新聞記事などを使って奴隷制に反対するキャンペーンが繰り返された。そのなかで、すでに触れた *The Anti-Slavery Monthly Reporter* も大きな役割を果たした。1823年から31年までのあいだに反奴隷制協会は、小冊子を総計約280万部発行し、イギリス中に配布したといわれている¹⁵。その結果、1828年から30年のあいだに漸進的奴隷制廃止を要求する請願が約5,000件議会に送られた。

たとえば、1824年に発行された *No British Slavery; or An Invitation to the People to Put a Speedy End to It* という小冊子（8ページ）では、英領西インドには80万人もの同胞が野蛮で恥ずべき奴隷制の抑圧のもとで苦しんでいること、奴隷には賃金が与えられず、心身を養うための食糧も十分与えられず、監督によって日常的に虐待が繰り返されていることが、読む人の心に響くように叙述された。そのなかでもっとも強調されていることは、西インド産の砂糖を購入し、消費することが奴隷たちの日常的な苦悶と直接関連しているという語りである。すなわち、この国の住民の10分の1が砂糖の使用をやめたならば、80万人の抑圧された人々が自由になるのではないかと問いかけた。第2章で述べたように、この語りは1790年代初めに奴隷貿易廃止のための砂糖不買運動の際に使われたものとまったく同じものであった。なお、この小冊子の最後に奴隷労働によって生産された西インド産砂糖

14 Morgan (2007) pp. 181–182.

15 *Ibid.*, p. 182.

ではなく自由労働による東インド産砂糖を使うように人々にすすめていることを付言しておきたい。

1820年代半ばに議会請願運動のための大衆運動のなかで大きな変化が生じていた。ひとつは漸進的奴隷制廃止ではなく即時奴隷制廃止の動きが草の根の運動として勃興したこと、もうひとつはこれとも関連するが、多くの女性がこの運動に参加し、しかも重要な役割を果たしたことである。

即時廃止を提起した小冊子として、1824年に発行された *Immediate, not Gradual Abolition* がある。著者は、クウェイカー教徒のエリザベス・ヘイリック (Elizabeth Heyrick) だとされている。このなかでまず、われわれすべてが奴隷制を支え、存続させていることにより罪があると宣言している。¹⁶ すなわち、西インドのプランターとこの国の住民は、盗まれた品物の泥棒であり受領者である、という点で、お互いに同じ道徳的關係にあるという。奴隷の生産物を購入することによって、すべての不法と略奪と悲惨に刺激を与えているのである。これは先の小冊子の語りとまったく同じものである。ただしこの小冊子は、発行当時はあまり評判にはならなかった。あとで触れる 'Agency Committee' の移動弁士が演説でこれを多く利用したことによって有名になったのである。

この小冊子のなかで、とくに次のことが強調されている。イギリスの奴隷制に反対する請願のなかでもうにも多くの時間がすでに失われた。今や別の手っ取り早くて効果的な方法に訴える時期が来た、と宣言している。¹⁷ その根拠として、サン・ドマング (ハイチ) の奴隷解放の歴史をあげている。すなわち、サン・ドマングの解放およびそれ以降 30 年間における解放奴隷の行動の歴史は、即時解放の構想を巧妙にはねつけてきたこれまでの手のこんだ議論を完全に論駁する例であるという。解放後、ハイチの黒人たちは解放前と同様に静かにプランテーションで働き続けた。ハイチの 50 万人以上の奴隷は突然解放されたのであるが、その多くは武器の使い方に慣れていたし、

16 *Immediate, not Gradual Abolition*, p. 5.

17 *Ibid.*, p. 10.

反道徳的な行為の例を見ないし、仕事を拒否することもなかった。また、過去の不当な扱いに対する報復や大量虐殺も行われなかった。即時解放は実行可能であるだけでなく、危険が伴うものでもない、と。¹⁸

また、解放は漸進的でなければならない、なぜなら自由の恩恵は奴隷制の呪いに耐えてきた者には味わえないであろう、と言われてきたが、漸進的廃止は、解放そのものに対して人々の関心を失わせる傾向がある。また、私たちは、博愛やコモンセンスや誠実の名のもとに、恐ろしい奴隷制の漸進的廃止のために毎年議会請願を行ってきた。この議会請願が最終的に成功したとして、そこから生ずる利益がどれほどあいまいで漠然としたものか、考えてみる必要がある、と述べている。¹⁹

他方、奴隷制廃止運動に女性たちが参加し始めたのは、1820年代半ばからである。すでに触れたように、奴隷貿易廃止運動でも砂糖不買運動では女性たちが中心になって大きな成果をあげた。1825年4月8日にイギリスで最初の反奴隷制女性協会が、バーミンガムの国教会福音主義派牧師の妻であったルーシー・タウンゼント (Lucy Townsent)²⁰の家で結成された。最初の組織の名称は、'The Ladies Society for the Relief of Negro Slaves'であったが、のちに'Female Society for Birmingham'と改められた。この協会の目的は、アフリカの不幸な子どもたちの状況を改善すること、また、とくに女性の奴隷の状態を改善することであった。

タウンゼントは、女性独自の反奴隷制協会を立ち上げる考えを以前から抱いていたが、その抱負をしたための手紙を古参の運動家トマス・クラークソンに送り、意見をきいた。クラークソンは、1823年から24年にかけてイングランドとウェールズの各地を駆けまわり、各地に反奴隷制の組織を作ろうとしていた。彼は、タウンゼントを励まし、反奴隷制協会から彼女のためにいくつかのパンフレットを取りよせた。彼はまた、バーミンガム反奴隷制協

18 *Ibid.*, p. 13.

19 *Ibid.*, pp. 16, 22-23.

20 Migley, C. (1992) *Women against Slavery: The British Campaigns, 1780-1870*, Routledge, pp. 43-44.

会の設立者のひとりでクウェイカー教徒のサミュエル・ロイド (Samuel Lloyd) の支援を受けるように助言した。しかし、実際に支援を受けたのはロイドの妻メアリー (Mary Lloyd) からであった。²¹

バーミンガムの女性組織は、その後1年のあいだにイングランド中部を中心とする各地区の女性組織を巻き込み、女性協会を立ち上げた。²² 女性協会の最初の報告書には13項目にわたる決議が含まれている。その決議の内容を簡略にまとめると次のようになる。

- ① 女性協会設立の目的は、不幸なアフリカの子供たちと、とりわけ女性黒人奴隷の状態を改善することである。
- ② この活動を適切に遂行するうえで西インドのプランターを不必要に傷つけることをできるだけ慎む。
- ③ 協会メンバーは目的推進のために、年に12シリングの会費を支払い、かつ、友人たちから寄付を得られるように努力する。
- ④ 協会の事業は事務局と10人の地区会計からなる委員会によって指導される。
- ⑤ 委員会は3か月に1回、必要ならばさらに多く開かれ、年次総会では会計報告、事業報告が行われ、事務局と委員会メンバーが選出される。
- ⑥ 奴隷貿易廃止によってアフリカ人奴隷制廃止に向けた前進が得られたことを確認し、引き続きイギリス領西インドの奴隷の状態に関する正しい知識を広める。
- ⑦ 協会の基金の一部は、たとえばアンティグア貧困黒人救済協会の活動資金として、またイギリス領の奴隷の幸福と自由を最大限推進する目的で使われる。
- ⑧ 協会は、鞭が無力な女性奴隷にふりおろされるのを禁止するまで、わが同胞が動物のように売買されなくなるまで、すべての黒人女性が自由

21 *Ibid.*, p. 46.

22 *First Report of the Female Society for Birmingham, West-Bromwich, Wednesbury, Walsall, and their Respective Neighbourhoods, for the Relief of British Negro Slaves* (1826).

人として生まれた赤ん坊を胸に抱きかかえられるようになるまで、活動を続ける。

- ⑨ 協会のメンバーは、植民地奴隷制の不正、非人間性、反キリスト教的性格の具体的認識を同郷人のあいだに広める努力をする必要がある。
- ⑩ 協会のメンバーは、年ごと、四半期ごと、月ごとに集めた寄付金の総額を各地の会計に納めることが必要である。
- ⑪ 奴隷が生産した砂糖を差し控え、自由労働による生産物だけを消費することが最も効果的な手段である。
- ⑫ ⑩の決議を実行するうえで、バーミンガム、ウェスト・ブラミッジ、ウォルソル、ウェンズベリーの地区会計がそれぞれの近隣地区を分担し、集会を開き、自由労働による砂糖の消費をすすめることが必要である。
- ⑬ 上記の決議に付け加えて、奴隷労働による生産物の需要を減らすことが奴隷に有害な作用を与えない理由を示す声明を掲げておく。²³

地区会計 38 名の名簿を見ると、バーミンガムから 4 人、ウェスト・ブラミッジ 4 人、ウォルソル 2 人、ウェンズベリー 1 人のほかにロンドン 5 人、イングランド中部のバンベリー近くのデディントン 2 人、ニューキャッスル 2 人、ヨーク 2 人などとなっている。女性協会の勢力の中心はバーミンガムを含むイングランド中部であるが、そこから北東方面、南・南東方面に延びていったように思われる。

また、1825 年 4 月 8 日から 1826 年 4 月 13 日までの収支報告書をみると、収入は、会費が約 138 ポンド、寄付が約 232 ポンド、バッグや冊子などの売上げが約 538 ポンドで、合計約 908 ポンドとなっている。支出は、印刷費が約 194 ポンドで、バッグの製造費が約 498 ポンド、アンティグア黒人救済協会への寄付として 32 ポンド、ロンドンの反奴隷制協会への支出として 80 ポンドなどを計上している。

女性協会は、ロンドンの反奴隷制協会の支部というよりも独自の組織とい

23 “A Decreased Demand for the Produce of SLAVE LABOUR NO INJURY TO THE SLAVE” という声明が追加されている。(Ibid., pp. 18-19)

った方がよいであろう。もちろん、反奴隷制協会の目的と重なる部分も多かったことから運動面で連携していた。女性協会の影響力はこれ以降も拡大し、イングランドの他の地域やウェールズ、アイルランドにも波及していった。また、イギリス国内だけでなく、喜望峰、シエラ・レオネ、カルカッタなどとも連絡を取っていた。反奴隷制協会から独立した女性組織が1829年までにブリストル、サザンプトン、プリマス、マンチェスター、レディング、モンマス、ダブリンなどに作られている。

反奴隷制協会の収支報告書の収入の欄には各地の反奴隷制協会からの寄付金や年間購読料 (*Anti-Slavery Monthly Reporter* だと思われる)、小冊子の売上金²⁴が記されている。それをみると、1826年には34の支部組織からの収入が報告されているのに対して、女性組織からは4つしか報告されていない。しかし、1831年になると、78の支部組織に対して、女性組織は39に増加している。なお、当時の反奴隷制協会の支部組織はもっぱら男性会員によって構成され、女性たちは別個の反奴隷制協会を作っていた。1825年から1833年までの時期に少なくとも73の女性組織が活動を展開していた。このうち、42組織は支部組織(男性組織)のある町で形成され、31組織は支部組織のない町で形成された。したがって、比較的多くの女性組織が女性自身のイニシアティブで形成され、活動していたと思われる。

こうした反奴隷制のための女性組織の形成に対して、古参のアボリショニストであるウィルバーフォースとトマス・バビントンとは反対した。婦人の活動は私的なあるいは家族内のそれに留まるべきであり、公的なあるいは政治的な活動は女性の特性とは相容れないものだと、彼らは考えた。しかし、ザカリー・マコーリーらは、女性の活動を積極的に奨励し、援助すべきであると考えた。ウィルバーフォースの古くからの親友ハナ・モアは、女性組織の活動を認めていた。ウィルバーフォースの影響力はこの時期にはすでに衰

24 *Account of the Receipts & Disbursements of the Anti-Slavery Society, for the Years 1823, 1824, 1825, 1826: With a List of the Subscribers.*

25 Midgley (1992) p. 45.

えていた。結局、反奴隷制協会としては、運動を広げるためには女性組織の活動が必要であり、その活動を促進するために、支援する決定を下した。マコーリーは、女性組織は今やわれわれの希望の柱になったようだ、と語っている。²⁶

反奴隷制協会は1828年に、それまでの停滞的状况を打開するために議会外でのキャンペーンを推進することを決めた。これに最初に呼応したのは、バーミンガムの女性組織であった。このバーミンガムグループは、有給の移動弁士 (travelling agents) を各地に派遣して、反奴隷制に対する地方の大衆の関心を高め、地方組織を活性化しあるいは新たに作る計画を立て、実行した。

最初に選ばれた移動弁士は組合教会派のジョン・フィリップ (John Philip) であった。彼は、ロンドン伝道協会の喜望峰における管理責任者であったが、帰国してアフリカの福利を推進しようとしていた。彼は1829年4月にバーミンガムグループの申し出を受け入れた。翌年、彼女らは新たな女性組織の結成と即時解放、奴隷産品の不買のために移動弁士を制度化しようとした。アイルランド南西部のキラニー地区の会計であったキャサリン・クロカー (Catherine Croker) が最初の女性弁士に選ばれた。しかし、女性が公式集会で演説することは、当時の風潮からすると受け入れられなかった。そこで、彼女の代わりに、旅費を払ってふたりの男性弁士を派遣することになった。ひとはキャプテン・チャールズ・スチュアート (Cap. Charles Stuart) であり、もうひとはエドワード・ボールドウィン (Edward Baldwin) であった。²⁷

1831年6月、反奴隷制協会は、バーミンガムグループのイニシャティブに触発され、'Agency Committee' を形成し、5人の移動弁士を選び、各地に派遣した。このなかには上のスチュアートとボールドウィンも入っていた。ほかの3人は、デュードニー (F. Dewdney)、ジョージ・トムソン (George

26 *Ibid.*, p. 49.

27 *Ibid.*, p. 50.

Thompson), それにソーブ (J. Thorp) であった。²⁸ 彼らは、イギリス各地で開かれた集会のなかで植民地奴隷制の実態を説明し、人々に奴隷制は間違っており、それゆえ廃止されなければならないことを示した。多くの集会では会場にあふれんばかりの聴衆が熱心に聴き入り、集会後に新たな支部ができることも稀ではなかった。

以下にいくつかの例を示しておこう。

1831年10月24日の夜に、バルドック (Baldock) のフレンズ・ミーティング・ハウスで行われた講演では、集会場が満員で、入れなかった人が200人もいた。同年10月25日のカンタベリーでの集会には、300人が参加した。この集会では移動弁士以外に5人が演壇に立った。16ポンド以上の寄付があつまり、市長を会長とする反奴隷制の組織が結成された。翌年1月12日、リンカンシャーのフォーキングム (Folkingham) は住民が全部で800人の小さな町であったにもかかわらず、そこでの集会には150人が集まった。この参加者の多くは女性で、熱心に聴きいったという。また、1831年8月25日付のバーミンガムからの手紙によると、8月15、16日はウォーリック、17、18日はストラトフォード、19、20日はサタン・コールドフィールド、22、23、24日はバーミンガムで集会が開かれ、すべて参加者も多く、十分な関心と呼びおこした。以上のことから、移動弁士はほとんど毎日どこかの集会で演説していたことがわかる。²⁹

通常の集会のパターンは、まず地元の演者が何人か演説し、その後、移動弁士が何時間か演説し、それに対して質疑応答を行うということであった。その後、寄付を集め、新たな支部が結成される場合には、移動弁士がその相談にのらなければならなかった。ちなみに、ルートンという町では移動弁士は午後6時20分から9時30分までじつに3時間10分も演説をしたという記録が残っており、パーンステイブルという町では、集会は午後7時に始ま

28 *Report of the Agency Committee of the Anti-Slavery Society* (1832) pp. 6-7.

29 *Ibid.*, pp. 6-20.

り、11時近くなくてもまだ終わらない、と記録されている。³⁰

‘Agency Committee’を財政的に支えていたのは、個人としてはクウェイカー教徒、集団としては各地の女性組織であった。クウェイカー教徒として奴隷貿易・奴隷制廃止運動に参加した有名なウェッジウッド家やクロッパー家、ガーニーの名前も寄付リストにあがっている。反奴隷制の女性組織としては、ロンドン、マンチェスター、プリマス、ノッティンガム、ダーラムなど13組織からの寄付が記されている。1832年1月22日までに集まった寄付の額は、1,189ポンド17シリング6ペンスであった。支出項目としては、移動弁士に対する給与が316ポンド13シリング4ペンス、旅費・宿泊費が225ポンド6シリング5ペンス、事務員の給与が157ポンド12シリング6ペンス、郵便および広告が112ポンド19シリング4ペンスなどとなっている。³¹

‘Agency Committee’を動かしていたのは、ラジカルなアボリショニストであった。彼らは、漸進的解放を擁護してきた人々の特徴であった引き延ばし策や待機戦術に飽き飽きしていた。彼らの眼からみると西インドにおいて奴隷状態の改善はほとんど進んでいなかったのである。黒人奴隷の酷い処遇や伝道師への迫害が続いていた。‘Agency Committee’は、長らく続いてきた漸進的奴隷解放の戦術から即時解放戦術への転換で、重要な役割を果たした。即時解放へと人々を突き動かしたのは、奴隷制が重大な罪であるとする福音主義的な感覚であった。人が良心に従って安寧に生きるためには罪を即時に清めることが必要であった。こうした語りあるいはキリスト教的義務感、すでに述べたエリザベス・ヘイリックの小冊子のなかで展開されていた。このときになって漸くこの小冊子の内容が移動弁士を通じて人々に広がっていったのである。

しかし、1830年代初めにはまだすべてのアボリショニストが‘Agency Committee’のこの新たな戦術に確信を持っているわけではなかった。ウイ

30 *Ibid.*, pp. 12-16.

31 *Ibid.*, pp. 21-22.

ルバーフォースや他の多くのアポリシヨニストは、漸進的解放を唱えた1823年から10年近くたっても依然としてその立場を保持していた。1832年に漸進的解放派と即時解放派の亀裂が頂点に達したとき、'Agency Committee'は、反奴隷制協会と袂を分かって、'Agency Anti-Slavery Society'を結成し、アポリシヨニストのラジカル派を結集していた。大衆運動の指導力はすでにこちらの方に移っていたのである。

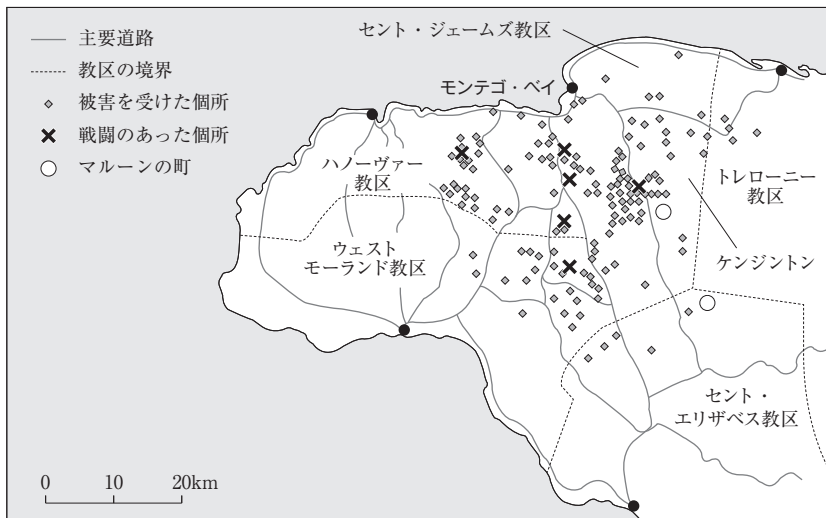
4. ジャマイカにおける奴隷反乱

奴隷制廃止を決定的にしたもうひとつの要素は、1831年のクリスマス休日中に開始されたジャマイカにおける奴隷反乱であった。ジャマイカ西部のセント・ジェームズ教区を中心にハノーヴァー教区、ウェストモーランド教区、トレローニー教区、セント・エリザベス教区を含む広範な地域（750平方マイル）で約6万人の奴隷が反乱に立ち上がったとされている³²。これは、ジャマイカ全体からみれば、面積の点でも奴隷人口の点でも2割弱に当たる。この反乱の経過のなかで、またその結果として死亡した奴隷の数は540人で、白人も14人が死亡している。1816年のバルバドスでの奴隷反乱や1823年のデメララでのそれに比べても桁違いに大きな奴隷反乱であり、19世紀前半における最大の奴隷反乱であった。

この奴隷反乱は、「クリスマス反乱」あるいは「バプティスト戦争」とも呼ばれた。それは、1831年のクリスマス休暇中にモンテゴ・ベイから10マイル南のケンジントン農園の放火から反乱が始まったからであり、また、反乱をおこした奴隷の多くがバプティスト教会の影響下にあったからである。したがって、反乱終了後ジャマイカのバプティスト教会の管理者の多くは反乱の責任を問われることになる。しかし他方で彼らは、イギリスに帰国してから現地の状況を生々しく伝えるスポークスマンとして、奴隷制廃止の世論

32 Craton, M. (1982) *Testing the Chains: Resistance to Slavery in the British West Indies*, Cornell Univ. Press, p. 291.

図 6-1 ジャマイカの奴隷反乱 (1831-32年)



〔出所〕 Michael Craton (1982) map 17, に基づき作成。

を高めるうえで重要な貢献をした。

1820年代のジャマイカの砂糖プランテーションの状況を見ると、一般的な衰退が明らかであった。とくにジャマイカの西部地域では顕著であった。トレローニー教区では1828年から33年のあいだに砂糖農園の3分の1が売却されたり、生産を停止したりした。セント・ジェームズ教区やハノーヴァー教区では衰退過程はさらに早く始まり、かつ急速であった。プランテーションは、破産、売却、不在地主化によって崩壊し、また、国際的な砂糖価格の低下に逆らって利益を確保しようとして、土地と奴隷を酷使した。したがって、奴隷状態を改善しようとする本国の指令は、ジャマイカに関しては実行されなかったどころか、逆に奴隷の労働・生活条件は悪化していた。ちなみに、ジャマイカの奴隷人口は、1817年の34万6,150人から1832年の31万2,876人に減少(9.6%減)している。

33 Higman (1995) p. 414.

1831年、プランターにとっても奴隷にとっても、精神の動揺が激しい年となった。この年の7月、8月にはジャマイカのいくつかの教区でプランターたちが会合を開き、本国の情勢や当地の状況について意見を交換している。本国のリベラル派の動きを非難し、本国政府がこれ以上反奴隷制派に譲歩しないように要請すると同時に、現地のバプティスト派をはじめとする非国教会系の動きを牽制した。一方奴隷たちは、奴隷を解放する帝国法がすでに決着済みの結論になっており、白人たちはその履行を全力で妨げようとしていると考えた。この年にはこれに関連して様々なうわさが飛びかっていた。たとえば、「カラードはすでに自由になっており、黒人もすぐに自由になる」「自由はすでに来ているが、留保されている」「解放は戦わなければ決してやってこない」「帝国陸軍や海軍は奴隷に対しては戦わない。彼らはむしろ奴隷を守ってくれる」³⁴などである。

こうしたことが奴隷反乱の背景をなしていた。

奴隷の反抗を指導するグループの秘密会合はすでに1831年4月にもたれていた。10月までには幹部組織が形成され、リトリヴ農園のジョンソン(Johnson)という奴隷の家で定期的に会合がもたれた。モンテゴ・ベイのジョージ・ガスリー(George Guthrie)の家でクリスマスの日夕食をはさんで最後の会合がもたれることになっていた。ここで幹部会のなかから4人の指揮官が選ばれた。先にふれたジョンソン、ヨーク農園の大工であったキャンベル(Campbell)、グリーンウィッチ農園の御者であったロバート・ガードナー(Robert Gardner)、それにベルヴェデーレ農園のトマス・ダヴ(Thomas Dove)であった。そして、これらを統括する指導者は、サミュエル・シャープ(Samuel Sharpe)であった。彼は、バプティスト教会の牧師バーチェル(Thomas Burchell)の牧師補としてモンテゴ・ベイとセント・ジェームズ教区のあいだを自由に行き来でき、ダディ(Daddy)というあだ名³⁵から分かるように地域の奴隷たちから信頼されるカリスマ的な人物であった。

34 Craton (1982) pp. 294-295.

35 *Ibid.*, p. 299.

シャープは、奴隷制の悪や不正について、また、人間の平等性について人間の奴隷たちに語っていた。もし、奴隷たちが立ち上がり自由を勝ちとらなければ、白人たちは銃を突きつけ、鳩のように撃つだろう、と説いていた。しかし、彼は武力に訴えることは差し控えようとした。すなわち、クリスマス以降奴隷たちは仕事に就かず、自由の要求の誓いを立てることを促した。こうした単純で平和的なストライキはシャープの理想と合致していたが、現実の事態の進行はこれを超越した。平和な奴隷反乱という戦術は結果的には自家撞着であったのである。

奴隷たちの一部は、監督の留守のあいだに家に押し入り、銃やピストルを奪ったと、長老派の牧師ホープ・ワデル (Hope Waddell) は報告している。彼は、奴隷たちにこれらを返すように説得したが、無駄であった。彼らは、いくつかの山や丘に火をつけ、狼煙をあげた。ワデルはこれを奴隷たちの恐ろしい復讐のしるしだと考えた。ジャマイカ西部の内陸部の各地で奴隷たちは反乱に立ち上がり、1週間後には反乱者たちはこの地域全体を支配下に置いた。奴隷反乱のニュースは12月28日中に南部のスパニッシュ・タウンに届いた。

これに対して島の民兵組織はこのときすでに戦いの準備をしていた。12月29日の夕方、松明とマスカット銃をもった反乱者の前衛約40人がモンベリエという町の倉庫に近づき放火した。民兵組織の隊長グリグノン (Edward Grignon) は、500人弱の反乱者がホラ貝やラッパを吹きならしながら近づいてきたとき、彼らに一斉射撃を加えた。このとき反乱者側に25~50人の死傷者が出た。指導者のひとりジョンソンはこのとき死亡し、翌日キャンベルも死亡した。ベルモア (Earl of Belmore) 総督は、伝統的作法に則り、各教区の民兵組織に警戒態勢をとらせ、軍評議会を招集した。1832年1月1日には植民地政府はジャマイカ全体に戒厳令を布告した。

反乱地域が北西部の教区に限定されていることが確認されると、ウィロウビー・コットン (Willoughby Cotton) 司令官は第84連隊を率いて1月1日に船で北西部のモンテゴ・ベイに着いた。彼はすぐに反徒に向かって、投降した奴隷には恩赦を与え、抵抗を続ける者には死を与える、という宣言を発表

した。また、モンテゴ・ベイ西方 20 マイルの港町ルシアや島の南西部の港町ブラック・リヴァーやサヴァンナ・ラ・マールにも船で軍隊を派遣した。戦術的には反乱地域を北と南から挟み撃ちにし、制圧しようとしたことが分かる。

コトン司令官は 2 週間ほどかけて北西部の反乱地域を制圧するために各地を駆け回ったが、さしたる成果は得られなかった。戦いはすでにゲリラ戦の様相を呈してきた。ジャマイカはマルーンの島であり、各地に隠れ場所があった。それでも、1 月 24 日にはヴァージン溪谷で反乱者たちが砂糖農園に追い込まれ、146 人も奴隷が投降した。翌 25 日にはカウ・パークで反乱者の残りの主要部隊が攻撃され、ファーガソン隊長指揮下の軍隊によって包囲された。その 2 日後、反乱者の指揮官ガードナーとダヴは降伏した。このときまでにシャープもまた拘束されていた。こうして 2 月 5 日までに戒厳令は解除され、反乱は終結した。³⁶

反乱による損害額は、約 115 万ポンドにのぼったという。このうちセント・ジェームズ教区のプランターが 52%、ハノーヴァー教区のプランターが 37% を占めた。また、1 月 3 日から 2 月 7 日までに 8 つの教区で軍事法廷が開かれ、427 人が起訴され、そのうち 250 人に死刑の判決が下された。ただし、実際に死刑を執行されたのは 232 人であった。一方、2 月から 5 月にかけて行われた 5 教区の市民法廷では 200 人が起訴され、このうち 130 人に死刑の判決が下された。このなかで 18 人が終身刑に減刑された。これを合わせると、起訴された者が 627 人で、このうち 344 人が死刑を執行された。³⁷ その大部分が男性であった。女性は 75 人が起訴されたが、死刑になったのはわずか 2 人で、ほとんどは鞭打ち刑に処せられた。

ジャマイカの奴隷反乱のニュースがイギリスに届いたとき、反奴隷制陣営

36 *Ibid.*, pp. 310–312.

37 起訴された者のうち 440 人の職業が判明している。最も多いのが農業奴隷で 271 人、39 人がドライバー（監督）、35 人が組頭、48 人が大工、10 人がレンガ職人、10 人が樽職人、9 人が鍛冶屋、7 人が家内奴隷、1 人が温室ドクターであった。（*Ibid.*, p. 315.）

を守勢に立たせた。西インドのプランターは、現地の非国教会系の牧師や反奴隷制運動に譲歩した政府がパニックや破壊をもたらしたのだと非難した。現地の白人植民者のあいだでは奴隷たちを扇動したのは非国教会系のとりわけバプテリスト派の牧師たちであることに疑いをはさむものはいなかった。反乱後多くのバプテリスト派とメソジスト派の教会が‘Colonial Church Union’³⁸と名乗る組織に放火された。こうしてバプテリスト派とメソジスト派の牧師の何人かはイギリス本国に帰国した。

バプテリスト派の牧師バーチェルとニブ (William Knibb) は1832年4月に帰国した。ニブは下院特別委員会で証言し、またイングランドとスコットランドの大衆の前でも演説した。キリスト教は文明の力であり、無秩序に与するものではないことを力説し、奴隷反乱の指導者シャープを讃えることに強く反対した。しかしその一方で奴隷制が諸悪の根源であり、プランターが奴隷に対して残虐なふるまいをしていたことを暴露した。併せて国教会の非国教会に対する迫害も具体的に明らかにした。イギリスの大衆にとって、ニブたちは反乱の犠牲者であり、ヒーローのように思われた。

奴隷反乱の指導者シャープは、4月29日に死刑の判決を下され、5月23日に執行された。彼は死ぬ前に、白人はもはや黒人を奴隷制に閉じ込めておく権利をもたない、私は奴隷として生きるよりもあの絞首台のうえで死ぬ方を選ぶ、と語った。彼の最後の言葉は、隷属の悪に反抗したすべての奴隷たちの気高く感動的な墓碑銘として残された。

5. 議会での妥協

政治的状況は1828～30年の時期に劇的に変化した。トーリー政権はこれまで長年放置されてきたイギリスの「アンシャン・レジーム」ともいべき

38 英国国教会植民地教会連合が1833年1月に結成され、その活動はキングストンを除くジャマイカ中に広がった。その影響下にあった自警団がバーチェルの教会を破壊した。(Ibid., p. 317)

制度を改革する課題に向きあわざるをえなかった。すなわち、1828年には審査法 (The Test and Corporation Acts) が廃止され、翌年にはカトリック解放法 (The Catholic Emancipation Act) が制定された。前者は、チャールズ2世時代から非国教会系教徒やカトリック教徒が大学に入学することを禁止し、また彼らが議員や公職に就くことも禁止してきた法律を廃止したのである。後者は、イギリス・アイルランドのカトリック教徒に新教徒と同等の上記のような市民権を与えることを認めたものである。

これらの措置によりトーリーは保守派とリベラル派に分かれたが、いずれもこれ以降の政治的変化を予感していた。1830年の総選挙でトーリーが敗れ、約半世紀ぶりにホイッグ政権が誕生した。ホイッグ政権を待ち構えていたのが何世紀にもわたって手つかずのまま放置されてきた議会改革と、すでに述べてきた奴隷制廃止の課題であった。アボリショニストたちはこの機をとらえて一挙に議会に圧力をかけようとしていた。

すでに述べたように、'Agency Committee' は、各地で効果的な宣伝を遂行し、反奴隷制運動はイギリス中で大きな前進を達成した。1830年の総選挙では、奴隷制を支持するトーリーの候補者は議席を失い、とりわけ、35人の西インドインタレストのうち16人の候補者が議席を失った。³⁹多くの選挙区で奴隷制の問題は投票を左右する主要な争点になった。反奴隷制の評判はホイッグがグレイ卿のもとで政権を獲得するうえで大きな力になった。しかしながら、新たなホイッグ政権の最初の1年半は、議会改革を当面の課題とし、奴隷制廃止の課題は副次的なものにならざるをえなかった。

1832年6月に議会改革法が成立した。それは非常に慎ましい改革であったが、奴隷制反対に賛成する勢力が優勢な中産階級に選挙権を与えた。また、この法律によって新たに誕生した42の選挙区のうち40までが反奴隷制の意識の高い選挙区であった。非国教会系の活動的な勢力をもつ選挙区がこのなかに含まれていた。そこでは奴隷制廃止による経済的損失がほとんどない階層が集中していた。

39 Morgan (2007) pp. 187-188.

この議会改革法後の最初の選挙が1832年9月に実施された。選挙民の数は、40万～50万人から60万～80万人へと約1.5倍に増加していた。これは成人男性の7分の1程度が選挙権をもっていたことになる。反奴隷制協会の選挙キャンペーンは、奴隷の即時解放を支持する候補者に投票するように呼びかけた。その結果、これを支持した104人の候補者が下院で当選した。このほとんどがホイッグであった。これによって奴隷解放法の成立が議会のなかで最優先の課題になった。⁴⁰

アポリショニストたちの活動はこれ以降さらに人々の支持を拡大させていった。数千人の参加者を集める集会が各地で開かれた。グラスゴウの反奴隷制女性協会主催の集会には1,800人も女性が参加した。それと同時に奴隷解放の署名が集められ、その数は35万人にも上った。1833年初めには5千件以上の奴隷解放のための請願署名が議会に提出された。署名数は150万人にのぼった。クライマックスはこの年の4月にエクセターホールで開催された反奴隷制協会の大会であった。大会では、奴隷解放はいまや必要不可欠であり、人を半分奴隷で半分自由人にしておくことは有益なものではない、と決議された。大会の決定は首相と植民地大臣に送付された。その後メソジスト派が1,900件もの請願署名を集め、また、他の非国教会系の宗派が800件もの請願署名を集めた。⁴¹

ホイッグの新政権はこうした動きを受けて、この年の春にはほとんど毎日会合を重ね、奴隷解放の詳細を決定しようとしていた。内閣の秘密の会議では、自らが地主ジェントルマン階級であることを確認し、その立場で議論した。彼らはトーリーよりも奴隷解放に心が傾いていたが、決してラジカルではなかった。

奴隷解放法の制定のための議論が1833年5月14日に始まった。植民地大臣のエドワード・スタンリー (Edward Stanley) がまず奴隷解放のためのスキームを発表した。その内容は以下のとおりであった。

40 Blackburn (1988) pp. 452–453.

41 *Ibid.*, pp. 455–456

- ① 6歳未満の幼児の奴隷は即時解放する。
- ② 成人の奴隷は完全な自由人になる前に一定期間奉公人になる。
- ③ 奉公人制は、本国から派遣される特別な（有給の）行政官によって監督される。
- ④ 政府は奴隷労働の損失を補償するためにプランターに1,500万ポンドのローン（貸付）を付与する。
- ⑤ 自治植民地における奴隷解放法の施行は各植民地議会に任せる。

スタンリーの提案のうちすぐに是認された項目もあったが、奉公人制とプランターに対する補償⁴²に関しては大きな疑義がわきおこった。

ラジカルなアボリショニストは、奉公人制が奴隷制の単なる継続あるいはその焼き直しであると考えた。他方、プランターは奉公人制によって砂糖生産高が維持できるのかどうかを疑った。プランターに対する補償に関しては、アボリショニストの多くはプランターが補償を受けることに憤慨した。他方、プランターはローンにするのは不当で、私的所有権の損失を完全に補填する補助金を受け取る必要があると考えた。スタンリーの提案では奉公の期間については明らかにされていなかったし、また、補償ローンについてはだれが返済するのかを特定していなかった。後者については、スタンリーは、奉公人としての年季を終え完全解放されたあと黒人たちが返済するものと考えていたのではないかと推測される。また、政府は奉公人の年季を12年とし、年季中黒人たちは通常の労働時間の4分の3をプランターのために無償で働くべきであると考えていた。

議会内外で議論が行われた結果、妥協が成立し、論争点については最終的には次のようになった。プランターに対する補償については2,000万ポンドとし、これはローン（貸与）ではなくグラント（授与）であった。政府は土壇場でプランターの要求をほぼ全面的に受け入れた。奉公人の年季については、野外奴隷は6年、家内奴隷は4年となった。また、奉公人は年季中1週間に40～45時間に設定された労働を無償で働くこととされた。ちなみに、設定

42 Morgan (2007) p. 190.

労働時間を超過した労働については賃金が支払われることとなった。設定労働時間と賃金レベルについてはプランターと奉公人のあいだで取り決めることとなった。また、原案にあったように6歳未満の幼児に関しては即時解放となった。食物は奴隷たちが耕作していた菜園から得られるのでプランターはそれを支給しないこととされた。

上院で細かい修正がなされたあと、⁴³ 奴隷解放法は1833年7月31日に通過した。英領西インドとモーリシャスの奴隷制廃止が施行されたのがその1年後の1834年7月31日であった。南アフリカのケープ植民地での奴隷制廃止の施行は1834年12月1日であった。セイロン、インド、セント・ヘレナはこの法律の適用外となった。この結果、イギリス領西インドだけで約66万7,000人の奴隷が「解放」されたことになる。ちなみに、解放を祝う祝賀行事は一切なかったといわれている。

以上のように、奴隷解放法はアボリショニストの即時廃止派が主導した大衆的なキャンペーンと請願署名などの圧力によって制定にこぎつけたものであったが、その内容は漸進主義者のものとなった。反奴隷制協会の多くは、この法律の内容には不満を抱いていたが、最終的には同意せざるをえなかった。ウィルバーフォースは、この法律の通過の1か月前に亡くなっており、とくに意見を述べることはできなかったが、クラークソンは、プランターに対する補償に関して反対はしなかった。また、これがなければ奴隷制廃止は妨げられたか、遅れることになったかもしれないと考えた。

奉公人制はイギリス領西インドとモーリシャスで1834年8月1日から施行された。ただし、アンティグアでは、奴隷を完全に解放してもプランテーションで働く以外の選択肢がほぼなかったために、奉公人制は施行せず、一挙に解放した。同じくバミューダでも、奴隷がプランテーションで働くのではなく海で働いていたため、完全に解放した。また、ケープ植民地では奉公

43 *An Act for the Abolition of Slavery throughout the British Colonies; for promoting the Industry of the manumitted Slaves; and for compensating the Persons hitherto entitled to the Services of such Slaves.*

人制の年季を一律4年とした。

6. おわりに

以上述べてきたように、イギリスの奴隷制廃止運動はそれ以前の奴隷貿易廃止運動の成果のうえにさらに大きな大衆運動として展開された。運動を主導したのは奴隷貿易廃止運動の場合と同様にイギリス国教会福音主義派（クラバム派）とクウェイカー教徒であったが、草の根の運動にはバプティスト派やメソジスト派などの他の非国教会系の宗派も加わった。この運動を支えた階層としては、一般的にミドルクラス、たとえば、製造業者、商人、小売業者、職人、事務員、農業経営者などがあげられるが、それ以外に女性組織が全国的な運動を盛り上げるうえで非常に重要な役割を果たした。

しかし、奴隷制廃止法の骨格を最終的に決定したのは地主ジェントルマン階級であった。議会を支配していたのは彼らだったからだ。西インドプランターに奴隷の解放と引き換えに莫大な補償金を支払わなければならなかったのはそのためである。また、奴隷制に代えて奉公人制を持ち込んだ事情も同じである。アポリショニストのラジカル派が見抜いていたように、奉公人制は期限が限定されていたとはいえ、新たな奴隷制であった。したがって、1834年以降、この新たな奴隷制に反対する運動が起こるのである。その経緯については次章で改めて述べたい。

第7章

年季奉公人制の廃止 ——1834-38年——

1. はじめに

1833年8月28日に王室の承認を受けて、翌年8月1日に発布されたイギリスの奴隷制廃止法は、全文66条からなっている¹。第1条では、6歳以上の奴隷は、1834年8月1日以降、奉公人（apprenticed labourers）になるとされている。第4条。第5条および第6条では、奉公人は大きくふたつに区分され、土地に結びついた農業労働者と製造業労働者（praedial labourers, 野外労働者）、それにこれ以外の土地に結びつかない労働者（non-praedial labourers, 非野外労働者）に分けられ、前者では6年の年季、後者では4年の年季と定められた。すなわち、それぞれの年季を経て、前者は1840年8月1日より前に、後者は1838年同日より前に完全に自由人になるとされた。

また、第11条では、所有主は奉公人に食糧、衣服、家屋、薬などを与え、あるいは、奉公人が糧食用に土地を耕作することになっている場合には、適当な土地とそれを耕作するための時間が保証されることになっていた。さらに同条項では奉公人は所有主のもとで1週間に45時間働くことになってい

1 *An Act for the Abolition of Slavery throughout the British Colonies; for Promoting the Industry of the Manumitted Slaves; and for Compensating the Persons hitherto Entitled to the Services of such Slaves.*

た。これには糧食用の土地を耕作し、収穫する時間が含まれていた。なお、これ以上の時間を働いた場合は、その超過時間分の賃金が支払われることになっていた。

第14条と第15条では、年季奉公人の監督のために、また、この法律の施行を効果的に行うために、各植民地に有給の治安判事をおくことが明記されている。その報酬は、年額300ポンドであった。本国の植民省は、132名の有給判事を派遣することになっていた²。

第17条では、年季奉公人が犯した罪に対して鞭打ちや打ちやく、監禁その他の罰を加えることを禁止している。また、第20条は、年季奉公人制の延長や更新を禁止し、1週間の超過労働時間も15時間以内と規定している。第21条では、日曜日の仕事は強制されない、ただし、必要な仕事、家庭内の仕事、資産の保護、家畜の世話などは除くとされた。

第24条以降の大部分は、奴隷制廃止と引き換えに奴隷主に支払われる補償金2,000万ポンドの具体的な処理の仕方について規定している。大蔵省の管轄の下でイングランド銀行に西インド補償口座を設けること（第29条）、この仕事を統括する理事を3人以上任命し、そのもとで実務を行う各種の幹事も任命し、また植民地ごとの副理事も任命されることが規定されている（第28、33、35、36、37、38条など）。補償金は、19の植民地（バーミューダ諸島、バハマ諸島、ジャマイカ、ホンジュラス、ヴァージン諸島、アンティグア、モントセラット、ネヴィス、セント・クリストファー、ドミニカ、バルバドス、グレナダ、セント・ヴィンセント、トバゴ、セント・ルシア、トリニダード、ガイアナ、喜望峰、モーリシャス）に配分され、登録された旧奴隷の数およびその価格に従って分配されることが規定されている（第45条）。

このように規定された年季奉公人制は、奴隷が解放されて自由になってしまうと彼らの生活が成り立たなくなるという懸念から導入されたというより、植民地プランターがプランテーションを維持するために元奴隷の労働が必要

2 Blackburn, R. (1988) *The Overthrow of Colonial Slavery 1776-1848*, Verso, p. 459.

不可欠であったために導入された制度であったといえる。先取りしていえば、野外労働者が6年、非野外労働者が4年とされ、カテゴリーの違いによって年季に2年の差があったことは、のちに大きな問題として浮上してくるのである。また、プランターあるいはその代理人は、その期限が過ぎれば完全に自由になった元奴隷たちと、新たな制度のもとでプランテーションを運営していかなければならなかった。したがって、この時期の年季奉公人制は奴隷制が完全に廃止されるまでの移行期の制度であった。

本章は、1834年8月1日から英領西インドその他において施行された年季奉公人制の実態を、各種の報告書、冊子、議会史料、新聞、および関連する二次文献などを利用して明らかにし、とくに1834年以前の奴隷制とどのように違っていたのかについて注意していきたい。また、この制度を「偽装奴隷制」とみなしてそれを廃止に追い込もうとした年季奉公人制廃止運動について、議会での動きも含めてその経緯を明らかにしたい。

2. 年季奉公人の概況

最初に、英領西インド植民地における年季奉公人と元の奴隷主（プランター）との関係について素描しておきたい。

年季奉公人自身は、奴隷身分から解放されたとはいえ、元の奴隷主のもとで週45時間働かなければならないことに不満を持っていた。奴隷制が廃止されれば、自由になって、自分自身や家族のために仕事ができると期待していたからである。したがって、プランターのための仕事は適当にして、できれば自分のための労働とくに自家菜園での仕事に力を注ぐことが自然な成り行きであり、そのことがプランターとの軋轢になっていった。奉公人たちは、基本的にこの制度が不当なもので、自分たちはすでに奴隷身分から解放されて、自由になったと考えていたので、元奴隷主の支配権に対して少なからず抵抗したのである。

一方、プランターは、奴隷制時代と同じように奉公人たちを時間に制限なく自由に使役できることを願っていた。週45時間を超えて彼らを使役する

と超過分を賃金として支払わなければならないことに我慢ならなかった。しかも、植民地によって異なるが、この45時間のなかに奉公人が奴隷制時代に既得権として獲得していた自らの菜園での労働時間が含まれていたのである。しかし、後述するように、この既得権は、プランターと奉公人との権力関係のもとで徐々に掘り崩されていった。

英領西インド諸島のセント・ルシア、セント・ヴィンセント、グレナダ、トバゴの年季奉公人制の実態を明らかにした W. K. マーシャルによれば、奉公人の自由な時間は以前の奴隷制の時期の強制労働時間の4分の1程度であった、とされている³。昼間の労働時間は通常9時間とされており、月曜日から金曜日までの5日間で週45時間になる。収穫期には砂糖工場における労働が加わり、深夜労働が12時間におよぶ場合もあった。すでに述べたように、週45時間を超えた労働時間に対しては、奉公人に賃金として支払われることになっていた。その賃金水準は、年季奉公人制が始まった最初の年には1日9時間労働として日給6ペンスから1シリング4ペンスであったとされている⁴。賃金の支払いが生じたことは奴隷制時代とは異なっていた。

ただし、奉公人が週45時間のいわば強制労働時間を、あまり精を出して働こうとせず、労働生産性が上がらなかった場合には、プランターが出来高仕事（タスクワーク）制を導入することがあった。これによって超過労働に対する賃金の支払いがされない事案が生じた。これが紛争の種になった。

もうひとつの紛争の種は、土地に結びついた野外労働者（奉公人）とこれ以外の非野外労働者（奉公人）とのあいだの区分である。すでに触れたように、前者は6年の年季、後者は4年の年季と規定されていた。プランターは家内奉公人、職人など後者に区分されるべき奉公人も前者のカテゴリーに入れるように画策した。たとえば、グレナダでは1837年12月に全奉公人を前者に登録した。トバゴでも1838年3月に家内奉公人を前者のカテゴリーに

3 Marshall, W. K. (1985) "Apprenticeship and Labour Relations in Four Windward Islands," D. Richardson, ed., *Abolition and Its Aftermath: The Historical Context, 1790-1916*, Froud Cass & Co. Ltd., p. 204.

4 *Ibid.*, p. 207.

5
入れた。

年季奉公人は、年季という制限がついてはいたものの不自由労働の一形態であり、自由を求めて自分自身を買い戻し、また家族を身受けすることがこの時期にも行われていた。しかし、奉公人の価格の査定をめぐって、彼らとプランターあるいはその代理人のあいだで紛争が生じた。査定を行ったのは、特別判事あるいはプランターによって任命された人物であったが、プランターの利害関係者がほとんどであった。したがって、その価格は法外なものになることもあった。セント・ヴィンセントでの例では、適正な規則が適用された場合よりも3分の1以上も高い査定が行われた。それでも奉公人制から解放されたい人々は多かったという。ある推計によれば、彼らの10~15%の人々が自由を手に入れようとした。⁶とくに女性の方が多かったようだ。

ところで、奴隸制時代からの慣行で年季奉公人制になってからも引き継がれた制度が3つある。まず、①奴隸制時代から与えられていた居住空間がある。これは、居住のための小屋それに菜園である。菜園では主として自家消費用の穀物や野菜などが生産され、余剰分は土曜日あるいは日曜日で販売され、奉公人たちの収入源になった。それ以外に、衣類や医薬品、塩、塩漬け魚などの日用品が与えられた。次に、②クリスマスの際に配られる特別な食糧や嗜好品がある。新鮮な肉や小麦粉、米、砂糖、タバコ、ラム酒などである。そして、③ある特定の女性には労働が免除された。たとえば、6人以上の子どもを持つ母親には労働はすべて免除された。また、妊娠中の女性や子育て中の女性には一定期間労働が免除された。また、看護婦や助産婦には野外労働は免除された。

しかし、こうした制度は年季奉公人制になってからはもはや既得権益ではなくなり、その意味合いも変化した。①については、すでに触れたように奴隸制廃止法第11条に規定されており、プランターはこれに従わざるをえなかったが、6歳未満の解放された子どもには日用品の支給を許さなかった

5 *Ibid.*, p. 207.

6 *Ibid.*, p. 213.

場合が多い。②については、法律で規定されたわけではなかったのに、追加的な労働の報酬として部分的に与えられた。③については、奴隷制時代には子どもの労働の価値が毎年上昇していくことでプランターはこの制度から利益を得ていたが、6歳未満の子どもが解放されることになり、その穴埋めのために労働の免除は無効にされていった。また、看護婦や助産婦も野外労働にかりだされることがあった。いずれにしても、こうした奴隷にとっての既得権益は制度の改変に伴ってプランターの裁量による経済的な特別手当に変化した。⁷

以上のように、タスクワークが導入され自由時間が奪われること、プランターにとって都合のよい労働の区分がなされて実質的に非野外労働者であっても野外労働者のカテゴリーに入れられ、年季が引き延ばされようとしたこと、また、奴隷制時代の既得権益がないがしろにされることなど、奉公人にとって奴隷制時代よりも労働・生活条件が悪化したことが彼らの不満や怒りの種になった。

3. 有給判事の役割

こうして各植民地では、年季奉公人とプランターあるいはその代理人とのあいだに、大小さまざまな紛争が発生した。それを調停するのが本国から派遣された有給判事である。彼らは各植民地の各地区で発生する紛争に対して、調停し、判決を下さなければならなかった。しかも、両者が納得する「公正な」判決でなければならなかった。プランター寄りの判決を下すと、奉公人から反発を受けたが、逆の立場に立つと、プランターから反発を受けた。心身ともに健康であるだけでなく、法律的知識はもちろんのこと、事実の収集能力、決断力、忍耐力、相手を説き伏せる威厳も必要であった。しかも、孤立感に耐えられるタフさも必要としていた。

ここでは有給判事に焦点を絞り、その役割と実態について触れておきたい。

7 *Ibid.*, pp. 208-209.

まず、ジャマイカに派遣された有給判事ドートリー (J. Daughtrey) の報告からみていこう。年季奉公人制の施行初期の状況についてやや楽観的に叙述されている。

奉公人たちは、その制度の開始直後から土地の有力者(プランター)に対して無礼で横柄な態度をとるようになった。とりわけ女性や若者が攻撃的になった。奴隷制から解放されて以降、自由について手に負えないような発言をするようになり、法律を逸脱する行為が増えた。こうした違反に対してはある種の罰を与えることによって悪事はかなり克服された。この種の事件は1か月に数回起こっており、ひとりの奉公人の言動が他の者たちに影響し、ひねくれたり、仕事をしなくなったり、反抗的になったりしている。以前の奴隷制のときにはこんなことはなかった。

しかし、今では法律の厳格な適用によってこうしたことはまれなケースとなっている。農園における仕事時間の損失に関してはその損失に応じて罰金を科しており、それが効果的であることが分かっている。ただし、プランテーションの管理人に尋ねると、その一部は奉公人の働き方に満足しているが、他の者は常に大声で不満をぶつけている。そこで、合法的な労働が得られない場合には、しっかりとした警察組織によって恐怖心を呼び起こし、刑罰として労働を実行させるべきである。あるときジンジャーの皮をむく作業の現場に通りがかったおり、その仕事は旧制度のもとでと同じように行われており、これは他の仕事にも適用できるように思われる。

一般的には奉公人制はすでに奉公人を文明化させつつあり、道徳的義務感や宗教心のかすかな芽生えがあちこちで認められるが、まだ彼らには信念がないようだ。彼らは昨年英語をそれ以前の10年間よりもよく学んだし、多くの者が結婚の準備をしている。黒人たちは自らの地位を理解しつつあり、それに対しては不満を持っていない。彼らの根本的な進歩はゆっくりしたものであろうし、それには1世代か2世代かかかるであろう。また、現地生まれの黒人はアフリカ生まれの者より勤勉でなく、従順でなく、悪賢く、二枚舌である。

さらに、所有主や管理人については、奉公人制が施行されて以降、黒人に対する寛容性が増進したとはいえない。彼らは奉公人を、昔の奴隷の習慣や信念を保持していると叱るが、彼ら自身も奴隷制時代に彼らのなかに居座っていた感情や偏見を捨て去ることができないでいる。⁸

最後に、奉公人制には実行できないことは何もないという楽観的な展望を述べて、締めくくっている。

しかし、有給判事がこのように奉公人制を多少とも楽観的に述べている例は少なく、むしろ奉公人とプランターのあいだに立って四苦八苦している例の方が多い。彼らは、奉公人がプランテーションの通常の規律に従っているかどうか、決められた時間のとおりに働いているかどうか、また、法によって定められた手当てが支払われているかどうかを監視していた。

奉公人制が適切に機能するかは有給判事の仕事の仕方にかかっていたが、彼らの人数は要求を満たすにはまったく足りなかった。奉公人制が開始された1834年8月1日には、任命された有給判事の半分も現地に到着していなかった。ネヴィスやモントセラットのような植民地には、有給判事はまだひとりもいなかった。セント・キッツでは、有給判事が到着しなかったために紛争が拡大し、戒厳令を宣告しなければならなかったのである。⁹

ガイアナに着任したジェイムズ・ブレイディ (James Brady) は、デメララ川の左岸のふたつの教区を任された。そこには7千人の奉公人がいた。道路で行くことのできる領域は3分の1で、残りは水路を使わなければならなかった。彼が住むのに都合のよい住居はなく、孤立無援のまま、その地域のプランターに借金せざるをえなかった。彼は結局退任して本国に帰っていった。¹⁰

8 Daughtrey, J. (1835) "The Expert Testimony of a Jamaican Stipendiary Magistrate, 1835," M. Craton, J. Walvin and D. Wright, eds. (1976) *Slavery, Abolition and Emancipation: Black Slaves and the British Empire (A Thematic Documentary)*, Longman, pp. 331-335.

9 Green, W. A. (1976) *British Slave Emancipation: The Sugar Colonies and the Great Experiment 1830-1865*, Oxford University Press, p. 137.

有給判事の年収は当初 300 ポンドであったが、この年収では事務員も助手も雇うことができなかった。彼らは紛争になったケースごとに文書をまとめなければならなかったし、また、一定期間ごとに総督に農業や教育の状況なども含んだ報告書を提出しなければならなかった。絶望的な孤独のなかでそれらをひとりでやらなければならなかった。しかも、日々紛争が起っていた。任せられた地域はかなり広範囲で、二頭立ての馬車がなければ目的地に辿りつくことさえ不可能であった。植民地での生活費は本国よりかなり高く、馬車を購入することもできなかった。通常は馬に乗って移動をしていたようだ。

彼らの仕事は激務で、骨休めをする時間も確保できなかった。ジャマイカのある有給判事は、自分が死亡する数日前に同僚に向かって、しばしば疲労のため馬の上で眠ってしまうことがあった、と語っている。同じくジャマイカのベインズ (E. D. Baynes) という有給判事は、3年半の勤務のあいだに医療費が 500 ポンドもかかり、それでも 8 人の子どものうち 4 人が死亡したとされている。¹¹ こうした状況を見かねて、ガイアナ、バルバドス、ジャマイカの総督は、馬や家のコストをまかなえるように彼らの年収を引き上げるように本国に要求した。本国の財務省はしぶしぶ年収を 450 ポンドに上げることに同意した。本国政府の緊縮政策が有給判事の健康や仕事の効率性を障害したことは間違いない。

激務のなかで孤立感にさいなまれた有給判事たちの多くは、必然的にプランターあるいはその代理人の従属のもとに置かれていった。たとえば、くたくたになって帰ってきたとき、ある所領の管理人が食事や酒やタバコなどで温かくもてなしてくれたとしたら、有給判事はそれ以降その所領の係争事件でプランターに対立する立場に立つことが難しくなったと想像できる。

もちろん、意識的に奉公人の立場に立とうとした有給判事もいたが、少数派であり、彼らはしばしば、反奴隷制協会の有給のサーヴァントだと非難さ

10 *Ibid.*, p. 138.

11 *Ibid.*, p. 139.

れた。たとえば、リチャード・ヒルという判事は混血で、ジャマイカの奉公人に対して寛大な姿勢をとっていたが、仕事の効率は悪く、プランターからは「黒いクサリヘビ」(black viper)とあだ名されていた。奉公人側に立った判事は、植民地では侮辱され、攻撃され、裁判で奉公人に有利な判決を勝ちとったとしても、自前で弁護士費用を払わなければならなかった。ガイアナのジョージ・ロスという判事は、ふたつの訴訟に勝ったけれども、その弁護士費用は250ポンドにのぼり、それを支払うために自分の家財道具を売っても足りなくて、最後は監獄にぶち込まれたという。¹²

ジェームズ・スペディングは、有給判事の状況について次のように述べている。彼らは、200~300マイルもの距離を馬に乗って行かなければならない。また、月に500~600件もの大小さまざまな苦情を処理しなければならない。年収450ポンドで自分の生活はもとより、弁護士費用や事務費用なども賄わなければならない。彼らの役割は植民地における年季奉公人制度を法律どおりに実施するうえでもっとも重要なものである。しかし同時に、彼らの仕事は、困難で、労苦の多い、厄介なものであるにもかかわらず、誰にも感謝されないのである。その情熱と能力と誠実さでもって重大な義務を果たしてきたと言わねばならない。¹³

一步でも道はずれると、自堕落な生活が待っていた。酒に溺れた有給判事の例は枚挙にいとまがない。当局は不適格な有給判事を解任したかったけれども、そもそも彼らの数が絶対的に不足していたので、実行に移すことが難しかった。それでも1834~38年に解任された有給判事の数、全体で23人にのぼった。そのうち3人は能力がない、3人は奉公人に異常に寛大である、残りの17人は奉公人に対して過度に厳しい、という理由で解任されたのである。¹⁴

12 *Ibid.*, p. 141.

13 Spedding, J. (1879) *Reviews and Discussions, Literary, Political, and Historical, Not Relating to Bacon*, p. 62.

14 Green (1976) p. 143.

4. 反奴隷制協会の報告

つぎに示すのは、1833年以降もロンドンで存続していた反奴隷制協会が、1836年3月に各植民地における年季奉公人制に関する各種の報告をまとめた史料¹⁵を使用して、その実態を明らかにしようとするものである。併せて、反奴隷制協会の年季奉公人制に対する姿勢も窺うことができる。それを一言でいえば、年季奉公人制は「偽装された奴隷制」であり、奴隷制と変わらないばかりか、奉公人の状態は部分的にはそれ以前よりも悪化しているものであった。

まず取り上げたいのは、1835年4月28日付のあるジャマイカの有給判事の手紙¹⁶からの抜粋である。

もし何らかの大きな変化が起こらなければ、かわいそうな奉公人の状態はこれまで通りひどくなるだろう。一部の所領では彼らは旧制度のもとでよりもひどい状態にある。この瞬間にも「ムチ、ムチ」という叫び声が聞こえてくる。

5月30日には同判事は、「現在の状況を要約すると、奉公人の状態は旧奴隷制の状態よりも3倍悪くなっている。彼らの抑えきれない不満は抵抗を作りだし、強制的手段に訴え、ただひとつの最終帰結として反乱を呼び起こすことになるだろう」と警告している。

次にジャマイカ西部のトレローニー教区のウェイクフィールド農園で働いていたジェーン・リードという奉公人の事例をみていき¹⁷たい。

1835年6月22日(月)の夜、仕事が終わったとき、気分が悪いと感じた。翌朝、彼女は診療所(hot house)に行ったが、医者に診てもら

15 Office of the London Anti-Slavery Society (1836) *Statement and Observations on the Working of the Laws for the Abolition of Slavery throughout the British Colonies, and on the Present State of the Negro Populations.*

16 *Ibid.*, p. 29.

17 *Ibid.*, pp. 18-19.

前にピーターソンという監督が地下牢に行くように命じた。そこで彼女は翌朝（水）9時まで食べ物もない状態におかれた。彼女は、プライスという特別判事の前に連れていかれた。判事は彼女に何ら質問もせずに、罰として踏み車¹⁸を4日間踏むように命じた。踏み車のあるところまで行く途中でエリコットという医者に出会った。彼は彼女の舌を診て、病気だと告げた。自分が農園にいたら、その罰を避けることができたのに、とも言った。しかし、同日（木）彼女は踏み車に手首をくくりつけられ、鉄的首輪をはめられ、腰に鎖をかけられた。車がまわったとき病状が悪化し、気絶しそうになり、足が出血した。車につるされているあいだ、その管理人がドライバー（監視人）に鞭を打つように命令し、目の前で彼女が死んでもかまわないと言った。鞭は背中や肩に食いこみ、血しぶきをはなつた。ドライバーはその傷跡に湿った灰をすりこんだ。こうしたことが次の日も続いた。

次に示すのは、ジャマイカにおいて検死陪審に立ち会った陪審員の判事宛の手紙（1835年5月27日付）からの抜粋である。¹⁹

私はある女奉公人の検死陪審に立ち会った。彼女は20日（火）に健康な状態で仕事をするために送られてきた。しかし土曜日には畑から家に連れてこざるをえなかった。そして、次の月曜日の朝に死亡した。彼女の体は見るのもショックなほど、首、肩、背中とその下にはひどく殴られ、鞭打たれた跡が残っていた。陪審員は私を含めて12名いて、証

18 踏み車（tread-mill）は、奉公人に対する罰としてしばしば使われた。これはもともとジャマイカにあったのではなく、スライゴ総督の時期に別の島から持ち込まれたという。規則を守らない奉公人の行動に手を焼いた総督が懲罰と見せしめのためにこの装置を導入した。そして他の英領西インドにも広がっていった。1835年6月に、ジャマイカの牧師ニブは、「学校はひとつも作られていないのに、独房と踏み車は島中に建設されている」と報告している。Hinton, J. H. (1847) *Memoir of William Knibb, Missionary in Jamaica*, p. 229.

19 Office of the London Anti-Slavery Society (1836) pp. 30–31.

言を聞いていたが、検死官が横やりを入れ、陪審員が質問するのを遮った。私は自分の権利と義務において質問しなければならないと主張した。そこで聞き出せたのは、「ある人物」がドライバーに対して、仕事を強制するために怠慢な者とくに女には鞭を使うように積極的に命令を下していたことである。私の要求で医者が呼ばれ、死体が解剖された。その結果、激しい鞭打ちがなされたことがわかった。また、内臓に耐えがたい炎症を起こしていて、これが直接の死亡原因であることが分かった。奴隸制廃止法では女性には決して鞭を打ってはいけないことになっており、こうした行為は違法になる。しかし、「ある人物」は作業所に刑罰に服するこうした女性を30人ほど抱えていて、農園でドライバーに鞭を持って罰を与えるようにさせている。

次は1835年7月15日付のトリニダードからの通信の抜粋であり、以前の奴隸制と奉公人制の比較²⁰をしている。

以前は負債を払って自由になることができたが、今では特別判事の前でその権利を生かすことができない。また、以前は黒人には狭いながらも菜園が与えられ、そこで食糧などを得ることができ、さらに毎週3ポンド半の塩魚が与えられたが、今はこうした権利や配給は奴隸主や代理人の気ままや都合によって変えられたり、差し止められたりしている。

次の報告は、1835年7月、ドミニカ植民地のロザリー農園でソロモンという奉公人に起こった出来事について触れている。

ソロモンは、何の同意もなく、また報酬もなく、夜の見張りにつくことを命じられた（こうしたことはこの農園では、あるいは島のほとんどの農園でも常態化していた）。彼が見張りをしているとき、何か物が盗まれたと言われた。彼は判事のもとに連れていかれ、農園主のために3回土曜日に働くという判決を下された。最初の土曜日がやってきたが、彼は現れなかった。彼は再び判事のもとに連れていかれ、39回の鞭打ちの判決を下した。実は彼には年老いた祖母と母親のいない子どもがおり、そ

20 *Ibid.*, pp. 34-35.

の世話をしなければならなかったのだ。しかし、ソロモンはその判決が実行される前に逃亡して、(別の)有給判事に事情を説明した。けれども、39回の鞭打ちは執行され、さらに牢獄に入れられた。

本来罰せられるべきは農園主の方なのだ、なぜなら、彼の同意もなく、また報酬もなく、夜の仕事を命じたのは農園主の方だからである。

最後に、1835年5月27日付のジャマイカ主教からの報告により、アンテ
イグアに関する状況を見ておきたい。²¹

この島では、年季奉公人制に代替されることなく、奴隷制が廃止されたことはよく知られている。すべての黒人は何の制限も条件もなく完全に自由になった。したがって、この島ではすべてがうまくいっている。プランターと労働者はどちらも満足している。この島の労働者はすべて、奴隷制時代と同じプランテーションで働いている。プランターは奴隷制時代に奴隷に与えていた小屋や菜園から彼らを追い出すことなく、それはそのまま留保されている。年季奉公人制よりも無制限の自由の方が優越していると判断できる。

5. 年季奉公人制廃止運動と議会の動き

上述したように、年季奉公人制が施行されたとき、反奴隷制協会はその制度が奴隷制と変わらないか、あるいはそれよりも悪化しているのではないかと考えていた。したがって、英領西インドでの奉公人の状況については細心の注意を払っていた。1835年2月にはジャマイカのトレローニー教区のバプティスト派の牧師ウィリアム・ニブ(William Knibb)から、奉公人たちがいまだに容赦なく鞭で打たれているとの報告を受けている。彼はまた、毎朝約40人の女性奉公人の一団が鎖に繋がれて自分の家の前を通り過ぎているとか、まだ働くには幼すぎる子どもたちがプランテーションで労働させられている、との報告も送っている。彼は、ジャマイカ全土で年季奉公人制に対

21 *Ibid.*, p. 63.

する不満が高まっており、反奴隷制協会のメンバーを現地に派遣して、実際に何が起きているかを調査すべきであると忠告している。²²

ニブ以外からの報告も届いており、ジャマイカのプランターは、年季奉公人制を、黒人たちが奴隷制のもとで享受してきた多くの権利を彼らから取りあげる口実に使っているとしている。たとえば、妊婦たちは奴隷制のもとでは野外労働が免除されていたが、新しい制度のもとではこの権利が実質的に撤回された。また、金曜日の午後は土曜市場のための準備で菜園を耕作するための時間として許されていたが、この権利も復古にされた。

こうした情報が反奴隷制協会に届くにしたがって、彼らは植民地における年季奉公人制の乱用について敏感になっていった。奴隷制廃止運動の中核的組織、反奴隷制協会の分派で、のちに独立した組織となったエージェンシー・コミティーは、1834年春にはその名称を「奴隷制・奴隷貿易全面廃止協会」(The Society for the Universal Abolition of Slavery and the Slave Trade)に変更した。²³これは、奴隷貿易と奴隷制を世界的な規模で全面的に廃止しようとした組織であったが、短命であった。

その後、バクストン(Thomas Fowell Buxton)は「アフリカ文明協会」(African Civilization Society)を結成し、スタージ(Joseph Sturge)は「国際反奴隷制協会」(British and Foreign Anti-Slavery Society)を結成した。バクストンは、1820年代にウィルバーフォースが反奴隷制運動をほぼ指導できなくなって以降、彼に代わって議会での活動を主導したことで知られている。また、スタージは、バーミンガム生まれのクウェイカー教徒の商人で、リヴァプールの同じくクウェイカー教徒の反奴隷制運動家ジェームズ・クロッパーの娘と結婚し、のちにチャーティスト運動にも参加したことで知られている。彼は反年季奉公人制の議会外活動の指導者であった。

このふたつの組織は、連帯行動をする必要性を痛感し、1835年4月に全

22 Hinton (1847) pp. 228–229.

23 Temperley, H. (1972) *British Antislavery, 1833–1870*, Univ. of South Carolina Press, p. xii.

国の活動家に招待状を送り、全国大会に参加するように促した。この大会は5月15日にエクセター・ホールで開催された²⁴。この大会の主要なスピーカーはバクストンとブルーム（Henry Brougham）であった。他にアイルランド出身のオコンネル（Daniel O'Connell）やバッキンガム（James Silk Buckingham）などの議員が参加していた。バクストンは政府に対して、年季奉公人制の現状を探るための調査委員会を設けることを要請すべきであると力説した²⁵。

6月19日にバクストンは、下院で、ジャマイカでは年季奉公人に認められている権利が侵害されているとしてジャマイカ議会を批判し、プランターに対して2,000万ポンドの補償が承認された条件を彼らが満たしているかどうかを判断する特別委員会を設ける動議を提出した²⁶。グレイ（George Grey）はそれに答えて、年季奉公人制の乱用が存在しているのは確かであるけれども、それは一時的なものであり、初期段階では起こるべきこととして起こっており、その原因は現地において管理的人材が不足していることにある、と答えた。また、政府は事態の掌握に努めており、事態が改善されるのを見届けるための一歩をすでに踏み出している、と説明した。

他の議員、バッキンガムなどは年季奉公人制がうまく機能しているかどうか疑問を表明し、とりわけ女性奉公人に対する鞭打ちが横行していることに注意を促した。しかし、バクストンは上記の政府の説明に対して一応納得し、動議を撤回した²⁷。こうしたバクストンの姿勢は裏切り行為に値すると糾弾する者もいた。

1835年10月にはバーミンガム・タウン・ホールで年季奉公人制を廃止するための集会が開催された。これを主導したのがスタージであった。このなかで、植民地のプランターの行いを鈍感で冷淡な詐欺行為だと非難した。この集会には、1820年代後半からこの都市で奴隷制反対運動を主導してきた

24 Anti-Slavery Society, *The Times* (May 16, 1835)

25 Temperley (1972) p. 32.

26 House of Commons, *The Times* (June 19, 1835)

27 Temperley (1972) p. 32.

女性を含む多くのラジカル派が参加した。翌年の2月にもさらに大きな集会²⁸が開催された。

1836年3月22日の下院では、バクストンが、有給判事による奉公人に対する肉体的罰を非難したうえで、年季奉公人制の実態を調査する特別委員会を設置する動議を再び提案し、認可²⁹された。この委員会は最初14人で構成されたが、のちにもうひとり追加された。奉公人制に反対する陣営に、ダニエル・オコンネル、バクストン、ルシントン、アンドルー・ジョンストン (Andrew Johnston) が入り、賛成陣営にサンドン卿 (Lord Sandon)、トバゴの代理人パトリック・ステュワート (Patrick Stewart)、グラッドストーン (W. E. Gladstone) ³⁰らが入っていた。

この委員会は4月から証人の調査を開始した。ジャマイカの有給判事であったマドン (R. R. Madden) らは、奉公人の管理や彼らに対する虐待防止の難しさを強調し、この制度自体を非難した。一方、ジャマイカのプランターやその代理人はこの制度が良好に機能していることを説明した。ボーモント (A. H. Beaumont) の証言は、奉公人の状態が以前の奴隷制の時期よりも悪化しており、その原因は有給判事の多くがプランターや代理人に完全に依存しているからというものである。また、グレイの証言は、ジャマイカ総督スライゴ (H. P. Sligo) の報告に依拠して、奉公人制はうまく機能しており、個々の例外はあるもののこれからさらに良好に機能するはずであるという楽観的なものであ³¹った。

8月13日に完成した報告書では、年季奉公人制のいくつかの欠陥に注意を促している。たとえば、有給判事によって課された罰が一方的に奉公人に対してであること、裁判所の構造に欠陥があること、奉公人の労働時間に対する明確な規則がないこと、女性奉公人に対する鞭打ちの罰の存在、結婚を

28 Burn, W. L., (1937) *Emancipation and Apprenticeship in the British West Indies*, Jonathan Cape Ltd., p. 335.

29 Apprenticeship in the Colonies, *Hansard* (March 22, 1836)

30 Burn (1937) p. 336.

31 *Ibid.*, pp. 337-338.

祝福する牧師のなかに非国教会系の牧師を含む規則がないこと、自由を与えられた子どもに対する教育の欠如、などである。こうした点を指摘しながらも、報告書の大筋は、奉公人に対する虐待を防ぐことができればこの制度は良好に推移するだろうとするものであった。³²

しかし、この報告書に対して反奉公人制の陣営は大きな失望感を表明した。なぜなら、こうした報告書では議会は何ら行動を起こさないだろうと考えたからである。そこで、年季奉公人制に反対する主要なメンバー、すなわち、スタージ、ハーベイ (Thomas Harvey)、ロイド (William Lloyd)、スコープル (John Scoble) の4人は、西インドの年季奉公人制の実態を調査するために、1836年10月に現地に向かった。バルバドスに到着後、彼らは二手に別れ、スタージとハーベイはアンティグアに向かい、ロイドとスコープルはガイアナに向かった。前者はさらに、モントセラット、ドミニカ、マルティニーク、セント・ルシアからバルバドスに戻って、そこからジャマイカには翌年1月22日に着いた。後者は、セント・トマスからバルバドスに戻り、ジャマイカに行った。帰国してからまとめられた著作のひとつが、Sturge and Harvey, *The West Indies in 1837*, である。スタージの帰国とこの著作がその後の反奉公人制の運動に大きな影響を与えたということで、以下にジャマイカを訪れたときの内容を抜粋してみたい。³³ ちなみに、この著作は1838年1月に出版され、価格は1部1ペンスであった。

1月31日の朝、『ウォッチマン』(*Watchman*) という新聞の社主であり編集者でもあるオズボーン (Robert Osborn) と朝食をとったあとで、オズボーンはスタージをハーフウェイ・ツリー作業所に案内してくれた。この作業所は、セント・アンドリュース矯正所とも呼ばれていた。そこには十数人の男女の黒人が鎖に繋がれて一列に立たされていた。彼らは、特別判事ブラウンソンの判決が下されるのを持っていた。またここには

32 *Ibid.*, p. 338.

33 Sturge, J. and T. Harvey (1838) *The West Indies in 1837*. Craton, Walvin and Wright, eds. (1976) pp. 336–341.

監獄や独房があり、多数の囚人がほとんど裸の状態 で収容されていた。下着に血の付いた跡が残っていたある男に尋ねると、踏み車を動かしているときにドライバーに殴られ、傷めつけられたと言った。別の男は、鞭でひどくうたれたために病気になったと言った。背中に膿が溜まっていた。われわれが踏み車を見にいくと、そこには2組の男女がいた。15分ごとに交代で車を動かしていた。信じがたいほどの罰であった。刑罰の程度が明確ではないので、管理人は自分の裁量で囚人を罰した。その後、われわれは特別判事の法廷に出席した。数人の黒人に値が付けられていた。5人の家族には210ポンド、弱々しい女性には50ポンド、職人には122ポンド10シリングであった。

2月4日には、2、3人の男女の黒人、子どもに会った。彼らは、山から重い荷物（自分たちが作った生産物）を背負って下りてきた。人参、キャベツ、アーティチョーク、ヤムイモなどであった。20~30マイルも歩いてキングストンの市場まで運ぶのである。黒人たちの勤勉さを思い知った。

2月5日は日曜日であった。たいていの黒人たちは、日曜日は仕事をしてはならないと厳格に考えていた。しかし、ある家ではひまし油を作るためにトウゴマをつぶしていた。小屋の近くではサトウキビを圧搾するための小さなローラーがあった。サトウキビは自家消費用に栽培されていた。奴隷の国では分業はほとんどない。奴隷はすべての分野で自由労働者に劣っている。黒人は、家を建て、衣類を縫い、食糧を自分の手で耕す。ふたりの奉公人に会ったので、彼らに結婚しているかどうか尋ねたところ、していないと答えた。しかし、もう3年間一緒に暮らしているので、そうすべきだと考えていた。

2月11日の朝早くテリチョという教区に行き、クラーク牧師（バプティスト）とその妻に会った。お暇するときに数人の奉公人がやってきて、バプティスト教会の助手になりたいと言った。彼らの話のなかに、有給判事の有力者が収穫時に超過労働を強制させるために動いている、とあった。奉公人たちは1日8時間の野外労働をする義務があり、翌日搾汁

工場で16時間働いて、1週間に2シリング1ペンスを受け取ったが、4人の奉公人がこれに反対したために鞭をうたれたという。農園の監督と判事がぐるになって物事を決めていると彼らは語った。

2月19日には、ドラクス・ホールに行き、大きな砂糖農園を見た。砂糖の生産量は1834年以降落ちていないという。その日の夜、7つの農場から来た黒人たちと話をする機会があった。そのうちの何人かは読み書きができ、教会のメンバーで、礼儀正しかった。彼らの不満は、収穫時の強制労働であり、しかも超過労働時間に対して何ら支払いがないということであった。また、病人は放置されるだけで、妊婦の仕事の軽減がなく、母親の介護も許されないということも不満であった。これらは旧制度のもとでは許されていたことであった。監督の虐待、判事の不正、不公平などもあった。踏み車に送られてきた者は皆病気になるなり、けがをしたりしている。

1837年11月初めころまでに反奉公人制の運動は強化され、そのための本部がロンドンに設立された。11月2日にはエクセター・ホールで大集会が開催され、これにはオコンネルなどの下院議員が約30人参加した。議長はウィルモト (John Eardly Wilmot) が務めた。集会では西インドにおける奉公人の実情が具体的に明らかにされ、年季奉公人制に対する批判の決議が採択された。また、新たに黒人解放中央委員会 (Central Negro Emancipation Committee) が結成され、パーマー (A. L. Palmer) がその事務局長に選出された。この中央委員会はイギリスのあらゆる地域出身の140人の代表者から構成され、彼らは何日にもわたってエクセター・ホールで議論を重ねた。³⁴

中央委員会は12月1日に、ただちに国民の声を大にして西インドの黒人のために立ち上がらなければならないとする声明を発表した。これに呼応し

34 Burn (1937) p. 344. その締めくくりとして、11月23日には同ホールにおいて、30人の議員、22人の有力な聖職者などを集めて、大集会が開催された。議長はウィルモトが務めた。彼は、年季奉公人制は、道徳的、宗教的原理に反し、また奴隷制廃止法にも反していると宣言した。(Anti-Slavery Meeting, *The Times*, Nov. 24, 1837.)

て12月中にイギリス各地で22の集會が開かれた。とくにイギリス南西部で運動が盛り上がり、年季奉公人制の即時撤廢の声が大きくなっていった。さらに翌年の1月の最初の3週間で42の集會が開かれた。1月末までに中央委員會に寄せられた寄付金は1,534ポンドにのぼった。2月になると西インドとの利害關係が強イリヴァプールなどでも年季奉公人制反対の請願活動が展開されるようになった。³⁵

こうした集會や請願活動と並行して年季奉公人制の実態を明らかにしたパンフレットが中央委員會をスポンサーにして発行された。³⁶

他方、政府内ではグレイが年季奉公人制の期限を変更することを議院に提案する十分な根拠はないと考えていたし、植民省は年季奉公人制を継続する必要性を強調していた。この制度の即時廃止は植民地に非常に大きな困難を引き起こしかねないので、奴隸制廃止法に従って自然の廃止を待つことを確認した。ただし、奉公人に対する虐待の横行には法の厳しい管理によってそれを減らすように議院に働きかけるようにした。

こうして年季奉公人制をめぐる廃止派と継続派とのあいだに一線が引かれた。それは奴隸制廃止法によって1838年8月1日に非野外労働者だけが解放されるのを見越してのことであった。法律によれば野外労働者の解放は、さらにあと2年待たなければならなかったのである。

中央委員會は、1837年11月以降、ブルームと接触を図ってきた。彼は年季奉公人制に対して非難はしたが、その廃止に向けた具体的な方法についてはまだ態度を明らかにしていなかった。しかし、翌年1月にはパーミンガムでの請願運動を提案し、2月20日には上院で奴隸貿易と年季奉公人制に反対する情熱的な演説をした。³⁷すなわち、「正義の名のもとに、法の名のもとに、理性の名のもとに、神の名のもとに、兄弟が奴隸としてこれ以上踏みつ

35 Burn (1937) p. 345.

36 *Negro Apprenticeship in the British Colonies* が1838年初めに発行されている。また、同じ時期に、William Bevan, *Operation of the Apprenticeship System in the British Colonies*, が出版されている。

37 *Negro Emancipation, Hansard* (February 20, 1838).

けられてはならない」と力説した。このなかで彼はプランターを批判し、奉公人の状態を実質的に改善するためのいくつかの提案をした。1838年8月1日をもってすべての植民地で年季奉公人制を廃止するという内容もこれに含まれていた。植民大臣グレネルグ (Lord Glenelg) はこれにこたえて、ブルームが奉公人に対する虐待を決して誇張しているわけではないと述べた。その直後、彼は下院で年季奉公人制の即時廃止を提案したが、このときは混乱を引き起こしただけであった。³⁸

1838年3月14日には、エクセター・ホールにおいて約5,000人の参加者を集めた大集会が開かれた。³⁹議長はブルームであった。彼は、「黒人の利益だけをみなければならない、ただ黒人の利益だけを！」と強調した。それと同時に、年季奉公人制廃止のための請願署名が全国各地で集められ、3月末までにその数は約250件にのぼり、下院に提出された。ちなみに、西インドプランターと商人から提出された、廃止に反対する請願署名はひとつだけであった。中央委員会および年季奉公人制反対運動の本部は、パレス・ヤードのブラウンズホテルにおかれた。頻繁に会議が開かれ、支持者のためにパンフレットや公式報告書などが準備された。

植民省は、こうした反年季奉公人制の運動が植民地で暴動を引き起こすことを懸念していた。とくにこの年8月1日に非野外労働者たちが法律に従って解放されたときには植民地全体で大きな騒動が起こることに不安を覚えていた。グレネルグは、植民地では今なお奉公人に対する虐待が横行していることを重く受け止め、議会の立法によってそれを是正しようとした。彼は3月、奴隷制廃止法を修正する法案を準備した。4月11日に成立した法律⁴⁰では、労働時間の規制、奴隷制時代に奴隷に与えられていたさまざまな既得権益の擁護、鞭打ちの全面的禁止、身受けする際の査定の規制、プランターから虐待を受けた奉公人に解放を宣告する有給判事の権利、などが含まれてい

38 Burn (1937) p. 348.

39 Abolition of Negro Apprenticeship, *The Times* (Mar. 15, 1838).

40 *An Act to Amend the Act for the Abolition of Slavery in the British Colonies*.

た。

しかし、この修正法によって年季奉公人制即時廃止の大衆運動を鎮めることはできなかった。5月22日には、下院でウィルモトが、年季奉公人制は野外労働者を含めて1838年8月1日をもって植民地で終了する、という決議を提案した。⁴¹彼は、黒人たちがどれほど長く穏やかに奴隷制に従うかを予想できない、むしろ力づくでそれを拒否する時が来るかもしれない、したがって、議会が完全解放を彼らに与えるために踏み出すことが賢明であると言明した。議論は素早く行われ、予想されたよりも早い採決が行われた。廃止に賛成する議員たちの慎重なロビー活動によって、結果は96対93で採択された。これに呼応して、5月25日にはエクセター・ホールで多くの議員や聖職者の参加のもと反年季奉公人制の集会が開かれた。⁴²議長はブルームが務め、ジョージ・トムソンが勝利の声をあげた。

しかし議会内では、ウィルモトの決議が西インドに伝わったなら、8月1日にはゼネラル・ストライキがおこり、人種的紛争がおこる可能性がある、と危惧する議員たちもいた。グレイはこうした不安を払拭するためのアピールを提出し、即時廃止の結果は恐ろしいことになるとするピール (Robert Peel) の支持を受けた。

6. 西インド植民地における年季奉公人制廃止の動き

本国における反奴隷制・反年季奉公人制勢力の高揚と議会における年季奉公人制をめぐる議論と並行して、英領西インドでは1837年終わりころからこの問題をめぐる動きがあった。そして最終的に年季奉公人制を廃止したのは、各植民地における議会の決議であった。

モントセラットでは早くも1837年11月に、植民地議会で年季奉公人制を野外労働者も含めて翌年8月1日に廃止することを決議した。⁴³その後、モン

41 House of Commons, *The Times* (May 23, 1838).

42 Negro Apprenticeship, *The Times* (May 23, 1838).

トセラットと同じ状況にある他の植民地において蒙特セラットに追随する動きがあった。ネヴィスは1838年3月に、ヴァージン諸島は4月に、セント・クリストファーとセント・ヴィンセントは5月に、同様の決議をした。⁴⁴

グレナダでは、植民地議会のメンバーのほとんどがプランター自身ではなく、代理人あるいは管理者であったためやや遅れたものの、5月末に年季奉公人制全面廃止の決議をした。⁴⁵ トバゴは6月に同様の決議をした。⁴⁶ バルバドスは、1838年1月にマグレガー総督が年季奉公人制を8月1日に廃止したいと表明し、議会に諮ったところ、反対意見は少ししか出なかった。最終的には5月16日に廃止法が成立した。⁴⁷

トリニダード、ガイアナ、ジャマイカでは、年季奉公人制の期間を変更することに對して強い抵抗が存在した。

しかし、トリニダードの総督ジョージ・ヒルは、島のプランターたちはもし近隣の植民地において年季奉公人制が廃止されたらこの島でその制度を維持することはできないと考えていた。彼は7月に島内のいくつかの場所を訪れ、野外奉公人に法的には自由になるまでまだ2年あることを告げると、彼らは怒りをあらわにして、自分たちも8月1日以降はけっして働かないと断言した。プランターの一部は暴動を恐れてすでに島を離れていた。7月の最後の週、評議会メンバーのほとんどは、8月1日に奉公人が解放されることに同意した。⁴⁸

43 Papers Relating to the Measures Adopted by the Legislatures of Barbados, Montserrat, Nevis, Virgin Islands, St. Christopher, & St. Vincent, for the Abolition of the System of Apprenticeship on the 1st August 1838 *British Parliamentary Papers* (June 26, 1838), Vol. XLVIII, 1, p. 23.

44 *Ibid.*, pp. 27-32.

45 Papers Relating to the Measures Adopted by the Legislatures of Jamaica, British Guiana, Dominica, Grenada, & Tobago, for the Abolition of the System of Apprenticeship on the 1st August 1838 (August 16, 1838), *British Parliamentary Papers* Vol. XLVIII, 1, p. 12.

46 *Ibid.*, p. 14.

47 *British Parliamentary Papers* (June 26, 1838), Vol. XLVIII, 1, pp. 19-21.

ガイアナでも同様の事態がおこっていた。ジェームズ・スミス総督は、年季奉公人制はプランターにとっても奉公人自身にとっても利益があると確信していた。また、ガイアナの奉公人は世界のどの農民よりも暮らし向きは良いと考えていた。しかし、彼は1838年3月に死亡した。5月にバルバドス議会でその制度の廃止が決まったニュースは植民地中に大きな衝撃を与えた。プランターのなかでは、当初、この問題では完全に意見が分かれていた。しかし、最終的には、年季奉公人制の廃止の流れにこれ以上抵抗することは無駄で、譲歩が必要であるとの結論に至った。ドミニカから6月26日にジョージタウンに到着し、新たにガイアナ総督になったヘンリー・ライトはこの譲歩を受け入れた。⁴⁹

ジャマイカでは、スミス総督が1837年11月に、すべての関係者は年季奉公人制を廃止することに満足するであろう、と表明した。しかし、植民地議会はこれに反する法律を議決した。スミスはこれを拒否した。1838年5月、スミスは4月11日の本国議会で議決された修正法を受け入れることを表明した。彼はしかし、プランターやその代理人が黒人や教会を暴力的に破壊することを楽しみにしているのを知って、「彼らはまったくのところ狂っている」と非難した。黒人たちは本国からの反奉公人制運動の報告や他の植民地からの決議のニュースに興奮していた。一方、プランターやその関係者は、黒人が暴動に動くのをむしろ喜んでいた。なぜなら、それを暴力的に鎮圧し、自分たちの支配下に置くことができると考えていたからである。しかし、全体の趨勢は反奉公人制の方に傾いていた。6月にはスミスの演説に続いて議論が行われ、野外労働の奉公人も8月1日に解放されることになった。付帯条項として、老人や弱者は1839年6月1日まで現存の保有条件を与えられることになった。⁵⁰

スミスは、解放後の黒人たちの状況を整備することに心を砕いた。6月末

48 Green (1976) p. 158.

49 *British Parliamentary Papers* (August 16, 1838), Vol. XLVIII. 1, pp. 8-10.

50 *Ibid.*, pp. 3-7; Burn (1937) pp. 358-359.

ころ彼は42人の有給判事を選び、法律が適正に施行されるように監視する体制を整えた。7月初めには彼は、12の教区を訪れ、黒人たちに解放の準備をするようにさせた。8月1日がやってきたとき、スミスはスパニッシュタウンのキングスハウスの玄関に立って数千人の群衆に向かって祝辞を述べた。その日は暴動もなく、礼拝とお祭り騒ぎで過ぎていったという⁵¹。

7. おわりに

1838年8月1日をもって年季奉公人制が廃止され、奉公人は自由人となったが、その後プランターや元奉公人たちはどのようにになったのか、ジャマイカを中心に簡単に触れておきたい。

ジャマイカの人口は、1834年の時点で37万6,000人であったが、解放後少し経過した1844年には37万7,000人と見積もられている。1861年には44万1,000人と増加しているが、これには1840年代からシエラ・レオネやインドなどから導入された契約移民労働者が多少加わっている。解放後、出生率はやや増えているが、幼児死亡率は変わらず、全体の死亡率は低くなっている。⁵²

年季奉公人制廃止後、英領西インド全体のプランテーション経済はかなり落ち込んだ。たとえば砂糖生産は、1824-33年から1839-46年にかけて約36%減少した。ジャマイカのプランターの半分は賃労働制に適応したが、残りの半分は生産をとりやめたといわれている。しかし、ガイアナとトリニダードは逆に解放後もプランテーションを拡大している。ここにはすでに述べたインド人の契約移民が多数導入されたのである。したがって、砂糖生産も1840年代後半から増加している。

一方、数エーカー程度の小土地保有者の数は西インド全体で徐々に増えて

51 Burn (1937) p. 359.

52 Blackburn, R. (1988) *The Overthrow of Colonial Slavery, 1776-1848*, Verso, p. 464.

いる。元奉公人たちが取得した土地である。ジャマイカではその数は1838年に2,114人であったが、1845年には2万7,379人となり、1861年には5万人に増えている。ガイアナでは1851年に1万1,000か所の小さな農場に4万人の自由民が暮らしていると報告されている。トリニダードでは1849年にその数は7,000人であった。グレナダでは1845年に1,943人であったが、1853年には3,571人に増えている。セント・ルシアでは1845年に1,345人であったが、1853年には2,343人となっている。こうした自由人は農民としてほとんど自給的な生活をしていたのであるが、職人として生活していた自由人も比較的多く存在した。1844年にジャマイカには1万7,500人の職人がいた。同年バルバドスには1万2,000人の職人が、ガイアナには6,000人の職人がいた。⁵³

しかし全般的にはプランテーションで働く元奉公人の賃金労働者が多かったと思われる。ただし、女性の賃金労働者はプランテーションではほとんど見られなかった。男性の賃金労働者の賃金は1840年代にはそれ以前より改善されて1日1シリング以上になったとされている。年収では約15ポンドになる。ガイアナはこれより高く1日1シリング8ペンスから2シリングであったという。したがって、ジャマイカや他の西インドからガイアナに移民する労働者が多かったのである。ちなみに、英領西インドにおける職人の賃金は1日に2シリングから4シリングであった。

こうして全体的にみると、奉公人制廃止以降、元奉公人の状態は良くなっていったのではないかと考えられる。すなわち、さまざまな点で自由度が増し、労働の選択肢が増え、自立的な生活を模索できる状況がつけられていったのである。

53 *Ibid.*, p. 463.

第8章

西インドの奴隷とイギリスの労働者 ——アポリシヨニズムとチャーティズム——

1. 奴隷労働と賃労働をめぐる議論

イマニュエル・ウォーラーステイン (Immanuel Wallerstein) が、近代世界システムの分極構造を中核、半辺境、辺境という三極構造として捉えるとともに、それぞれにおける支配的な労働管理形態として順に賃労働、半強制労働 (典型的形態として分益小作制)、強制労働としたことはよく知られている。本章の論旨との関係で彼のフレームワークのなかでもっとも重要なことは、近代資本制社会における資本-賃労働関係の絶対性を破壊したことである。すなわち、資本主義世界経済システム内における労働形態の多様性を認知することになった。それはまた、資本制社会の一国史観的枠組みを後景に退かせ、世界経済システム内におけるその有機的連関を俎上にのせたのである。

しかしながら、近代世界における資本-賃労働関係を相対化したとはいえ、分極化した世界システムのなかではそれぞれの労働形態は概念的にも距離的にも遠く隔たったままである。たとえば、イギリスでは賃労働が支配的形態であり、そこから遠く離れた西インドでは奴隷労働が支配的形態であったというように。たしかに、ウォーラーステインは資本主義世界システムの、とりわけ「農業資本主義時代」の代表的な労働管理様式は奴隷制であり、労働力が商品であるという関係は奴隷制においてもっとも典型的に現れていた、

と述べている。¹この意味で彼は、奴隷労働と賃労働の近さも直感的に感じ取っていたといえる。

ここで賃労働と奴隷労働との距離の取り方を3人の論者を引き合いに出し、問題の所在を明らかにしたい。

まずロバート・マイルズ (Robert Miles) は、『資本主義と不自由労働』のなかで、資本制のもとでの不自由労働の諸形態を列挙し、そのなかでもっとも典型的な形態として奴隷労働をとりあげ、それを「自由な」賃労働と比較している。それによると、① 奴隷はその存在自体が商品であり、労働はその属性であるのに対して、賃労働者はその属性としての労働力が商品であり、人間そのものが商品ではないこと、② 奴隷は自己裁量権をまったく持たないのに対して、賃労働者は一定の自己裁量権を持つこと、③ 奴隷の労働生産性は、賃労働者のそれと比べて低いこと、④ 奴隷労働は主人のための労働として現象するのに対して、賃労働はすべて支払い労働として現象すること、以上4点にわたって指摘している。²

このような特徴付けは、奴隷と労働者について今日のわれわれが一般に抱いている差異を明確にしているが、こうした理解はマルクス (Karl Marx) の言説に依拠している。すなわち、「自由な」賃労働は、他の剰余労働や収奪形態と比べた場合、特殊な性格を有しているとマルクスは言う。『資本論』のなかで「二重の意味での自由な」労働について彼が規定しているところによれば、その二重性は、第1に生産手段からの自由であり、第2に自分の労働力商品を自由に処分できることである。すなわち、「自由というのは、二重の意味でそうなのであって、自由な人として自分の労働力を自分の商品として処分できるという意味と、他方では労働力のほかには商品として売るものをもっていなくて、自分の労働力の実現のために必要なすべての物から解

1 Wallerstein, I. (1979) *The Capitalist World-economy: Essays*, Cambridge Univ. Press. (藤瀬浩司・麻沼賢彦・金井雄一訳『資本主義世界経済——中核と周辺の不平等』I, 名古屋大学出版会, 1987年, 20ページ。)

2 Miles, R. (1987) *Capitalism and Unfree Labour: Anomaly or Necessity?*, Tabis Publications, pp. 27-31.

き放たれており、すべての物から自由であるという意味で、自由なのである。」³と述べている。

こうした理解は、彼の歴史認識を前提にしている。つまり、先資本制社会の「人格の依存」関係から解放されて出現した「自由な」賃労働者は、それと同時に自らの生活手段を生産するのに必要な生産手段からも切り離され、自己の生存と再生産のためには自らの唯一の商品価値を有する所有物たる労働力を市場で売却処分しなければならない。賃労働者は、その限りで労働力の買い手＝資本家を選択しうる自由を持っているのだ、と。

こうしてマイルズは、マルクスの言説に依拠し、賃労働と奴隷労働の差異を認めながらも、前者の「自由」が相対的な性格を帯びていることをも強調する。すなわち、賃労働は市場における強制力＝「経済内的強制」に従属しているという。他方、奴隷労働を典型とする不自由労働を、直接的な身体的強制や一般的な政治的・法制的（politico-legal）強制を伴う「経済外的」な支配関係のもとで収奪される労働と規定している。ここでは自由労働と不自由労働とは、絶対的な対立関係にある概念ではなく、相対的な対立関係にある概念なのである。つまり、「自由」そのものが一定の不自由さを伴う限定された自由でしかないことが、マイルズの言説の特徴といえる。

また、森健資は、以上のような自由労働と不自由労働の間隙をさらに縮めようとする。『雇用関係の生成』のなかで森は、賃労働者の自由が雇用主との関係においてはただ雇用契約の締結のみにあり、契約内容の決定にはほとんど自由がないことを強調している。そして、「賃労働者は自由であって奴隷は不自由であるということは、法の中にも現実の世界のうちにも見出し難い。」⁴と述べている。彼によれば、賃労働者と奴隷の差異は、18世紀後半以降の知的伝統が示すほどには明確ではなく、古代の奴隷制を基準にすれば、賃労働者も奴隷の一種にすぎないとされる。他方、雇用契約を結んだか否か

3 Marx, K. (1867) *Das Kapital: Kritik der politischen Ökonomie*, Vol.1. (大内兵衛・細川嘉六監訳『資本論』第1巻、大月書店、1968年、221ページ。)

4 森健資 (1988) 『雇用関係の生成——イギリス労働政策史序説』木鐸社、320-321ページ。

を基準にすれば、奴隷と賃労働者の差異は大きくなる。しかしながら、じつは雇用関係自体が奴隷制のなかから出現したために、奴隷制との繋がりをその内奥に留めているという。たとえば、雇用関係の核心にある命令とそれへの服従はそのことを暗示しているのだ、と。

また彼によれば、歴史的な事実関係から言っても、少なくともイギリス史においては18世紀前半まで Servant は、次の4つのカテゴリーを包含していたのである。つまり、① Slave, ② Domestic Servant, ③ Labourer, ④ Apprentice, である。ここでは奴隷と労働者は元来同じ範疇に入っていたことに注目すべきである。そして、「奴隷と賃労働者の区別が容易でないのにもかわらず、両者は対立するものであって、自由な賃労働者の存在は近代社会が自由な社会であることをよく物語っているという認識が、18世紀後半以降イギリスから全世界に広がっていった」⁵のはなぜかを問わなければならぬとしている。

最後に、松村高夫は「労働者階級意識の形成」という論文のなかで、E. P. トムスン (E. P. Thomson) が労働者の階級意識は共通する敵を認識することによって形成され、再生産されるとしたことに付加して、差別される他の集団との対比も重要であるとした。つまり、「差別意識は階級意識を形成・強化した不可欠の要因」であり、「貧民、犯罪者、精神病者に対する差別を基底にして、労働規律の強化の反面、自らはかれらと異なるのだとする意識が階級意識の形成に一定の役割を果たしたことは、否定できない」⁶ことを強調した。松村のこうした卓見を評価するとともに、この被差別集団のなかに奴隷が存在するのではないか、という仮説を立ててみたい。

以上のように、奴隷と賃労働者とは一般に対極に位置する概念であると考えられてきたし、現在もそう考えられているが、実はそうではなく、両者がかなり近い位置にあることがわかった。そして歴史的にみると、両者はまっ

5 同上, 321 ページ。

6 松村高夫 (1989) 「労働者階級意識の形成」柴田三千雄ほか編『世界史への問い 4 社会的結合』岩波書店, 243 ページ。

たく同じ所から出発し、ある一定の条件のもとで枝分かれしていったというべきである。この枝分かれがどのように生じたのかを、以下の論考で考察したい。

分析の対象は、18世紀終わりから19世紀前半までのイギリスにおけるアボリショニズムとチャーティズムである。その歴史的経緯をたどるとともに、両者の対立と協調という具体的な運動の展開のなかで現れた主要な言説の意味を推し測りたい。また、奴隷と労働者に対する評価の転換について経済学史的なアプローチも試みたい。

2. アボリショニズムとチャーティズム

奴隷制という視座から大西洋世界を眺めると、すでに述べたように18世紀は奴隷制あるいは奴隷貿易がもっとも栄えた世紀であったのに対して、19世紀はそれが衰退し、廃止されていった世紀であるといえる。この大きな風向きの変化をもたらすうえで中心的な役割を果たしたのは、イギリスであろう。

18世紀にイギリスは、西インドや北米の植民地の奴隷制プランテーションで砂糖、綿花、タバコ、米、藍などを生産し、そのほとんどを輸入し、一部を再輸出していた。また、そのための奴隷を大量に西アフリカや中西部アフリカから連行した。さらに付け加えれば、イギリスの奴隷貿易業者は自国の植民地に奴隷を運ぶだけでなく、フランス領、スペイン領などの自国以外の植民地にも奴隷を供給した。すでに述べたように、18世紀に大西洋を渡った奴隷のうち4割弱がイギリスの奴隷船によって運ばれたのである。

しかし、奴隷制や奴隷貿易がもっとも栄えていた18世紀の第4四半期に、イギリスにおいてはすでに奴隷貿易および奴隷制に対して公然と批判する勢力が台頭していた。すでに述べたように、1787年にロンドンで奴隷貿易廃止委員会が結成され、1807年に奴隷貿易が廃止され、1823年に反奴隷制協会が結成され、1833年に奴隷制が廃止され、1838年に年季奉公人制が廃止された。アボリショニストたちの勝利であった。

こうした奴隷貿易と奴隷制の廃止運動と並行してあるいはそれに続いて、チャーティスト運動が全国的な規模で展開された。イングランドだけでなくスコットランドやアイルランドにおいても一致した政治綱領のもとに結集し、その実現のために各地で様々な運動が繰り広げられた。人民憲章というその綱領は、1838年5月に公的に宣言されたものであり、成人男子普通選挙権、無記名投票、議員の財産資格の撤廃、議員給与の支給、平等選挙区制、議員の毎年改選を要求したものであった。これらの6項目の要求は、この国の政治過程に全市民が加わる権利を獲得しようとするものであった。⁷

この運動はしかし、1830年代初めに芽生えていた。1832年の第1次選挙法改正によって有権者数は以前と比べると5割増えたが、その恩恵を受けたのはブルジョワジーを含む中産階級であった。すべての女性と地方の大多数の成人男子とりわけ労働者は、投票から除外された。翌年の一般工場法では1日10時間労働制が実質的な要求項目になっていたにもかかわらず、結果は9歳未満の幼児労働禁止、13歳未満の児童労働の週48時間制、1日最高9時間制、18歳未満の夜業禁止など、不満足なものであった。また、さらに翌年の1834年に制定された「マルサス主義」的な新救貧法では、家族を単位とするいっさいの院外救済を停止し、労役所に収容されるためには家族が分離されることになった。

ところで、イギリスのアボリショニズムとチャーティズムの関係を扱った論文のなかでベティ・フレイドランドは、アボリショニストとチャーティストはそれぞれの運動の具体的局面で対立することもあったが、総体的にみると植民地の「黒人奴隷制」と本国の「白人奴隷制」（賃労働者）をどちらも廃止するという共通する課題に協調して取り組むことができた、と述べている。すなわち、奴隷制廃止や年季奉公人制反対闘争にアボリショニストが勝利したことは、チャーティストがその戦略を取り入れて、本国の労働者の状

7 Thompson, D. (1986) *The Chartists: Popular Politics in the Industrial Revolution*, Wildwood House. (古賀秀男・岡本充弘訳『チャーティスト——産業革命期の民衆政治運動』日本評論社, 1988年, 1-52ページ。)

態を改善するのに役立つとしている。⁸

植民地の「黒人奴隷」と本国の「白人奴隷」は、どのように対比されたのであろうか。1833年に奴隷制廃止法が成立した際に、チャーティストたちはその内容に猛烈に反対した。すなわち、本国の労働者の処遇をまったく等閑視して、遠く離れた植民地の黒人奴隷の処遇を改善したことに批判を加えた。あるいはもっと辛辣に、本国労働者の犠牲のうえに植民地の奴隷が解放されたと批判した。奴隷を解放するために奴隷主に補償される2,000万ポンドの出費は、労働者の負担になる、あるいは、「イギリスの白人奴隷の身体から抽出」することになる、と指弾した。J. R. スティーブンズはまた、児童労働者が2,000万ポンドを支払い、ジャマイカの黒人奉公人は8時間労働を享受している、と皮肉たっぷりに述べている。⁹

この時点において植民地の黒人の状態に比較して本国労働者の境遇の悲惨さがクローズアップされた。たとえば、煙突掃除の親方は、煙突に登る少年を買い、殴り、半ば飢え死にさせているとか、陸軍や海軍の兵士は、奴隷と同じように鞭で打たれているなどの叙述がみられる。他方、ジャマイカの奴隷は、1日の労働時間が9時間程度であり、土曜日の午後や日曜は休日、プランターから付与された「菜園」でバナナや芋類、野菜や果物などを栽培し、また家畜なども飼育していた。¹⁰これらは自給用に消費されただけでなく、余剰分は日曜市で売り捌くことができた。それを少しずつ貯めて、自分や家族の自由を買うこともできた。

また1833年以降、西インドの奴隷は、年季が終われば、完全な自由が得られる見込みがあったが、本国の労働者には境遇改善の展望はなかった。こ

8 Fladeland, B., (1982) "Our Cause being One and the Same": Abolitionists and Chartism," J. Walvin, ed., *Slavery and British Society 1776-1846*, The Macmillan Press, pp. 69-99.

9 *Ibid.*, p. 77.

10 西出敬一 (1989) 「ジャマイカ・プランテーション奴隷の生活——そのいくつかの側面」 矢内原勝ほか編『アフリカ・ラテンアメリカ関係の史的展開』平凡社, 45-70 ページ。

うして、イギリス労働者の不倶戴天の敵は反奴隷制協会のメンバーであるということになった。すなわち、彼らは、遠く離れた植民地の黒人奴隷を自由にすることに献身的な努力を傾けたが、本国の白人労働者の搾取にはまったく無関心であると刻印された。アボリショニストが奴隷の悲惨な境遇を宣伝すればするほど、イギリスの労働者は自分たちも同じ境遇あるいはさらに悪い境遇にあることを思い知らされた。

アボリショニストのなかには依然として本国労働者の状態について無関心をよそおうものもいたが、多くは彼らの状態の悲惨さに目を向け、チャーティスト運動に入っていった。スタージ (Sturge) 家のジョーゼフ (Joseph) とジョン (John) 兄弟、ジョージ・ステイーブン (George Stephen)、ジョン・アンジェル・ジェームズ (John Angell James)、ジョン・スコブル (John Scoble)、サミュエル・ロバーツ (Samuel Roberts)、ダブリンのジェームズ・ウェブ (James Webb)、エジンバラのジョン・ウィガム (John Wigham) らである。彼らは総じてアボリショニストのラジカル派に属していた。他方、チャーティスト運動の指導者たちも、労働者の虐げられた状態を改善するためにアボリショニストの戦術や成果を利用することが得策であると考えようになった。

歴史的に振り返ると、アボリショニスト運動とチャーティスト運動はある共通の政治的基礎を保有していた。18世紀末に奴隷貿易廃止委員会のメンバーの多くは、議会改革や参政権の拡大にも強い関心を持っていた。早くからアボリショニストの運動に関与し、在英黒人の境遇改善の問題に取り組んでいたグランヴィル・シャープは、奴隷制が西インドに残っているかぎり、本国の労働者もまた同じようなひどい奴隷制や抑圧的状况に巻き込まれるのは必然であるとして、奴隷と労働者とのあいだの密接な関係を認識していた。また、「チャーティズムの父」として知られるメジャー・ジョン・カートライト (Major John Cartwright) は、いかなる形態の奴隷制も人間性全体を侵害し、悪化させると断言した。

1834年の「新救貧法」に反対するアジテーションがチャーティスト運動の第一歩となった。労働貧民は事実上奴隷であり、西インドやアメリカ合衆

国の奴隷と比べて肉体的・精神的に良好な状態にあるとは決して言えない、と力説した。この法律のなかでもっとも批判に晒されたのは、貧民家族が切り離されることであった。新救貧法のもとでは、「マルサス主義」的な「人口の過剰」のリスクを回避するために、労働者の夫は労役所に連れて行かれ、妻と子供は別の収容所に隔離されることになっていた。家族離散の悲惨さのイメージは、アボリショニスト運動において広範に浸透していた。アフリカの海岸で無理やり家族から引き離され、奴隷船に乗せられる奴隷を描いた図像は、人々の心を捉えていた。今度は奴隷の代わりに労働者家族が引き離されようとしていた。したがって、この法律は「大英帝国における奴隷制の復活」を策謀するものだと批判された。

しかし、改革政府に入っていた一部のアボリショニスト、たとえば、ヘンリー・ブルームやハリエト・マーティノー (Harriet Martineau) などは、新救貧法の条文策定に加担し、擁護したとして、チャーティストから弾劾された。ウィリアム・コベットは、ブルームを「この大うそつきのふぐ野郎 (This great LYING PUFFER)」と非難した。ただし、他の多くのアボリショニストはこの法律に断固として反対した。『リーズ・マーキュリー』の編集者であったエドワード・ベインズ (Edward Baines) は、夫と妻の分離に反対の意見を述べ、シェフィールドの奴隷制反対運動の指導者であったサミュエル・ロバーツは、「自由ブリトン人」を貧困の罪で監禁することを「バスターユ牢獄」にたとえて非難した。彼らは、公式にはチャーティスト運動に参加しなかったけれども、いま述べた救貧法反対、あるいは10時間労働制、児童労働制限では共同歩調をとった。

以上のように、アボリショニズムとチャーティズムは、現象的には対立することもあったが、その基底において共通の課題に取り組んでいたといえる。それは、一言でいえば、「産業革命期」イギリスの社会改革をめざしたということであろう。奴隷解放、議会改革、参政権の拡大、監獄改革、日曜学校の普及、工場法の制定、教会法改正などの諸課題に多くの人々が草の根レベルで参加し、議会請願運動を主体的に取り組んだ。アボリショニズムとチャーティズムの歴史的な連続性については、さらに多くのことが実証されなけ

ればならない。

3. 労働者の誕生

ところで、アダム・スミスは『諸国民の富』のなかで、「すべての時代や国民についての経験から明らかなのは、自由人によってなされる仕事のほうが、けっきょくは奴隷によってなされるそれよりも安価になるということだ。」¹¹と述べている。ここでの「自由人」は、自由な使用人（サーヴァント）のことであるが、彼らが労働することによって賃金を得、それで独立した生計を営む存在であるので、この範疇に賃金労働者を含めてもよからう。ただし、アダム・スミスの時代には賃金労働者がまだ目立った存在ではなかったといえる。また、「安価になる」とは、奴隷に比べて自由人のほうが雇用者（親方）の経費負担が少なく、いわば作業効率が高いということである。

アダム・スミスはこのように自由人のほうが奴隷よりも効率的であると考えたのであるが、こうした評価は当時においてはむしろ異端であった。アダム・スミスに思想的影響を与えたと思われるモンテスキューは、「奴隷制なるものは自然に反しているが」「砂糖を産する植物を奴隷に栽培させるのでなかったら、砂糖はあまりに高価なものとなるであろう。」¹²と述べている。すなわち、アダム・スミスとは反対にモンテスキューは、熱帯地域では自由人よりも（黒人）奴隷の労働の方が経費負担が軽く、作業効率が高いとみなしていた。

また、ジェームス・スチュアートも同じく、奴隷労働は自由人の労働よりも安くつくと考えていた。彼は『経済学原理』のなかで次のように述べている。

11 Smith, A. (1776) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Vol. 1. (大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』(1) 岩波文庫, 1959年, 254ページ。)

12 Montesquieu, C.-L. de (1748) *De l'esprit des lois*. (野田良之ほか訳『法の精神』(中) 岩波文庫, 1989年, 58-61ページ。)

「製造業に従事する一団の奴隷を政治的な観点から考えてみると、彼らはすべてが仕事を与えられ、すべてが必要な物を供与されていて、その製造品が主人の手で市場に運ばれる時には、自由人によって作られた同じ種類の物よりはるかに安く提供されうるものと思われる。自由人の方は各人が自分の力で必要な物を調達しなければならぬし、またおそらく独立した家屋を、さらに妻と子を持っていて、それを維持・扶養することであろう。しかもこれはすべて勤労によるのであるが、この勤労は、労働以外にすることのない独り身の奴隷のそれより多くはおろか、それと同じだけでも生産することがないのである。……。砂糖諸島が雇用労働によって耕作されたとして、なにがしかの利益をあげることができるであろうか。」¹³

見られるとおり、奴隷の方が自由人よりも生計維持費が安いゆえに、奴隷主にとって利益が大きいとされている。

このようにスミスが当時の通説とは異なる見解を抱くようになる契機は何であったのかについてはひとまず禁欲して、ここではむしろ自由人の方が奴隷よりも効率的であるとする彼の理論的な構えのほうを問題にしたい。彼は次のように述べている。

「労働のゆたかな報酬が繁殖を刺激するように、それは庶民の勤勉をも増進させる。労働の賃金は勤勉への刺激剤であって、勤勉は、人間の他の性質と同じように、刺激をうけるのに比例して向上する。豊富な生活資料は労働者の体力を増進し、自分の境遇が改善され、おそらく晩年には安楽でゆたかにしていられるであろうという快適な希望があれば、それがかれを鼓舞し、その力を最大限に発揮させるのである。」¹⁴

ここでスミスは、高賃金が労働者の勤勉さを最大限に引き出し、それがいわゆる労働生産性を高め、雇用者にとっても利益になると説いている。他方、

13 Stuart, J. (1767) *An Inquiry into the Principles of Political Economy*. (加藤一夫訳『経済学原理』第2編(上), 東京大学出版会, 1981年, 19-20ページ。)

14 Smith (1776). (大内ほか訳, 255ページ。)

モンテスキューやスチュアートの場合は、自由人が奴隷に比べて生計維持費が高くなるがゆえに雇用者（奴隷主）の利益を小さくすると考えている。まことに好対照の議論であるといえる。

しかしながら、アダム・スミスの議論は、すでに述べたアボリショニズムのなかでの理論的言説として重要な役割を果たすことになった。ロンドン奴隷貿易廃止委員会のメンバーの多くは、彼の『諸国民の富』を読み、この著作が彼らの運動にとって強力な武器になると考えた。すなわち、奴隷労働に対する自由労働の優位性は、アボリショニズムをたんに人道的・宗教的理由からだけでなく、経済的理由からも正当化したのである。イギリスの国民的利益から考えても奴隷貿易や奴隷制を廃止すべきであるとの信念を彼らに授けることになった。

同様の言説は、1820年代における反奴隷制協会の東西インド産品の関税不平等をめぐる議論のなかにもみられる。たとえば、西インド産の砂糖にはトン当たり27ポンドの輸入関税がかけられていたのに対して、東インド産のそれには同37ポンドの関税がかけられていた。反奴隷制協会は、輸送条件や輸入関税などの点で、自由労働によって生産された東インド産砂糖が奴隷労働によって生産された西インド産砂糖よりも不利にもかかわらず、両者がイギリス市場で互角に競争している事実は、東インドにおける自由労働による砂糖生産の方が優っていること証明するものである、と主張した。すなわち、「自由労働は奴隷労働と比べて、国家のみならず奴隷を使用する資本家にとっても有利である」¹⁵と結論した。

こうした自由労働の奴隷労働に対する優位性を確証する言説にもかかわらず、現実の「自由な」賃労働者の境遇は「黒人奴隷のそれよりも10倍もひどい」とされたのである。「何故に本国の労働者はこうした状態に甘んじなければならぬのか。我々は、黒人ではなく白人で、本来自由であるにもかかわらず、黒人奴隷の境遇よりも悪いのはどうしてなのか。」現実の労働者

15 近藤尚武（1987年）「反奴隷制協会」の研究——19世紀前半イギリスにおける反奴隷制運動の一断面」『三田商学研究』第30巻第4号，91ページ。

の悲惨な状態と「自由な」賃労働の空想的なイデオロギーとのギャップを埋めようとする怨念的な熱情がチャーティズム運動に結集し、この運動の高揚をもたらしたと考えられる。他方において、「白人」対「黒人」、「労働者」対「奴隷」の対比のなかで「自由な」労働者は本来黒人奴隷よりも優れており、それゆえその境遇も黒人奴隷よりも良好でなければならなかった。こうした意識がチャーティズムやその後の労働運動の通奏低音となっていたのではないか。

労働者が「階級」として自らのアイデンティティを意識するとき、従来共通の敵として資本家「階級」に対峙することのみが強調されてきたが、それと同時に「他者としての黒人奴隷」を差別するなかで、自らのイメージを作り上げていったのではないか。すなわち、一方の労働者は、自由で自主的な意思を持ち、勤勉であり効率的であり、他方の奴隷は、不自由で他律的な意思を持ち、怠惰で非効率である、というステロタイプ化したイメージがこの時代に形成された。一口で言えば、白人の賃労働者は「文明」の側に位置し、黒人奴隷は「野蛮」の側に追いやられる図式である。

しかも重要なことは、現代の我々も馴染んでいるこうした図式が作り上げられただけでなく、それは現実の事態をも突き動かしたということである。すでに述べたように、労働者は「野蛮な」黒人奴隷よりもましな労働条件や生活条件を求めて闘うとともに、その過程で自らを「自由」で「勤勉」な労働者に仕立て上げることになった。この意味でD. B. デイヴィスが言うように、イギリスのアポリシヨニズムのイデオロギーが「労働規律と労働管理に関する緊急の国内問題に対応した」ものであり、それがイギリスの社会改革に一定の機能を果たすと同時にその社会秩序の安定に寄与したのである。¹⁶

16 Davis, D. B. (1975) *The Problem of Slavery in the Age of Revolution 1770-1823*, Cornell Univ. Press, p. 466.

終章

結語

1815年、イギリスはワーテルローの戦いによってナポレオン軍を破り、ヨーロッパ列強の先頭に立ち、大帝国を形成していた。しかし、それはまだ発展途上にあった。リンダ・コリーによれば、このプロセスを完成させるための課題が3つあった¹という。第1の課題は、カトリック教徒に市民として政治に参加する権利を与えることであった。これは、1800年の合同法に基づき連合王国にアイルランドを併合したことに直接起因していた。第2の課題は、議会改革であり、選挙権の拡大と議席の再配分を求める運動に応えるものであった。最後の課題が、奴隷解放であり、遠く離れた植民地の黒人に自由を与えることであった。1815年の時点でイギリス帝国内に住む住民は地球の人口のおよそ5分の1に拡大しており、彼らをいかに扱うかという文脈のなかに位置づけられた。

これら3つの課題は密接に関連し、奴隷解放に収斂していったともいえる。1800年の合同法によってアイルランドから100人規模の新たな議員がウェストミンスターに吸引され、彼らの多くが奴隷貿易廃止に動いたのである。カトリック解放が実現したのは1829年であり、イギリス市民のなかにカトリック教徒も含まれることを公然と示した。また、1832年に成立した議会改革法によって新興都市の新たな議員が誕生し、彼らの多くが奴隷制廃止を支持するとともに、奴隷制廃止反対派の議員の多くが落選することによって、1833年の奴隷制廃止が実現したのである。

1 Colley, L. (1992) *Britons: Forging the Nations 1707-1837*, Yale Univ. Press. (川北稔監訳 (2000) 『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会, 338-340 ページ。)

こうした改革運動は、監獄や精神病院の改革といった他の改革運動とともに、アメリカ独立戦争に敗北したことを契機にしている。リンダ・コリーによれば、アメリカ植民地を失うという不名誉なことがなぜ起こったのか、神から見るとどうなるのかを人々は考えたのだという。²「自分たちは腐敗しており、横柄で、仲間のプロテスタントと戦ってしまったためだと考えた。」神は自分たちに罰を与えた、それがアメリカ植民地を失わせたのだ、と。ウィルバーフォースが1789年、下院で奴隷貿易廃止の議論が始まったとき、「われわれはみな罪深い。」と言ったのは、これを象徴的に示している。

アメリカ独立戦争以前に奴隷貿易・奴隷制に反対する潮流は存在したが、奴隷貿易はイギリス経済にとって必要不可欠であり、植民地のプランテーションの繁栄を支えている、とする議論にかき消されていた。しかしこの戦争以降、奴隷貿易と奴隷制に反対することは、不名誉な事態を二度と招かないための防波堤になりうること、また、神の恩寵に應える民になりうることを人々は感じ始めたのだ。ダラム（Durham）主教は、1807年の奴隷貿易廃止の議論に際して、「われわれは、悪しき行いを続けていることによって、いかに神の守護を失ってしまったかに気づくべきである。」と語った。まさにアメリカ独立戦争敗北の反省からアボリショニズムが始まったと言える。

奴隷制反対を支持した階層は多岐にわたっている。職人や労働者は、抑圧されている状況への共感から奴隷制に反対した。雇用主あるいは経営者は、奴隷労働が自由市場経済を貶めているという認識からアボリショニズムを支持した。ラジカル派は、奴隷制反対を人間の権利全般に高めるためにこれを支持した。また、支配階級の一部は、イギリスの政治システムが自由に適合的なものであるという確信を強めるためにこの運動を支持した。そして女性たちは、これまで疎外されてきた政治的問題に直接参加するためにこれを支持した。

対外的には、イギリスはフランスに代わって、奴隷貿易廃止に突き進むことによって自由の御旗を掲げることができた。フランスは革命の過程で

2 同上、369ページ。

1794年に奴隷制を廃止したが、ナポレオンが1802年に奴隷制を復活させたために、自由の旗印を消滅させた。また奴隷制に反対することは、イギリス人がヨーロッパでもっとも自由を愛する国民であることを内外に印象づけることになった。それは1688年の名誉革命以来イギリス人が持ち続けてきた伝統的な性格なのだ、と内外に認識させることになった。リンダ・コリーは、奴隷貿易に反対する最初の請願運動が名誉革命の100年後の1788年に起こったことは偶然ではない、と説いている。アボリショニズムによって伝統と革新が手を結んだのである。ある大法官は1807年に、奴隷貿易をやめることは、神とヨーロッパを照らす明けの明星であるわが国にとっての義務である、と述べている⁴。

アボリショニズムの成功は、イギリスの他の諸国に対する優越感を支える基盤となり、イギリスの国力が軍事力や工業力だけでなく、宗教や自由精神、道徳のうえにも築かれていることを証明することになった。多くのイギリス人にとって、奴隷貿易と奴隷制の廃止は、自らの存在の重要性や慈悲深さを感じさせ、また自由の庇護者であることを自覚させた。アメリカ独立戦争敗北の反省によって立ち直り、自信を取り戻すことができたのである。

イギリスは、ウィーン会議以降、他国の奴隷貿易を阻止するために外交的・軍事的圧力をかけた。その結果、19世紀最大の奴隷輸入国であったブラジルとキューバへの奴隷貿易を廃止に追いこむことができた。しかし、この圧力はさらに継続され、新たな展開を迎えた。すなわち、アフリカ沿岸や内陸でいまだ行われている奴隷貿易に対して外交的・軍事的圧力をかけたことである。たとえば1850年、ベニン湾岸のラゴス王は奴隷貿易の続行を表明したために、イギリス海軍が海上封鎖を行い、時のラゴス王を退位させた。パーマストーンは翌年、「海賊および略奪の巢窟としてのラゴスの破壊は、文明化した諸国民に委ねられた義務」だと表明した⁵。奴隷貿易は海賊行為とさ

3 同上、370ページ。

4 同上、375ページ。

5 布留川正博（2019）『奴隷船の世界史』岩波新書、220ページ。

れ、国際法のもとでは海賊は人類共通の敵とされ、19世紀半ば以降、イギリスを先頭にヨーロッパ各国は、奴隷貿易を制圧するという掛け声のもとにアフリカに侵入していったのである。この方向性はすでに、イギリスがシエラ・レオネを植民地化したことによって示されていたわけである。

あとがき

今から二十数年前、同志社大学から在外研究の機会が与えられて、イギリスのヨーク大学の客員研究員として赴任した。スーパーバイザーは歴史学部のジェームズ・ウォルヴィン（James Walvin）先生であった。毎年のように著作を発表されている近代奴隷制研究の大家である。先生は着いて早々の私を連れ出し、ヨークの町を案内してくださった。ヨークミンスターやクリフォードタワー、ローマ時代に建設された城壁などを巡り、私に理解できるようにゆっくりとした口調で説明をしてくださった。顎髭をたくわえたあのこやかな笑顔が思い出される。

私がイギリスのアポリシヨニズムに関心をもち、研究したいことを告げると、先生は、様々な文献を紹介してくださり、また、ヨークにはクウェイカー教徒が集まるフレンズ・ミーティング・ハウスがあることを教えてくださった。そして私は、クウェイカー教徒に関する文献を読みながら、現代のクウェイカー教徒の活動を知るために、日曜日に開かれている「サイレント・ミーティング」に参加するようになった。その様子は次のようであった。

1時間ほど瞑想するのであるが、その間に会員の方々が心に浮かんだことを告白していくのである。話されている内容をすべて理解することは難しかったけれども、あるとき、たぶん7月のことであつたと思うが、ひとりの女性会員が広島原爆のことについて話された。クウェイカー教徒は現在でも世界平和の問題に関心があるのだなと感心した次第である。

さて、この時から私は、イギリスの奴隷貿易・奴隷制廃止運動の研究をスタートさせるのであるが、研究をまとめあげるまでにこれほどの時間がかかるとは思っていなかった。本書で一応の区切りをつけたつもりであるが、まだまだ残された課題はたくさんある。とくに第8章の「西インドの奴隷と本国の労働者」に関しては、なお実証的解明の余地があると思う。また、アポリシヨニズムが体制内化して以降、奴隷貿易廃止がヨーロッパ各国のアフリカ分割に果たした役割については大きな課題として残されている。

ともあれ、本書をまとめあげるまでには多くの方々にお世話になってきた。すでに触れたウォルヴィン先生をはじめ、龍谷大学名誉教授の池本幸三先生には私が大西洋奴隷貿易の研究を始めたころからご指導をいただいている。また、同志社大学大学院経済学研究科在学中は、今は亡き入江節次郎先生や藤村幸雄先生にご指導を賜った。すでに触れた在外研究中にはとくに藤村先生からたびたびお手紙や新聞の切り抜きを送っていただき、励まされたことを思い出す。さらに、お一人ずつ名前をあげることは差し控えるが、経済学部の教職員の方々には本書を刊行するうえでご支援をいただいた。感謝の意を表したい。

また私事ではあるが、妻の恵玲をはじめ息子の宗一、娘の真^ま依^よには家庭内で影ながら背中を押されてきたように思う。ありがとうと言いたい。

最後に、有斐閣の藤田裕子さんには、図や索引の作成などの編集作業で大変お世話になった。感謝申し上げたい。

2020年2月

豊中にて

布留川 正博

初出一覧

序章 書き下ろし

第1章 「エリック・ウィリアムズの〈衰退理論〉再考——奴隷貿易廃止期における英領西インドの経済」『経済学論叢』（同志社大学）第54巻第4号，2003年3月。

第2章 「イギリスにおける奴隷貿易廃止運動——London Abolition Committeeの活動を中心に」『龍谷大学経営学論集』第37巻第4号，1998年3月。

第3章 「イギリスのアポリショニズムとシエラ・レオネ植民地」『経済学論叢』（同志社大学）第57巻第4号，2006年3月。

第4章 「19世紀前半シエラ・レオネにおける解放アフリカ人」『経済学論叢』（同志社大学）第60巻第3号，2008年12月。

第5章 「近代奴隷制崩壊へのプレリュード——19世紀前半におけるブラジルの奴隷貿易とその廃止」池本幸三編『近代世界における労働と移住——理論と歴史の対話』阿吽社，1992年。

第6章 「イギリスにおける奴隷制廃止運動——漸進的廃止から即時廃止へ」『経済学論叢』（同志社大学）第62巻第1・2号，2010年9月。

第7章 「イギリスにおける年季奉公人制の廃止：1834—38年」『経済学論叢』（同志社大学）第64巻第3号，2013年3月。

第8章 「西インドの奴隷とイギリスの労働者——アポリショニズムとチャーティズム」西川長夫・原毅彦編『ラテンアメリカからの問いかけ——ラス・カサス，植民地支配からグローバリゼーションまで』人文書院，2000年。

終章 書き下ろし

* 本書を執筆するに際して，上記の諸論文に加筆・修正を施した。

索引

事項索引

ア行

- アバディーン法 114, 145
アフリカ協会 102-105, 121, 134, 166, 168, 170
アフリカ(人)の文明化 53, 105, 120, 124
アフリカ文明協会 211
アフロ-西インドシステム 29
アポロシヨニスト 2, 4, 12, 13, 21, 54, 85, 102, 130, 165, 166, 185, 232, 233
アポロシヨニズム 12, 86, 119, 140, 162, 229, 230
アメリカ独立(戦争) 3, 6, 22, 24, 25, 27, 31, 32, 35, 88, 152, 240
アンゲリカン 54, 55, 58, 59
アンティグア貧困黒人救済協会 141, 180, 181
イギリス海軍 1, 101, 107, 109, 113, 141, 142, 145, 168
イギリス国教会福音主義派(クラバム派, クラバム・セクト) 1, 5, 6, 15, 17, 41, 54, 55, 57, 58, 60, 85, 93, 94, 100, 102, 103, 165, 166, 171, 196
イギリス産業革命 8
イギリス製品の輸出先 37
イギリスの外交政策 108
イギリスの外交的・軍事的圧力 140
移出入奴隷数 163
移動弁士 183
移民 129-133
インド人 87
ウィリアムズ・テーゼ 8, 24
ウィーン会議 141, 241
エクセター・ホール 216, 218, 219
エンジェーニョ 138, 155
カ行
海事法廷(海事裁判所) 101, 111, 113, 114
解放アフリカ人 100, 106-108, 118, 120, 121, 124
解放奴隷 127, 128
カトリック解放法 192
家内奴隷 87, 148
議会改革法 192
議会請願キャンペーン 65
議会への請願署名 2
キシー病院 116
偽装された奴隷制 207
教育活動・教育的訓練 122, 123, 125, 127
教区 125, 126, 173
金生産 156
近代世界システム 225
クウェイカー教徒 1, 5, 17, 42-44, 46-50, 58, 60-62, 64, 90, 165, 171, 178, 185, 196
——の中心的教義 45
クラバム派(クラバム・セクト) →イギリス国教会福音主義派
クリスマス反乱 →バプティスト反乱
クルーメン(クルー人) 119, 132, 133
クレオール 15, 75, 87, 132
啓蒙の時代 75
ケイロス法 146
原罪の否定 45
合同委員会 109-111, 114
合同法廷 111-113, 114, 141
合法貿易 93

国際反奴隷制協会 211
黒人解放中央委員会 216
黒人友の会 72
黒人奴隷革命 156
黒人奴隷の使い捨て 138
黒人貧民救済委員会 89, 90
黒人口イヤリスト 89, 95, 100
国内奴隷貿易 137, 160-162
コーヒー 29, 32, 37, 109, 139, 143, 144,
154, 156-158
コーヒープランテーション (ファゼンダ)
28, 147, 158, 159, 162
雇用システム 102

サ行

在英黒人人口 87, 88
在英黒人問題 42, 85, 86
砂糖 37
——の過剰生産 23, 34, 81
——の不買運動 17, 74, 75, 79
砂糖価格 10
砂糖産業 156
砂糖市場 34
砂糖生産 9, 10, 23, 27, 28, 38, 156, 174,
222
砂糖プランテーション 56, 74, 109, 138,
159, 187
サマーセット事件 5, 14, 42, 62, 90
サライーヴァ・コテジベ法 161
産業革命 3, 8, 11
産業資本家 39
産業資本主義 7
シエラ・レオネ会社 93, 95, 96-98, 103,
105, 120, 121, 123, 134
シエラ・レオネ計画 91
ジェンキズ商会 153
ジェントルマン資本主義 24
地主ジェントルマン階級 196
社会改革プログラム 49
宗教活動 122
宗教的倫理 47, 48

私有財産権 42
重商主義帝国 3
自由人 234
自由な賃労働者 227
自由労働イデオロギー 11, 13
自由労働と不自由労働 227
自由労働の奴隷労働に対する優位性 236
商業資本主義 7, 8, 24, 39
植民地議会 172, 173, 219
植民地形成 85, 86
植民地主義者 100
植民地省 128, 129
植民地政府 189
植民地物産 27
『諸国民の富』 22, 236
女性 76, 167, 178-185, 213
女性協会 181, 182
署名活動 66, 67
新救貧法 230, 232
人口 85, 87, 88, 115, 166, 174, 175, 187,
222
新工業製品市場 29
人口センサス 115
審査法 49, 192
人道主義 (者) 4-6, 21, 46, 52, 53
新特許状 (チャーター) 98
スス人 123
請願署名運動 77
全国的キャンペーン 41
漸進的奴隷貿易廃止法案 78
セント・アンドリュース矯正所 214
セント・ヴィンセント 201
セント・ジョージ湾協会 93, 94
千年王国主義 48
即時奴隷制廃止の動き 178

タ行

第一次キャンペーン 67
大衆的な宣伝活動 64
大西洋奴隷貿易 137, 149
第二次帝国 3

- 第二次マ alun 戦争 99
 ダーウェント号事件 104
 タスクワーク (制) → 出来高仕事制
 拿捕された奴隷船 108-110
 ダンモア宣言 88
 地域別奴隷輸入数 139
 チャーター → 新特許状
 チャーティスト (チャーティズム) 19,
 229, 230, 232, 233
 賃金労働 (者) 13, 18, 223, 227
 賃労働と奴隷労働との距離 226, 227
 帝国主義者 86
 出来高仕事 (タスクワーク) 制 200, 202
 テストン教区 55
 テストン・サークル 55, 56, 58, 59
 テムネ人 92
 甜菜糖 35
 伝道協会 123
 天然痘 124
 逃亡奴隷 → マルーン
 トーリー 192
 ドルベン法 68
 奴隷
 — どうしの結婚 138
 — にされる方法 148
 — の国内移動 160
 — の人口 166, 174, 187
 — の登録制度 168-170
 — の悲惨な境遇 51
 — の品位 172
 — の輸出先 111
 — の労働・生活条件 51, 173, 175
 奴隷解放法 193, 195
 奴隷価格 143
 奴隷狩り 90, 92, 149
 奴隷商人 149, 152
 奴隷制の漸進的廃止 179
 奴隷制廃止 21, 86, 166
 奴隷制廃止協会 69
 奴隷制廃止法 167, 197
 奴隷制プランテーション 14, 32, 56, 138,
 143, 144, 154, 156, 159, 229
 奴隷制擁護論者 13
 奴隷船 150
 — の監視と取り締まり 101
 — の惨状 68
 アメリカ製の— 152
 拿捕された— 108-110, 149
 奴隷船ブルックス号の凶面 69-71
 奴隷男女比不均等 138
 奴隷主 → プランター
 奴隷廃止法 2
 奴隷反乱 15, 18, 28, 167, 175, 186
 ジャマイカの— 2, 15, 186, 187
 デメララの— 176, 186
 バルバドスの— 186
 奴隷貿易 102
 — の規模 30
 — の利潤率 31
 国内— 61, 160-162
 非合法の— 150
 奴隷貿易監視船 113
 奴隷貿易商人 73
 奴隷貿易全面廃止の法案 83
 奴隷貿易廃止 1, 21, 67, 108
 — の条約 1
 奴隷貿易廃止委員会 67
 奴隷貿易廃止運動 41, 79, 86
 奴隷貿易廃止反対派 83
 奴隷貿易廃止法 (案) 1, 65, 80, 101, 165
 — の奉公人条項 104
 奴隷貿易利潤論争 30
 奴隷輸出禁止 81
 奴隷輸出数 31
 奴隷輸入数 161
 ナ行
 ナポレオン戦争 32
 ナポレオンの専制 14
 西インドインタレスト 56, 171, 192
 西インド経済の衰退 10, 16, 21, 39, 75

西インド産砂糖不買運動 41
西インドのシェア 29
西インドの重要性 36
西インドの人口 175
二重の意味での自由な労働 226
日曜学校設立運動 58
日曜日 172, 173, 176, 201
乳児死亡率 138
年季契約移民 129
年季奉公人 (制) 2, 18, 104, 106, 118, 120,
127, 128, 133, 141, 194-201, 203, 207, 216-
220
——全面廃止決議 220
ノヴァ・スコシア人 49, 96, 98, 116, 121,
123
ハ行
ハイチ革命 156
白人奴隷制 (賃労働者) 230, 231
パークレー銀行 61
パサーストの回状 172
ハーピー号 97
ハーフウェイ・ツリー作業所 214
バプティスト 15
バプティスト派の牧師 191, 196
バプティスト反乱 (戦争, クリスマス反乱)
15, 167, 186
パーマストーン法 114, 145, 152
反奴隷制協会 2, 18, 45, 167, 168, 170, 171,
173, 177, 182, 193, 207
——の女性組織 182, 183
万人平等主義 46
非野外労働者 200
ファゼンダ →コーヒープランテーション
福音主義者 6
福音伝道協会 58
不自由労働 201
ブラジル市場 151
ブラジル船・艦隊 109, 147
ブラジルの独立 141
ブラジルの奴隷貿易禁止 142

ブラジルへの奴隷輸入 140
ブラック・カリブ 33
フランス艦隊 96
プランター (奴隷主) 127, 128, 199
——に対する補償 194, 198
——の私有財産権 167
プランテーション 9, 32, 128, 166
プランテーション経済体制 87
プランテーション作物 32
フレンズ会 (派) →クウェイカー教徒
ホイッグ 192, 193
貿易総額 (イギリス) 25
奉公人 (制) →年季奉公人 (制)
ポルトガル船・艦隊 109, 147
マ行
マクスウェル社 153
マラリア 121
マルクス派 8
マルサス主義 233
マルーン (逃亡奴隷) 17, 87, 98-100, 116,
123, 134, 190
マンスフィールド判決 87
マンチェスター・グループ 66
民兵組織 189
ムーア人 87
メソジスト派 6, 103, 122, 123, 191, 196
綿花 (生産) 27, 29, 32, 37, 160
綿花プランテーション 153
ヤ行
野外労働者 197, 200
有給判事 202, 204-207, 212
ラ行
ライト商会 153
ラジカル派 13, 213
ラテンアメリカのシェア 37
ラム酒 37
労働移民 129
労働管理様式 225
労働時間 200
労働者の状態改善 232

- ロンドン奴隷貿易廃止委員会 1, 41, 42,
50, 52, 60, 62-65, 67-69, 73, 76, 78-80, 83,
84, 165, 236
ロンドン奴隷貿易廃止再建委員会 80
Agency Anti-Slavery Society 186
Agency Committee 123, 178, 183, 185,
186, 192, 211
CMS 124-126, 228
The Case of our Fellow-Creatures 51-
53, 60, 62

人名索引

ア行

- アーウィン, J. 91
アダム, T. 57
アデントン, H. 78
アンステイ, R. 31
池本幸三 88
ウィガム, J. 232
ワイトモア, T. 23
ウィリアムズ, E. 6-11, 15, 16, 21-25,
29, 30, 34, 35, 37, 39, 151
ウィルバーフォース, W. 4, 5, 7, 8, 17,
54, 59, 63-65, 68, 69, 72, 73, 76-82, 84, 85,
93, 103, 104, 134, 168, 170, 182, 185, 195,
211, 219, 240
ウィルモト, J. E. 216
ウェズリー, J. 6, 49, 94
ウェッジウッド, J. 64
ウェブ, J. 232
ヴェン, H. 94
ヴェン, J. 6, 94
ウォーカー, S. 57
ウォーカー, T. 66
ウォーラスティン, I. 225
ウォーレン, G. 122
ウッズ, J. 42, 50, 52, 61-63
ウルマン, J. 43, 47, 53
エルティス, D. 140, 146, 150, 151
エルドン卿 83
オーウェン船長 111
オコンネル, D. 212, 213, 216
オズボーン, R. 214
オデイ, J. J. 35, 36
オールドフィールド, J. R. 66

カ行

- ガスリー, G. 188
カーティン, P. D. 148

ガードナー, R. 188, 190
カートライト, M. J. 232
ガーニー, H. 61
カニング, G. 171
ガビー, R. 131
カブラル, P. A. 138
カルドーズ, C. F. S. 138
キャンベル (大工) 188
クックワージー, W. 62
クーパー, T. 66
クープランド, R. 4-6, 8, 11, 21, 59
クラークソン, J. 95, 96
クラークソン, T. 6, 7, 13, 42, 43, 54, 59,
63-66, 68, 72, 74-76, 79, 95, 103, 106, 170,
179, 195
クラーク牧師 215
グラッドストーン, カミーナ 176
グラッドストーン, W. E. 213
クラッパー, J. 170
クラップ, J. M. 153, 154
クラレンス公 83
グラント, C. 54, 93, 103
グリゲノン, E. 189
グレイ, C. 83
グレイ, G. 192, 212, 213, 217, 219
クレイトン, M. 15
グレネルグ卿 218
グレンヴィル, W. 81-83
クローカー, C. 183
グロースター卿 (公) 103, 170
クロッパー, J. 23, 211
ケイン, P. J. 24
ゴードン, G. 151
コットン, W. 189
コベット, W. 233
コランバイン, E. H. 105, 106, 121, 122
コリー, L. 3, 239-241
コンドルセ 72

サ行

サフィールド卿 170

サマーセット (奴隷) 62
サンソム, P. 42, 63
サンディフォード, R. 43
サンドン卿 213
ジェームズ, J. A. 232
ジェニングス, J. 45, 64
ジミー王 92
シャープ, G. 6, 17, 42, 52, 61-63, 79, 85,
90, 92, 93, 95, 97, 98, 103, 105, 106, 134, 232
シャープ, S. 188, 189, 191
シャーロット妃 75
シュラー, M. 132
シヨア, J. 55, 103
ジョージ, D. 87
ジョージ3世 75
ジョージ4世 176
ジョリフ, W. 59
ジョンストン, A. 213
ジョンソン (奴隷) 188, 189
シングルトン, W. 127
スコウビー, E. 87
スコープル, J. 214, 232
スタージ, J. 211, 212, 214, 232
スタンリー, E. 193, 194
スチュアート, C. 183
スチュアート, J. 234, 236
ステイブラー, E. 52
ステイブン, G. 232
ステイブン, J. 6, 32, 38, 54, 80, 93,
129, 169, 170
ステイブンズ, T. R. 231
ステュワート, P. 213
スペディング, J. 206
スマイス, A. 61, 234, 236
スマイス, J. 68, 176, 221, 222
スマイス, W. 74
スミースマン, H. 89, 90, 91
スライゴ, H. P. 213
ソープ, J. 184
ソープ, R. 105, 106

- ソーントン, H. 55, 80, 85, 93-95, 102-104, 135
 ソーントン, R. 93
 ソーントン家 6, 23, 93
タ行
 タヴ, T. 188, 190
 タウンゼント, L. 179
 タールトン, C. 73
 ダンダス, H. 78, 82
 ダンモア卿 (J. マレー) 88
 チェンバレン, H. 141
 デイヴィス, D. B. 12, 14, 45, 76, 237
 デイヴィス, W. 122
 デイクソン, W. 76
 デイルウイン, W. 42, 50, 51, 60, 68
 デフォー, D. 5
 デュードニー, F. 183
 デューリング, H. 126, 127
 テンパリー, H. 10
 ドーズ, W. 96, 103-106, 152
 ドートリー, J. 203
 トム王 92
 トムソン, E. P. 228
 トムソン, G. 219
 トムソン, T. P. 103-106, 118-121, 183
 トムソン船長 92
 ドルベン, W. 68, 73
 ドレッシャー, S. 10, 11, 12, 16, 21, 22, 66
ナ行
 ナイムバナ王 94
 ナイレンドール, G. 123, 124
 ナポレオン 14, 32, 241
 西出敬一 99, 231
 ニブ, W. 191, 208, 210
 ノッツ, J. 50
 ノールス, T. 60
ハ行
 バーグ, W. 64, 74
 バクストン, T. F. 170-172, 211-213
 バークレー, D. 61, 62, 125
 バサースト, H. 122, 169, 172, 173
 バッキンガム, J. S. 212
 バッツ, R. G. 115, 118, 131-133
 ハードカスル, J. 103
 バートン, J. 42, 62
 バピントン, T. 80, 103, 182
 ハーベイ, T. 214
 パーマー, A. L. 216
 パーマストン (H. J. テンプル) 241
 浜忠雄 156
 ハリソン, G. 42, 50, 61, 79
 ハンウェイ, J. 91
 バンクス, J. 90
 ヒグマン, B. W. 174
 ビゴット, A. 81
 ピーターズ, T. 95
 ピット, W. 68, 73, 78, 81
 平田雅博 86, 87
 ヒル, G. 220
 ヒル, R. 206
 ピール, R. 39, 219
 ピント・ダ・フォンセカ 144
 ファーガソン隊長 190
 ファザーギル, S. 61
 ファルコンブリッジ, A. 64, 94-96
 フィリップ, J. 183
 フィリップス, J. 5, 42, 51, 61-64, 68
 フィリップス, R. 42, 61, 68, 79
 フォースター, B. M. 64
 フォックス, C. J. 64, 73, 81, 82
 フォックス, G. 43, 48
 フォックス, W. 74
 ブッシュャー, L. 124
 フーパー, J. 42, 62
 ブーブリ, E. 55
 ブラウン, C. L. 50, 54, 55, 60
 フランクリン, G. 13
 フランサ, A. F. 143
 フランシス, P. 73

布留川正博 138, 140, 156
ブルーム, H. 80, 170, 204, 212, 217-219,
233
ブレイドウッド, S. 87, 88
フレイドランド, B. 230
プレイフェア, W. 36
ヘイリック, E. 178, 185
ベインズ, E. 233
ベインズ, E. D. 205
ベセル, L. 110
ペッカード, P. 63
ペドロ 1 世 142
ベネゼット, A. 47, 49, 60
ベルナルディーノ・デ・サ 144, 145
ベルモア総督 189
ホア, S. Jr. 42, 50, 61, 68
ホイットフィールド, G. 94
ホークスベリー卿 80, 81
ポーティウス, B. 55, 58
ボニファシオ, J. 143
ホブキンス, A. G. 24
ボーモント, A. H. 213
ボールドウィン, E. 183

マ行

マイヤーズ, N. 87, 88
マイルズ, R. 226, 227
マクスウェル, C. W. 106, 107, 121, 122,
124
マグレガー総督 220
マコーリー, Z. 6, 23, 54, 80, 94, 96, 98,
102-106, 134, 170, 182, 183
マーシャル, W. K. 200
マッカーシー, C. 124-126
松村高夫 228
マーティノー, H. 233
マドン, R. R. 213
マリア・ダ・グロリア 144
マルクス, K. 226, 227
マンسفールド卿 62
ミドルトン, M. 55, 57, 59

ミラー, J. C. 149
ミラボー 72
モア, H. 55, 59, 182
モーニントン卿 78
森健資 227
モンテスキュー 51, 73, 234, 236

ヤ行

ヤング, W. 73

ラ行

ライト, H. 221
ラガッツ, L. J. 9, 10, 21
ラゴス王 241
ラDRAM, T. 104-106, 120, 121
ラムジー, J. 23, 52, 55-59, 64
リチャードソン, D. 140, 146, 150
リード, J. 207
ルシントン, S. 170, 213
レイナル, A. 51
レイノルズ, R. 62
レボウサス, A. 143
レボウサス, A. P. 143
レンナー, M. 123
ロイド, J. 42, 50, 51, 62
ロイド, M. 180
ロイド, S. 180
ロイド, W. 214
ロス, G. 206
ロック, J. 5
ロバーツ, S. 84, 232, 233

ワ行

ワイズ, H. 153
ワデル, H. 189

地名索引

ア行

アイルランド 44, 79, 80, 182, 183
 アシヤンテ 149
 アバディーン 132
 アフリカ 52, 82, 102
 アマゾニア 147, 148
 アメリカ (合衆国) 3, 27, 34, 69, 102, 152
 アルゼンチン 108
 アレンタウン 118
 アンギラ 169
 アンゴラ 109, 111, 148, 149
 アンティグア 210, 214
 イーストアングリア 67
 イングランド 11, 23, 75, 179
 インド 195, 222
 ヴァージニア 52, 88
 ヴァージン諸島 220
 ヴァソウラス 158
 ウイルバーフォース 118, 126, 132
 ウェスト・ブラミッジ 181
 ウェリントン 118, 126
 ウェールズ 75, 179, 182
 ウェンズベリー 181
 ウォータールー 118, 126
 ウォーリック 77, 184
 ウォルソル 181
 ウースター 65
 エジンバラ 44, 74, 232
 エスピリト・サント 146
 オーストラリア 91
 オヨ 149
 オランダ 101, 102, 108, 140, 165
 オランダ領ギアナ 81

カ行

ガイアナ 27, 32, 33, 38, 128, 130, 132, 133,
 167, 172, 174, 175, 204, 205, 214, 220-223

カーボ・ヴェルデ (諸島) 109, 149
 カリブ海 23, 109
 カルカット 182
 カロライナ 88
 カンタベリー 184
 ガンビア 116
 カンボス 109, 156
 ギアナ 81
 キシー 118, 126, 132
 ギニア 149
 喜望峰 109, 113, 114, 182
 キャンベルタウン 119
 キューバ 2, 9, 10, 28, 81, 109, 111, 114,
 150, 156, 157, 159, 241
 キングストン 174, 191
 グアドループ 34
 グアナバラ湾 156
 グラスゴー 77
 クラバム 55
 グランヴィル・タウン 92, 94, 95
 グレナダ 200, 220, 223
 グロースター 65, 118, 126, 131
 ケイマン諸島 169
 ケープ植民地 195
 ケント 50, 67, 118
 ケンブリッジ 77
 コヴェントリー 77
 コーク 50
 穀物海岸 90
 ゴレー島 107
 コーンウォール 61, 67
 コンゴ 111, 148

サ行

サヴァンナ 88
 サヴァンナ・ラ・マール 190
 サザンプトン 66, 182
 サセックス 67
 サリー 67
 サルヴァドル 146, 147
 サンタ・カタリーナ 146

サンダーランド 77
サントス 109, 146
サン・ドマング 15, 22, 28, 33, 36, 78, 156, 178
サン・パウロ (州) 18, 146, 156, 158, 159, 161, 162
シェフィールド 24, 64, 77, 233
シエラ・レオネ 1, 16, 17, 85-100, 101-135, 141, 142, 182, 222, 242
シエルプロ 119
シャーボーン 50
ジャマイカ 2, 9, 15, 17, 18, 22, 28, 29, 33, 38, 74, 83, 99, 100, 110, 127, 128, 130, 131, 133, 134, 167, 169, 172-174, 186-188, 190, 191, 203, 205-208, 210, 214, 220-223, 231
ジョージア 88
ジョージタウン 120, 221
スウェーデン 108
スコットランド 67, 76
ストーク・ニューイントン 61
ストラトフォード 184
スパニッシュ・タウン 110, 189
スペイン 2, 17, 101, 102, 108, 111, 140, 165
スルースベリー 65
セイロン 195
セネガル 107
セネガル川 148
セント・ヴィンセント 32, 33, 172, 200, 220
セント・キッツ 55, 204
セント・トマス 214
セント・ヘレナ 113, 195
セント・ルシア 200, 214, 223
タ行
ダブリン 50, 182, 232
ダホメ 149
チェスター 65
チェスターフィールド 77
チャールストン 88, 154

テストン村 59
デデイントン 181
デメララ 131, 175, 176, 186, 204
デンマーク 102
トバゴ 32, 200, 220
ドミニカ 209, 214, 221
トリニダード 27, 32, 33, 38, 83, 128, 130, 131, 169, 172, 209, 220, 222, 223
ナ行
西インド 1, 9, 13, 54, 58, 130, 131, 159, 168, 225, 231
ニジェール川 148
ニューイングランド 44
ニューキャッスル 50, 77, 181
ニューヨーク 44, 69, 88, 110, 114
ネヴィス 204, 220
ノヴァ・スコシア 17, 89, 95-100, 134
ノーウィッチ 50, 61
ノーサンプトン 77
ノースカロライナ 44
ノッティンガム 185
ノーフォーク 66
ハ行
バイア (州) 146-148, 150, 152, 156
ハイチ (サン・ドマング) 22, 28, 29, 33, 78, 155, 157, 178
バサースト 118, 131
バース 50
バターシー・ライズ 55
ハダースフィールド 77
バーチェル 191
ハバナ 110, 150
バハマ (諸島) 91, 169
バミューダ 195
バーミンガム 13, 24, 60, 66, 75, 179, 180, 181, 183, 184, 212
バーラム・コート 55, 57, 59
ハル 66, 77, 93
バルドック 184
バルバドス 58, 74, 153, 167, 169, 172, 173,

186, 205, 214, 220, 223
 パーンステイブル 184
 バンス島 96
 ビアフラ湾 111, 148
 東インド 23, 81
 フィラデルフィア 44, 49, 60, 61, 69
 プエノス・アイレス 103
 プエルト・リコ 109, 111, 157, 159
 フェルナンド・ポー 111
 フォーキンガム 184
 フォルタレザ 147
 ブラジル 2, 9, 10, 17, 27, 28, 81, 101, 108, 109, 111, 114, 137-163, 165, 241
 ブラック・リヴァー 190
 ブラム・シャーブロ 124
 フランス 17, 36, 79, 101, 102, 108, 140, 165
 ブリストル 50, 52, 64, 65, 182
 プリスマス 62
 フリータウン 95-98, 101, 109-111, 114-119, 122, 126, 131-134, 142
 ブリッジウォーター 65
 プリマス 74, 92, 182, 185
 ヘイスティンクス 118, 126
 ベドフォード 66
 ベニン 111, 149, 241
 ベネズエラ 108
 ペルナンブコ 147, 148, 156
 ベレン 147
 ペンシルヴァニア 43, 48, 72, 110
 ポーツマス 92
 ボルティモア 154
 ボルトガル 2, 17, 34, 101, 108, 140, 144, 165
 ホンジュラス 169
マ行
 マルティニーク 214

マンチェスター 11, 13, 24, 60, 64-67, 74, 77, 182, 185
 ミナス・ジェライス 156, 158, 159
 南アフリカ 109
 メイドストーン 44, 66, 67
 モーリシャス 38, 195
 モンテゴ・ベイ 186, 188, 189, 190
 モントセラット 204, 214, 219
 モンマス 65, 182
ヤ行
 ヨーク 50, 66, 118, 181
 ヨークシャー 24, 59, 67, 93
ラ行
 ラテンアメリカ 110
 ラムリー 132
 ランカシャー 27, 67
 リヴァプール 23, 24, 32, 50, 52, 60, 65, 73, 83, 170, 217
 リーワード諸島 172
 リオ・グランデ・ド・スル 162
 リオ・デ・ジャネイロ 18, 110, 112, 141, 143, 146, 147, 150, 156-159
 リーズ 64
 リベリア 119
 リボン 66
 リーワード諸島 74
 リンカンシャー 184
 ルアンダ 109, 149
 ルイスバーク 48
 レジェンド 118, 126, 131
 レシフェ 147, 150
 レスター 118, 126
 レディング 182
 レパント 27
 ロンドン 11, 17, 24, 42-44, 49, 50, 60-62, 66, 67, 75, 79, 88, 89, 95, 185, 216